

# 平成26年

## 島本町議会12月定例会議 会議録

平成26年12月15日 開議

平成26年12月17日 散会

平成26年12月15日 (第1号)

平成26年12月16日 (第2号)

平成26年12月17日 (第3号)

平成26年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号 (12月15日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○諸般の報告	4
○一般質問	7
・ 関 議員	8
・ 野村議員	17
・ 河野議員	22
・ 外村議員	34
・ 佐藤議員	46
・ 岡田議員	49
・ 川嶋議員	57
・ 戸田議員	66
○延会の宣告	77

第 2 号 (12月16日)

○出席議員	81
○議事日程	83
○開議の宣告	85
○一般質問	85
・ 平野議員	85
・ 田中議員	95
・ 村上議員	102
・ 清水議員	110
○第 7 号報告 平成26年度島本町一般会計補正予算 (第8号) の専決処分 について	118

○第 8 6 号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1 2 7
○第 7 2 号議案	大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	1 3 0
○第 4 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 3 1
○第 5 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 3 1
○第 6 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 3 1
○第 7 3 号議案	工事請負契約の締結について	1 3 4
○延会の宣告		1 5 9

### 第 3 号 (12月17日)

○出席議員		1 6 1
○議事日程		1 6 3
○開議の宣告		1 6 4
○第 7 3 号議案	工事請負契約の締結について	1 6 4
○第 7 4 号議案	島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 6 8
○第 7 5 号議案	島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について	1 7 5
○第 7 6 号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	1 9 2
○第 7 7 号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	1 9 3
○第 7 8 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	1 9 3
○第 7 9 号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 9 3
○第 8 0 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 9 号)	1 9 3
○第 8 1 号議案	平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 9 3
○第 8 2 号議案	平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	1 9 3
○第 8 3 号議案	平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 9 3
○第 8 4 号議案	平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 9 3
○第 8 5 号議案	平成 2 6 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 9 3
○第 4 号意見書案	乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書	2 5 7
○散会の宣告		2 5 8
※付議事件の議決結果		2 6 1

平成26年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 1 号

平成26年12月15日(月)

# 島本町議会 12月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 平成26年12月15日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策 部 長	島田 政弘	総務部長	柴山 則文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由岐 英
健康福祉 部 長	近藤 治彦	都市創造 部 長	水木 正也	上下水道 部 長	今中 良昌
消 防 長	木下 光平	教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美
総務部 財政課長	中嶋 友典				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田 暢	議会総務 課 長	猪倉 悟	書 記	村田 健一
書 記	小東 義明				

議事日程第1号

平成26年12月15日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

関 議 員 1. 島本町消防の広域化について

2. 広報しまもとの掲載記事について

野村議員 「学校施設等」の耐震化について

河野議員 1. 税と社会保障の一体改悪—介護保険改悪ストップ・町の年  
長者移送サービス復活を

2. 水無瀬駅前・住民ホール解体跡地活用は、住民参加の議論  
を

外村議員 1. 入札執行業務の改善、改革について

2. 清掃工場の包括運営に関する検討状況について

佐藤議員 島本町の観光への取り組みについて

岡田議員 1. し尿中間処理施設の広域化を

2. 水無瀬駅前広場駐車場

川嶋議員 1. 高浜幹線の交通安全対策について

2. 学校施設の整備・活用について

戸田議員 1. にぎわい創造への挑戦！ ～農と文化とブランド戦略～

2. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う(その  
2)

平野議員 売却した町有地に建設される遺伝子組み換え施設の環境保全に  
ついて

田中議員 ふれあいセンターの図書館の開館日並びに開館時間の拡大を求  
む

村上議員 1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却の動向

2. 入札制度の現状と改善策

清水議員 放課後の子どもの居場所について

日程第4 第7号報告 平成26年度島本町一般会計補正予算(第8号)の専決処分  
について

日程第5 第86号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第6 第72号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
 第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
 第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 第73号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第9 第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について
- 日程第11 第76号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 第77号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第78号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第80号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第9号）
- 第81号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第83号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第84号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第85号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

(午前 10 時 00 分 開議)

**平井議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、ただいまから平成 26 年島本町議会 12 月定例会議を開きます。

昨日、衆議院選挙が行われましたけども、開票事務等にあたられた関係職員の皆さん、また議員の皆さん、大変ご苦勞様でございました。今日から定例会議が始まりますけども、頭を切り換えていただきまして、慎重審議、またスムーズな議会運営に努めていただきますよう、冒頭、お願いをしておきます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から 12 月 17 日までの 3 日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番 村上議員及び 13 番 河野議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成 26 年度 9 月分及び 10 月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第 235 条の 2 第 3 項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

次に、総務建設水道及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、各委員長より、順次、ご報告いただきます。

まず、総務建設水道常任委員長から報告をいただきます。

**伊集院委員長（登壇）** おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の所管事務調査についてのご報告をいたします。

去る 11 月 13 日と 14 日の 2 日間で、福井県越前市と富山県富山市において調査研修を実施いたしました。参加者は総務建設水道常任委員会委員 7 人と、総合政策部長、都市創造部長及び議会事務局長の 10 人でございます。

第 1 日目の 11 月 13 日は、越前市において「里地里山保全再生事業について」をテーマとし、調査研修を行いました。

越前市は、福井県のほぼ中央に位置し、市の中央を北陸自動車道と国道 8 号線が縦断し、関西・中京圏の主要都市との交通の動脈となっています。面積は約 230 km<sup>2</sup>、人口約 8 万 3 千人の市で、周囲を 400～700m 級の山々に囲まれた盆地を形成しています。近年



はハイテク産業の企業が立地し、県下第1位の製造品出荷額を誇る産業都市として発展を続けているとのこと。

越前市は、平成17年に武生市と今立町が合併して誕生していますが、合併前の平成7年に、「環境への負荷が少ない持続的展開が可能な都市」を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、「武生市環境基本条例」が制定されました。また、平成16年度に西部地域が環境省の「里地里山保全再生モデル事業」のモデル地域として指定されたことを受けて、「人も生き物も元気な里地づくり地域再生基本計画」を策定し、市民と行政の協働により、先進的な里地里山の保全活動に取り組まれています。

越前市には、国の特別天然記念物に指定されているコウノトリが数回にわたり飛来した経緯があり、コウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとして位置づけ、里地里山と生物多様性の保全再生を通じ持続可能な社会づくりを行い、「生きものと共生する越前市」を目指されています。「コウノトリが舞う里づくり構想」は平成23年から概ね10年間の構想として策定し、里地里山の保全再生・環境調和型農業の推進と農産物のブランド化・学びあいと交流という、三つの方針に基づいた実施計画を定めておられます。

里山の保全再生については「郷(さと)の森 里楽の会」という市民等のボランティア団体が市有林の一部約14.3haを活動の場として、手作業による間伐、倒木の撤去や、歩道の整備、草刈り、ビオトープの整備やきのこ作りなどをされています。

森林整備については、本町においても、地域住民やボランティアと行政が協働して健全な竹林等の維持管理のため間伐等の整備を行ったり、企業との協定により間伐等の整備がされております。越前市の取り組みは、今後の本町の森林整備を進めるうえで参考になる事例ではないかと思えます。

翌14日には、富山県富山市において「コンパクトなまちづくりについて」をテーマに、調査研修を実施いたしました。

富山市は、人口が約42万人、面積は約1,241km<sup>2</sup>で、富山県の中央から南東部までを占め、北には豊富な魚介類を育む富山湾、東には雄大な立山連峰が、また西には丘陵・山村地帯が連なり、南は豊かな田園風景や森林が広がっています。

富山市では、人口減少や超高齢社会の到来など都市を取り巻く課題に対応し、「将来世代に責任が持てる快適で持続可能な都市」を実現するため、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進されています。

富山市が目指す「コンパクトなまちづくり」のイメージは、同心円の都市構造ではなく、徒歩圏を公共交通がつなぐクラスター型で、「お団子と串の都市構造」と表現されています。富山駅を中心に鉄軌道が6路線、路線バスは約100系統もの公共交通網が、放射状にネットワークを形成しています。

富山市は、世帯当たりの乗用車保有台数が約1.7台で全国2位という、過度に自動車に依存した状態が公共交通の衰退を招いていましたが、「歩いて暮らせるまち」の実現

に向けて様々な取り組みがされています。乗り降りがしやすい次世代型路面電車の導入や、公共交通を1枚のICカードで利用できるスムーズな乗降の実現、路面電車は同一日の4回目以降の運賃を無料とするサービスの導入など、利便性の向上と利用促進の工夫がされています。来年3月には北陸新幹線の開業を見据え、路面電車の南北接続事業を実施するなど、魅力あるまちづくりに取り組まれています。

以上が、今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しておりますので、これで総務建設水道常任委員会の調査研修の報告といたします。

**平井議長** 続いて、民生教育消防常任委員長から報告をいただきます。

**平野委員長（登壇）** 皆様、おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

去る11月20日に「地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて」をテーマに大分県杵築市へ、翌11月21日には「放課後質問教室について」をテーマに福岡県行橋市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、民生教育消防常任委員6名と議長、健康福祉部長、教育子ども部長、随員として議会総務課長の計10名でございます。

初日の11月20日に訪れました大分県杵築市は、大分県の北東部に位置し、平成17年に旧杵築市を含む三つの市町村が合併して誕生した市であります。総面積280.03㎢と、本町の約16倍の面積がありますが、人口は約3万1千人と、本町と同規模となっております。

杵築市の高齢化率は33.6%と、全国平均と比較しても非常に高く、来年度から始まる介護保険制度の改正に先立ち、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをいち早く行っておられます。法改正では、全国一律の介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市町村が行う新しい総合事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までに、すべての市町村で実施することになっています。

杵築市では、新たな総合事業で要支援も含め多様なサービスを組み合わせた支援に取り組まれており、その核となるのが、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議であります。埼玉県和光市の取り組みを取り入れ、平成24年から取り組まれている地域ケア会議では、高齢者のQOL——いわゆる生活の質向上のための支援を目的に、個別ケースの課題解決からネットワークの構築、地域課題の発見、社会資源の整備などを行っておられます。高齢者のQOL向上を図り、元気な高齢者を増やすことで、要介護認定者数の減、また介護保険料の上昇抑制を目指しておられ、説明では、介護予防給付費が3年前と比較して約3千万円減少、要介護認定者数も減少しているとのことでした。

地域ケア会議は毎週水曜日に開催され、個別アセスメントにより職員が一人ひとりのケースをしっかりと把握し、支援をされています。そのために、地域包括支援センターの職員を嘱託職員も含め13名と2倍に増やし、また高齢者の口腔ケアの重要性を考え、歯

科衛生士も雇用するなど、職員体制にも大変力を入れておられる様子が窺えました。

介護保険制度が始まり14年が経過いたしました。これまでのように全国一律に要支援者の支援を介護給付で補うことは、都市部と地方の様々な環境の違いにより限界となっており、それぞれの市町村が、地域の特性にあわせた高齢者支援を構築すべき時期に来ているとも言われております。今回の介護保険制度の改正により、市町村の役割が大幅に拡大することになりますが、いかに高齢者の尊厳を大事にしたシステムをつくるかが重要だということ、杵築市の実践に学ぶことができたのではないかと感じました。

次に翌日の11月21日は、行橋市で実施されている「放課後質問教室について」、教育委員会事務局の担当職員さんからお話を伺いました。

行橋市は人口約7万3千人、福岡県の北東部の地方拠点都市地域の中心都市であります。今回、研修させていただいた「放課後質問教室」は、基礎学力の定着など児童・生徒の学習支援、人権意識や人間関係力の向上を目指し、平成19年から教育委員会が主体となり実施されている事業です。

学力実態調査での結果に危惧を抱き、また保護者からの要望もあり始めた当該事業は、教育委員会が募集した教員OBなどの指導員が、放課後の空き教室を利用して、週に1回、児童・生徒の宿題などの学習指導を行うものであります。小学4～6年生と中学1～3年生を対象に市内全ての小中学校で実施されており、本年度の参加率は、小学生11.9%、中学生7.4%と、事業開始当初から比較すると若干減少傾向にあるようですが、塾や習い事などによる影響や、学校までの送迎を義務付けていることが、参加率が伸び悩んでいる原因ではないかと分析されておりました。

また、事業による効果についてお伺いしたところ、本年度、初めて実態調査をされたとのことで、本年度の教室申込者の多くが平均を下回る学力の者であったにも関わらず、前年度参加者の今年度の学力が平均並みとなっていることから、教室に参加することで学力向上に一定の成果があるものと分析され、来年度以降は回数を週3回に増やす予定とのこと。また子ども・子育て支援新制度開始に伴い、小学4～6年生の学童保育での受け入れが始まることもあり、学童保育との連携なども考えておられるとのことでした。

島本町においても、学校支援「ゆめ本部」が実施する放課後学習会など、放課後の児童・生徒の学習指導に力を入れておられますが、学童保育との連携などについては、今後の事業を進めるうえで参考になる話でありました。

以上が、調査研修結果の概要ですが、詳しい資料等につきましては議会事務局に保管しております。これで民生教育消防常任委員会の調査研修の報告を終わります。

**平井議長** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、関議員、野村議員、河野議員、外村議員、佐藤議員、岡田議員、川嶋議員、戸田議員、平野議員、田中議員、村上議員、清水議員の順で行います。

それでは最初に、関議員の発言を許します。

**関 議員**（質問者席へ） おはようございます。大阪維新の会・関重勝です。

職員の皆様方におかれましては、昨日に行われた衆議院選挙の投開票に引き続いての本会議となりますが、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

今年も残すところわずかとなり、この1年間を振り返りますと、今年もまた、たくさんの災害が発生いたしました。特に広島市で大雨による土砂災害が発生し、たくさんの方々の尊い命が失われましたことは記憶に新しいところです。行政としては、このような大災害から住民の命を守るためには、消防力の強化はもはや絶対に欠かすことができないものであり、そのためにも、今ある最高レベルの消防力を保持することが行政の責務であると考えます。それを踏まえて、消防の広域化について質問させていただきます。

1点目「島本町消防の広域化について」

平成18年7月12日に消防庁長官から、市町村の広域化に関する基本方針が示され、それに基づき北部ブロックでの広域化が検討されましたが、「現在の統合に向けた状況」は、どのようになっているのでしょうか。

**消 防 長** それでは関議員の一般質問のうち、1点目の「島本町消防の広域化」について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「現在の検討状況について」でございます。

平成18年の「消防組織法」の改正を受け、国が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を示され、大阪府では、平成20年3月に「大阪府消防広域化推進計画」が策定されております。島本町は大阪府北部ブロックとして、平成21年11月に消防広域化検討報告書が策定され、大阪府により各首長との調整を行っておりますが、その後も意見の集約には至らず、進捗がない状況となっております。

その理由といたしましては、周辺地域には、「基本指針」にありました管轄人口概ね30万人を超える高槻市、吹田市、豊中市が存在しており、それぞれがすでに充実した消防組織を持っていることから、広域化が進みにくい状況であるものと考えられます。

その後、国は平成25年4月に「消防組織法」に基づく同基本指針を改正し、広域化対象市町村の組み合わせを検討する際には、管轄人口概ね30万人規模の目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の実情を尊重することとされております。今後も府内の動向を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** 北摂地域におきましては、豊能町は箕面市と消防連携を図り、そして能勢町は豊中市と事務委託を行う計画をしておりますが、「大阪府下の広域運営の状況と、本町のような3万人規模での単独で運営している自治体」は他にあるのでしょうか。答弁願います。

**消 防 長** 次に、2点目の「大阪府内の広域運営の状況と、3万人規模での単独運営をしている自治体の運営状況」につきまして、ご答弁申し上げます。

近年、大阪府内の消防広域化の動きといたしまして、平成25年4月には、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の3市3町において「泉州南広域消防本部」が発足し、平成26年4月には、大東市・四條畷市において「大東四條畷消防組合消防本部」が発足しております。また平成26年10月には、河南町が富田林市消防本部に消防事務委託を行っております。

本町のように、単独による人口3万人以下の規模の消防本部につきましては、豊能町、忠岡町、二つの消防本部となっております。

以上です。

**関 議員** 消防長、時間に限りがございますので、質問の重複は結構です。

豊能町と箕面市の消防連携は、どのようなものなのでしょうか。

**消 防 長** 平成23年5月から、通信指令業務の共同運用を開始するなど、119番の受信や、消防車・救急車等の通信指令業務を箕面市消防本部指令センターで一体的に行っております。

以上でございます。

**関 議員** 枚方、寝屋川市、守口、門真など、比較的大きな自治体であっても広域での消防組合運営を行っているところが多数ございますが、その一番の理由はどのようなものなのでしょうか。

**消 防 長** 行財政上のスケールメリットが考えられるほか、災害事案発生時における初動体制の強化、統一的な指揮下での効率的な部隊運用、救急業務や予防業務の高度化及び専門化など、住民サービスの向上などが考えられます。

以上でございます。

**関 議員** それでは、高槻市と消防車両、指令台、あるいは装備品等のハード面での本町との格差はどれぐらいあるんですか。

**消 防 長** 消防行政には全国的に一定程度の水準が維持される必要があることから、市街地の人口、中高層建築物の状況、危険物施設の数等を考慮して、国が定める「消防力の整備指針」に基づき、各市町村が整備しているところでございます。

消防車両につきましては、島本町が8台、高槻市で56台を所有しております。主な車両の比較といたしましては、島本町では救急車2台、消防ポンプ自動車2台、はしご付き消防自動車1台に対しまして、高槻市では救急車12台、消防ポンプ自動車19台、消防はしご付き自動車につきましては4台を所有しております。また、両消防本部とも指令台システムを構築し、デジタル無線設備の整備は完了しているものでございます。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。消防学校の初任科を卒業した際には、どの市町村の消防士も同

じ実力のレベルであり、その後は3年、5年と、それぞれがその地域で災害、火災、あるいは救急対応等の経験値が個々の消防士の実力となりますが、幸いにも本町では火災等の出動件数が少ないために、消防士が実際の現場活動を経験する機会があまりありません。訓練では補えない現場指揮判断、あるいは悲惨な現場経験を目の当たりにしたメンタル等の対策は、どのように行っているのでしょうか。

**消 防 長** 職員の資質の向上、消防体制の強化には、職員への教育訓練を継続的に実施し、災害に対する対応力の向上に努めております。島本町の現場経験で補えない部分につきましては、大阪市消防局における実務型受入研修に職員を積極的に派遣し、実火災における指揮活動、指令業務に携わり、人材育成に取り組んでおります。また、大阪市高度専門教育訓練センターにおける実火災体験型訓練施設を活用するため、ホットトレーニング指導者養成研修に派遣しております。

また、職員のメンタルケアにつきましては、島本町の産業医による健康相談や、専門カウンセラーによる相談窓口を活用するとともに、総務省消防庁における消防職員惨事ストレス対策に基づく診断を行い、研修会に職員を派遣いたしております。また、来年1月に実施される兵庫県心のケアセンターにおける惨事ストレス研修に職員の派遣申し込みを行っており、惨事ストレスの理解と予防に努めております。

以上でございます。

**関 議員** 本町の消防署は一つであり、高い志を持って消防士として任官した後、退職まで約40年間、同じ建物で、同じ職員の中で勤務することになります。組織論としては、アットホームな面はあるものの、組織である以上、後輩が先に昇任したり、職員同士が仲違いして関係が悪化し、同じ環境で勤務させることが困難な場合には、大きな組織では配置転換等の対策を取ることができますが、本町ではどのような対策を講じているのでしょうか。

**消 防 長** 本町の消防本部では一本部・一署、三つの課で勤務しております。階級、勤務年数、現場経験、昇任試験制度を考慮しながら人事異動を行うとともに、毎朝、管理職によるミーティング、月初めには係長以上による本部・署会議を行い、各課の勤務状況について連絡を密に取り、歪みのない職場環境づくりに取り組んでおります。また、必要に応じた役場内での人事異動もあり、人事交流を図っております。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。そしたら、具体的にお訊きします。もし、本町においてエボラ出血熱や伝染病患者等が発生した際には、今の本町の消防装備で安全に、完全に、対策を取ることはできるのでしょうか。

**消 防 長** エボラ出血熱・伝染病患者が発生した際には、本町の消防本部の資機材で対応可能となっております。感染症患者搬送につきましては、感染防止対策マニュアルに基づき対応いたしております。都道府県及び保健所など関係機関との搬送及び連絡体制が

構築されており、感染症予防対策・搬送などを実施することとなっております。

エボラ出血熱につきましては、消防庁からの通知に基づきまして、受信時に発熱状況を訴えた者には渡航歴の確認や自宅待機の要請を行い、保健所と連絡を取り、対応いたします。活動後につきましても、オゾンガス滅菌器、アルコール消毒薬などで車内消毒を行い、感染予防対策を行っております。

以上でございます。

**関 議員** 島本町消防と高槻市消防の1日の配備体制は、それぞれ、どれくらいの体制を整えているのでしょうか。

**消 防 長** 平成26年4月1日現在の消防職員の実員につきましては、島本町が40名、高槻市が321名となります。各消防本部が定める夜間等の最低人員は、島本町が10名、高槻市が80名となっております。

以上でございます。

**関 議員** 先ほど高槻市消防とのハード面での違いをお訊きしたときに、消防車両の保有台数とかでかなり差があるように感じましたけども、本町が高槻市消防本部と同じレベルの能力を有するために装備資機材を充実させるには、どれくらいの金額が必要なのでしょうか。

**消 防 長** すべての装備品を試算することは困難でございます。参考に、平成25年の消防費歳出予算によります比較を行いますと、島本町の消防費3億1,941万に対し、高槻市の消防費は31億5,490万2千円となっております。島本町の約10倍となっております。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。そうしましたら、高槻市消防は府内でもトップクラスの消防能力を有しており、大阪府下最大の消防組織である大阪市消防局と比較してもヘリの運用がないだけであると聞き及んでおります。このトップクラスの消防能力を本町でも使うことができるならば、これほど住民にとって心強いことはないのではないかと考えます。

住民の安全・安心をうたいながら、未だ学校の耐震化すらできていない状況にある中で、せめて今ある最高の消防能力を確保することは、本町の住民の命を守るためには必要ではないのでしょうか。

**消 防 長** 「基本方針」が改正され、地域の実情に応じた広域ができることについては、広域化を進めていくうえの一つの方法だと考えております。消防ニーズの高度化・多様化や財政状況等の環境変化を認識し、広域化のスケールメリットに対する共通認識が必要であります。

平成25年7月には、本町消防本部と高槻市消防本部で応援協定の枠組みで、境界付近の消防連携の強化体制を図っております。今後も広域化につきましては、府内の動向を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

**関 議員** 今の答弁をお聞きしていて、広域化についてハードルが高いのであれば、豊能町と箕面市が行っています消防連携からでも推し進めていただきたいと思います。

高槻市の司令室は、例え高槻警察が倒壊するような大地震でも倒れないだけの強度があり、伝染病対策もしっかりできている大阪府下最高のレベルの司令室です。この高槻市の司令室で、本町の119番を受信することができるようになれば、いざというときの対応が格段に上がり、消防力の強化に繋がると思いますが、いかがでしょうか。

**消 防 長** 通信指令設備の更新時期を踏まえ、早期の共同化は望めない状況にありますが、勉強会を立ち上げるなど、費用負担、派遣要員をはじめ通信指令業務を一体的に行うことによりメリット等を考慮して、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。

冒頭でも申しましたが、島本町の住民の方々を守るためにも、あらゆる災害に対応できる消防力を確保することは、行政の最大の責務の一つであるというふうに考えます。本町の消防士の個々の能力を最大限に活かすことができるように、ぜひ高い消防装備のある高槻市消防との広域運営を早期に実現できるようにお願いいたします。

それでは、二つ目に移ります。「広報しまもとの掲載記事について」、お伺いいたします。

1点目。「広報しまもとの記事掲載に至る流れ」は、どのような手続きの経過を取るのででしょうか。

2点目。「掲載記事のチェック」は、いつ、誰が行うのでしょうか。

3点目。「記事のチェック項目」は、どのようなものがあるのでしょうか。

答弁願います。

**総合政策部長** それでは、関議員の一般質問の2点目の「広報しまもとの掲載記事」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、①点目でございます「記事掲載に至る流れについて」でございますが、広報しまもとへの記事の掲載につきましては、原則として広報発行日の25日前までに、各部局からコミュニティ推進課へ原稿を提出することとなっております。その後、コミュニティ推進課において各課との調整を行い、住民の皆様にとって、よりわかりやすく読みやすい広報となりますよう編集・レイアウト作業を行い、掲載する記事を決定することとなっております。

次に、②点目の「掲載記事のチェック体制について」でございます。

コミュニティ推進課のレイアウト作業後、町長、副町長をはじめ私、総合政策部長、総合政策部次長、記事提出のありました担当課及びコミュニティ推進課職員が、2回の校正を行っております。



校正の方法に関しましては、修正必要箇所が確認された際には、校正原稿に朱書きで修正したうえでコミュニティ推進課に提出することとなっており、提出されました原稿をもとに、必要に応じて適宜修正を行っておるところでございます。

次に、③点目の「掲載記事のチェック項目について」でございます。

記事の校正時には、誤字・脱字がないかどうか等の確認をはじめまして、日付・曜日、電話番号等の問合せ先とともに、記事の内容や、全体的な表現の統一性などについて確認を行っているところでございます。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。そうしたら、不確定な内容や、紛らわしい表現の記事を掲載しないなどの取り決めなどはあるのでしょうか。

**総合政策部長** まず、広報につきましては行政情報を的確にお伝えをする必要がございますので、編集が可能な期間内に内容が確定をしない記事につきましては、掲載はいたしておりません。また、住民の皆様にとってわかりにくい表現がある場合には、担当課と適宜調整のうえ表現を変更するなど、住民の皆様にとって読みやすい記事を作成するよう心がけているところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 記事の内容について、もし誤りがあった場合は、どのように対処するんですか。

**総合政策部長** 記事の内容の誤りについてでございますが、これにつきましては、例えば印刷業者に原稿を引き渡すまでの間に発見された誤りにつきましては、担当課と調整のうえ、直ちに修正をしておるといった状況でございます。

以上でございます。

**関 議員** そうしましたら、印刷が完了して、配布後に掲載記事に誤りがあったことに気づかれた場合には、どのような対処をされるんですか。

**総合政策部長** 広報の配布後に掲載記事に誤りがあった場合ということでございますが、これにつきましては、広報発行後に記事の内容に誤りがあった、こういうことが発見された場合につきましては、その重大性に鑑みまして、訂正記事を広報へ掲載をいたしております。掲載の時期につきましては、可能な限り次の号、その号の入稿に間に合わない場合につきましては、その次の号に掲載をいたしておるところでございます。

また、その誤りの内容によりましては、町のホームページ等を活用して周知をする場合もございます。

以上でございます。

**関 議員** 広報紙の最終的な責任者はもちろん町長でありますけれども、それでは責任部署はどこになるんですか。

**総合政策部長** 広報しまもとの責任の部署ということでございますが、広報しまもとの編集・発行に関しましては、総合政策部のコミュニティ推進課が担当の部署となっております。

ます。

なお、個々の記事の内容につきましては、問い合わせ先となっております担当課において確認等をいたしておるところでございます。

以上でございます。

**関 議員** 過去において、広報掲載記事についての疑問やクレームなどは、どれぐらいの件数あるんですか。

**総合政策部長** 広報に関する疑問やクレームということでございますが、これにつきましては、平成 24 年度で申し上げますと 2 件ございました。平成 25 年度には 1 件、平成 26 年度の 11 月現在でございますが、これは 1 件を要望・苦情として受け付けております。

以上でございます。

**関 議員** わかりました。そうしたら、具体的にお訊きします。広報しまもとの第 976 号、本年 8 月 15 日発行の掲載記事についても、町長や副町長も確認のうえ決裁されているのでしょうか。そして、記事の内容に全く問題ないと判断されたのでしょうか。事務方のトップである副町長、いかがですか。

**乾副町長** 間違いはないというふうに認識をいたしております。

**関 議員** わかりました。それでは、本件の記事についての問い合わせやクレームはありませんでしたか。

**総合政策部長** 8 月 15 日号の広報についての問い合わせということでございますが、これはコミュニティ推進課におきましては、特に問い合わせ等はございませんでした。ただ、私のほうには住民の方から直接、し尿中間処理施設の記事に関する内容についてのお問い合わせはございました。

以上でございます。

**関 議員** 私には、同紙ページのし尿中間処理施設の整備についての記事について、住民の方々から、本当のことかというふうに問い合わせがありました。この記事の内容については間違いありませんか。

**都市創造部長** し尿中間処理施設の整備計画の概要を、広く住民の皆様にお知らせするために 8 月 15 日号の広報に掲載したもので、内容につきましては間違いございません。

以上でございます。

**関 議員** 記事の中段以降に「これらの状況を踏まえ、新たなし尿中間処理施設は住民ホール跡地の一部とその隣の町有地で、処理水の河川放流を行わず処理量の減少にも対応できる公共下水道への希釈放流方式を計画しています。整備にあたっては、臭気対策などに関して万全の対策を行い、地域の景観等にも十分配慮します」というふうに記載されておりますけども、これは間違いはないですか。

**都市創造部長** し尿中間処理施設につきましては、いずれの建設候補地で建設するとしても、臭気対策や地域の景観などに十分配慮する必要があるものと認識いたして

おりますことから、間違いはございません。

以上でございます。

**関 議員** し尿中間処理施設に関しては、他の議員が一般質問の通告をされておりますので、ここで深くは追及はいたしません。私は前会の議会の状況から、簡単に議会の同意が得られるものとは考えられないと思います。

しかし、この記事を読めば、誰もが住民ホール跡地にし尿中間処理施設ができることが決まったというふうに取り取れます。記事のように、住民ホールの跡地にし尿中間処理施設を建設することは決まったんですか。

**都市創造部長** 本町といたしましては、し尿中間処理施設建設にあたりまして、建設候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解を得ることが最も重要であると考えております。従いまして、調査報告書に基づき、最も評価が高かった建設候補地周辺の自治会等の皆様にぜひともご理解を願いたく、説明等をさせていただいております。

なお、最終的に当該候補地にし尿中間処理施設を建設するにあたりましては、議会におきまして慎重審議のうえ、予算の議決をいただく必要がありますことから、現段階におきましては計画段階であり、その事務を鋭意進めているもので、当該地が建設地として最終決定されたものではございません。

以上でございます。

**関 議員** 最終決定されていないのであれば、このような紛らわしい記事は掲載するのは控えるべきではないのかというふうに考えますが、それをあえて掲載した理由は、何かあるんですか。

**都市創造部長** 本町といたしましては、住民の皆様には施設整備の計画について情報提供するため、8月15日号の町広報に掲載したものでございます。しかしながら、ご指摘を踏まえまして、表現や説明不足の点につきましては、今後、十分留意して記事の掲載に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**関 議員** 私自身、住民からの問い合わせがあったことから、この記事の内容に疑問を持ちましたので、幾度となく訂正すべき、あるいは補正記事を出すべきではないかというふうに申し出をいたしました。しかし、未だに何の手立ても取られていないというのは、町として何の問題もないというふうな認識をお持ちからなのですか。

**都市創造部長** 町広報につきましては、住民の皆様には正確な情報を提供する必要があると認識をいたしております。今回の記事について、住民の方からの建設地が最終的に正式に決定したかという疑問を持たれた点や、説明不足の点については、時間を要しておりますが、正確なご説明をする必要があると認識をいたしております。

以上でございます。

**関 議員** 決定していない状況下で、あたかも決定したかのように広報することは、住民意

識を誘導していると思えませんけども、その点、いかがですか。

**都市創造部長** 本町といたしましては、住民の皆様には施設整備の経過について情報提供するため8月15日号の町広報に掲載したもので、決して、そのような意図はございません。以上でございます。

**関 議員** 実際に、この記事を読んだ方の中に、住民ホール跡地にし尿処理中間施設ができることが決定したと認識している方がいる限りは、その誤解を解く必要があると思いますが、いかがですか。

**都市創造部長** 議員ご指摘の点につきましては、先ほどからお答えいたしておりますとおり、最終決定されたものではなく、議会の議決を得まして最終決定となるものでございます。今後、住民の皆様のご誤解を解消できるよう、説明不足の点につきまして、町広報等におきまして、できるだけ早期に、年明け早々には周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(「決まってからせなあかん」他、議場内私語多し)

**関 議員** 「先ほどからお答えしているとおりに」というのは、どういう意味ですか。

**都市創造部長** 先ほどからお答えいたしておりますとおりに、ということにつきましては、今回の広報におきまして周知させていただいた内容につきましては、あくまでも最終決定されたものではなく、議会におきまして慎重審議のうえ予算の議決をいただく必要がある、ということでございます。

以上でございます。

**関 議員** 最終決定は議会の議決を得ることが要る、なんていうことは十分理解しています。今、私が訊いたのは、この記事を読んだ人の中に、あたかもここに決まったというふうに誤解をしている人がいる限り、その誤解を解く必要があるんじゃないかというふうに訊いているんです。必要あるか、ないかだけです。お答えください。

**都市創造部長** 今回、記事の内容で最終決定となっている点というか、やはり住民の皆さんの誤解を解消できるよう説明する必要があるということにつきまして、広報等にて周知をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**関 議員** これまでの答弁で、本件の記事の内容については疑問を持たせた点、説明不足があった点については認識されました。また都市創造部長からは、誤解を与えた記事については年明けには対処します、との答弁をいただきました。

町長におかれましては、広報しまもとの発行に関する最高責任者として、責任を持って記事の訂正文、あるいは補正文を出すようお願いしたいと思いますが、いかがですか……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

**川口町長** 私も、広報しまもとの記事については校正をしております。2回、校正原稿が

あがってまいりまして、気がついた点は、それぞれ注意をして発行までしております。

お尋ねの記事でございますけど、間違っていない、そのように認識をしております。ただ、誤解を招くようなことがあったということについては、何らかの方法で対応をしてまいりたいと思っております。行政の広報というのは、まず何よりも正確が一番大切でございますので、今後とも、わかりやすい内容に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**関 議員** ぜひとも、わかりやすい内容にさせていただいて、誤解は先にとり取っていただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

**平井議長** 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 56 分～午前 11 時 05 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

**野村議員** (質問者席へ) おはようございます。自由民主党クラブ・野村行良、一般質問をさせていただきます。

ほんとに昨日は皆さん、職員の方、ご苦労さんでございました。1 問だけですので、よろしく願いいたします。

「学校施設等」の耐震化について。

学校施設等の耐震化については、子ども達の安心・安全を守るための耐震工事は急務であると、前年度もまた、9 月定例会議においての大綱質疑においても指摘、質疑しました。

その中、耐震化の国庫補助金の嵩上げ期間が来年度、すなわち平成 27 年度末を目標と認識していますが、まず、「嵩上げ期間の確認と現時点での進捗状況、予定」について、お伺いいたします。

**教育こども部長** それでは、野村議員の「学校施設等の耐震化」についての一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、「小学校の耐震化について」でございます。

第一・第二・第四小学校につきましては、今年度を実施しております耐震化のための設計業務が完了し、平成 27 年度中に耐震補強等工事を実施できるよう事務を進めてまいりたいと考えております。また第三小学校につきましては、保育所や学童保育室などとの一体的な整備も含めた検討を進めており、平成 26 年度中には一定の方向性をお示ししたいと考えております。現在、委託業者と教育委員会で調整を進めており、幾つかのプランができましたら庁内関係部局との調整を進め、議会の皆様にもお示ししてまいりたいと考えておりますので、今しばらくお時間をいただきたく存じます。

次に、「中学校の耐震化について」でございます。

第一中学校につきましては、すでにご案内のとおり減築・耐震補強での耐震化を進めることとし、現在、平成 24 年度に実施した耐震補強等工事設計業務において、業務に含まれていないエレベーター棟の建築確認申請や、仮設校舎の計画案作成及び積算単価入替への追加修正業務を進めているところでございます。工事につきましては、平成 27 年度から 2 期に分けての工事を予定しており、仮設校舎の設置が必要であることや、中学校給食の実施に向けてのエレベーターの設置など、学校や関係機関との調整を必要とする事項が多くありますことから、学校運営にできるだけ支障が出ないように、詳細につきまして学校や関係機関と調整を進めているところでございます。

また第二中学校につきましては、平成 26 年 4 月から第二中学校の耐震補強等工事に着手し、校舎の外壁に鉄骨ブレースを設置し、工事が完了いたしましたので、現在、支払い等の事務手続きを進めているところでございます。

次に、「保育所の耐震化について」でございます。

第二保育所につきましては、本年度に耐震診断を実施し、結果の取りまとめをしておりますが、耐震化工事の必要性があるとの診断結果となっておりますので、結果がまとまり次第、公表させていただくとともに、適切に対応してまいりたいと考えております。また第四保育所につきましては、先ほどご答弁申しあげました第三小学校や学童保育室などとの一体的な整備も含めた検討を進めておりますので、ご理解賜りたく存じます。

次に、「幼稚園の耐震化について」でございます。

第一幼稚園につきましては新耐震基準の建物であることから、耐震化の必要性はございませんが、第二幼稚園につきましては本年度に耐震診断を進めており、結果がまとまり次第、公表させていただくとともに、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、国庫補助金のうち、第一中学校の第 2 期工事と第三小学校につきましては、Is 値が基準値以下の場合に嵩上げ対象となる補助金交付の期間内に完了することができませんが、従来の補助金を活用し、耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

また保育所及び幼稚園につきましては、特に国庫補助金の嵩上げなどはございませんが、活用できる補助金を精査し、早期の耐震化に向け、最優先で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**野村議員** 一定、理解させていただきましたけれども、再質問させていただきます。

学校施設等の耐震化以外、それと加えまして全町的な基本方針との整合性を、ちょっとお伺いしたいと思います。

**教育こども部長** 全町的な方針ということで、公共施設適正化基本方針というのが策定をされました。多くの公共施設を維持管理し、更新していくことは財政的にも厳しく、健全な財政運営が困難になることが見込まれるため、今後、人口減少が見込まれる中、より適正な公共サービスの提供を行うために、公共施設の適正化に計画的に取り組むもの

でございます。

現在、就学前の人口につきましては増加傾向にあり、当分の間、現行の学校数を堅持する必要があることから、耐震補強等により学校施設等につきましては取り組んでいるところでございます。今後につきましては、人口動態や住民ニーズを踏まえた適正な学校規模とともに、適正な学校配置について中長期的な計画を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**野村議員** それでは、核心ではないんですけども、第一中学校の耐震化について、お伺いいたします。

まず、工期が平成 27 年度と平成 28 年度の 2 年間になるとのことですが、この国庫補助金、補助金の嵩上げはどうなっていますでしょうか。

**教育子ども部長** 第一中学校の耐震化についての再度のご質問でございます。

工期につきましては、平成 27 年度と 28 年度の 2 ヶ年ということで考えておまして、補助金の嵩上げが平成 27 年度末までに完了する耐震化等の工事がその対象となっておりますことから、平成 28 年度工事分については嵩上げの対象とはならず、通常の補助金であります 3 分の 1 の補助金が獲得できる見込みでございます。

以上でございます。

**野村議員** それでは 27 年度中、要するに工事がもし完了しておれば、国の補助率、改めてもう一度、再確認させていただきませう。もう 27 年度中に完成した場合と、28 年度の完成した場合の補助率、どういう形で違ってきよるか。ある程度わかっておるんですけど再確認、3 分の 1・3 分の 2 でよかったか。そこら辺、もう一度確認したいと思います。

**教育子ども部長** 国庫補助金の嵩上げにつきましては、 $I_s$  値が 0.3 未満、第一中学校は未満となっておりますので、嵩上げが適用されますと、補助率は 3 分の 2 となります。それが通常の補助金ということで、先ほど申し上げました平成 28 年度工事分については 3 分の 1 の補助となるということでございます。

以上でございます。

**野村議員** 貴重な町の財源でございます。できるだけ国の補助、うまく利用していただきますように、早期に進めていただく形で、何かにつけての進行状況のほう、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。

その中でですけども、この工事、その間ですけども、授業やクラブ活動への影響については、どのような対策を考えておられますでしょうか。

**教育子ども部長** 現在も第一中学校の耐震化につきましては学校と協議を進めておりますが、通常の授業はできるだけ現行の校舎で行い、仮設校舎には特別教室の設置を考えております。特に 3 年生は受験を控えますことから、特に配慮した教室配置を検討しているところでございます。また、体育の授業につきましては体育館の活用とともに、限ら

れた校庭スペース内での授業を検討しております。さらにクラブ活動については、他の学校のグラウンドや水無瀬川緑地公園のグラウンド、東大寺テニスコートなど、現行の施設の活用を考えております。

いずれにいたしましても、できるだけ生徒への影響が少なくなるよう、学校と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**野村議員** 先ほど少しお伺いいたしましたけれども、公共施設適正化調整会議との関係について、再度、ちょっと質問漏れておりましたので、させていただきます。

公共施設適正化調整会議の中でですけれども、学校施設の耐震化についてどのような議論がなされておりますでしょうか。また、その会議の現在の状況、いかがなものか、お伺いいたします。

**教育子ども部長** 学校の耐震化につきましては、他の自治体に比べまして非常に遅れているという現状がございます。このような中で取り組んではおるんですが、このことは公共施設適正化調整会議の中でも、耐震化の考え方や工事内容等につきまして適宜説明をするとともに、必要な意見をいただきながら、学校の耐震化に取り組んでいるところでございます。

今後、第三小学校の整備構想や、保育所・幼稚園の耐震化についても、教育委員会としての考え方をまとめて公共施設適正化調整会議に説明し、教育委員会として最終的な整備計画を決定してまいりたいというふうに考えておりますので、調整会議におきましては、できるだけ決まったことについては報告をし、全町的な部分でご意見をいただくという場として、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

**野村議員** 島本夏まつりや学校開放への影響について、要するに島本の一中、この耐震化工事について、そのときですけれども、そういうような影響についてはどのように対策を考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

**教育子ども部長** 島本夏まつり、あるいは学校開放ということで、第一中学校をいろいろと活用されている状況がございます。これらのことにつきましては、各関係団体等につきまして、耐震化を進めなければならないということにつきましては十分ご説明をさせていただき、ご理解をいただいたうえで、具体の工事工程、あるいは仮設校舎の規模等が決まりましたら、スペースなども考慮したうえで、調整をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、活用できる他の施設につきましては、公共施設だけでなく、企業の所有されている町内のスポーツ施設等につきましても、協力要請をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。



**野村議員** できるだけ住民の方々に迷惑かからない、またそういう形のもので進行していただきたいと思います。

それでは、先ほども出ておりました第三小学校の耐震化について、お伺いいたします。

まず、補助金の嵩上げは活用できないと思いますけれども、財源については、どう考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

**教育こども部長** 冒頭、ご答弁申し上げましたとおり、嵩上げの対象とはなりませんけれども、通常の補助金として、学校の部分については3分の1の補助を獲得してまいりたいというふうに考えております。また学童保育室、あるいは保育所、一体的な整備をしていくうえでは、特に国の国庫補助金というのが学童保育室の整備等についてはございませんので、何か活用できる補助金がないかということで精査をし、できるだけ特定財源を確保するというふうに考えていきたいというふうに考えております。

ただ、最優先に取り組んでいかなければならない課題ですので、それもあわせて進めなければなりませんけれども、何よりも財源の確保というのも最重要でございますので、その点については十分精査をし、できるだけ補助金を獲得するという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**野村議員** 今の中ですけれども、再質問させていただきます。保育所や学童保育室と、今、ご説明ありましたけれども、一体整備する場合、どのような町としての課題、改めてお伺いしたいと思うんですけれど。

**教育こども部長** 現在、課題等も含めまして検討を進めておりますが、まずはスペースの問題、第三小学校の中に保育所も一緒に入れるのかというスペースの問題がございます。また、児童の通学帯と保護者が保育所に送ってこられる時間帯、そういったものの重なり時間帯がございますので、そういった部分での安全対策ということが非常に大きな課題であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、あらゆる可能性を検討いたしまして、平成26年度中には方向性をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

**野村議員** 平成26年度中というのも、あと限られた期間でございます。できるだけ速やかに、いい機会あれば、我々のほうにお示ししていただきたいと思います。

そしてまた初めのほうに戻りますけれども、「第一中学校耐震補強等工事仮設校舎設置事業について」という資料をいただきました。その中ですけれども、工事中通路を活用し、現在、例えば北側住宅側、そして南側マンション側、メゾンさんのほうですけれども、今、一中で分断されております。いざというときの緊急や災害時の避難道路等に活用できないかなども、まちづくりプロジェクトチームで検討されてはいかかがかと要望しておきます。

お答えがあれば、またお伺いするとともに、子ども達が健やかに育ち、勉強に勤しむ場

であります学校施設の耐震化は急務であります。町においての対応の遅さは再度指摘しておきますが、国庫補助金の活用と子ども達の安心・安全を守るべく、工事の早期着工に対する決意を最後に伺い、質問を終えますが、今の2点、お答えしていただきたいと思えます。

**教育こども部長** 今、災害時の道路のご要望もございました。その点については学校施設、限られた敷地内で整備をしておりますので、その点につきましては、今後、関係部局も含めて十分検討したいというふうには考えておりますが、現時点では非常に、そういう道路を造るのは学校としては難しいのかなというふうには考えております。

耐震につきましては、先ほど来ご答弁申し上げておりますとおり、議員からもご指摘がございましたように、非常に学校施設の耐震化は本町は遅れているという状況の中で、一定の方向性が出せまして、今後、短い期間ではあります、できるだけ早く耐震化が完了いたしますように努力をしておりますというふうには考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(野村議員・質問者席から「わかりました、終わります」と発言)

**平井議長** 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

**河野議員** (質問者席へ) 日本共産党町会議員・河野恵子より、一般質問をさせていただきます。通告順どおりに質問させていただきます。

まず、1点目です。「税と社会保障の一体改悪——介護保険改悪のストップと町の年長者移送サービス復活」を求めます。

①点目です。「第6期介護保険事業の計画及び予算編成における課題」について、伺います。

特に、介護老人福祉施設の町内建設の方向が、現制度上、介護保険料に反映されるために、島本町介護保険料の値上げ・影響額として、最低でもどの程度と想定をされておられますか。答弁を求めます。

②点目です。「介護保険料階層表での課題」について、伺います。

高槻市が前回改定で実施をされた高額所得者層の介護保険料の階層の設定などは、低所得者の負担軽減等に繋がり、参考にすべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

まず、お願いたします。

**健康福祉部長** それでは、河野議員の一般質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の「介護保険制度」に関するご質問の①、「介護老人福祉施設の建設に伴う介護保険料について」でございます。

「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定につきましては、本年11

月 28 日に島本町介護保険事業運営委員会に同計画（案）を諮問させていただいたところ  
でございます。同計画（案）におきまして、平成 29 年度に「地域密着型介護老人福祉施  
設」を 1 ヶ所整備することを位置づけております。

介護保険給付費につきましては、全体の 5 割を国・大阪府・町が負担し、残りの 5 割  
を被保険者の保険料で賄い、運営を行っております。ご質問にありますとおり、施設整  
備を行うことによりまして新たなサービスが発生することとなり、保険料に反映される  
こととなります。

なお、第 6 期計画期間内の介護保険事業費の詳細につきましては、現在、概算では把  
握しておりますが、来年 1 月に国から示される予定となっております介護報酬の改定を  
踏まえて、正式な数値が確定をいたします。正式な数値が確定した後、島本町介護保  
険事業運営委員会にお諮りし、来年度予算に計上して、議会におきましてもご審議をいた  
だきたいと考えております。

次に、②の「介護保険料の階層の設定について」でございます。

「第 5 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」で位置づけております第 1 号被  
保険者の保険料の区分につきましては、国は 6 段階としておりますが、本町では、被保  
険者の皆様の収入等に応じまして 10 段階の区分としております。

ご質問にあります高槻市におかれましては、保険料の区分を 12 段階とされており、北  
摂の他の自治体におきましては、茨木市・豊能町が 10 段階、豊中市が 11 段階、摂津市  
が 12 段階、能勢町が 13 段階、池田市が 14 段階、吹田市と箕面市が 15 段階とされてお  
ります。

第 6 期計画の介護保険事業費の詳細につきましては、先ほどもご答弁申し上げました  
とおり、現時点では確定した内容はございませんが、新たな保険料の区分につきましては  
は、所得水準に応じてきめ細やかな設定を行う方向で検討を行っております。

以上でございます。

**河野議員** 関連しまして、続けていきます。

国の介護保険で言う「予防給付改悪」について、計画上では、3 年後には訪問介護・  
通所介護の予防給付はゼロと示されています。自治体丸投げの改悪だと私は思っており  
ます。再度、国に対し声をあげるとともに、要支援認定の年長者などに対するタクシー  
移送サービスの復活は、当然、視野に入れるべきではありませんか。答弁を求めます。

また、現在、移送サービスから外された要支援の高齢者で、歩行に福祉用具を使用さ  
れている住民の方は、その病院への通院など、ふれあいバスの使用や運行時間帯では到  
底間に合わず、結果としてタクシー、福祉車両の使用を余儀なくされています。消費税  
増税、年金額の削減なども相まって、年長者本人の経済的負担は拡大の一途であり、結  
果として通院控えや、外出が困難になっている様子を、島本のあちこちで私は伺って  
おります。「移送サービスを外された年長者の実態」を、執行部としては「どのように把

握」をされておられますか。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 次に、3点目の「介護保険制度の改正について」でございます。

今回の介護保険制度の改正につきましては、少子高齢化社会に対応し、持続可能な社会保障制度の確保を図ることを基本的な考え方としたうえで、「介護・医療・住まい・介護予防・生活支援」の五つのサービスを一体的に提供し、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるような「地域包括ケアシステムの構築」を目指すものでございます。

また、今まで全国一律であった「訪問介護・通所介護」の予防給付につきましては、平成29年度を目途に、段階的に新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行するため、市町村におきましては、高齢者のニーズや地域の社会資源を把握したうえで、ボランティア等も含めた多様なサービス提供主体の活用を図るための取り組みが必要となっております。

本町では、現在、学識経験者や保健・医療・福祉の関係者、介護保険の事業所、各種団体の代表者及び公募による被保険者の代表からなる島本町介護保険事業運営委員会におきまして、「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」につきましてご審議をいただいております。今後も国等の動向を注視しつつ、介護保険制度改正に適切に対応すべく事務を進めてまいります。

また、介護保険制度改革に関しての要望につきましては、すでに円滑な制度移行のための仕組みづくりや支援体制、財政負担の軽減等につきまして、町村長会を通じて要望をさせていただいております。

なお、本町の移送サービス助成事業につきましては、重度の障害者の方々と、65歳以上の高齢者で、介護認定後、要介護2から5と判定された方々を対象とし、日常生活圏域の移動及び家庭における移送が困難な方々の福祉の向上を目的に実施をいたしております。平成23年度から対象者要件を変更するとともに、1ヵ月当たりの利用回数を1回増加し、3回までに拡大をさせていただいております。現時点におきまして、移送サービスの対象者を変更する予定はございません。

次に、4点目の「移送サービス事業の変更に伴う年長者の実態把握について」でございます。

ご質問のような、移送サービスの対象外となっておられる年長者に限った実態調査は、これまで実施はしておりません。しかしながら、これまでも地域包括支援センターの職員が対象外となられた方からご意見をいただいております。また「保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に向けたアンケート調査におきましても、移送サービスをはじめ年長者福祉サービスに関するご意見等を頂戴いたしております。

以上でございます。

**河野議員** もし、よろしければ、その移送サービスに対する年長者の声で、特徴的な声で

すね、ご紹介いただければと思います。よろしく申し上げます。

それともう1点、①②で問いました、島本町住民の方の願いでもある介護老人福祉施設の建設への要望というのは、私たちも、議員すべて、そういう声は聞いているわけですが、3年前に、島本町政についての住民アンケートの実行委員会というのを有志で立ち上げられて、「特に力を入れてほしい施策は何ですか」というところの中にも、ダントツは地下水100%の水道復活ということになっているんですが、2番目以降です。ね、介護施設の増設と国保料の引き下げ、在宅介護支援、自然環境保全というのが上位5位に、全世代を通じて要望されているということ、私たちは聞いております。

しかしながら、今の介護保険制度上は、介護施設の増設をすれば、ここに願われている介護保険利用料を低くして欲しいということにはかなわない。保険料に跳ね返ります、そういうサービスが増えれば増えるほど跳ね返るといことでありますけれども、ただ、介護保険料の費用負担関係について、まだ国が来年度ということを示されているという答弁でありますし、本日から、この介護保険事業計画第6期についてパブリックコメントをスタートされているように私は認識しております。そこにも、介護保険料がどうなるのか、特別養護老人ホーム、そういう入所型の施設ができるという計画は載っておりますけれども、それに対して保険料がどうなるかということは一切記述がないまま、パブリックコメントが始められようとしておりますので、当然、住民の方はそういうことをご存じないまま、出された計画にしか意見が言えない、そういう前提があるわけです。

しかしながら、国の法律では、通常国会で「医療介護総合確保法」というものが成立しております。大きな問題のある法律です。この間の国政選挙でも、私たちも地域でできるだけそのことは知らせてきたつもりですが、まだまだ皆さん、ご存じありません。一定以上所得者の利用者負担の見直しが考えられています、貯金や、いろいろ収入です。ね。あとは配偶者の所得の勘案ということでは、今まで世帯分離によって総合の利用料の軽減が図られていたものが、世帯分離されていても、その所得を勘案することとするというふうなことが来年の8月から始まります。また預貯金等の勘案、これも来年の8月から始まります。非課税年金の勘案、今まで遺族年金、障害年金などが——非課税年金の額も、この額に換算して判定することなどということも書かれているわけですから、今まで換算されていなかったものも対象にされ、そこからまた介護保険料を取ろうとか、利用料を取るよ、ということになっているわけですから、そういうことをパブリックコメントとはまた別の形で説明する必要があるのではないかと考えております。

やはり、その辺は4月からも増税しているわけですから、今の年長者が、今まで以上に払える能力を持たれるとは到底思えません。その点について、現時点での認識を求めますが、いかがですか。

**健康福祉部長** まず、1点目の移送サービスに関する住民の方のご意見でございますけれども、先ほど申し上げました第6期の今、計画を策定する前段階といたしまして、平成26

年の2月1日から2月19日にかけて、サービス利用者の方の調査をいたしました。これは要支援1から要介護1の方に対する調査でございます。

有効調査回答数につきましては398人の方から回答をいただきまして、移送サービスに関する直接的な設問は、その中にはないんですけども、自由意見という形でいろんなご意見をいただいております。今、ご質問にございました移送サービスに関するタクシーの助成、それに関するご意見につきましては、398人の回答者のうち、自由意見として4件、記載がありました。

それから、2点目の保険料の件だと思いますけども、先ほどもご答弁申し上げましたように、国のほうで年明けに正式な報酬の部分の詳細が示されますので、現時点では、どうしても保険料の確定した内容が示しできないというのが現状でございます。第5期計画のときも、パブリックコメントでそういう形でやらせていただいて、確か議会でも、そういうご指摘があったと思うんですけども、なかなかこれが、もっと早く国のほうからお示しをいただいて、本町で正式に確定したら、この案の中にお示しして、広く住民の皆様のご意見が聞けると思うんですけども、今の国のほうの出していただくのが遅いというような状況で、こういう形になっております。

ただ、1月に国から示された内容で保険料等、事業費を積算いたしました内容につきましては、先ほど来申し上げております介護保険の事業運営委員会の中に、できた段階で提示をさせていただいて、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** やっぱり、それでは不十分だと思うんですね。以前にも議会で、この計画に伴う被保険者の負担、あるいは利用料に関わる負担に関しても含めたパブリックコメントが要るのではないかという他の議員の方からの指摘もありましたし、他市町村では——一定、議会の了解も要るのかも知れませんが、できるだけそういったことをオープンにして意見を聞く、ということをやっておられる自治体もあるということを私は聞き及んでおりますので、できないことはないと思うんです。それをするなと言う議員がいるとは、私は到底思えません。増して、先ほど言いましたように、通常国会でね、もう法律が改正されているんですよ。それはやられるということははっきりしているわけですから、その範囲内においてもやるべきではありませんか。

一方では、私たちがずっと会派として求めてきました公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設ける。特別会計上では禁じ手と言われてはいますが、一般会計からもお金を入れて低所得者の保険料軽減を行う仕組みを作るんだということを、やっと今、国がやろうとしている。そういったこともあるわけですから、そういうことも含めて、本来は住民によく知らせる必要がある。もう、決まったことについては知らせる必要がある。上位法で明らかになっていることだけでもね、示す必要はあるのではないですか。再度、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 議員がおっしゃることは十分承知しておりますし、そのようにしたいと思っ  
ているんですけども、先ほど申し上げました介護報酬の改定の正式な国から通知が来  
ない限りは、正式な数値としてお示しできませんので、確か前回の5期計画でも、議会  
からそういうご意見が多々あったと思うんですけども、そのときに、よその自治体では  
もう示してますよ、というご意見があったと思います。それはあくまで、正式な改定前  
の積算で出されていると思いますので、それはまた後で変更する可能性もございますの  
で、そういう可能性がある数値を出して、住民の皆様様に混乱を招くようなことがないよ  
うに、本町としてはそういう形でさせていただいておりますので、ご理解いただきたい  
と思っております。

以上でございます。

**河野議員** 今、部長が答弁されたように、「可能性がある」というのは、結果としては国  
の動き、昨日、選挙がありましたので、新しいまた国会で何らか国民の声を反映したも  
のがあるなど、決まった法律が修正される、撤回される、そんなことも、いろんなこと  
があるのかも知れません。ただ、今、部長がおっしゃったのは、可能性として言える  
ということは、この町議会において、一定軽減措置や減免や、保険料の階層表を決めるこ  
とについて、議員が修正をしたり意見を述べて、住民の負担を軽減するということがで  
きるということをおっしゃっているのかなと思っておりますが、間違いありませんか。

**健康福祉部長** 本計画につきましては、先ほど申し上げました介護保険事業運営委員会に  
お諮りして、ご意見をいただいて、町のほうで策定いたします。それに関連する予算に  
つきましては、各年度におきまして議会のほうに上程させていただいて、委員会の中で  
詳細審議、それから本会議でもご審議いただくという形でございます。

以上でございます。

**河野議員** 一定認識、おっしゃっていることはわかりました。

話をちょっと戻しますけれども、島本町の介護保険運営審査会ですね。私、この第6  
期を議論される第1回を傍聴させていただいて、資料をいただいております。その後の  
11月末の運営委員会で、いよいよパブリックコメントに付される事業計画案を出された  
ということで、これは私自身は傍聴はしていないのですが、資料をちょっと拝見させて  
いただきました。

やはり、国が法律で決めたとおり、平成で言えば32年度以降、介護予防、予防給付で  
言う介護予防・訪問介護がバツサリ、もう計画には載せてありません。もう一つ、介護  
予防・通所介護、これもやはり3年後以後、バツサリと削られています。まさに軽度者  
からサービスを取り上げると私たちが言ってきたことが、ここの計画70ページに示され  
ているということを確認しました。

先ほど民生教育消防常任委員長の報告のあったとおり、大分の杵築市ですかね、そこ  
では、このバツサリ削られたものについて、総合事業ということで随分と努力をされ、

利用料も含めて、今までの介護保険で対応されてきたようなものを量・質ともに担保をされる努力をされているということを、私は先ほどの委員長報告を聞いていて思ったんですが、常任委員長の報告の中でお聞きした内容では、スタッフを2倍以上配置してたり、歯科衛生士さんを配置されている。こういったことは、今、国の枠内で示されている「介護保険法」の中で、介護保険の財政として賄われるものではなく、あくまでその市町村の一般会計によることが多いと私は認識しておりますが、間違いはありませんか。

**健康福祉部長** 杵築市の事例で、いろんな内容をおっしゃっていただきましたけども、内容によりましては、当然、介護保険の特別会計でございますし、それ以外、市町村で独自に行うものにつきましては一般会計での負担という形になると思います。

以上でございます。

**河野議員** また常任委員会の皆さんの報告書を熟読させていただければと思っておりますが、今日までの間に、それは私が果たせておりません。約、概ね介護保険特別会計から3千万円ほどの給付の抑制が図れたということが成果のようにお聞きしましたけども、それに代わるものを作るために、一般会計から自治体が持ち出しをするという構造がね、いよいよ3年後以後始まるわけですので、その点については、これから島本は議論が始まるわけですが、そこも見通したうえで、もう事業計画ではっきりとデイサービス、ホームヘルパー、要支援の方は削ります、と書いてありますのでね。だから、そこを議論する必要がありますから、パブリックコメントが来月以降閉められた後にこそ、国のお金の基準が示されたときにこそ、再度説明会や住民の意見を聴取する機会をいただきたいと思っておりますし、私は1人の議員として、それを聞かずに、出された案にだけ賛否の態度を取るというのはあまりにもそれは難しいと、困難であると思っておりますが、いかがですか。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 国のほう、先ほど申し上げました1月に詳細な通知が来まして、その中で介護保険事業費、積算いたします。それにつきましては、先ほど申し上げました介護保険事業運営委員会のほうで内容をご審議いただいて、その内容で取りまとめていきたいと思っております。

住民の皆様は、その保険料に関する説明会という形では、開催する予定はございません。

以上でございます。

**河野議員** 消費税増税が来年秋からを見送られましたので、これもまた新しい国会でどうなるのかなというふうに思いますが、だからこそ、これらの総合事業とか一般会計で持ち出されるものの財源というものですね、市町村に対して国がどこまで考えているのかということは、まだまだ不透明だと思っております。

財源がまだわからないうちに、第6期介護保険事業計画のパブリックコメントを閉めてしまうという中で、非常に市町村は大変な思いをする、私たちも大変な議論をしなけ



ればならないと思っておりますが、ただ、私たちとしては、日本共産党としては、消費税増税は必要なしということを言い続けてきた。その中の一つの提案として、先ほど言いました介護保険料階層表での特に高額所得の方の保険料、その限度額を上げていくということによって、今450万以上の方は一律一つの階層でお払いになっている保険料を、もっと高額の方には、もっと高額を払っていただく。そういうものを作るべきではないかということ、先ほどの質問で申し上げております。その点についての原課の認識がございましたら、再度、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 介護保険料の階層につきましては、先ほどご答弁申し上げました第5期におきまして、本町は10段階、国のほうではもう少し低いんですけども、10段階という形にしております。第6期におきまして、今、議員がご質問の中でおっしゃいましたように、合計所得金額が高い方につきましては、より区分を細かくして階層を増やしていきたいというふうに、現時点では考えております。

以上でございます。

**河野議員** 移送サービスのことは繰り返しませんでしたが、ただ、この選挙の期間中、特に選挙というものを通じて、私たち町会議員は住民の方の状況や声を聞く機会を多くいただきます。その中で、やはり、ただグルメシティに買い物に行きたい。それだけのために要支援の方はタクシー移送サービスが使えなくなりましたので、数千円払って、乗るまでに10分かけて乗り、スーパーで10分間品物を見て、10分間、また乗るために時間を費やす、30分のために数千円を払っているということですね。これが、やはり島本町でも考えるべきものではないかと思っておりますし、今回の投票率の低下などにおいても、やはり外出困難な年長者が増えているのではないかというふうに思っておりますので、その点は繰り返しません、引き続き実態把握に努められるよう求めまして、次の質問に移ります。

2点目です。「水無瀬駅前・住民ホール解体跡地活用は、住民参加の議論」を求めます。

この間、私は、会派としてもそうですが、予算・決算審議等でJR島本駅西側まちづくり支援業務を精査するとともに、同事業を阪急水無瀬駅、JR山崎駅周辺にも拡大することを求めてまいりました。

水無瀬駅前タクシー車庫跡地の活用策については、開発業者選定には近隣自治会等、住民参加はさせないということが過去の委員会答弁で明らかになっているだけであります。未だに議会に対して何ら説明もありません。この際、「JR山崎駅周辺も含めバリアフリーなどの課題もあわせて、支援業務を拡大し、住民参加での議論の場として進めるべき」だと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

次の、②点目です。住民ホール解体跡地活用に関わり、過日、12月1日付けで桜井自治会から議会に対する要望書をいただきました。島本町長にも同様の要望が出されたと

聞き及んでおります。要望された内容を重く、私自身受けとめております。同時に、川口町長、当時の議長のし尿中間処理施設に関わる高槻市への要望行動や姿勢が、両市町議会と住民を軽視し、パスポートセンターでの議会对応も重なって、結果として、高槻市の不信感を買ひ、今後、広域行政の協議や要望行動について、町内では全町的な合意形成を図り、対外的には相当慎重に誠実な行動を取るべき必要に迫られる苦い教訓を、私たちは得ております。

まさにここからが、議会、住民全体の議論の始まりだと思っております。「自治会要望に至ったことへの島本町事務の進め方の検証」は、どうされましたでしょうか。

さらに、し尿中間処理施設建設についての事務については、三つの候補地選定経過も含め、改めて「全町的な説明、住民意見聴取をすべき」と考えますが、いかがでしょうか。

答弁を求めます。

**総合政策部長** それでは、河野議員の2点目の、「水無瀬駅前・住民ホール解体跡地活用は、住民参加の議論を」のうち、①につきまして、ご答弁を申し上げます。

まちづくりにかかります住民参加の手法といたしましては、パブリックコメントやワークショップによります住民の皆様との協働作業や、住民アンケートによります意向把握など、様々な手法がございますが、それぞれの計画や条例に応じて、効果的かつ効率的な手法を用いて策定をしているところでございます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地につきましては、これまでも地元自治会との話し合いの場を持ち、また複数の自治会からいただきました要望など様々なご意見を踏まえ検討をしております。現在も、住民の皆様の利便性の向上を図るため、公共的機能の具体的な検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、民間への売却に向けまして事務を進めているところでございます。

今後も、「島本町まちづくり基本条例」の趣旨に基づき、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするための参加の機会の拡大など、さらなる住民参加の手法につきまして検討をしておりますが、現時点におきましては、JR山崎駅周辺や阪急水無瀬駅周辺に、JR島本駅西地区のようなまちづくり協議会を設ける予定はございません。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** それでは、2点目の②の「し尿中間処理施設に関わる事務の進め方及び全町的な説明」について、ご答弁申し上げます。

し尿中間処理施設の建設候補地の選定につきましては、財政的な負担をできるだけ軽減するため町域内の公有地を対象に検討を進めることとし、住民の皆様にご説明するための資料として、平成25年度において「島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査計画書」及び「島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書」を作成いたしました。

複数の候補地を総合的に評価した結果、「住民ホール跡地の一部とその隣接地」が最も評価が高くなりましたことから、当該地において、施設の建設を計画しているところでございます。これらの計画書等の内容につきましては、平成26年6月5日開催の議員全員協議会において、議員の皆様に対して、その概要をご説明させていただいたところでございます。

本町といたしましては、し尿中間処理施設建設にあたりまして、建設候補地周辺の自治会等の皆様にご理解を得ることが最も重要であると考えておりますことから、現在、説明等をさせていただいているところであります。

議員ご指摘の平成26年12月1日付けで地元自治会である桜井自治会長及び役員一同の連名で提出されました要望書におきましては、これまで本町が説明をさせていただいた内容や対応等を通じて、し尿中間処理施設の必要性や建設候補地の選定等について、一定ご理解をいただいております。引き続き十分にご理解が得られるよう、対応してまいります。

なお、「高槻市に再度、し尿等の受け入れについての要望」につきましては、これまでの行政間での交渉経過等を十分に踏まえ、慎重に対応する必要があるものと認識をいたしております。

次に、し尿中間処理施設建設にあたり、「全町的な説明をすべき」ではないかとのご質問についてでございます。

これまでも議会等でお答えいたしておりますとおり、住民の皆様への説明につきましては町広報やホームページを通じて行っており、また、今回作成しました「島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査計画書」及び「島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書」につきましても、役場1階文化・情報コーナーで閲覧ができるほか、町ホームページにも掲載をさせていただくなど、適宜情報提供を行っておりますことから、説明会の開催は、現在予定はいたしておりません。

以上でございます。

**河野議員** 今、私、手元に一般質問について答弁原稿をいただいているわけではないので、聞き間違いかも知れませんが、前の一般質問で関議員がされております広報に対する説明の中身について、間違っていないけれども一定修正を、というような議論があったように記憶していますが、それと同様の表現をされていたところがあったように記憶しますので、その点は整合性を保っていただきますように、本会議中に対処していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ただ、答弁の趣旨としては認識、理解はしたところでございます。

次の質問、第2問目に行かせていただきますけれども、まず、タクシー車庫跡地の活用の問題で、私たちは、私自身と会派として、拙速に売却するなということは繰り返し申し上げさせていただいております。ここの用地に関して、複数の団体から様々な要望

が出されていましたが、その要望の中身は非常に妥当かつ合理的なものだったということも、過去の委員会などでも申し上げておりますが、島本町執行部がその要望に対して誠実に答えているとは思えません。

まず、未だに、売却するというだけ決めておきながら、こういったものに活用するかという中身の話が一切、説明がされておられません。今、私としては2013年、平成で言えば25年の島総総第773号「普通財産（水無瀬一丁目703番42、43番及び44番）に係る不動産鑑定評価業務の結果について」というものをいただいております。この土地に関して、島本町が委託された業者による鑑定評価結果を一部いただいております。その一部だけ引用すると誤解を招きかねませんが、この評価書の15ページに書いておられる中で言いますと、個別評価という項目があって、目次の中の「8. 鑑定評価額決定の理由の要旨」というのがありまして、一般的要因の分析、地域分析、その次に個別分析というのが掲載されています。

その個別分析によりまして、「対象不動産の最有効使用」と書いてありまして、「前記地域分析及び個別分析、市場分析等から総合的に判断し、対象不動産の最有効使用を店舗・共同住宅等の敷地と判定した」と書かれています。これは一つの鑑定評価書の中身ですけれども、では島本町として、これまで1年以上かけて、公共の目的、コミュニティに供する目的というものは、一体どういうものを、今、議論の中に、視野に入れておられるのか。すべて、ちょっとあげていただけませんか。答弁を求めます。

**総合政策部長** 当該地の「今後のあり方」につきましては、今、現時点ではご説明申し上げておりませんが、内容が決まりましたら、また議員全員協議会でも、その点につきましては適切に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それとあと、それぞれの評価書の中で、個別分析ですとか地域性に応じた評価の方法等々ございますので、それについては、その鑑定評価書に基づいて、今後、適切に処理をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、「公共の目的」ということですが、今現在、住民票等の発行をそのサービスコーナーでというふうに当初考えておったわけですが、今般、いわゆるマイナンバー番号制度、そういったことが普及していくことによって、住民票の発行がコンビニですとか郵便局ですとか、そういった施設を利用している、そういう団体もすでにごございますし、本町についても、そういった内容について検討する必要があるというふうに考えておりました。

従いまして、その他の住民の皆さん方が、わざわざ本庁に来なくても、そこで簡易な処理ができるというふうな、そういう項目ですね。これは他市の状況も含めて、様々な検討をしております。すでに実施されているところも視察に行ったりとか、こういった機能をそこで付加されているのか、そういうような内容も、今、まとめているところでございまして、それがまとまり次第、また議員の皆様にはしっかりとご説明をさせてい

ただきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**平井議長** 発言時間が1分程度になっておりますので、お願いします。

**河野議員** 私、そういう質問してないんですよ。もう1年以上かかってね、どういうものが考えられるのかの複数の項目ぐらいいは出てると思うので、それをあげて下さいと言ったわけで、別に私個人の議員が訊いてるだけじゃなくて、そういうことを議会に説明する必要があるでしょ。どういう内容があげられているのか、幾らか羅列していただけないか、と申し上げております。

**総合政策部長** 当初は住民票の発行ですとか考えておりましたが、現時点では、そういったものについては今後、マイナンバー制度の導入に基づいて一定見直しをしていく必要があるのかなというふうに考えております。

それとあと、具体的などいうふうなことで申し上げますと、例えば観光案内も一つの、いわゆる町のハイキングマップの配布ですとか、いろんな行政情報の備え付け、それとか、例えば国民健康保険証ですとか医療証を有効期限が切れたということで、わざわざ本庁まで返却に来られる。そういったことを、そこで補えないか。それとあとブックポストですね。これも人権文化センターでも今、実施をしておりますが、そういった機能を、そこで開所できれば、わざわざ本庁まで来ていただく必要がないというふうなことで、周辺の皆さん方からも、非常に、役場まで行くのが苦痛やというふうな声も聞いておりますので、そういう簡易な業務、相談業務ですとかも含めて、そこでできるような公共的な機能ということで、今、検討をいたしております。

以上でございます。

**河野議員** じゃ、その範囲の中から抽出され、後日、議会に示されるものと認識しておりますが、間違いありませんかということと、この間、コミュニティ市、12月の6日に開かれました。あの空き地について店舗が出せなかった。なぜ出せなかったのかなと思っております。駐輪場だけにされてました。あそこを店舗で出せない、何か事情があったのですか。説明を求めます。

**総合政策部長** 今後、内容については精査をして、また全員協議会のほうでもご説明を申し上げたいというふうに考えております。

それと、過日のコミュニティ市、これについての利用について申し出がございましたが、これにつきましては商工会の主催によるもので、一店舗当たり有料で、そのスペースを貸与されているということでございます。町有地を無償で貸与することについては、それについては有償で利用料を徴収されておりますので、それを無償でということについては適当ではない、このように判断をしたところでございます。

なお、参加者の皆さん方には当然、駐車場スペースというのが必要になってまいりますので、そういった利用については特に問題はない、このように考えまして、タクシー

の跡地につきましては駐車場として使用していただきたい、このようにお願いをしたところでございます。

**河野議員** 先ほどのし尿中間処理施設の自治会からの要望内容を見ましても、まさにこれから議論のしどころだというふうに思っておりますので、当然、議会としてもまだこれから、要望書いただいたというところに止まっております。議論するところだと思っております。

もちろん、水無瀬駅前についても拙速に売却するなということを申し上げて、全住民の議論、駅前周辺の住民の議論に付すべきだということを強く申し上げまして……（質問時間終了のベル音）……、私の質問を終わります。

**平井議長** 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後0時07分～午後1時10分まで休憩）（午後1時10分 川嶋議員退席）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

**外村議員**（質問者席へ） それでは、通告書に従いまして質問します。二つございます。

1点目、「入札執行業務の改善改革について」

本町における入札事務は、工事案件、業務委託案件、物品購入など、毎年、多くの案件が執行されていますが、平成25年度では1千万以上の入札案件だけでも28件、他に1千万以下の案件も含めると、入札による契約総額は10億円を超え、町の一般会計歳出総額の約10%以上を占める、極めて重要かつ、あわせて入札執行業務は公平・公正・中立性かつ透明性が問われる業務であります。また、常日頃から町の財政が厳しいという中であって、入札に求められる競争原理が適正に機能しているかという点については、絶えず注意と創意工夫、改善がなされなければならない。

しかし、本町における入札執行の状況を見ると、毎年多くの案件が最低制限価格と同じ金額で落札価格が決定するという実態が明らかになっています。この状況を見て、私は毎年のように、最低制限価格の設定方法や、その事後公表に変更するなど、より競争原理が働くように改善すべきだと申し上げてきました。そこで、質問します。

①点目、平成25年度と今年度11月末までの「それぞれの入札案件すべての件数と、落札金額の総額」はいかほどになったか、お伺いします。

**総務部長** それでは、外村議員の一般質問であります「入札執行業務の改善、改革」につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の①「平成25年度と今年度11月末までの入札案件すべての件数と落札金額の総額について」でございます。

平成25年度につきましては、総入札件数は不調も含みまして143件、総額は税抜きで約18億6千万円でございます。次に、平成26年11月末までの総入札件数は111件でござ

ざいます。総額は、税抜きで約9億2千万円でございます。

以上です。

**外村議員** はい、わかりました。

次に、②点目行きます。本町の「現状の入札公告から結果発表に至るまでの一連の流れ」をお聞かせ下さい。

**総務部長** ②点目の「本町の現状の入札公告から結果発表に至るまでの一連の流れについて」でございます。入札方法によりましては異なりますが、代表的な例についてご答弁申し上げます。

まず、一般競争入札または制限付き一般競争入札につきましては、1点目として入札公告、2点目として入札参加資格審査、3点目といたしまして審査結果に伴う入札参加資格の有無の通知、4点目といたしまして設計図書及び仕様書などの配付、5点目といたしまして仕様書等についての質問・回答、6点目といたしまして入札の執行、7点目といたしまして結果発表、というふうな流れになります。

次に、指名競争入札につきましては、1点目といたしまして指名業者の選定、2点目といたしまして指名通知書配付案内、3点目といたしまして指名通知書の交付並びに設計図書及び仕様書等の配付、4点目といたしまして仕様等についての質問・回答、5点目といたしまして入札の執行、6点目として結果発表、というふうな流れになります。

以上でございます。

**外村議員** 本町の場合、指名通知はファックスでされていると聞いてますけども、ファックスしてから、設計図書を渡して質問に回答する日も入れて、入札までどれぐらい時間は取っておられますか、日にちを。

**総務部長** すいません、後ほど、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

**外村議員** 質問がある場合は、具体的にどういうふうを受け付けて、どういうふうに回答されるのでしょうか。

**総務部長** 質問書は、仕様書等について質問が来るんですが、その質問に対してお答えするんですけども、これは質問者にだけ答えるのではなく、全業者に公平に同内容の答えをお返しする、全業者が同じ情報を共有するというふうな形で取らせていただいております。

以上でございます。

**外村議員** よそでは郵便による入札だとか電子入札されてますけども、本町の場合は設計図書を渡す場合だとか質問を受け取りに来る場合だとかで、業者が何社ぐらいの指名がされているかというのがわかってしまうシステムになっているのでしょうか。

**総務部長** 設計図書とか仕様書等の配付につきましては、その日は同じなんですが、何時から何時までに取りに来てくださいという形で、なるだけバッティングしないような形

には、一応させていただいているところです。時間指定ということはなく、一定の時間の範囲内というふうな形でやっておるのが現状でございます。

以上です。

**外村議員** そうすると、当然、業者同士が顔を合わせることはしょっちゅうあると理解してよろしいですか。

**総務部長** 状況によれば、業者がバッティングするということもあり得るといふふうに思っています。

以上です。

**外村議員** 入札は、どういうふうな形でされるのか。投函とか郵便じゃなくて、現場で入札箱に業者が一堂に会して投函するのでしょうか。

**総務部長** 入札は、本庁内の会議室とか、そういう入札の場、会場を設けまして、そこで実施いたします。その他、一定、鶴ヶ池住宅跡地につきましては郵便の入札というのを実施いたしました。

以上です。

**外村議員** 入札を郵便にする場合と、今おっしゃったように箱に入れる場合とあるということなんですけど、どういうふうに使分けられるんですか。

**総務部長** 郵便という部分では、今回の土地の売却につきましては制限付き一般競争入札という形でやらせていただいたんですが、一定の業者といますか、隣地の方が必ず欲しいという部分は、そういう意向はあると思うんですけども、それ以外の方がもし来られない場合であれば、自分だけしかいないという形になりますので、そういったことを防ぐために郵便でというふうな形で取らせていただいております。工事とかになりますと、多くの業者さんがおられますので、庁舎内の会場で、現場で入札をしているという状況でございます。

以上です。

**外村議員** わかりました。いずれにしても、うちの場合は基本的には現場で投函するということで、業者が顔を合わせると。他の自治体、いろいろヒアリングしましたら、一切業者が顔を合わせないというのを旨として、郵便にしたり電子入札されているということ聞いてますので、私としては、一定、そういうふうな配慮が必要ではないかと思っております。また改善、よろしく願います。

次、③点目行きます……、その前に、この入札業務、いろいろ工事の性格によって、教育委員会が担当したりいろいろあるんでしょうけども、入札業務に関わっている人は、今、1人だと聞いているんですけども、これで十分な対応ができていると思っておられるのかどうなのか、お聞かせください。

**総務部長** 現在の体制でございますが、契約検査は現在、財政課のほうが担当をしております。財政課の職員は事務職と、あと技術者1名というふうな体制になっております。



検査そのものにつきましては技術的な見識が必要になりますので、今の財政課の職員の中で1名だけしか技術職がおりませんので、その職員が対応する形になりますが、他のいわゆる事務的な部分というのは、協力をして事務を進める状況でございます。

以上でございます。

**外村議員** じゃ、その1名で十分足りているというふうにお考えなんですね。そこについて、もう一度、お考え、お聞かせください。

**総務部長** 人の問題が絡みますので全庁的な問題になりますので、財政課におきましても複数の仕事をしておりますので、多忙なときには臨時職員を雇用するなり、その時期、時期に対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

**外村議員** ③点目、行きます。入札の「予定価格と最低制限価格の設定の仕方」を、具体的にお答えください。また、最低制限価格の「設定のありと無しの場合の扱いの違い」について、その基準なり考え方についてお伺いします。

**総務部長** 続きまして、③点目の「入札の予定価格と最低制限価格の設定の仕方、最低制限価格の設定のありと無しの場合の扱いの違いについて、その基準・考え方について」でございます。

まず、入札の予定価格と最低制限価格の設定の仕方でございますが、工事及び工事にかかる測量・設計等委託につきましては、大阪府が作成しております積算基準・労務単価などに基づき算出した設計金額を、予定価格としております。その他の委託及び物品につきましては、工事のように積算基準等がございませんので、過去の契約の実績や複数の業者からの見積り及び近隣自治体の状況などを勘案して、予定価格を算出しております。

次に、最低制限価格——工事でございますが——につきましては、その基本的な算出根拠として、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択いたしました「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を参考に、算出しております。

続きまして、「最低制限価格の設定ありと無しの場合の扱いの違いについて」でございます。

工事または製造、その他の請負の入札につきましては、すべて最低制限価格を設定しております。なお、委託・物品の入札につきましては、最低制限価格は設定していません。

次に、「その考え方について」でございます。工事または製造、その他の請負の契約を締結しようとする場合におきましては、当該契約の内容に適合した履行及び品質を確保するため必要と判断し、あらかじめ最低制限価格を設けております。一方、委託の契約を締結する場合におきましては、大半が人件費となり、最低制限価格の算出根拠がご

ざいませんで設定をしておりませんで。また物品につきましても、製造された物品などが最低価格を算出できないため、設定をしておりませんで。

以上でございませんで。

**外村議員** 最低制限価格につきましても、高槻市のホームページ見ましたら、ちゃんと設定方法とか細かい数字で示されてるんですけども、本町はこういう案内はしているんでしょうか。

**総務部長** 最低制限価格についてでございませんでが、最低制限価格につきましてもは、入札のうちに、掲示板に事前公表をさせていたでいでいるのみでございませんで。

以上でございませんで。

**外村議員** 入札に関する案内というのは、うちはほんとに極めて少ない。私もいろいろ見ましたけども、ほとんどないということで、他の自治体見ますと、かなり入札に関する心得だとか、今も言いましたように制限価格の設定だとか、全部細かく出てるんですけども、これにつきましてもは、ぜひオープンな形で、参加しやすいようにしていただきたいと思いでいます。よろしくお願ひします。

次、④点目へ行きます。本町では、最低制限価格を事前に公表してませんでが、しかし、以前は公表していなかっただけですけど、この変更された理由についてお答えてください。

**総務部長** 先ほど、ご答弁させていたでいでなかつた指名通知から入札執行までの期間、どれぐらいかかるか、ということでございませんでが、通常は1週間から10日というふうな、予定価格により若干異なりますが、1週間から10日というふうなことでございませんで。

続きまして、④点目の「最低制限価格の公表について」でございませんで。

平成12年に施行されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」とそれに伴う指針の中で、公共工事等において、談合や予定価格の漏洩、探知などによる不正行為の発生を防止することを目的に「入札及び契約に関する透明性の確保」というのが示されておいでいます。このことなどを踏まえまして、現在、予定価格、最低制限価格の事前公表を行ってるところでございませんで。

以上でございませんで。

**外村議員** 私がヒアリングしたでいでが、事前ではなくて、事後に公表してるというところが多々ありますし、高槻市なんかは、その事後公表の案件の拡大をするというふうなことも宣言されておいでいますので、事後公表の流れになっているのかなと思いでんですけども、この事後公表にした場合、どんな不都合があるのでしょうか。

**総務部長** まず、事後公表のことなんですけど、事後公表をいたしますと、先ほど最低制限価格の公表で国のほうの適正化の部分で、透明性の確保というふうに書いておるんですけど、事後公表になりますと、事前に数字が業者さんがわからないという、本来の積算とかいう形でしていただくんですけど、その行政側の価格というのを探知する不正行為というのが、過去、国のほうとかで発生したので、透明性というふうな形に流れていってお

ります。

ただ、デメリット、事後公表にした場合のデメリットという部分では、いろんな部分あろうかと思いますが、そういう価格を察知しよう、探知しようとする、要は行為の危惧があるということが、主な理由かなというふうに思っております。

以上でございます。

**外村議員** 不都合な理由というのは、不正なアプローチがあるということだけみたいですが、高槻市なんかでは、不正なアクセスへの対応、不正な働きかけへの対応要領というのも規定されてまして、あくまでこれは職員のモラルを厳守すれば、守れば、これは防げる。幾らアプローチがあってもできるということで、そういうことも決めて事後公表に拡大してるというふうに私は理解しておるんですけども。世の中、他の自治体でも事後公表、枚方市なんかは事後公表しかやったことがないというようなことまでおっしゃってましたけども、非常に事後公表が多くなっていると思いますので。

確かに、事後公表になりますと、私もいろいろ考えたら、最低制限価格よりも上の価格で、当然予定価格からギリギリでやると失格になるんで、最低制限価格よりは上で応札しないと失格になってしまうということを考えれば、確かに安く買うという、最低制限価格を設定する以上は、最低制限価格よりは高く買わなきゃならんという結果になってしまいますので、財政的には私は非常にその辺はちょっと考えるところですけども、やはり競争の原理というのがどうしてもないということで、そういう流れになっているのかなと思っております。

そこで、本町はほとんど、昨年も私、今、調べましたように1千万以上の工事入札で26件中16件がくじ引きだということについて、前も委員会でも言いましたけども。これについて、業者さんのほうは何かご不満を持っておられるとか、そういうようなことはお聞きになってませんか。

**総務部長** 私が直接聞いたわけではございませんが、町内業者の方からは、しっかり見積もりをしている中で、事前公表されると、その入札案件が取りたければ、その価格に合わせて応札をする、しないと取れないケースがある、というふうな話は聞いたことはございます。

以上でございます。

**外村議員** 私もヒアリング、ちょっと業者に何社かしましたら、やっぱりまじめに積算して、まじめに取ろうとしている業者にとっては、今の制度はつらい、というふうな話もありました。もう一つは、最低制限価格がわかっているならば、何の積算もしないで、その価格で応札する。取ってから、慌てて適当に積算するというふうなことになるというふうに私は考えますので、そうなると、ほんとの工事として、その業者が適切な業者に決まるのかということ非常に懸念してるわけですけども、その点については、どうお考えですか。

**総務部長** 若干、入札について誤解があるかとは思いますが、ちょっと、ご説明させていただきたいと思うんですが、工事の入札におきましては見積書を、業者の見積内訳書の提出を必須としております。提出のない場合は参加をさせないというふうにしておりますので、一定、何らかの見積もりはされてる、見積もりなしに来られてるというのはないというふうに考えております。

以上です。

**外村議員** いや、私が言っているのはそうじゃないですよ。最低制限価格がわかっているわけですから、当然、これにあわせて内訳書を作ってくると思うんですよ。しかし、それが、はっきり言ってまじめに積算したものじゃなくて、適当に過去の工事なんか踏まえて按分して、その工事の金額に帳尻だけ合わすということで、取れてから実際精査するという形の業者が出てくるんじゃないかと。そうすると、やはりほんとに工事に対する姿勢だとか、まじめにこの工事を一生懸命やってやろうという業者じゃなくて、抽選で当たればええんだというふうなところが横行して、まじめに積算するじゃなくて、適当に数字、グロスさえ入れれば、合計さえ入れれば、自動的に積算システムというのが今ありますから、そういうのができてくるんじゃないかと思っておりますので、その内訳書を取ってるから正しく見積もりされてるというふうには私は全然理解しないんですが、いかがですか。

**総務部長** 見積書という部分では、確かに実際に積算をされてる方と、それに合わされている方がおられるのかどうか、その辺は私は存じませんが、くじ引きによるという部分で、最低制限価格を事前公表していることによって、その金額が示されている以上、その金額で、総価で応札しないと取れないということも危惧されることをございますので、従前から事前公表について——他の項目についてもございます、庁内にございます建設工事入札・契約制度改善検討委員会というのがございまして、そちらのほうでは入札等制度の一層の適正な運用を図ることを目的として設置している組織がございます。その組織のほうで、すでに1回、先月でございますが、課題となっております、いわゆる予定価格、それから最低制限価格の公表のあり方も含めて、一定、関係部署と意見集約をすべく、意見交換を1回いたしました。最終的には、その委員会で種々検討いたしまして、一定結論づけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** はい、わかりました。この最低制限価格を事後にするかについては議論が分かれるところか知りませんが、高槻市さんは今年の、26年4月から最低制限価格の事後公表を適用する範囲を拡大するというふうにおっしゃってますので、ぜひうちも、そこについては私もいい面と悪い面があるとは思いますが、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

続きまして、物品と業務委託については最低制限価格がないというふうに聞いてまし

て、現実に、私も前、資料請求した中で設計業務の6件、物品の1件ですね、制限価格なしで、最低制限価格なしのほうが落札率が高いんですよ。これは私はほんとに、他のところ訊いたら、極端に言うたら58%とか、そういうのが出てくる。逆に、これではまずい、人件費の圧迫で、いい工事はできないということで、いわゆる人件費の圧縮で業者いじめになるということで、逆に物品だとか業務委託についても制限価格を設けるべきだというふうな議論をされている自治体あるんですけども、うちはない。

それは私は、これはいろいろ考えあると思うんですけど、いずれにしても、最低制限価格がなければ、もっと競争があって、70とか60とかがあってもいいと思うんですけど、一つもないんで、これは私はどうも業者間で話し合いがされているんじゃないかというふうに疑ったりするんですけども、その懸念というか、それに関してはどういうお考えですか。

**総務部長** 入札につきましては、いわゆる予定価格の範囲内であれば、その金額で最低で応札された方が落札者という形に、これは「自治法」でなっておりますので、そういう形で今現在、適正であるというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃっております落札率が物品、それから委託は高いのではないかということですが、事案によって、いろいろまちまちでございます。物品におきましても、かなり低いものもございまして、委託につきましても18%とか、そういった数字のものもございまして。

先ほどご説明させていただきましたように、予定価格を定めるときに、積算が必ずしもすべてあるわけではございません。多くは複数の業者さんから事前に見積もりを取らせていただく。それから、過去の同様の業務であれば、その実績も勘案するという形で、実績勘案も入りますので、自ずとやはり落札率は高くなってくる場合もあるというふうに考えております。

業務によっていろいろ、落札率そのものも私も分析をいたしましたが、現在のところ最低制限価格を設ける、その積算というのが非常に作るのが難しいということで、そういったことも、先ほど申しあげました入札・契約制度改善検討委員会の中で意見を聞いて、最終的にどうするかというのは決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**外村議員** 先ほど言いました、工事じゃない、いわゆる業務委託だとか物品については最低制限価格を設けてないというのは、これは他の自治体でも大体一般的な考え方なんでしょうか。

**総務部長** 委託、それから物品、その辺の最低制限価格を設けているかないかという部分は、ちょっと私のほうでは承知はしておりません。その考え方という部分では、いろんな考え方あるかとは思いますが、その辺の考え方も、一定、今後訊いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**外村議員** はい、わかりました。ぜひ改善委員会ですか、そこでいろんなことを議論して、当然、他の自治体、類似団体もよく調べていただいて、一つでも二つでも、いい方法に変えていただいたらいいかと思います。よろしくお願いします。

この間、ちょっと業者にヒアリングした結果、島本町の場合、町内業者の場合、工事受注残高が2,500万円を超えると指名から外されるというふうに、そういうふうになっているというふうに聞いたんですけども、これは何か、そういうルールは定まったもので決めていらっしゃるのでしょうか。

**総務部長** その2,500万円という部分で、ちょっと、ご説明させていただきたいと思いますが、本町の基準を設けておまして、「建設工事に係る町内業者の指名基準」というのがございます。その基本的な考え方につきましては町内業者の保護育成、健全な発展の促進などに努めるため、受注機会を均等にということを配慮しつつ指名を決定するというふうな考え方でございまして、この2,500万円というのは、いわゆる工事・舗装・浚渫で手持ち工事が2,500万円。建築一式で、また別途2,500万円。電気工事で別途2,500万円、あと管工事、その他の工事がありますが、トータルで1億を超過した場合は入札指名は行わないというふうな基準でございまして、トータル2,500万ではなくて、工種ごとに2,500万円ということでございます。目的は、先ほど申し上げましたように、1社が受注するのではなく、幅広く受注機会を与えるというふうなことで基準を設けておるといふものでございます。

以上です。

**外村議員** はい、わかりました。そうすると、結構そういう、今回残高が1億を超えたんで、次回は外します、というケースは意外とあるわけでしょうか。

**総務部長** そういう入札の指名を見合わすというケースは、ちょっと何件あるかというの私、今、把握してませんが、ケースはございます。

以上です。

**外村議員** わかりました。ありがとうございました。

あと1点、ちょっとこれ、具体的な例ですけども、尺代5号線の舗装工事、第7期だとおっしゃってましたけど、これは1千万ちょっとぐらいの工事だったんですけども、町内業者全部、何か指名されなかったというふうに聞いたんですけど、何か理由があったんでしょうか。お答えください。お調べになってわかったら、後でも結構です。

**総務部長** ちょっと、その内容につきましては私、承知しておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

**外村議員** わかりました。ちょっとそれ、また後でも結構ですから、教えてください。

先ほども言いましたけども、入札結果、よそ見たら、ちょうど掲示板に貼っていらっしゃる、ザッと業者名書いた、あのものそのものがホームページに掲載されているケー

スが多いですよ。島本町の場合は結果報告もなければ、全くそういうものもないし、これでは情報公開という意味では非常に遅れてると思いますので、ぜひ、これをアップしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかというのが1点と、高槻市なんかでは——高槻市の例をたくさん出してもしょうがないですけど、案件の予告情報、こういう案件が近々入札になりますよというふうなことまで出しておられます。うちは、しょっちゅう役場の1階のあそこまで来ないと、どんな案件が今後入札になるかわからないということで聞きましたけど、これはほんとに、今時の電子が発達した時代に、これではほんとに情報公開というか住民サービスというか、そういう観点でちょっと遅れてると思うんですが、いかがですか。

**総務部長** まず1点目の、入札結果の公表についてでございますが、現在、文化・情報コーナーの前の掲示板がございます。そちらのほうに2週間、公表しておるところでございます。ご指摘のとおり、他自治体におきましてはホームページに掲載する団体もございますことから、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

それと、入札予告ということでございますが、団体によれば、そういう入札予告というふうな形でされている団体があるというのは聞き及んでおるんですが、町のほうではそういう予告という形はやっておりません。ただ、当初予算が可決されましたら、予算書全ページ、ホームページに掲載させていただいてます。全ページ、ホームページに掲載している団体は少ない、日本では少ない。あわせてプロフィールなども掲示をさせていただいております。また工事の案件につきましては、大きい工事になりますと、業界紙のほうにも載せさせていただいているということで、ただいまいただきましたご意見は、ご意見として承っておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、先ほど尺代5号線、第7期ということで舗装工事を発注しております。その際の指名、ということでのお尋ねでございます。

本舗装工事につきましては予定価格が1千万円以上ということで、「島本町競争入札参加選定規程」でいきますとBランク以上ということになりますことから、町内業者につきましてはCランクということで該当しないということで、Bランクの業者を指名させていただいて、工事は履行させていただいております。

以上でございます。

**外村議員** 今のお答えは、舗装工事については、1千万以上はBランクでないと駄目だということの説明ですね。

**都市創造部長** はい、そのとおりでございます。

**外村議員** わかりました。ありがとうございました。

あと、⑦点目、⑧点目、いっぺんにやります。

現状の入札のやり方で、「適切な競争原理が働いているとお考えか」、また現在まで

に入札事務に関して「具体的に改善してきたと言える実績」があれば、お示し下さい。

そして最後に、「電子入札」導入についてはどこまで検討されているのか、また実施時期はいつ頃とお考えなのか、お考えをお聞かせください。

以上です。

**総務部長** 続きまして、⑦点目の「現状の入札のやり方で適切な競争原理が働いているかどうか、また入札にかかるこれまでの改善について」でございます。

これまでも入札・契約制度につきましては、入札等制度の一層の適正な運用を図るため、社会経済状況などの変化に応じ変更を加えてまいりました。今後につきましても、必要に応じまして変更してまいりたいと考えております。

次に、「入札・契約制度における最近の見直しについて」でございます。

平成14年4月からは、入札参加業者が入札前に一堂に会することで談合を誘発する可能性があることから、予定価格1億円以上の建設工事について、現場説明会の開催を廃止いたしました。平成16年10月からは、原則として、すべての工事及び製造の請負について現場説明会を廃止するとともに、指名業者の公表は事後公表とする措置を導入いたしました。平成17年8月からは、工事及び製造の請負契約について、入札受付時に見積内訳書を提出していただくことといたしました。平成18年4月からは、すべての業務委託及び物品購入等についても、入札執行するものは予定価格を事前公表する措置を導入いたしました。同年10月からは、安易に随意契約を締結することがないように、規則で定める額を超えた金額で随意契約を行う場合には、契約担当課の事前審査を受けることとする随意契約事前審査制度を財務規則に規定し、運用しております。

続きまして、⑧点目の「電子入札の導入について」でございます。

大阪府内の電子入札システムにつきましては、現在、国土交通省、大阪府、大阪府で実績のある財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の開発いたしましたコアシステムをベースに、府内市町村において共同で利用できるよう開発されたシステムがございます。これはL GWANを通じたクラウドシステムでございます。

なお、この費用につきましては、初期費用として約650万円、それから年間の利用料として約400万円が必要となっております。また、応札者側の負担につきましては、利用のための環境としてパソコン、それからICカードの取得が必要であるというふうに関及しております。本システムにつきましては、平成26年12月1日現在で、府内では13市のみが利用しており、町村の利用はございません。

今後の電子入札システムの導入につきましては、費用対効果を十分に見極めたうえで、検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

**平井議長** 通告の6番目、まだ質問されてないと思うんですけども。

**外村議員** 一つ、6番目、忘れてました。



財務規則に随意契約によることができる場合の規定を定めていますが、第110条第6号、「前号に掲げる以外のものは50万円」とあるが、この「以外のもの」とはどんなものですか、という質問しております。簡潔にお答えください。

**総務部長** ⑥点目の「島本町財務規則」第110条の第6号でございますが、これは具体的には主に委託業務でございます。

以上です。

**外村議員** ありがとうございます。入札に関しましては、また、次の機会にもやらせていただきます。

続きまして、2点目「清掃工場の包括運営に関する検討内容及び検討状況について」。

これまで2回開かれました、島本町清掃工場包括運営検討委員会を傍聴させていただきました。第1回目の委員会では、冒頭に座長から、この委員会では何をどこまで検討するのか、というような質問が出ていました。そして、11月21日の2回目の会合では、コンサル業務を受けておられる会社から、包括運営委託導入可能性調査についての結果報告があり、その内容について議論が交わされていました。

以下、お訊きします。

1点目. 私のこの委員会設置に対する認識は、最初から包括運営ありきの検討委員会ではなく、今一度、現状の維持管理費や補修にかかる費用の精査・見直しや、今まで毎年1億円近い費用を投入してやってきた改修項目の妥当性などをきっちり検証したうえで、今後どうするのか、長期包括運営委託にするのが良いのかを学識経験者に意見を聞く会だと思っていました。この点については、どういう見解なのでしょう。

2点目. 第2回目の検討委員会ではコンサル会社からの報告という形で、本町清掃工場の包括運営事業に対する民間事業者の関心度合いや参入意思、運営期間、業務範囲など、11項目にわたってのアンケート調査結果が示されました。プラントメーカー21社、運転管理者3社の計24社にアンケートした結果、回答は3社だけという結果でした。

①点目. まず、このコンサル会社には、どこまでの範囲の業務を幾らで発注されたのでしょうか。

②点目. 私は議員有志とともに、モデルとする生駒市に5月にヒアリングに行ってきました。生駒市では、プラントメーカー、運転管理者のほか、産業廃棄物処理業者4社にも声をかけていました。今回の回答が3社しかなかったというのは寂しい話ですが、回答がなかった会社は、どういう理由でなかったのか、確認されましたでしょうか。

③点目. 第2回の検討委員会では、事務局が視察に行かれた3カ所の報告がありましたが、委託の範囲や内容、運営に携わる人員などに大きな違いがあり、比較や評価は難しいと感じました。ぜひ、もっと多くの自治体、しかも規模や経過年数も本町に近い自治体の問い合わせやヒアリングをやっていただきたい。いかがでしょうか。

以上です。

**都市創造部長** 続きまして、2点目の「清掃工場の包括運営にかかる検討状況」のうち、1点目の「島本町清掃工場包括運営検討委員会の検討内容」について、ご答弁申し上げます。

学識経験者4名を構成員とする本委員会は、包括運営委託の導入の是非を検討するため、第1回目を9月29日に開催し、清掃工場の現状と課題の確認及び施設査察を行ったところでございます。また本委員会におきまして、事務局から、本委員会の位置付けとして、包括運営ありきで議論を進めていくのではなく、本町にとって最適な運営方法について検討していただくよう依頼をいたしております。

次に、2点目の①「委託業者への業務内容について」でございます。

委託業者は、指名競争入札により一番安価であった株式会社日産技術コンサルタントと、517万3,200円で業務委託契約を締結しております。業務内容といたしましては、清掃工場の現状分析や包括運営の導入可能性調査及びデータの精査や、報告書作成等のほか、委員会の運営補助等でございます。

次に、②の「アンケート調査結果について」でございます。

今回、実施しましたアンケート調査につきましては、清掃工場の包括運営事業に対する民間事業者の関心や考え方などの確認のため、「導入可能性調査」として、プラントメーカーや運転管理会社24社を対象に実施したもので、3社から回答がございました。その結果につきましては、11月21日に開催しました第2回委員会におきまして、中間報告をさせていただいたところでございます。

なお、今回は任意によるアンケート調査ということで、未回答であった事業者に対して理由の確認はいたしておりません。

なお、同様の調査につきましては、包括運営委託をすでに実施されておられる生駒市においても実施されており、32社に声かけをされ、5社から回答があり……（質問時間終了のベル音）……、追加意向調査を行った結果、最終3社となったと聞き及んでおります。

**平井議長** 時間が来ましたので、外村議員の一般質問を、これで終わります。

（外村議員・質問者席から「ご答弁、ありがとうございます」と発言）

**平井議長** 引き続き、佐藤議員の発言を許します。

（午後2時01分 川嶋議員出席）

**佐藤議員**（質問者席へ） 佐藤です。一般質問をさせていただきます。「島本町の観光への取り組みについて」の質問をさせていただきます。

島本町には、豊かな自然と歴史があり、それぞれに魅力を感じて、当町を訪れる人が増えております。当町の経済の活性化にもこれは非常にありがたいことで、積極的に観光に力を入れ、「観光客の誘致」をしていく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** それでは、佐藤議員の一般質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「観光客の誘致について」でございます。

本町には豊かな自然や歴史に関する見どころがあり、多くの観光客の皆様にお越しいただいているところでございます。本町におきましては、平成25年度まで観光施策と商工業施策の所管部局がそれぞれ分かれておりましたが、施策上の連携がさらに進められるよう、本年4月の機構改革により、にぎわい創造課を設置したところです。

この体制により、積極的に本町の魅力を発信することで、多くの観光客の皆様にお越しいただくことにより、商工業の活性化にも繋げていけるよう施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 駅前、地図があります。けれど、あれだけではいらした方が目的地に行くことが容易ではありません。要所要所に「道しるべ」、そのようなものの設置ということが必要ではないかというふうには考えますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 次に、2点目の「道しるべの設置について」でございます。

本町内の観光スポットにつきましては、所有者の方により、一定の道案内用の看板等は設置されている状況でございます。また本町におきましても、町内要所には各観光スポットまでの距離を示した道しるべを設置しておりますが、今後におきましても、町内の観光名所へのスムーズな案内ができますよう、さらに充実を図る必要があるものと認識をいたしております。

以上でございます。

**佐藤議員** 最近、観光で訪れられる方々というの、非常に高齢の方も増えております。島本町内の高齢者の方も含めて、町内歩いていただくということは非常にありがたいことで、健康の増進のためにも良いことと考えます。そのためにも、そのような道しるべ、あるいは安全のための対策の様々なもの、特に必要なのは横断歩道、それと路側帯、そういうところが薄れているのはきれいにさせていただくとか、あるいは道路の凸凹、それを直していただくとか、安全帯を造っていただくとか、そういうふうなことも必要だと思います。そういうふうなことを、観光に来てくださる方のためにも整備をしていただく。しゃれた形での整備も必要であるというふうにも考えます。

いろいろな観光地行きますとも、非常に安全に歩き回れる道路というのを結構造ってありますので、そういうところにも島本町としても配慮が必要だというふうに考えます。いかがですか。

**都市創造部長** 本町におきましても、道路パトロール等につきましては、町内を6ブロックに分けて随時、月1回、点検パトロールを実施いたしてございます。その中で、先ほどご質問がありました道路の陥没とか区画線の補修につきましては、優先順位をつけた中での実施になりますけども、道路管理者として、適正に事務を進めさせていただいて

おるところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** 今後とも、ぜひ、そういう安全の点では、より積極的に、美しいものも含めて、考えていただければというふうにも思います。

自然を訪ねる方、あるいは歴史を訪ねる方、それぞれ「詳しい観光地図」が欲しいと思うのですが、それぞれの観光地図を作ってはいかがでしょうか。

それから、今までにもお聞きしたところでは、観光した後、ちょっと休みたい、食事をしたい、そう思っても、どこに店があるのか、見つからない。駅前に適当な店がわからないというふうな声を、よくお聞きをいたしました。その観光地図に、町内の食事処とか喫茶店とかコンビニとか、そういうものも含めて載せていただく。そういうことは考えていただけませんかでしょうか。

**都市創造部長** それでは、次に3点目の「観光用の地図及び飲食店の掲載について」でございます。

本町におきましては、町内の自然・歴史などを総合的に案内するパンフレットとして「しまもとガイドマップ」を発行しております。自然と歴史、それぞれの地図を作成すべきとのご意見でございますが、本町は町域が狭く、特に自然に関する観光スポットは限られております。また、それぞれに歴史背景が関わっていることもございますことから、費用面等も考慮し、総括的に紹介したガイドマップを作成しております。

なお、町内の史跡につきましては「史跡案内図」を作成し、町立歴史文化資料館等で配布しているところでございます。

また、飲食店に関しましては、島本町商工会におきまして、本年度の町補助金を活用しグルメガイドを発行されましたので、そちらを活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** 今、お聞きしましたら、それぞれ3種類、ガイドになるものがあるようです。それぞれ作っていただいているというのは非常にありがたいことなんです。歩く方はそれぞれを、それぞれの場所に行かないと手に入れないという、そういうことに、どうもなるようですので、これが駅前に――先ほど総合政策部長、タクシー跡地の利用のときに観光案内所というふうな発言もございました。ぜひとも「観光案内所」、作る必要があるのではないかと。そこへ行けば、そういうものがすべて手に入るという、そういう場所を作る、そういう必要があるのではないかとというふうに思います。人が配置できればよりよいと思うのですけれども、人が配置できないということであれば、せめて、そこへ行けば島本町のそういう関連のガイドマップ、パンフレット、そういうものがすべて揃っていて手に入れられるという、そういう場所を確保する、そういうことを考えていただきたいというふうにも思います。

例えば、JRの島本駅でしたら、売店の跡が空いております。今、シャッターが閉ま

ってしまっておりますけれど、あそこを利用するというふうなことは考えられるのではないかというふうにも思います。また阪急の駅前、それこそタクシーの跡地が利用できれば一番良いことですが、もしも駄目でも、阪急の駅の広い通路の中に、しゃれた資料置き場のようなものを作っていただくというふうなこと。こういうふうなことは考えることはできませんでしょうか。

**都市創造部長** それでは、4点目の「観光案内所の設置について」でございます。

観光案内所の設置につきましては、高槻市では観光協会がJR高槻駅の通路に、大山崎町では商工会がJR山崎駅の売店跡に、それぞれ設置しておられます。駅施設内に観光案内所を設置いたしますと、各鉄道会社に賃借料を支出する必要が発生することとなり、また人員を配置いたしますと、さらに人件費が必要となることから、慎重に検討する必要がありますと考えております。

いずれにいたしましても、今後の本町の活性化等に観光施策は必要不可欠であると認識しておりますので、多くの皆様に本町の魅力を発信し、お越しいただけるよう、施策展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**佐藤議員** お答えいただきました高槻や大山崎、それぞれ、ほんとにいろいろと工夫もしておられます。お金がかかるということは、よくわかります。けれど、島本に人に来ていただいて、島本のいろいろな産物、買い物もしていただいて、食事もしていただいて、島本でお金を落としていただくというふうなことも必要なことで、そうすれば、また島本ににぎわいも出てくることですので、ぜひ工夫を凝らしていただいて、島本の主要施策として位置づけるというふうにもおっしゃっていただきました。力を入れていただきたい。

島本の自然を愛し、楽しんでいただく、歴史を訪ねたいと訪れていただく、こういう多くの人たちにも、このことは求められているというふうにも考えます。ぜひとも、この点は、今後力を入れてやっていっていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いをいたします。

以上で、終わります。

**平井議長** 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時13分～午後2時50分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

**岡田議員** (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目の「し尿中間処理施設の広域化を」。

高槻市より、し尿中間処理施設の受託について困難であるとの回答があったことは理

解しています。このことにより、町域内に施設の設置は仕方ないものと考えていましたが、公共下水道の普及とともに、年々、し尿処理量も低下する中で、バキューム車4台のために、財政が厳しい中、概算工事費3億～5億、維持管理費年間約3千万かけて、し尿中間処理施設を建設することが住民にとっていいことなのか。

もう一度、「広域連携を検討すべき」ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

**総合政策部長** それでは、岡田議員の一般質問の1点目の「し尿中間処理施設の広域化」につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、これまでのし尿処理にかかる協議・検討の経過でございます。

高槻市東上牧でございます本町の衛生化学処理場につきましては、昭和40年10月に操業を開始し、施設建設後約50年が経過をいたしております。施設の老朽化が進んでいたこと、また公共下水道の普及に伴い処理量が年々減少していく中で、運転管理に苦慮していたこと。さらには地元自治会から撤去の要望を受けておりましたことから、平成15年度には、新たなし尿処理施設の整備に向けまして建設用地を町内に確保することとして、山崎地区において候補地の選定作業に努めてまいりましたが、建設地の決定には至りませんでした。

その後、平成21年12月11日に、「将来のまちづくり構想（広域による事務委託）」として、高槻市長に対しまして、し尿処理の広域連携による事務委託とともに高槻市・島本町広域行政勉強会を再開のうえ、今後の広域行政のあり方など協議・検討することについて、申し入れを行ったところでございます。

その後、約2年間にわたり、本勉強会等において協議を重ねてまいりましたが、平成23年9月12日付けで高槻市長から、現時点では当該事務の受託については困難であるとの回答と、高槻市東上牧の現施設周辺にお住いの高槻市民の皆さんからの長年の要望を踏まえた対応を早急に検討し、その方策を示すよう強い要望がございました。

本回答を踏まえまして、平成23年10月28日に議員全員協議会において、議員の皆様に対しまして、本町域内の公有地において新たなし尿中間処理施設を整備することを正式に表明をいたしました。その後、平成25年度には、し尿中間処理施設の建設候補地の選定のため、候補地選定にかかる調査報告に基づき、財政的な負担をできるだけ軽減するため、町域内の公有地を対象に検討を進めてまいりました。

この間、過去の議会におきまして、大山崎町、向日市及び長岡京市の2市1町で構成されております一部事務組合への参入、または事務委託の議論もございましたことから、一分の望みを託し、再度、非公式の打診を行いました。しかしながら、先方の諸事情とともに、構成自治体及び一部事務組合の議決を要するものであり、現実的には極めて困難であると判断をいたしました。

本年度は、調査報告書の評価点数が最も高い結果となった「住民ホール跡地の一部及

びその隣接地」を施設建設計画の最有力候補地として、建設候補地周辺の自治会等の皆様に一定のご理解が得られますよう、説明等をさせていただいているところでございます。

なお、現在の計画につきましては様々なご意見・ご要望をいただいておりますが、当該候補地にし尿中間処理施設を建設するにあたりましては、仮に、地元のご理解が得られたといたしましても、議会におきまして慎重審議のうえ予算の議決をいただく必要がございますことから、現時点におきましては計画段階であり、最終的な議会の議決を得られなければ、計画が頓挫することも十分考慮して進める必要がございます。

議員ご指摘のとおり、理想といたしましては、広域連携の推進に向けた取り組みは精力的に進めていく必要があるものと、このように認識をいたしております。効率的かつ効果的な行財政運営の観点から、一部の自治体におきましては広域連携による事務委託、あるいは一部事務組合による共同処理などにより運営がされています。しかしながら、本町におけるこれまでの経緯等から、広域連携が実現しない場合のリスクと混乱を十分踏まえた対応が求められているものと考えております。

本町におきましても財政状況が厳しい中、また、今後さらに厳しさは増していくものと見込まれますことから、広域連携による事務委託が最も効率的な行政運営であり、広域連携の実現に向けましては最大限の努力を行う必要があるものと認識をいたしております。

なお、本町独自でし尿中間処理施設を建設することを対外的に明確に表明し、すでに計画を進めている中で、方向転換による広域連携の実現に向けましては、議会、行政等が一丸となった対応が必要であると認識をいたしておりますことから、今後の進め方につきましては、ご指摘の点を踏まえながら、議会の皆様と十分協議を行い、適切に対応してまいらなければならない、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 高槻市長より、受託について困難であるということ踏まえまして、町内で新たにし尿中間処理施設を整備することに理解はしたものの、ほんとにこれでいいのだろうか、何度も何度も自分に問い続けました。そして、この島本町という小さな町で、しかも財政も厳しい中、そして工事費も多額でございます。そして、処理量も年々減ってくる。そしてバキューム車4台のために、このような大金を使って、これが住民の理解がいただけるのだろうか、このように私は悩んでまいりました。そして議員として、これは了解するべきではないと、そのような結論に私は達しました。

そして、そのような中で、摂津市が平成25年9月末、吹田市正雀下水処理場及び摂津クリーンセンターの廃止に伴いまして、昨年10月以降から、摂津市はし尿及び浄化槽の汚泥の処分を、し尿は豊能町に、浄化槽汚泥は茨木市に委託処分されている情報を得ました。摂津市さんの資料によりますと、処分計画の中では、委託については期間を設け

ており、委託を継続する場合は協議により更新できる、とあります。また、豊能町及び茨木市に委託しない場合でも、他の自治体等へ委託し、処分することを基本とするとうたわれておりました。このことを知り、私は大変希望を持ちました。

この摂津市の件でございますが、担当者のほうはご存じでしょうか。お伺いいたします。

**総合政策部長** 摂津市のし尿処理についてのお尋ねでございますが、今、岡田議員のほうからご指摘ありましたとおり、摂津市におかれましては、昨年の10月から豊能町で受入がなされている、このようにお聞きをいたしております。

なお、豊能町のし尿処理の能力につきましては、日量平均で約7kℓ程度であるというふうにお聞きをいたしております。そして、公共下水道の普及率が99%となっておりますことから、日量の平均の処理量は2kℓ程度であり、かなり余力があるという、そういう状況であるというふうにもお聞きをいたしております。こういった中で、摂津市のし尿の受入が4kℓ程度でありますことから、摂津市からの要望を受けまして、豊能町で処理をされている、このようにお聞きをいたしております。

なお、広域連携に至るまでの過去の経緯や、現状における諸条件につきましては、自治体ごとによって大きく変わりますことから、広域行政の進捗状況は全国的にも様々でございます。しかしながら、本事例のような、し尿処理に限らず、広域連携の推進につきましては、財政的な負担の軽減に繋がるものでございますことから、本町といたしましても広域連携の実現を目指して最大限の努力を行う必要がある、このように認識をしておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 高槻市のほうでは、し尿処理施設の処理能力が160kℓ、これは1日ですが、これが二つあるそうです。現在の処理量は40kℓということをお聞きいたしました。しかも、1基は使わないで休止しているということでございます。私が10年前にお訊きいたしましたときは、90kℓでございました。よって、現在は半分の処理量になっているということで、まだまだ今後も減っていくと、担当者のほうは言われておられました。

島本町の現在の処理量は6.17kℓ/日と、資料の中では掲載されておりますが、この数字は間違っていないのでしょうか。また、この島本町での今後10年後には、この処理量が半分に減るといふ数字が書かれております、3.69kℓということになっておりますが、このように、現在から10年後にすると、半分ぐらいの量に減ってくると思いますので、これで、この多額の金額で処理施設を造るといふことは、私はどうかと思いますが、この量に間違いはないのでしょうか。

**都市創造部長** それでは、島本町の「し尿の処理量の推移」ということでのお尋ねでございます。

議員、今ご指摘の日平均の処理量につきましては、報告書の中でもお示しをさせてい



ただいておりますが、平成 26 年度の見込みとしましては、日量 6.17k0 というところで示しをさせていただいております。今後、約 10 年間ということになりますと、平成 36 年度を見た場合に予測値としましては 3.69k0 というところで見込んでおまして、平成 26 年度と比べますと、約 6 割程度になるということでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 広域連携による事務委託を、2 年間にわたって協議されてきたことは承知いたしております。過去は過去といたしまして、大事なことは、これからのことが大切であると私は思っております。

それでは、町長にお尋ねいたしますが、高槻市・島本町広域行政勉強会を再開するにあたり、「合併の議論を含め協議、検討する」とありますが、合併は行政だけで、また議会だけで決めるものではありません。住民投票等、住民の皆様を含めて決めるものであると思います。将来的には視野にないとは言えませんが、議員の中にも、また様々な意見があることも承知いたしております。広域とは別の問題であり、時間をかける必要があると思います。この点に関して、いかがお考えでしょうか。

**川口町長** 以前からも何度も申し上げておりますように、私どものような小さな自治体に取りましては、広域行政を進めていくことが極めて重要でございます。それは自治体の死活問題と言いますか、生き残っていくための、行政が最大限努力を振るわなければならないことだと思っております。

先ほど、議員からのご指摘のように、合併といいますのは住民生活に直接様々な影響を与える、大きな影響を与えるものでございますから、合併するかどうかについては最終的には住民の皆さんが決定されることでございます。これも以前からご答弁申し上げておりますが、行政といたしましては客観的に、冷静に、ご判断いただくための資料を提供するのが行政の一番最大の責務であるのかなと、そのように思っております。

広域連携につきましては、高槻市との関係で申し上げますと、やっぱり今までに様々なことがございまして、最終的な結論として受け入れは困難である。それを受けて町内で建設する、そういうふうな判断をさせていただいたわけでございますけれども、今般、桜井自治会からも、私と、それから議会にも要望書をいただいております。桜井自治会としては、できたら来て欲しくないというのが本音なんだろうと思います。ただ、町内に建設するにあたっては住民ホールの跡地が最高点であったということで、ある程度は理解していただいておりますが、十分理解をしていただくためには、自治会のご要望を行政としては真摯に受けて、議会の皆さんとともに協働していく必要があるのではないかな、そのように思っているところでございます。

**岡田議員** わかりました。桜井自治会さんからそのような要望書をいただいたということに関して、町長の見解をお聞きしようと思ったんですが、先に、もう答えていただきましたので、次の質問に入ります。

今後は、少子高齢化の進展に伴いまして、広域的な対応が求められる課題が増えてくることは間違いないと思います。税の使い方としても、適切に住民の理解がいただけるようなことが大切であると思っております。し尿処理施設のように、年々、処理量が少なくなる施設に多額な財源を使うことは、お金の使い方が間違っている、私はそのように思っておりますし、これは無駄遣いではないか、このようにも思っております。行政の見識が問われると思っております。

緊急課題として、広域的に、ぜひ高槻市さんのほうに、もう一度、町長、足を運んでいただきたい。住民のために、島本町の住民のために、再度、高槻市さんのほうに足を運ぶべきだと、私はこのように思いますが、町長、いかがでしょうか。

**川口町長** 先ほどもご答弁申し上げましたけど、し尿の受け入れについては、行政間では一定決着がついている問題でございます。今回、自治会から要望書をいただいて、議会と行政が一体となって行動していくことが何より大切だと思っておりますので、それは議会とも協議調整をさせていただきながら、今後、どういうふうに行動していったらいいのか。これが足並み揃わずに、バラバラに動くというふうなことになる、それは良くないと思っておりますので、そのあたりは調整をさせていただきながら、広域行政が実現することを願って、そういうふうには行動してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**岡田議員** 私は、広域連携を反対する議員さんは1人もいらっしゃらない、このように信じたいと思っております。住民のためには、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

このような小規模な市町村では、広域的に対応したほうが望ましい場合があると思っております。一度、断られたという経緯がございますので、私たち町議会といたしましても、しっかりと応援をさせていただきたいと思っておりますので、どうか住民に負担がかからない、そのような方法で、ぜひお願ひしたいことを最後に要望いたしたいと思っております。

2点目の質問に入らせていただきます。「水無瀬駅前広場駐車場」について、お尋ねいたします。

平成24年9月14日、19日、21日、また10月2日の各2時間、駐車状況を調査されました。10分以内の駐車が70.5%、20分以内の駐車84.8%、30分以内駐車が91.7%、駐車台数も337台とお聞きいたしておりますが、このことを踏まえて、全く、議会のほうに、その進捗状況の報告がございません。現在、この進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

**都市創造部長** それでは、2点目の「阪急水無瀬駅前広場の駐車場対策」について、ご答弁申し上げます。

阪急水無瀬駅前広場内での駐車場設置については、これまでの間、路上駐車などの対策と交通利便性の向上を図るため調査・研究を行うとともに、関係者と協議し、検討を進めてきたところでございます。

議員ご質問の平成 24 年度の調査につきましては、路上駐車の実態を把握するために行ったものでございますが、短時間の駐車が大半で、駅前ロータリー付近での買い物や商店への荷卸し等が多く、当該広場に駐車し阪急電車を利用されているような長時間の駐車はほとんど見られませんでした。このことから、一般的な有料駐車を設置しても違法駐車の解消につながるような大きな効果はないものと考えられるため、当該広場の有効活用を図るには、短時間の駐車は無料にし、一定時間を超えるものについて有料にすべきである、との結論に至りました。

その後、他市において短時間無料駐車場の設置運営の実績がある財団法人自転車駐車場整備センターと協議を行ったところ、改修費や駐車場設置費は同センターで一定負担でき、運営実施も可能性があるとのことでありましたことから、たたき台となる運営手法の案を作成し、バス・タクシー会社など関係機関と協議を実施いたしました。しかしながら、平成 25 年度に同センターが公益財団法人に移行したことに伴い、本来の自転車の駐輪場整備が主な業務であるとして、自動車の駐車場整備は困難になったとのことでございます。

このため、駐車場の設置運営を幅広く手掛けている民間駐車場会社と協議を行いましたが、相手方の意向といたしましては、駐車場機器の設置や管理運営は行うものの、改修費や整備費は本町の負担となるとの条件であったことから、実現に向けては費用対効果の面で課題が生じております。このような状況の中、過日、商工会等から、搬出入用駐車場の設置要望等が出されたところでございます。

今後の方針につきましては、京阪バスが平成 26 年 2 月に京都競馬場行きの路線を廃止しましたことから、当該広場内のバス待機場に短時間駐車を目的とした無料の駐車を試験的に設置できないかなど、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 現在、この水無瀬駅から阪急若山台行きは朝の 7 時に 4 本出ておりますが、その他の時間は 1 本だけです。また、若山台へ JR 島本駅経由で行った場合は 18 時と 19 時は 5 本ありますが、その他の時間は 3 本です。新山崎橋行きは 1 本しか出ておりません。また、先ほど部長がお答えになりました京都競馬場行きは廃止になっております。

このようなバスの本数が少なくなっていることとか、町のほうは把握されていらっしゃいますか。

**都市創造部長** 今、議員ご指摘の阪急バスの運行状況等につきましては、ダイヤ改正の時点で本数が減少するといった点とか、それから京阪バスの件につきましては、先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、平成 26 年 2 月からは路線が廃止されているということにつきましては、認識をいたしております。

**岡田議員** 2 年前の平成 24 年の状況調査のときは、全く、この駅前広場の環境が変わってきていると思っております。また、交番前の町道には立て看板が立ててあり、駐車違

反の紙を貼られますと、1分間でも1万5千円を振り込まなければならないような状況になっております。立て看板、当初は警察も取り締まっていましたが、今では見て見ないふりをして、全く取り締まっていないのが現状でございます。

島本町は、駅前広場のスペースを広く取ってあるにも関わらず、住民にやさしく造られていないのが現状だと思いますが、この点に関して、どのようにお思いですか。

**都市創造部長** 阪急水無瀬駅前広場の有効活用についてのお尋ねでございます。

広場内につきましては駐車禁止ということで、駐車禁止の対策が高槻警察のほうでも厳しく取り締まられているという状況については認識をしておるところでございます。それと、先ほどもありましたが、商工会等から要望もされている中で、本町といたしましても、現在、バス待機場となっている場所につきましては一定の有効活用ができないかということで、無料の駐車場の設置に向けて、試験的な部分はございますけども、今後、関係機関と協議を進めながら、前向きに検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** ご答弁いただいておりますように、無料の駐車場を試験的に設置できないかどうか検討されるということでございますが、あそこの広場ほとんどが駐禁になっておりまして、一部、駅前広場の「道路法」に対象しない場所があるかと思えます。ここに停めていらっしゃる方は、駐車禁止の警察からの貼り紙は全く貼られてなく、交番前に置いてある車には貼られるというような、そういうような状況になっているかと思えますが、この「道路法」に対象しない場所での無料駐車場ということは、お考えになっていらっしゃいますか。

**都市創造部長** 阪急水無瀬駅前広場内の「道路法」以外の区域ということで、今、お示しをさせていただいてますが、バス待機場となつてございます。この場所を有効活用して、今後、無料の駐車場の試験的設置に向けて、関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。部長、これは検討された結果、いつまでに議会のほうに報告していただけますか。駅前広場のこの件に関してはね、全く、その後の状況報告というのが議会のほうになかったんですよ。検討します、というようなことで三つの案を示されていたと思うんですけども、それ以降、何の音沙汰もないんですよ。

今回、一般質問したことによりまして、駄目だったということをお聞きしましたので、駄目なら駄目って、きちんと報告していただくことが大切ではないか。そのように思いますので、今後、無料駐車場を検討するということですが、いつまでに検討されて、いつまでに示されようとするおつもりでしょうか。

**都市創造部長** 先ほどご答弁させていただきまして、無料の駐車場ということで試験的に

ということでございますが、短時間駐車を目的としたものということで位置づけをさせていただきたいと考えております。それと、関係機関との協議が調い次第、速やかに議会のほうには報告をさせていただきたいと考えています。高槻警察、それから阪急バス等の協議が済み次第させていただきまして、一定の協議が調って、ご報告できるという段階になった時点で、速やかにご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**岡田議員** ちょっと、その答弁は納得いきませんので、きちんと、いつまでには報告できるという答弁、よろしくお願いいたします。

**都市創造部長** 今、議員、いつまでということ再度のお尋ねでございますが、先ほどもご答弁させていただいたところでございますけれども、担当といたしましても早急に協議を進めさせていただきまして、協議が調い次第速やかにということで、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、年明け、1月から3月までの間に協議が調えば、年度末にはご報告できるかなというふうには考えておりますが、現時点でいつというのは、ちょっと、なかなか確約というか、ご報告できない状態にある点につきましてはご理解賜りたいと思っておりますけれども、速やかに協議を進めて、早急に報告するよう事務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

**岡田議員** 商工会から要望があったということをお聞きいたしました。商工会のほうには、どのようなお返事をされたのでしょうか。

**都市創造部長** 商工会からの要望書に対する回答といたしましては、「阪急水無瀬駅前ロータリー内の町有地につきましては道路区域外となっており、現在、ダイヤ改正などに伴うバスプール（阪急バス）の位置づけで活用いたしております。当該地における他の大型バスや一般車両等の送迎スペースなど、多目的・多用途での活用につきましては、今後関係機関とも協議し、検討してまいりたいと考えております」ということで、回答させていただいております。

以上でございます。

**岡田議員** それでは、要望させていただきます。

できるだけ年度内に協議をしていただいて、議会のほうにご報告、よろしくお願いいたします。ことを要望いたしまして、一般質問を終わります。

**平井議長** 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

**川嶋議員（質問者席へ）** それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目です。「高浜幹線の交通安全対策について」。

高浜幹線は、四小の子ども達の通学路にもなっており、登校と重なる時間帯には車等交通量が多く、また大型マンションの建設により、通勤・通学のため駅に向かう人や車はさらに増加しています。これまでも、国内各地で登下校中の児童の列に車が突っ込む

という痛ましい事故も多発しておりました。

以前にも一般質問させていただき、子ども達の命を守る観点から、対策、改善を要望してまいりました。現在では、四小の通学路に関しましては、横断歩道の位置が移動され、新たに歩道も設置されたことにより、以前に比べ安全の確保はされたものと喜ばしく思っているところであります。しかしながら、現在、建設中の（仮称）高浜学園が平成27年3月1日開設予定となっており、今後、さらに交通量は増加するものと考えられます。

「安全対策について、どのように検討」されているか、お伺いいたします。

**都市創造部長** それでは、川嶋議員の一般質問の1点目の「高浜幹線における交通安全対策」につきまして、ご答弁申し上げます。

当該路線における交通安全対策につきましては、直近では平成23年度に、通学児童や歩行者の方々の通行時における安全確保のために歩道設置工事を実施いたしました。ご指摘のとおり、平成27年3月には（仮称）高浜学園が開設され、今後は通園等による交通量の増加も見込まれますことから、より一層の対策強化が必要であると認識をいたしております。

今後も引き続き、当該路線における路面標示や看板設置などによる周知など、効果的な安全対策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** ご答弁いただきました。現在も路面標示や看板設置など、対策はされているところであります。しかしながら、これは時間とともに、やはり車が通る際に慣れになってくる。このような状況もあるかと、私はいつも思っているんですけども、そういう点に関しても考える必要があるのではないかと考えておりますが、その他に保育所運営に関しまして、担当部局としては教育こども部の部長にもお伺いいたしますが、担当部局として、交通安全対策について、（仮称）高浜学園との協議は具体的にどのようにされているか、お伺いいたします。

**教育こども部長** （仮称）高浜学園につきましては、来年3月に開園するというところで、すでにご案内をさせていただいたとおりでございます。

ご指摘のとおり、保育園を開園いたしますと、送迎車両で高浜幹線が混雑することが予想されます。教育委員会といたしましては、保育園の開設にあたりまして、社会福祉法人に対しまして一定、園周辺の交通安全対策について協議を進めてまいりました。その協議の中で、送迎車両の駐車場の確保ということで近隣の民地を買収されまして、駐車場用地としては10台分程度の用地を確保ということで、お聞きをしております。また、実際、開園いたしましたら、交通整理員を朝夕設置を検討されているというご報告も受けております。

現在、第四小学校の児童の通学時におきましては、多くの安全ボランティアの方のご

協力もいただいております。この件に関しましては、ほんとにありがたく、感謝しているところでございます。これらボランティアの方々の方々のさらなる増ということもお願いをしていかなければならないというふうに思っておりますが、ボランティアの方々だけではなかなか対応しきれない部分もございますので、そういった点については、今後、先ほど来ご質問がございましたように、高浜幹線そのものの安全対策という点において、今後、教育委員会としても都市創造部のほうと、また協議は継続して続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** 送迎用の駐車場が設けられる、そしてまた交通整理員の方を配置されるということでありました。

しかしながら、この車というのは10台分ということで、これもかなり、10台というのも増えるには増えるんですけども、それ以外に、車は10台分として限られておりますが、それ以上に自転車、また徒歩で来られる方も多くなるかと思えます。ちょうど、この高浜学園の出入り口と四小の子ども達が通る横断歩道というのが、とても近い位置にあると思うんですけども、時間的に混雑、混乱、これを招かないようにもしないといけないのではないかと考えているんですけども、その点についての留意というか、その辺はどのように考えておられるのか、お示し下さい。

**教育こども部長** 時間的には、小学校の子ども通学時間帯とバッチングする時間帯が当然ございますので、その点については、送迎される保護者はもちろん注意してもらわないといけないんですけども、先ほどご答弁申し上げましたように、園におきましては交通整理員の配置という部分と、また安全ボランティアの方々にもお願いをしていかなければならないというふうに考えておりますけども、その際に、どういう整理の仕方をすれば、より安全が確保できるのかということについては、引き続き教育委員会でも考えていきたいというふうに考えておりますし、また、実際にボランティアをしていただいている方々のお声も聞かせていただきながら検討していきたい、というふうに考えております。

**川嶋議員** ぜひ、そのような事態がほんとに起こらないように、しっかりと万全を期していただきたいと思えます。

四小の江川から来る子たちと、マンションから出てくる子ども達、その子たちがドッキングする時間帯もあるんですね。その上に、そうやって保育所へ送りに来られる。そういう時間帯が重なるかと。これは想像の範囲ですけども、そういう点において危惧する部分もあるかとは思いますが、しっかりと、その点も協議のうえで対策を練っていただきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

さらに、都市創造部長にお伺いたします。平成24年度に発生しました亀岡での通学路事故を受け、緊急合同点検をされたと思っておりますが、その後は、どのようにされ

ておりますか。お伺いたします。

**都市創造部長** 本町におきましては、亀岡の事故のとき、緊急総合点検ということで実施もさせていただいておりますが、通年、交通安全総点検ということで、学校区ごとに通学路の総点検を実施させていただいております。平成26年度につきましては、島本町立第四小学校区域内の通学路の総点検を実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

**川嶋議員** 平成26年度は、四小ということであります。これは年1回されていて、各学校1校ずつを年1回されていると認識したらよろしいでしょうか。もう一度、お伺いたします。

この四小を26年度行われたということでありますけれども、その際に課題とか、改善すべきところの指摘はあったのかということと、また、その点検をされる体制ですね。どのような体制でされているのかお伺するとともに、その後、改善すべき点が出てきたところがあった場合、対応はどのようにされるのか、また、されたのか、お聞かせください。

**都市創造部長** 町内の通学路の総点検につきましては、毎年、今現在4校区ございますので、各校区内の点検ということで実施をさせていただいております。

それと、本点検につきましては高槻警察署交通規制係、それから各小学校、各小学校のPTA、それから教育総務課、都市整備課ということで、参加機関を募りながら実施をさせていただいております。

その中で、指摘事項というものが出てまいります。内容といたしましては路面標示等、それから道路で言えば防犯灯の設置等、いろいろと各箇所での問題点が抽出されてきます。その結果につきましては、それぞれの管轄機関のほうで今後対応していただくということで、対応方法については一定の報告をいただいておりますのが今の現状でございます。また今後につきましては、その対応方法に対する実施状況ということで確認をさせていただく予定となっております。

以上でございます。

**川嶋議員** 改善すべき点ということで、路面標示や防犯灯とか、様々そういう点もあったと、今、ご答弁されました。

その中で、この四小校区の26年度点検をされた中で、これは何月にされたんでしょうか。もう高浜学園が建設中の時期にされたと思うんですけども、その時点で、何か、その点においての課題とか改善すべき点とか、要望とか、そういう点は、何かPTAの方々からは出ておりませんでしたでしょうか。

**都市創造部長** 総点検の実施時期につきましては、7月の17日に実施をさせていただいております。その際に、町道高浜幹線に絡みまして、一定の問題点というのが抽出されて



おります。

問題点といたしましては、抜け道として利用者が多い、通学時間帯でも車両規制をかけて欲しいという意見が出ておりました、それに対する対応方法といたしましては、「町道高浜幹線道路内の道路の規制を実施すれば他の道路利用者への多大な影響が出ることから、交通規制は不適當であると思われまゝ。登下校時間帯、受け持ち交番への通常業務を通じての警戒を依頼いたします」ということで、高槻警察署からは一応、対応方法ということで、今現在、聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

**川嶋議員** そのようなお声も出ていたということでありました。

それに合わせてかどうかはわからないんですけども、ある日、四小のPTAの運営委員会の方々だと思うんですけども、ちょうど高浜幹線、171から入ってきた高浜幹線のカーブ辺りで、役員の方々がプラカードを1枚1枚、「徐行をお願いします」という文字を書いたプラカードを、4～5人の方が一列に並んで持って、立っておられる日がありました。そのような中で、様々、そういう安全面において懸念材料があるからこそ、そういうこともされているのではないかと私は思っておりました。

そういう意味で、この高浜幹線については、これまでも折に触れ、交通安全対策について問題提起をされてきた経緯があります。今も、登校時間帯には国道171号線から、先ほどもありましたように抜け道として入ってくる車も多く、スピードも出ております。冒頭に申し上げましたとおり、マンションからの通勤通学等の人や自転車の流れ、車の出入りが集中しているのも現状であります。今後、(仮称)高浜学園が開設され、最高で定員が240人となっております。交通の流れが大きく変わるのは必至であると考えております。現在においては事故もなく幸いではありますが、いつ、どこで起こるかわからないこともあり、様々な観点から想定内のもとで考え、対策を講ずる必要があると思ひます。起こってからでは遅いです。

そこで、一つの対策として、国道171号線からの高浜幹線への進入を時間規制で禁止することを提案したいと思ひますが、その点については、いかがでしょうか。

**都市創造部長** ただいまご質問いただきました、国道171号から町道高浜幹線への通行規制についてのお尋ねでございます。過去にも、一方通行による時間規制等についても高槻警察署と協議された経過がございますが、この点につきましては非常に危険であるということで、また対面通行の可能性も高いということから、警察としては許可できないという見解を言っただいておるところでございます。

他の方法といたしましても、通行禁止の時間規制ということも多く地域で実施されている事例もございます。こういう点につきましても、今後、高槻警察署と協議を進めてまいりたいというふうには考えております。ただ、いろんな制約等もあろうかと思ひますし、今後、ちょっとお時間をいただく中で、高槻警察と協議をしていきたいなとい

うふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

**川嶋議員** ぜひとも協議、今、そのようにおっしゃっていただきましたので、協議をしていただきたいと思っております。やはり、命を守る観点から言えば、やってやり過ぎるということはないと思っております。何とかなるだろうではなく、対策をしっかり講じていただける方向で協議をしていただきたいと私は強く要望したいと思っておりますし、ほんとにこれは、今は想像の時点でのお話には過ぎないかも知れないんですけども、ほんとに想像したときのことを考えたときに、今の現状からさらに変化があることは絶対だと私は思っておりますので、その辺についてはしっかり協議をしていただきたいと思いますと思っております。開設が3月1日であります。本格は4月1日から本格的に実施ということになりますので、入所になりますので、それまでにしっかりと協議をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その点について、いつ頃までに、その点においての協議をされるのか、お示し下さい。

**都市創造部長** (仮称)高浜学園の開設につきましては、今、川嶋議員のほうからもありましたが、一定のスケジュールが見込まれている中で、今後は通園等による交通量の増加も見込まれるということで、一定の対策が必要ということについては認識をしております。先ほどもご答弁させていただいたところでございます。

警察との協議につきましては、今後、早急に進めさせていただきまして、先ほどの阪急水無瀬駅前広場の駐車場の件もございましたけども、一定、協議等が調い次第、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** ぜひとも、これはもう期限というか、始まるのがわかっている状況であります、(仮称)高浜学園は。そういう点においては本当に早急に協議をしていただいて、よりよい方向に安全対策が講じられていくように、ほんとに強く強く、今回、要望をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。「学校施設の整備・活用について」学校の耐震化については、現在、計画的に進められているところであり、無事故で、計画どおりに終えられることを強く望むものであります。

学校施設の整備・活用について、中学校の体育館ですが、住民ホールが取り壊しとなり、文化祭は各中学校の体育館で、また成人式については一中の体育館で行われております。関係者の方からは、緞帳やカーテン等老朽化しており改善が必要、との声を聞いております。これまで点検等をされておりますか。お伺いいたします。

**教育こども部長** それでは、2点目の「学校施設の整備・活用」について、ご答弁申し上げます。

学校の耐震化につきましては、他の議員の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、

補助金を最大限活用し、早期の耐震化に向け最優先で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。

また、学校の体育館につきましては、学校の文化祭や発表会、スポーツ競技の大会などで利用しており、ご指摘の各学校の緞帳やカーテンの老朽化への対応につきましては十分認識をしているところでございます。しかしながら、現在、学校の耐震化を優先して進めていることに加え、施設の老朽化による危険箇所の修繕や改修への対応に苦慮しており、予算の確保が困難な状況にありますことから、学校施設の耐震化が終わりましたら、順次、施設の改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、第一中学校につきましては、体育館の大きさや交通の利便性などから、成人祭など他の学校とは異なる利用をしておりますことから、式典等を行うにふさわしい施設となるよう一層の努力をしておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

**川嶋議員** 耐震化においては、しっかりと計画どおり進められていくことを強く望んでおりますが、その学校の、今回のこの文化祭等の使用の際においてです。

今年の中学校の文化祭、一中ですけれども、文化祭を見に行かせていただきました。その際、もう入った瞬間に、温室状態だったんです。室内の、やはりダンス部のダンスがあったり、いろんなそういう発表がある中で、熱気もどんどん上がり、室内の温度上昇がかなりありました。その場におきまして、気分が悪くなる人が出ないか、とても心配するぐらいの状況でありました。

そんな中で体育館の窓が閉め切られ、カーテンが閉め切られている状況だったんですけれども、そういうところの改善ですね。そういうところはどのようにされているのか、窓を開けてはいけないのか。そういうところも、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、また緞帳やカーテンなど備品は学校設立からのものなんでしょうか。定期的な点検をし、改善はこれまでもされてきたのでしょうか。式典や学校文化祭に使用するにあたり、これは同じように必要ではなかったのでしょうか。お伺いいたします。

**教育子ども部長** まず、文化祭のときの体育館の温度が高い、ということでございます。

近隣には住宅がございまして、なかなか大きな音を出したりする際は窓を閉めて、ということで実施してるのが現状でございます。本来ですと、休憩時間等に空気を入れ換えるとか、そういう工夫が必要ではないかなというふうに考えておりますが、根本的に解決していくということになれば、やはり体育館の中に空調機の設置というのが一番だろうというふうに考えますけれども、なかなか、そこまで財政的にも厳しいという状況でございます。

それと、これまで改善してきたのかどうかということでございます。

緞帳等については当時のままだというふうに考えておりますが、体育館も含めまして

学校施設については適宜改善には努めてきておりますが、なかなか優先順位という部分では、施設の危険箇所をまず最優先に対応しているというような状況でございまして、この第一中学校に関わらず、他の学校におきましても、体育館の緞帳であったりカーテンというのは老朽化している状況にございますので、そういった点につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、まず、現在、耐震を優先しておりますので、それが終わりましたら、順次改善に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**川嶋議員** 耐震が今、これから進められていきます。今も進んでおりますけれども、その点においての優先順位ということで、それが終了次第、手をつけていきたいということではありますが、緞帳とかカーテンとか、例えば先ほどおっしゃいましたように空調機、これに関しましてはかなりの財政的なものがかかってくるのではないかと考えております。そういう点においては、しかしながら、これもやはり活用される以上、改善していかないとけないのではないかなと考えております。

やはり、式典等を行うにふさわしい施設ということでありましたら、成人祭も行われる場所でもありますし、晴れ着を着て、皆さん、二十歳の成人祭に集われるという場にふさわしい、そのような施設にするためにも、そういう点においては改善すべきところではないかなと考えておりますが、その点については財源の確保ですね。耐震化におきましては国の補助金とか、現在下りてきておりますし、そういうところで活用がしていける部分ではありますけれども、そのほかに、この学校の設備に関しましての国からの補助金活用とか財源の確保に関しての形ですね。そういうようなところではどういふものがあるのか、また、そういう見込みはあるのか。その点について、お伺いいたします。

**教育子ども部長** 学校施設の整備に関しましては補助金制度がございまして、特にハード面については、学校の大規模改修等にかかる補助金がございまして、補助率としては3分の1という補助金がございまして、これまで、ここ数年来、耐震化が全国的にも進められている中で、耐震のための補助金はつきますけれども、それ以外はなかなか補助金が獲得できないという現状にございました。

全国的に見れば、もう100%ということで耐震化ができてきておりますので、そういった現状ある補助金を、今後、学校施設の整備に使っていくというのは一つございます。ただ、備品関係に関しましては、なかなか、その補助金の獲得というのが難しい現状にありますけれども、一つ例を出しますと、宝くじの収益金でのそういう補助制度等もございまして、各種団体がやっておられる補助制度というのもいろいろあるようでございますので、できるだけ、その財源を確保して、冒頭でもご答弁申し上げましたけれども、第一中学校につきましては町内で一番大きな体育館でございまして、交通の利便性も良いということで、成人祭をはじめといたしまして学校におけるスポーツの大会とか、そういったものでもよく活用されておりますので、そういった面では早い時期に改修をして

いきたいなというふうを考えてます。

また、空調機につきましては、本来ですと、どの学校にも欲しいというのが実情でございます。特に夏になりますと相当暑くなってまいりますし、体育館自身が避難所ということになっておりますので、災害時にはそういう設備があれば、非常に快適に避難生活をしていただけるということもでございます。ただ、近隣の自治体を見ましても、学校の体育館に空調機が付いているという自治体はなかなかございません。そういった面で、第一中学校については特に他の学校とは違う利用の仕方もあるという中では、一定、財源の確保というのが第一でございますけれども、この点については検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**川嶋議員** ぜひとも、財源の確保がかなり厳しい、備品については厳しいということではありますが、これというのは、やはり町の単費から、こういうものはすべてやっていかなければならないということになるんでしょうか。すいません、もう1回、お願いします。

**教育こども部長** カーテン等につきましては町の一般財源でということになると思っておりますが、他の改修とあわせて、先ほど言いましたような補助金が活用できれば、対象になる場合もありますし、対象外になる場合もあります。その辺については、できるだけ財源確保をして改修をしたいというふうに思っておりますので、そういった財源がないかというのは再度探して、要望をしていきたいなというふうに考えております。

**川嶋議員** ぜひとも、バランスが取れるような施設改善ですね。やっぱり、そういう点においても、しっかりとやっていただきたいと思っておりますので、その点について、これは財源の確保とかそういうふうになりますと、財政面の判断になりますが、町長にお伺いいたします。

今後の学校施設の、この備品改善ですね。そういう点においても、この耐震化工事が終了した後に、そういうところもしっかりと改善をしていくというところで要望いたしますが、その点について、お伺いいたします。

**川口町長** 平成27年度の予算編成はまだ行ってないわけですが、私どもが予算編成するときには、各部局の優先順位を決めていただいて、その中で予算配分していくという、そういう方式を取っておりますので、議員ご指摘の点につきましては、そのあたりも含めて教育委員会と調整しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**川嶋議員** 最大に、先ほどもおっしゃいましたように、教育こども部長からありました宝くじの収益の補助ですね、こういうことも活用ができるということでもあります。そういう点において、最大の方法を、幅を広げていただいて、その点において、しっかりと改善をしていただけるように強く要望いたします。先ほど、教育こども部長もおっしゃいましたとおり、式典を行うにふさわしい施設、また緊急時、災害時には住民の皆様の避

難場所としても活用される施設でもあります。

そういう場所のやはり改善も、しっかりと日頃からやっておくべき場所でもあるかとは思っておりますので、その点について、今後、文化施設がこれからどのようになっていくかわかりませんが、そういう点においては毎年、中学校では文化祭発表が行われるかとも思いますので、その点において、子ども達のためにも、そういう施設の改善、そういうところにもしっかりと力を入れていっていただきたいなということを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**平井議長** 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 58 分～午後 4 時 15 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

**戸田議員** (質問者席へ) それでは戸田より、私の今年最後の一般質問を行います。

I) 「にぎわい創造への挑戦! ～ 農と文化とブランド戦略 ～」

ご承知のように、放送中のNHK朝の連続テレビ小説「マッサン」は、サントリー山崎蒸留所の初代工場長であった竹鶴政孝氏と、その妻リタ夫人がモデルです。サントリー創始者鳥井信治郎氏——当時の株式会社壽屋社長が竹鶴氏を工場長に迎え、日本初のモルトウイスキー蒸溜に挑戦する地を山崎としたのは、水質の良さと交通の利便性でした。一方、後に、かねて理想としていた北海道余市に大日本果汁株式会社——後のニッカウイスキーを創業した竹鶴氏を資金的に援助したのは、加賀正太郎です。その邸宅は、現在、アサヒビール大山崎山荘美術館となっています。

天王山の麓には、日本ウイスキーの礎を築いた人びとの歴史が深く刻まれています。また近年、サントリー酒類株式会社は、栄誉ある「ディスティラー・オブ・ザ・イヤー」を3年連続4回も受賞され、今、山崎は世界と繋がっています。

1) ブレンドデッドウイスキー『響 21』の国際的評価を高めた世界的ブレンダー興水精一氏が、その著書(新潮新書『ウイスキーは日本の酒である』)において、『山崎』は筍に合う、とおっしゃっています。島本町内の農地が宅地化によって失われていく中、儲かる筍農家を育て、筍を地場産業として蘇らせることを目標に、竹林整備に取り組むのが得策と考えますが、町の見解を問います。

2) 「平成 26 年度版島本町農業経営基盤強化促進基本構想」には、農業経営基盤の強化の促進に関する目標として、筍、椎茸などの生産量の維持拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく、そのことの必要性が記載されています。また生徒・学生が、農業を将来の進路の選択肢の一つとして考える環境を整えていく必要についても述べられています。

来春、龍谷大学に農学部が創設され、注目されていますが、大学からの研修やインタ

ーンシップを受け入れ、町内で頑張っておられる匠の技を伝承しつつ、土作りの経験を科学的に検証するなど、産学連携で地場産業として再生したいと思います。この点につき、見解を問います。

3)販売・流通・ブランド化においても、学術的な連携を図りたいと考えます。年間を通じた土作りにより、付加価値の高い農産物として筍を育て、戦略的にウイスキーに合う「山崎の筍」として内外に売り出す。同時に、朝市、手作りコミュニティ市などでは、桜井の筍、東大寺の筍、山崎の筍など、細かな産地を明記し、地域密着型で直売する。つまり、ターゲットを地域住民に絞り込み、鮮度の高い農作物を販売することで地域に貢献していただく。こういった取り組みが、経済を伴った持続的にぎわいに繋がると考えるものです。

「大学との連携実現」に向けて、前向きに検討してみてもはどうでしょうか。答弁を求めます。

**都市創造部長** それでは、I点目の「にぎわい創造への挑戦」について、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「筍を地場産業として甦らせることを目的とした竹林整備について」でございます。

本町の竹林においては、古くから筍が生産されてきましたが、近年では担い手の高齢化などに伴い、筍の生産を行わない森林所有者が増加し、放置竹林が拡大しております。このことから、森林ボランティアの皆様のご協力により放置竹林の保全等を実施しており、中でも天王山周辺における天王山周辺森林整備協議会の取り組みでは、企業からの寄附金を財源に、放置竹林を生産竹林に復元できるような初期整備を実施しております。しかしながら、先ほども申し上げました担い手不足や費用対効果の観点から、あらためて筍の生産を再開される森林所有者が非常に少なくなっているのが現状でございます。

以上のように、地場産業としての再生に対しましては、行政としても必要に応じて支援策を講じてまいりましたが、まずは森林所有者の皆様のご意向を踏まえることが不可欠であり、事業に際しての費用対効果なども踏まえ、慎重に進める必要があるものと考えております。

次に、2)点目の「産学連携について」でございます。

本町の農業経営基盤強化促進基本構想におきましては、農産物の生産量の維持拡大のための担い手の確保や、農業全般として生徒・学生の進路選択の環境整備等について記載しております。しかしながら、特に筍生産におきましては、一定の整備をすれば良質な筍が収穫できるというのではなく、土づくりから肥料、掘り方まで、多くの年月をかけて伝承されるものと聞き及んでおります。また、特に出荷時期には地場を荒らされない注意が必要であり、短期間での人材育成や生産竹林管理は、他の農作物に比べると困難であるとも伺っております。このため、筍生産にかかる産学連携による安定的な

担い手の確保の実現には、課題が多いものと認識をしております。

次に、3)点目の「販売・流通・ブランド化について」でございます。

本町での筍の販売につきましては、前のご質問でもご答弁いたしましたとおり、担い手の減少もあり、市場へ出荷をされている農家は非常に少なくなっていると聞き及んでおります。このため、産地を詳細に表記いたしますと、商品数の確保が困難となることが考えられます。

議員ご提案のブランド化につきましては、近隣の京都圏では「山城の筍」として一定の知名度がありますが、本町の筍については特段のブランドイメージは持たれておらず、新たなブランドイメージを作り出すとなると、早期の実現については、容易なものではないと考えております。

なお、島本町農業振興団体協議会で開催している朝市におきましては、筍の出荷時期には、現在も新鮮な朝掘り筍が販売されているところでございます。

今後も、本町の特色の一つである筍について効果的にPRすることにより、また、住民の皆様にも継続的に親しんでいただくことにより、よりたくさんの方に知っていただき、結果として町の農林業の振興やブランド化のきっかけにも繋がっていくものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 森林・竹林ボランティアさんのご活動、それから天王山周辺森林整備における企業の社会貢献は尊く、敬意を表するものです。市街地にある農地が次々と宅地化、開発されていく中、生業としての農業を、この島本町で再生することは現実的には難しい。しかし、ひとたび竹林に目を向ければ、そこには良質の筍がある。「京都産」という付加価値を使うことができなくても、チャンスはあると私は思います。

名酒『山崎』を生んだ水を吸った筍を「山崎産」として売り出すこと、ウイスキーに合う筍として売り出すことは可能ではありませんか。答弁をお願いします。

**都市創造部長** 山崎地区の筍を「山崎産」として売り出すことが可能ではないか、ということでのお尋ねでございます。

確かに、山崎という地名は『サントリーウイスキー山崎』として世界的にも有名であることは認識をしております。しかしながら、先ほどもご答弁いたしましたとおり、近隣の京都府では一定のブランド化、「山城の筍」ということとされている中の新たなブランド化につきましては、容易ではないというふうと考えております。

仮にブランド化いたしましても品質の保持が重要であり、一部の生産者だけではなく、生産者の総意で取り組む必要があるというふうと考えておるところでございます。現状、実現には非常に課題があるのではないかと認識をいたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 供給量が少なければ、それこそは希少価値であり、その場合は販路を限定すべ



ば良いと私は思います。

一方、高齢化で放置されている竹林の筍、すなわち土作りが十分に行われていないが、食材としての活用が可能な筍を新鮮のまま地元で売れる仕組みを作ること、島本町民でありながら、島本産の筍のおいしさを知る機会に通常恵まれない新規転入者に喜んでいただけたらと思うのです。そういう仕組みを作ることが、新たに創設されたにぎわい創造課の役割であると考えています。

「農」を市民目線、消費者目線で考えれば、経済がまわり、結果的に放置竹林が価値ある資源に変わっていくのではありませんか。お尋ねいたします。お考えをお聞かせください。

**都市創造部長** 島本の筍のブランド化が一つの農林業の振興に繋がるのではないかと、いうことでございます。

確かに、島本の筍につきましても、非常に良質なものであるというふうにも思っております。この筍を、一定、知名度を上げることによって島本町の農林業の振興に繋がればというふうな思いは私も持っておりますけれども、ただ、先ほど来ご答弁させていただいておりますが、なかなか、やはり量の問題とか流通の経路、いろいろ、それは今後課題もあるかというふうにも認識をしております、現時点では非常に難しいのではないかなというふうにも思っております。

以上でございます。

**戸田議員** 確かに、次世代経営者の育成には年数もかかり、当然、すぐには儲かりません。竹林の手入れに手間がかかる割に収益は少なく、リスクも高い。しかし、放置竹林の整備をボランティアさんの善意に頼るにも限界があります。竹林の放置が高齢化によるものならば、整備をして下さっているボランティアさんたちも、やがて必ず高齢化していきます。高齢化を理由にすることなく、筍を地場産業として再生し、地域住民に直売することで、利益を生産者に還元したい。

何より、「ウイスキーを生んだ山崎の筍」という付加価値をつけるため、良質な筍を育てるノウハウを地域で共有したい。協力して下さる生産者、地権者、やる気のある職員、大学の知力と若者の参画で、良い方向にエネルギーを回したいのです。企業の社会貢献との連携も可能かも知れません。

筍を換金でき、大きく儲からなくても現金収入があるという流れに変えていく。そのことが、持続可能な竹林整備に繋がると私は考えています。そこで問います。

平成26年度の島本町農業経営基盤強化促進基本構想には、新たに農業を営もうとする認定新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的な指標を追記しました。これにより、国の新規就農経営継承総合支援事業の「青年就農給付金」というものの活用が可能になったと認識しています。この給付金制度の概要と特徴はどのようなものですか。

そもそも、筍を農産物と見なせるのでしょうか。林業の範疇に入るのか。もし、農産

物と見なせるのなら、こういった青年就農給付金を有効に活用できると思いますが、いかがでしょうか。ご答弁を求めます。

**都市創造部長** まず、「青年就農給付金の概要」について、ご答弁申し上げます。

青年就農給付金は、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得確保を支援するために、準備型と経営開始型が創設をされてございます。準備型につきましては、農業大学校や先進農家等で研修を受ける場合、45歳未満で就農する者に対し、研修期間について年間150万円を最長2年間、給付されるものでございます。また経営開始型につきましては、「人・農地プラン」に位置づけられている、または位置づけられると見込まれる原則45歳未満の認定新規就農者等について、年間150万円を最長5年間給付されるものでございます。いずれの形につきましても、その他の要件や、返還、打ち切り等の条件がございます。

それと、「筍は農業なのか林業なのか」というお尋ねもございました。非常に、どちらかということについては曖昧になっているところがあるのかな、というふうには思っております。

それと、実際に筍をブランド化、付加価値を付ける中で、一定、収益をあげていきながら持続可能な形で取り組んでいくということが大前提になってくるところもございます。そういう中で、今お尋ねのありました、この青年就農給付金について活用して、後継者育成に繋がるのかということにつきましては、非常に、受給そのものが困難ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 青年就農給付金の受給が困難とおっしゃるのは、ちょっと解せないんですが、これはなぜか、なぜ、そう思われるのか、ご説明いただきたいと思うんですけど、準備型と経営開始型、2年と5年でトータル7年間、年間150万というような規模の金額が支給される。青年といっても45歳まで、しかも、親子の間での経営継承にも使用することが可能であると。そして筍は肥料を施していれば、農産物と見なせる可能性が大いにあるというふうに私は認識しております。なぜ、この給付が困難と思われるのですか。

**都市創造部長** 青年就農給付金につきましては、先ほど準備型と経営開始型があるというふうにご答弁申し上げました。

まず、準備型におきましては、農業大学校や先進農家等で研修を受けることが条件となっております。その点で、大阪府に問い合わせをさせていただいたところ、大学には演習林がないということと、専門的に筍を学ぶことができない。また、筍について研修先として受け入れる先進農家がないことから、受給は困難ではないかというふうに考えております。

また、経営開始型につきましては、「人・農地プラン」で位置づけられていることに加え、町が就農計画を設定する必要がございますが、現在の筍農家の経営状況を鑑み、

基本構想に照らして適正である計画を立てることは困難であると考えておるところでございます。5年後には、年間農業所得が250万、それから労働時間が1,600時間ということでの規定があるということでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 大学には演習の竹林がない、学びのフィールドがないというようなご答弁でしたけど、ですから、まさに龍谷大学との連携を、私はこの一般質問で訴えたい。

個々の試行錯誤による匠の技の土作りを個々の秘伝としておくのか、あるいは竹林を学びのフィールドとして次世代に提供し、地域共有のノウハウとするのか。私は、今が最後のチャンスと考えています。龍谷大学農学部、35年ぶりにできた農学部と認識しております。この大学との連携、実現するかどうかは、これからの協議によるものですが、地域振興、竹林整備、双方の視点から検討する価値は十分にあるのではないのでしょうか。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** 産学連携ということで、一例として龍谷大学との連携についてのお尋ねでございました。

議員ご指摘のとおり、農林業に関わらず、大学との連携は行政運営の推進に関する有効な方法であるとは認識をいたしてございます。ただ、町から特定の大学に連携を依頼することは難しいのではないかとというふうに考えている点と、大学側から連携の打診等があれば、可能な範囲で協力させていただくことはできるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

**戸田議員** わかりました。大学のほうから何らかのアプローチがあれば検討しても良い、というご答弁だったと思います。町のにぎわい創造課が動かれてこそ実現することがあると思いますので、今後とも、この問題には取り組んでいきたいと思っております。

4)の質問に移ります。12月7日、手作りコミュニティ市・100円商店街の同時開催で、水無瀬駅周辺ににぎわいが生まれました。こういった催しに、島本独自のイメージキャラクターがあっても良いのではないかと。ゆるキャラはもはや日本文化として定着、地域の記憶を彩るツールとも言え、増えている子ども達に、住んでいる町の思い出として記憶に残る町のマスコットキャラクター、あるいは商工会公認のキャラクターがあっても良いと私は考え始めています。まずは、町内にある幾つかのキャラクターについて、主体、誕生経緯、プロフィールなどを整理しておきたいと思っております。ご説明ください。

また、過去には所管の委員会において、公認キャラクターには慎重な姿勢であると、町長自ら答弁されていたと記憶していますが、今でも、そのお気持ちに変わりはありませんか。

5)町または商工会が公認のマスコットキャラクターを作った場合、財政的な課題はどのようなものになるのでしょうか。

**都市創造部長** 次に、4)点目の「イメージキャラクターについて」でございます。

まず、コミュニティ推進課が株式会社ジェイコムウエストに委託して放映している町広報番組「しまもとプラザ」で使用しております、「しずくちゃん」というキャラクターがございます。これにつきましては、平成11年の同番組の放送開始にあたり、島本町の水をイメージしてケーブルテレビ制作者が作成し、名前は公募により決定したものであり、番組のオープニング映像や挿入映像の中で使用しております。

次に、消防本部で使用しておりますトナカイをモチーフにしたキャラクターでございます。こちらにつきましては、親しみやすい消防のイメージづくりと職員の士気高揚を図り、啓発や広報に活用するため、平成14年に公募・選考したものでございます。使用につきましては、消防車への掲載のほか、消防本部発行のチラシ・ポスターや広報記事に使用しております。

最後に、町立歴史文化資料館で使用しております「れきちゃん」「ブン太」「かん太」というキャラクターでございます。こちらにつきましては、平成19年に、当時雇用しておりました臨時職員が作成し、当該資料館のチラシ・ポスターや広報記事に使用しております。

いずれのキャラクターにつきましても、町を代表する統一したキャラクターではなく、限定的に使用しているものでございます。

また、新たなキャラクターの採用につきましては一定の効果があるものと認識しておりますが、現在、他市町村においても多くのキャラクターが存在している中で、町のイメージアップにつながるようなキャラクターを新たに作成することは、制作から周知に至るまで、より一層の工夫と費用等が必要となるなど、慎重に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

**戸田議員** ありがとうございます。消防のトナカイのモチーフ等、それぞれに皆かわいく、そして完成度の高いものであるなど思っているのですが、統一されていないということ。

ゆるキャラの定義は、1. 一つ・郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること、2. 立ち居振る舞いが不安定かつユニークであること、3. 愛すべき「ゆるさ」を持ち合わせていることと、一般的に言われています。着ぐるみが主流になっているわけです。テーマの設定、作成のプロセス、デザインの完成度が、成否の明暗を分けます。

高槻市の場合は、各課にあったマスコットキャラクターを市として統一される際、今城塚古墳の埴輪にちなんだ「はにたん」とされました。消防が持つておられたマスコットでした。大山崎町では商工会が主体となり、アサヒビール山荘美術館の開館の時期、山荘の創造者である加賀正太郎のラン栽培にちなんで、ランの妖精「ラランちゃん」とされました。いったん作るとキャラクターは動かせないで、デザインの意図するところは何か、どうした場面で着ぐるみをどのように活躍させるのか、設定の客観性・透明性が非常に重要になっています。

今回、わかったことは、ご答弁にありましたように大変な人と、大変な費用がかかる——ゆるキャラ・グランプリに出れば、という話なんです、とても大変なことになっているということが、よく理解できました。時間の都合で詳しくは申し上げませんが、ゆるキャラ・グランプリに出るといのは費用が嵩むということが、よくわかりました。

ただし、島本町の都市ブランド戦略を考える際、強みは天王山の麓、山崎地区がジャパニーズウイスキーの故郷であるということです。すべての住民、特に子ども達に愛されるテーマが望ましいのでウイスキーというわけにはいかず、やはり地下水 90%の水、名水百選の離宮の水、銘酒ウイスキー『山崎』を育んだ水こそが、ふさわしいテーマであると私は考えています。

郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性を持つマスコットキャラクターは、島本で育つ子ども達に、町の記憶の一つとして刻まれるだけではなく、住んでいる町の誇りは「おいしい水」であると認識してもらえる効果があります。記憶の継承がまちづくりに及ぼす影響は少なくありません。すぐには予算化できないかも知れない。しかし、前向きに検討していただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

**平井議長** 先ほどの、5)点目の答弁漏れも含めて。

**都市創造部長** 申しわけございません。5)点目がちょっと答弁漏れになっておりましたので、まず、そのご答弁をさせていただきます。

5)点目の、「イメージキャラクターにかかる財政負担について」でございます。

イメージキャラクターの作成にあたっては公募等の方法が考えられますが、その際には選考にかかる報償費のほか、決定後には、着ぐるみの作成費用が必要となります。また町外でのイベント等に出演する場合には、着ぐるみの着用者、随行者にかかる旅費等や、着ぐるみのメンテナンス費用も必要となります。

なお、町商工会が作成する場合においても、町としての必要性を検証したうえで、費用を補助すべきか否か、慎重に判断する必要があるものと考えております。

それで、ご質問のイメージキャラクターについてでございますが、先ほども議員のご質問にありましたが、いったん作成すると変更がきかないという面もありますし、一定の費用もかかる中で、現在、町としては非常に難しいのかな、取り組みそのものが難しい状況にあるのではないかというふうには個人的には考えてございます。

ただ、今、ご紹介がありました「はにたん」とか「ラランちゃん」ですね、実際に私もキャラクターにつきましては拝見をさせていただいております。やはり、その効果というものについては、すごくあるなというふうには認識をしております。そういう点も踏まえながら、必要性については、今後検証はする必要があるのかなというふうには認識をしております。

以上でございます。

**戸田議員** 例えば農林業祭に登場してもらう、あるいは幼稚園・保育所に、その日は島本

のゆるキャラが来る。子ども達、ほんとにハッピーになると思うんですね。そういった効果が期待できるということを申し上げて、Ⅱ点目の質問に移りたいと思います。

「JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う（その2）」

1)11月20日、JR島本駅西土地地区画整理事業準備組合は、地権者対象に全体説明会を開かれました。説明内容と確認事項は、どのようなものでしたか。また、参加者からはどのような質問があったのでしょうか。

2)大成建設株式会社との協議については、大変厳しい状況を迎えていると推測しています。平成25年7月31日、第5回総会の前に届けられた複数の文書を見る限り、行間に、事情によっては法的手段も辞さないという姿勢を示されていました。少なくとも、私はそのように認識しています。事業協力の覚書が未締結になっていますが、土地地区画整理事業において、「事業協力者」というものは法的にどのように位置づけられたものなのでしょうか。

また、準備組合は任意団体であると認識していますが、仮に法的手段が取られた場合、誰が、どのように対応できるのか、すべきなのか、町の認識を問います。

もう1点です。事業協力者選定結果の全体評価に目を通す限り、学校名が公表されていないことに不安があるが、府内の中高一貫校が移転するということは理解したうえで、大成建設株式会社さんのプランを選定されています。にもかかわらず、奈良の西大和学園の中高一貫校の立地を視野に、今も交渉を続けておられる真意が私は理解できません。この点につき、説明を求めます。

**都市創造部長** 続きまして、Ⅱ点目の「JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況」について、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の11月20日に開催されました全体説明会でございますが、本説明会におきましては、経過報告と今後の方向性につきまして、全地権者を対象に説明をされたものでございます。具体的には、経過報告として、昨年7月に開催された第5回総会から現在に至るまでの経過を、また今後の方向性については、事業協力者との関係について、今後の大成建設との協議や事業の進め方に関する方針案などを説明されたところでございます。

また、全体説明会では、昨年12月に開催された全体説明会以降、全地権者を対象とした説明会が開催されなかったことに対するご指摘や、都市計画手続きや、今後の大成建設との協議についての方針等を問われるようなご質問が出されたところでございます。

次に、2)点目の「事業協力者の法的位置づけ等」についてのお尋ねでございます。

JR島本駅西地区における土地地区画整理事業につきましては、業務代行方式によるまちづくりを想定されており、この業務代行方式につきましては、昭和61年当時の建設省通達において位置づけられているものの、事業協力者については、何ら法的な位置づけ等はございません。

また、「大成建設から法的手段が取られた際の対応」についてのお尋ねにつきましては、議員ご指摘のとおり、土地区画整理準備組合という団体の性質上、任意団体でありますことから、法人格などはございません。

次に、4)点目の「西大和学園の立地にかかる交渉」について、ご答弁申し上げます。

学校法人西大和学園が当該地区に中高一貫校の立地をすることにつきましては、JR島本駅西土地区画整理準備組合設立にかかる意向調査の際、多くの地権者の方々が同意されたという経緯がございます。これらを踏まえ、一昨年(2019年)の10月に実施された事業協力者の選定におきましては、大成建設株式会社関西支店の提案内容について、具体的な学校の立地を前提にするものではなく、あくまで抽象的なプランの妥当性と実行性をもとに検討されたうえで、本地区の地権者の意向に沿ったまちづくりに寄与していただけるものと評価されたため、選定されたものであると認識いたしているところでございます。

このため、一昨年(2019年)の11月に開催された第3回総会において、大成建設株式会社関西支店を事業協力者に承認された後についても、地権者の意向に沿ったまちづくりである学校法人西大和学園の立地について、大成建設株式会社関西支店に協議を持ちかけられましたが、これにかかる協議が不調となったため、昨年(2020年)7月に開催された第5回総会において、事業協力者選定における承認を撤回される旨の議案を提案され、議決されたものと認識いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** まず、答弁いただけてないのがあります。準備組合は任意団体、このような場合、法的手段が取られた場合、誰が、どのように対応できるのか、すべきなのか、町はどのように認識されているのですか。再度、質問します。

それと、準備組合設立時に、西大和学園の立地を条件として、1戸1戸、地権者の同意を得られたということ。ただし、この時の同意の条件は大学であったと私は記憶しているのですが、その後、学校立地については二転三転、そして大成建設との事業協力関係を白紙撤回されてから、それ以降は事業が進められない状況に陥っています。

この間、島本町は終始、組合方式で土地区画整理事業を行うという姿勢を貫くのみで、政策判断としての学校立地についての考えはお示しになっていません。町の将来像を準備組合に白紙でゆだねている。ここに、この問題の本質があるのではないですか。町の認識を問います。

2点、尋ねました。

**都市創造部長** まず、2)点目に関わります部分でお尋ねでございますが、「法的手段が取られた場合」ということでございますけれども、まだ、現時点で確定したものではないということで、ご答弁については差し控えさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

また、まちづくりについてのお尋ねでございます。JR島本駅西地区の土地区画整理

事業につきましては、組合施行ということで進めているものでございます。その際には、地権者の意向そのものが、やはりまちづくりとの整合性は必要になってくるとは思いますが、一定、地権者の意向を踏まえながら、今後も適切に進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 一般論としてお尋ねしましたが、ご答弁はいただけなかったわけなんですけれども、おそらく理事会が対応されるというようになるのではないかなと、私は思っています。

それはともかく、そのような事態は必ず避けなければならない。しかしながら、客観的に見る限り、大成建設さんが提案されたのは、あくまでも抽象的なプランであったという、この主張には正当性があるとは思えない。さらに、協力関係を白紙撤回にした後の対応は、社会通念上適切ではなく、事務局としての島本町の姿勢も誠意を欠いていました。前の一般質問で、この点は指摘しました。

このたび、情報開示をしていただきました。2014年7月14日の文書、保留地区であることの期限が迫りつつある時期に、準備組合理事会は「事業の進展を目標に議論を重ねましたところ、再度、本事業の実施に際して貴社のご協力が必要であるとの結論に至りました」という文書を大成建設さんに提出されています。末尾には、「総会開催における地権者の総意をもって貴社と協力関係を構築する必要があると考えておりますことから、ご検討のほどを」とお願いされています。

私、問題があると思います。総会を経ないで、こういう文書を出しておられる。この点につき、事務局としての見解をお聞かせください。

**平井議長** 3)点目、まだ質問してないですよ、通告の。

**戸田議員** はい、します。

**平井議長** あと30秒しかないんですけども。

**戸田議員** ほんまやね、わかりました。

**平井議長** 一緒におきほったほうが、いいんじゃないかと。

**戸田議員** ちょっと流れが、先にご答弁いただかないと。

**平井議長** 次、一番にしてくださいね。

**都市創造部長** 大成建設との協議についてということで、準備組合から大成建設への継続協議へのご依頼はさせていただいております。ただ、その決定にあたりましては、議員ご紹介いただいたとおり総会の議決が要ということで、その前提条件としては記載をさせていただいておりますことから、今後、手続きのうえでは総会の議決を経て、大成建設との円満解決に向け協議を進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

また、準備組合とされましても、事業の早期実現を第一義には考えておられますので、



事務局としましても、これからも支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**平井議長** 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

**戸田議員** 通告の質問になります。

農空間を保全する場合、仮に市街化調整区域のまま当該地をすべて島本町が買い取るとして、どれぐらいの予算が必要となるか、概算で試算することができますか。

もう1点、現状、どうすれば島本町にとって最も良い状態に立て直していけるのか、誠意あるお考えを聞かせてください。

**都市創造部長** それでは、3)点目の「JR島本駅西地区全体の土地価格」についてのお尋ねでございます。

当該地区につきましては、町立第三小学校等すでに土地利用されている部分の面積を除きますと、約10haほどの面積を有しております。本町の「都市計画マスタープラン」に基づき、本地区につきましては土地区画整理事業による面整備を予定しておりますことから、議員ご指摘の「景観・防災を重視し、農空間を保全するため、本町が当該地区をすべて買い取る」ということは予定しておらず、過去に実施しました意向調査を踏まえると、多くの地権者の方々のご意向とも異なるものと認識しております。

また、その予算を試算することは、10ha以上ある土地の中で、地価や形状等も異なるなど様々な条件が必要でありますことから、現時点におきましては、非常に困難であるものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 政策判断と政治責任を避けて、準備組合理事会に判断をゆだねている町長の責任……（質問時間終了のベル音）……、町の責任は重いと考えております。

以上をもって、質問を終わります。

**平井議長** 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、12月16日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日12月16日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時58分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

関 議員 1. 島本町消防の広域化について

2. 広報しまもとの掲載記事について

野村議員 「学校施設等」の耐震化について

河野議員 1. 税と社会保障の一体改悪—介護保険改悪ストップ・町の年長者移送サービス復活を

2. 水無瀬駅前・住民ホール解体跡地活用は、住民参加の議論を

外村議員 1. 入札執行業務の改善、改革について

2. 清掃工場の包括運営に関する検討状況について

佐藤議員 島本町の観光への取り組みについて

岡田議員 1. し尿中間処理施設の広域化を

2. 水無瀬駅前広場駐車場

川嶋議員 1. 高浜幹線の交通安全対策について

2. 学校施設の整備・活用について

戸田議員 1. にぎわい創造への挑戦！ ～農と文化とブランド戦略～

2. JR島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況を問う（その2）



平成26年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 2 号

平成26年12月16日(火)

## 島本町議会 12月定例会議 会議録（第2号）

年 月 日 平成26年12月16日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番 平井 均	2番 関 重 勝	3番 外村 敏一
4番 田中 修	5番 村上 毅	6番 清水 貞治
7番 岡田 初恵	8番 川嶋 玲子	9番 戸田 靖子
10番 平野 かおる	11番 伊集院 春美	12番 野村 行良
13番 河野 恵子	14番 佐藤 和子	

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川口 裕	副町長 乾 知 範	教育長 岡本 克己
総合政策部 長 島田 政弘	総務部長 柴山 則文	まちづくり事業推進プロジェクトチーム 部長 由岐 英
健康福祉部 長 近藤 治彦	都市創造部 長 水木 正也	上下水道部 長 今中 良昌
消 防 長 木下 光平	教育こども部 長 北河 浩紀	会計管理者 妹藤 博美
総務部 総務・債権管理課 長 柚木 利徳	都市創造部 都市計画課 長 西谷 輝男	都市創造部 都市整備課 長 橋本 祐一
行政委員会 事務局 課 長 伊藤 康浩	総務部 財政課 参 柴田 太一	都市創造部 都市計画課 参 与 小西 勝

本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長 永田 暢	議会総務課 長 猪倉 悟	書 記 村田 健一
------------	--------------	-----------

書 記 小 東 義 明

議事日程第2号

平成26年12月16日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

平野議員 売却した町有地に建設される遺伝子組み換え施設の環境保全について

田中議員 ふれあいセンターの図書館の開館日並びに開館時間の拡大を求む

村上議員 1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却の動向  
2. 入札制度の現状と改善策

清水議員 放課後の子どもの居場所について

日程第2 第7号報告 平成26年度島本町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について

日程第3 第86号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第4 第72号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 第73号議案 工事請負契約の締結について

日程第7 第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第8 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について

日程第9 第76号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 第77号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第78号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第80号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第9号)

第81号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第82号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

第83号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算



(第2号)

第84号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)

第85号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算 (第2号)

(午前10時00分 開議)

**平井議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

**議会事務局長** 8番 川嶋議員から、所要のため遅参する旨の届出がございました。

以上でございます。

**平井議長** 日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、平野議員の発言を許します。

**平野議員** (質問者席へ) おはようございます。一般質問を行います。

「売却した町有地に建設される遺伝子組み換え施設の環境保全について」

町有地である町営鶴ヶ池住宅跡地を制限付き一般競争入札で、町は小野薬品工業株式会社——以下、小野薬品と言います——に売却しました。当該用地は現在、同会社水無瀬研究所の新研究棟の建設が行われています。

新研究棟は、関西イノベーション国際戦略総合特区に関する実施事業として、iPS細胞を用いた難病治療薬の開発等の実施、革新的な新薬(がん・免疫・循環器・中枢神経系)、再生医療の創薬の促進、そしてスーパーコンピュータ系を使った新薬の開発が行われることになっている。「遺伝子組み換えの施設には該当する」と、2014年3月5日の議会で、町は答弁されています。

同じ議会で、私は2010年(平成22年)の7月29日に文部科学省が、小野薬品工業株式会社において遺伝子組み換え生物等の不適切な使用等があり、文部科学省として同社に対し厳重に注意した。遺伝子組み換えウイルスを含む可能性のある廃棄物・試薬を扱った実験器具が、平成20年12月から22年5月にかけて、不活化処理をせず廃棄されていたことが判明した、という事実を質問で紹介しました。

いわゆるバイオ研究施設については、バイオ災害の問題が心配されます。当然、島本町としても、住民の生命・安全・環境を守るためには、安全対策や環境保全の確保策がなければなりません。このことは何度も指摘し、提案してきました。しかし、町は何ら対策を取ろうとされませんので、新研究棟の建設が進行している中で、改めて、その必要性を問います。

まず、①点目です。「2013年度と2014年度で、町営鶴ヶ池住宅跡地を含む町有地を小野薬品に売り払い、売買契約を締結した総面積と歳入総額」を示してください。

**総務部長** おはようございます。それでは平野議員の一般質問のうち、1点目の①平成25

年度と平成 26 年度で「町営鶴ヶ池住宅跡地を含む町有地を小野薬品工業株式会社に売り払い、売買契約を締結した総面積と歳入総額」について、ご答弁させていただきます。

町営鶴ヶ池住宅跡地の売却につきましては、平成 25 年度の施政方針でもお示しさせていただきます。同年 12 月に制限付き一般競争入札を執行し、小野薬品工業株式会社が応札金額 7 億 4,050 万円で落札されました。また平成 26 年度には、小野薬品工業株式会社が落札されました土地と同社の通用口に挟まれた町有地を、随意契約で同社に売却したところでございます。

なお、それらの売却面積と収入額でございますが、平成 25 年度では小野薬品工業株式会社との境界部分の底地整理における売買のうち、売却部分 9.36 m<sup>2</sup>を含んで面積 4,847.01 m<sup>2</sup>、収入額は 7 億 4,084 万 9,750 円でございます。平成 26 年度では、面積 91.80 m<sup>2</sup>、収入額は 682 万 4,500 円であり、この 2 件の合計は、総面積 4,938.81 m<sup>2</sup>、収入総額 7 億 4,767 万 4,250 円となったものでございます。

私からは、以上でございます。

**平野議員** この 2 年間で、2 件の町有地の売却面積、それから売却金額をお示しいただきました。私も土地台帳で一応確認をさせていただいておりますので、わずかに誤差がありますが、同様の総面積であるということは確認させていただきました。

昨年 12 月の一般質問でも、5 千平米にわずかに満たないだけで 7 億 4,050 万円の売却、価値のある土地、町有地を売却したということについては議会の議決が要らないと。これは条例規定されておりますので、必要なかったということです。答弁にもありましたとおりです。

しかしながら、実態に即していないということを私は考えておりますし、この条例につきましてね、参考のためにお尋ねしておきますが——今後のこともありますので、この条例ですけれど、5 千 m<sup>2</sup>という要件を引き下げるという見直しは可能かどうかということをお聞かせください。

**総務部長** 議決事項につきましては、「地方自治法」第 96 条第 1 項第 8 号及び同施行例第 121 条の 2 第 2 項において、財産の取得または処分につきましては、市町村にあっては 1 件 5 千 m<sup>2</sup>以上のものにかかるものに限るとされております。従いまして、5 千 m<sup>2</sup>以上に設定する条例改正は可能かとは思われますが、5 千 m<sup>2</sup>未満に設定する条例改正は、法令上できないというふうに考えております。つまり、法令は最低基準を定めておまして、5 千 m<sup>2</sup>未満については町長の権限にゆだねるものでございます。

以上です。

**平野議員** 総面積としたら、60 m<sup>2</sup>ほど満たなかつただけなんですね。ほんとに売り払いの契約議案にならないということについては、それは法令、施行規則等の問題があると思えますけど、この点については今後、いろんな形で見直しを求めていきたいと思っております。

②点目、③点目の質問をいたします。

島本町の「開発指導要綱」に基づく事前協議や開発許可及び建築確認の経由事務が行われていますが、その「進捗状況」を説明してください。島本町から、事業者に「指摘したり意見を出したりした事項」がありますか。また、「地区計画」に適合しているかどうかのチェックは、どのように行っているのですか。伺います。

③点目です。新研究棟の建築物の「高さは何m」ですか。また町道桜井7号線と町道広瀬桜井幹線との交差点前が施設の車両出入口となっていますが、「交通安全上の問題」はありませんか。

お願いします。

**都市創造部長** それでは、②の「開発指導要綱に基づく事前協議等の進捗状況等」について、ご答弁申し上げます。

まず、現在の「進捗状況」でございますが、「開発指導要綱」に基づく事前協議の完了後、開発工事及び建築工事が進められている状況でございます。

次に、島本町から事業者に「指摘、意見を出した事項の有無について」のお尋ねの件でございますが、町と事業者側におきましては、「開発指導要綱」に基づき事前協議を行っております。その際には、主に道路や排水施設等の公共施設の整備に関し、町の関係各課におきまして事業者に対する意見や協議事項を作成し、事業者側と協議を行い、それぞれ関係各課におきまして事前協議確認書の取り交わしを行っているものでございます。

最後に、「地区計画に適合しているかどうかのチェックの方法について」のお尋ねでございます。

「地区計画」の基準につきましては、開発許可の事前協議の際や開発許可申請、建築確認申請の経由の際に、用途の制限や敷地面積の最低限度など、「地区計画」で定められている建築物等に関する各事項について、申請された計画と照らし合わせ、基準に適合しているか否か確認を行っているものでございます。当該建築物につきましては、すでに、すべての事項について適合していることを確認しております。

次に、③の「新研究棟の高さや交通安全対策」について、ご答弁申し上げます。

まず、「新研究棟の高さ」でございますが、建築確認申請書では、41.64mの計画となっております。

次に、「交通安全対策」でございますが、当該箇所における現在の協議内容といたしましては、道路改良後の車道幅員は7m、歩道幅員については2.5mの計画となっております。お尋ねの車両出入口については、一般車両の出入口ではなく、新研究棟へ搬入搬出する車両のみが出入りする出入口と聞き及んでおりますので、現段階では頻繁な出入りは少ないものと認識をいたしております。

また、歩道幅員についても2.5mの計画となっておりますので、歩行者の方々への安

全についても確保できるものと認識いたしており、計画に沿って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平野議員** 町の「開発指導要綱」や「地区計画」等について問題はない、適合しているということで、確認させていただきました。

高さに関してですけれど、この 41.64mの高さの表示ですね。私は、開発をされるときの最初の頃にはね、その標識を見ているというか、それがあったんですね。ところが、今はその掲示が見当たらないのですけれど、中高層建築物の標識としては必要ではないのでしょうか。

**都市創造部長** 開発に関するお知らせということで、今、議員ご指摘の看板を設置させていただいた経過がございます。現在、開発工事、建築工事にかかっていますので、それに必要な「建築基準法」に規定されているお知らせ等につきましては、看板をもってさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

**平野議員** ということは、この 41.64mの高さについては表示する必要、法的というか、法令なり何か要綱なりですけれど、それは必要ないということでしょうか。

それから、次の④点目の質問にまいります。

近隣の住民への説明会が事業者において行われています。「説明内容と住民の意見等」はどのようなものですか。お尋ねします。

**都市創造部長** 建築確認申請書の中では、先ほども高さについては 41.64mの計画になっておるということは、ご答弁させていただいたところでございます。その標記が必要かどうかについては、私、ちょっと確認ができておりませんので、また後ほどご答弁申し上げます。

それでは、④の「近隣の住民への説明会」について、ご答弁申し上げます。

本建設計画についての近隣への説明につきましては、昨年12月から今年1月にかけて、本町の「開発指導要綱」に基づき、工事中の騒音・振動や日照障害の影響範囲等の関係住民等に対して、建設計画の内容にかかる近隣説明が行われております。近隣説明に対しまして、住民側からは、交通安全対策、道路拡幅計画、建設工事のスケジュール等にかかる意見が出されております。

また、今年7月には施工業者が決まったことから、建設工事の方法やスケジュール等の詳細について再度近隣説明を行った旨、事業者側から報告を受けております。

以上でございます。

**平野議員** 近隣説明会が行われているということで、私も要点録なども見させていただきましたし、昨年12月から1月にかけてのもの、説明会の要点録。それから、本年7月中旬から終わりにかけて行われたもので、小野薬品のほうから「ご近隣の皆様へ」

ということで、「水無瀬研究所新研究棟増築工事についてのご案内」とする文書を、桜井自治会、桜井台自治会、第四保育所、第三小学校に配布されているということですが、この文書を見る限りでは、新研究棟の構造や規模、施工上の遵守事項のみで、遺伝子組み換え事業をする施設であることなどの説明というのは行われていないのではないですか。研究施設からの排水や廃棄などから漏洩する、病原体とかが漏洩するとか、地震や火災、または人のミスでそのようなことが起こり得る可能性もあるということを考えれば、私は、この新研究所が遺伝子組み換え施設であること、どのような病原体が持ち込まれて感染実験されているのか、どのような実験動物をどれくらい使用しているかなど、周辺住民に説明する必要があるのではないですか。

**都市創造部長** 近隣住民への情報提供のあり方について、ということでのお尋ねでございます。

先ほどもご説明を申し上げました近隣住民への説明会については、「開発指導要綱」に基づく中で近隣説明を行うということと、それと、その近隣説明を行った際に、住民の皆さんから工事業者、工事の内容等についても説明がいただきたいということで、事業者の側からも施行業者が決まった段階で、工事の内容について、先ほどご紹介がありました「小野薬品工業株式会社水無瀬研究所新研究棟増設工事についてのご案内」ということで資料の配布がされ、一定の説明がされたものでございます。

議員ご指摘の、遺伝子組み換え施設に関わる情報につきましては、事業者側、企業側の情報提供のあり方にもよると思いますが、今回の手続きの中で行われている部分につきましては、あくまでも開発する計画の内容と、建築工事に関する計画の概要についての説明ということでなされたものと認識をいたしております。

以上でございます。

**平野議員** 小野薬品としてはね、やはり製薬メーカーとして企業の説明責任を果たす、私は責務があるというふうに思っておりますし、そのことによって、地域の住民の安心・安全を確保して信頼を得ることができるというふうに思っているわけですが、住民への説明は義務というのが、今の段階で法にも定めがないということですね。そういう意味では、私は何らかの補完するものが自治体としては要するというふうに思っております。

それは後の質問でしますけれど、それでは自治体としては、この研究所でどのような遺伝子組み換え事業をされているのか、把握しているのかどうかお尋ねしますが、⑤点目です。

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の省令で、使用等を行う遺伝子組み換え生物について、取るべき拡散防止措置が決められています。新研究所の遺伝子組み換えの実験区分・実験分類・拡散防止措置について、小野薬品から情報提供を受けていますか。

**都市創造部長** 次に、⑤の「遺伝子組換え施設に関する対象事業者からの情報提供」につ

いて、ご答弁申し上げます。

国では遺伝子組換え生物等の使用等の規制について、人類の福祉に貢献するとともに、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を定めており、対象施設である本事業者につきましては、これまでもこの法令に基づき、活動をされております。

この法令に基づく手続き等は、国が直轄で行われていることから、本町に遺伝子組み換えの実験区分・実験分類・拡散防止措置についての情報はございません。

以上でございます。

**平野議員** 今、部長は法令に基づいて活動しておられるというふうにおっしゃっていますが、どうやって確認されたのですか。

**都市創造部長** 町における確認について、ということでのお尋ねでございます。確認の方法につきましては現地確認ということで、町の担当者におきまして実施をさせていただいております。

以上でございます。

**平野議員** 担当者においてさせていただいた、という具体的な内容を教えていただきたいというふうに思います。その説明がなければ、「法令に基づいて活動」されているのかどうかという確認ができません。

さらに、この研究所における実験ですね。微生物使用実験、動物使用実験、そういうのが行われているのかどうか、また取り扱う遺伝子によっては、非常に毒性の高い病原体などを扱っている場合はP3とかP4とかいうことになりましたが、そうでもない場合はP1とかP2というレベルですけれど、どのレベルの実験が行われているのですか。具体的に、さっき申しました実験区分とか実験の分類などはどのような状態なのか。そのことを把握していないで、なぜ、「法令に基づいて活動されている」と言えるのかどうか。担当者において、どのような把握ができているのか、詳しく説明をお願いいたします。

**都市創造部長** 担当者による現地確認の際の内容についてのお尋ねでございます。

今回、小野薬品工業株式会社水無瀬研究所のほうに、現地の確認ということで実施をさせていただきました。その際には、研究員に対して実施されている研修の内容等を踏まえまして説明を受けたところでございます。

過去の事故に対しての、特に再発防止ということで現在取り組まれている内容につきまして、確認をさせていただきました。非常に企業側といたしましても、社会的なイメージにつきましては懸念をされておきまして、今回の事故を受けて、再発防止に向けての会社あげての取り組みをされているということについては、確認をさせていただいたところでございます。

また、実際にその研究をしているというか、実験をしている部屋についても、一定、視察をさせていただきました。その際には、先ほどもありました拡散防止措置ということで、一定、不活化処理をする必要があるということで、その設備についても、実際にこの目で確認をさせていただいております。それと、その際には、レベルということで、先ほども申し上げました法律の中で、P 1・P 2・P 3・P 4ということで、大きく、その段階がございます。概ね、今現在取られている対応につきましては、大半がP 1レベルということで、ごく一般的な内容ということになってございます。

具体的にP 1レベルということで申し上げますと、P 1レベルにつきましては、拡散防止措置といたしまして、施設等について、実験室が通常の生物の実験室として構造及び設備を有すること。「遺伝子組み換え実験の実施にあたり」ということで、項目が設けられております。その中で、一つには遺伝子組み換え等を含む廃棄物については、廃棄の前に遺伝子組み換え生物等を不活化するための措置を講じること。2点目といたしましては、遺伝子組み換え生物等が付着した設備・機器及び器具については、廃棄または再使用する前には遺伝子組み換え生物等を不活化するための処置を講じること、というように規定がされております。この点につきましては、現地のほうでも確認をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**平野議員** 担当者において現地確認をしていただいたということについてはね、一步、安全確保対策、環境保全対策になっているというふうには思っておりますが、結局、その確認の際に、こういったレベルなのかということですが、大半がP 1レベルであるということですが、それではP 2レベル・P 3レベルの遺伝子を扱ったことによる拡散防止措置が取られているということではない。P 2レベル、P 3レベルではない、ということですか。

**都市創造部長** 現地を視察させていただいた折りに報告をいただいた内容の中では、当研究所におきましてはP 1レベルもしくはP 2レベルという中で、大半がP 1レベルということでお聞きをさせていただきます。また、P 2レベルについても、一定の法令及び省令の中で拡散防止措置の区分というものが規定されておまして、同事業所におきましても、これに伴う措置が取られているということについては確認をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**平野議員** そうしましたら、今回は、そのように立ち入りというか現地確認をされましたけれども、このようなことも、やはり条例や指針を規定して、そういったものに基づいて行う、そのことによって効果的にできるというふうに思っております。

それでお尋ねしますが、⑥点目の質問です。

吹田市では、遺伝子組み換え等の施設の安全管理体制の整備、安全管理に関する情報



の発信、協定の締結、その他必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な環境を確保することを目的とするために、「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」を制定されています。茨木市では、ライフサイエンス系施設で取り扱う生物等による環境への影響を未然に防止し、良好な生活環境を保全することを目的として、「茨木市生活環境の保全に関する条例」（平成21年4月1日施行）を定めています。

島本町としても同様の条例を作り、住民の生命や安全、環境は守る必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

**都市創造部長** それでは、⑥の「遺伝子組換え施設に関する環境保全条例の整備」について、ご答弁申し上げます。

遺伝子組換え等に関しましては高度な専門的な知識等が必要であり、また、国が直轄で法律の規制等により取り組まれておりますことから、現在のところ、本町独自で条例を制定する予定はございません。

なお、事故等が発生した場合には、速やかに小野薬品工業株式会社の担当者から、本町に対しても情報提供いただく旨、協議をさせていただいておりますことから、その際には、国などの関係機関と連携して適切な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

(午前10時29分 岡田議員退席)

**平野議員** 具体的にね、そういった遺伝子組み換え施設、ライフサイエンス施設などがある自治体の環境保全対策というようなものをご紹介したわけですけど、島本町においては、そういった施設があるけれども、特に条例での規定はしないということでしたけどね。事故等が発生してから情報提供を受けるということですけど、事故等が発生する前に、やはり予防原則ということの考えで、私はこういったことが必要だというふうに思っております。

私のほうから紹介するのもおかしな話ですけど、茨木市の条例では、ライフサイエンス施設——いわゆる遺伝子組み換え施設などですけど——を設置しようとする事業者は、市と協定を締結することになっています。その協定事項の内容というのは、1. 実験の範囲及び病原体等の取扱い、2. 給排気及び給排水の系統及び処理、3. 実験廃棄物の種類及び処理、4. 安全を確保するための体制、5. その他規則に定める事項ということで、こういった協定締結に至る手続きを定めて、締結の中で安全性を確保する観点から、事前協議を行っておられています。例えば、そういった施設を設置するときは、建築確認申請60日前までに環境保全対策について市と協議を行うことなどが定められていますし、毎年、実験の実施状況とその計画等について定期的な報告を受ける。または、実験概要についても専門委員会等で——それは茨木市の専門委員会等を設置して——学識経験者の意向を踏まえて、問題等があれば事前に事業者に必要な指導をなさ

れるということです。勧告や公表、立ち入り調査などの権限も持つというような制度になっているようです。また周辺住民への説明や意見照会も、この協定などで義務づけているということです。やはり、そこまでして自治体としては住民の環境、生命などを守っているということですね。

町として、そういう条例が不要やということは、どんな方法で、例えば、その施設の実験内容なども把握し、または、そういった災害が起こらないような体制が取られているかどうかを把握するのかということですが、その点、何もなくてもできるということですか。

(午前 10 時 32 分 岡田議員出席)

**都市創造部長** 今回、お尋ねの、特に遺伝子組み換え施設等の情報提供のあり方という部分でございますが、本町といたしましても、一定の情報については企業と共有させていただく必要があるというふうには認識しております。その手法といたしまして、条例を整備して協定書を締結する中で、一定の情報を企業側から求める方法等も、他市の事例、多々あるかと思えます。今後、本町におきましても、その情報の共有にあたっては、一定調査・研究をしていく中で、住民の皆さんに対しましての情報提供のあり方を含めて、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 今ある小野薬品の既存の研究施設もそうですけれど、今、増築工事をなさっているわけですから、新たな研究棟を立てられるときにこそ、いい機会だと思うんですよ。こういうときに、このような遺伝子組み換えの実験をしている施設に対する制限をかけていくという必要は、ほんとに必要性がないと思っているのかどうか、非常に認識を問うというふうに思っております。

有名なバイオ裁判が二つありましてね、国立感染症研究所戸山庁舎の P2・P3 実験差し止め訴訟、それから隣の高槻市の日本たばこ産業、JT の医薬総合研究所の情報公開訴訟の確定判決で確認されたことですが、その判決の中でね、いわゆるバイオ・ハザードの危険性未然防止、情報公開の意義について確定されたことですが、4 点ありまして、第 1 に病原体微生物や遺伝子組み換え微生物などを扱うバイオ施設には、潜在的な危険性があること。第 2 に、その危険性の中身について、ひとたび病原体等が外部に排出し、漏出等されるような事態が発生すれば、その病原体等の病原性、感染力、漏出量及び伝播の範囲等の条件いかんによっては、最悪の場合には回復が事実上極めて困難な甚大な被害を招来する危険性があることは何人も否定できないであろう、としたこと。第 3 に、それ故、漏出防止のため、現代の最新の科学的知見と万全の施策を講じて未然防止に努める必要があること。第 4 に、未然防止のためにも、また広く国民の理解と協力を得るためにも、情報公開には大きな意義があること、ということです。

そういった判決というものを認識しておられますか。

**都市創造部長** 遺伝子組み換え施設等における事故等も、発生する可能性は多々あるというふうには認識をしております。それらの事故等への対応につきましては、先ほども、国の法令の中でも定められておりますことから、本町におきましても一定の情報提供という部分では、前回の事故についてはされていなかったこともございましたことから、今後は、事故等が発生した場合には速やかに情報提供いただくということと、今回の事故におきましても、国におかれましては速やかに対応されておるというところも確認させていただきました。その中で、再発防止に向けては、現在、小野薬品工業株式会社水無瀬研究所におかれましても、研究員一同、全社あげて取り組みをされておるということも確認をさせていただいたところでございます。

確かに、事故はいつ起きるかわからないということでの不安は非常にあるというふうに思っておりますが、今回、起きた事故については、一定、不活化処理がされていなかったということが、法令で定められておる中で実施されていなかったことが指摘されたということで、その処分にあたりましては適正にされていたということも確認をさせていただいております。

それぞれ事業所で取り扱っている規模、それから内容、それぞれ違うかと思えます。その中でも、本町におきましても環境保全という観点からは取り組みが必要というふうには認識をしております。条例、それから協定書等々、いろいろと手法はあろうかと思えますが、本町におきましても専門的な知識という部分では非常に未知な部分もございしますが、担当者としましても、十分、その点は踏まえながらも事業者等と協議を進める中で、今後も安全対策等については遺漏のないよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 取り組みの必要性を感じてると言いながらね、やっぱり、その根拠になるものがなければ、企業に対していろいろなことを求めることはできないわけですから、茨木市の事例なんかも紹介しましたけれど、きちんと協定を結んで、実験範囲及び病原体の取り扱い、一体どんなものを取り扱っているのか、また実験廃棄物の種類はどんなものか、どういった処理をされているのか、ですね。そのことを拡散防止するための施設や構造になっているのかということ、すべて建築確認申請前に協議しておられる。しかも、専門委員会で学識経験者の意見を聞くことができるわけですからね。そういう仕組みがなければ、私は島本町が、今、部長がおっしゃった範囲では、とてもじゃないけれど有効な対策にはならないというふうに思っております。

企業は企業で説明責任を果たしていただかなければならないですし、自治体は自治体で法令に従って、そういうふうなことを求めていかなければならないと思いますので、今の段階では任意に調べて、任意に報告していただくしかないわけですし、事後では困るんですよね。やはり、こういったことは予防原則という立場に立てば、事前の対応が

必要なんですね。ですから、そういった仕組みを作っていく、せめて指針を作る。茨木の場合は、条例の前に指針を作られました。で、協定を結ぶということをしはりました。せめて指針を作るということは可能ではありませんか。最後にお尋ねします。

もう1点ですけれど、藤沢市、鎌倉市に設置している武田薬品湘南研究所でも、同様の事故が起きましたけど、協定を結んでいるからですけれど、藤沢市の議会の委員会でも研究所の責任者を出席させて報告させているんですね。そんなことも、環境保全協定を結んでいるからこそ、できるわけです。そういったことを紹介して、最後にもう一度、求めたいと思っております、指針策定を求めたいと思います。

以上です。

**都市創造部長** その前にちょっと、答弁漏れとなっております高さの表記の件につきまして、都市計画課長のほうからご答弁申し上げます。

**都市計画課長** 高さの表記の件でございますが、町の「開発指導要綱」上、設置を指導いたしております予定建築物の概要につきましては高さの表記を必要としておりますが、「都市計画法」上の開発許可及び「建築基準法」上の確認表示板につきましては、高さの表示までは必要とされておられません。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは協定書等の締結の中で、それぞれ事例をご報告いただいたところでございます。茨木市の事例ということで、一つは条例制定の前に指針を策定する中で、一定の運用はされていたということで、今、ご報告をいただいたところでございます。本町におきましても、今回のケースだけではなくて、いろんな環境保全に際しましては基準等が定められているところがございます。そういう全般的な部分の中で、一定、本町が環境保全にあたって取り組む中で、指針等の策定が必要ということでありましたら、その点については前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 前向きに検討していきたいということですので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上です。

**平井議長** 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

**田中議員（質問者席へ）** おはようございます。無所属議員の田中でございます。本日は、ふれあいセンターにあります「町立図書館」に関して、質問させていただきます。

平成25年度の事務事業成果報告書によりますと、図書とCD、DVD等の視聴覚資料を合わせますと、町立図書館には9万9,755点、約10万点の資料がございます。近隣の市町村の方から、その蔵書、資料の多さを、また立派な施設を島本町はお持ちだと指摘され、ときおり島本町民として誇らしい気持ちになることがございます。しかし、これ

だけの資料・施設が島本町内で本当に有効に活用されているのかを考えると、疑問な点がないわけではございません。

私は、今年1月、民生教育消防常任委員会の委員の一員として、管外研修で佐賀県武雄市を訪問いたしました。その折、全国から注目を集めている武雄市立図書館を視察いたしました。ご承知のように、当図書館はT S U T A Y Aを展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と組み、同図書館を朝9時から夜9時まで年中無休で営業した結果、大都市から遠く離れた武雄市でありながら、昨年4月の開館から1年余りで、来館者が100万人を超えたといえます。これは、従来の約4倍の入館者にあたるということです。この図書館は、費用の嵩む公共施設の維持運営を民間の優れたノウハウにゆだねた成功例と思っています。

こうしたことを踏まえ、質問いたします。通告に従いまして、①番目、図書館の「通年の開館時間」はどうなっているのか。通算、何日、開館されていますか。

**教育子ども部長** それでは、田中議員の一般質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、①点目の「図書館の通年の開館日について」でございます。

平成26年度における町立図書館の開館日は、休館日であります月曜日と年末年始、それと館内の整理日（月末・特別）を除きますと、295日を予定しております。

次に、「開館時間」でございますが、通常、火曜日・水曜日・木曜日・土曜日・日曜日につきましては午前10時から午後5時、金曜日につきましては午前10時から午後6時までの開館時間となっております。

以上でございます。

**田中議員** ちょっと、通告にはありませんが、この点、答えられたら教えてください。図書開架スペースのうち、児童図書のスペース、これはどれぐらいの大きさでしょうか。また図書館内の座席数——座席数をどういうふうにカウントするのか、ちょっと難しい点はありますけども、それがわかりましたらお答えください。後でも結構です。

**教育子ども部長** 今、ご質問ございました広さにつきましては、ちょっと平米数、今、手元にございませぬので、また後ほどご答弁を申し上げたいと思います。

また、座席という意味合いでは、幾つか、図書館の中には座れる場所もございますけども、何席という規定というか、そういうデータの的なものでお示ししているものはございませんので、その点につきましても、後ほどご答弁させていただきたいと思います。

**田中議員** では、通告の③番目、図書の貸出以外、「どのような事業」を行っているのか。「それに対する自己評価」はどうなのか、その点についてお答えください。

（午前10時50分 川嶋議員出席）

**教育子ども部長** 「図書の貸出以外について」でございますが、平成25年度で申し上げますと、まず、学校との連携ということで、6事業303名の来館と8,480冊の図書を選定し、貸出をいたしました。内訳といたしまして、施設見学——毎年、小学校3年生が図

書館を訪問して、調べ学習等をしているということと、また職場体験ということで、中学生が2名、職場体験研修に参加しております。また新任教諭につきましても2名、研修ということで図書館に参加しております。それ以外に、調べ学習資料ということで205冊、それから直接の貸出ということで、二つの学校に対して1,308冊、団体貸付ということで6,967冊、こういった外部への貸出も行っております。

また、図書館事業といたしまして15事業の講座等を行っております。延べで言いますと、2,465人の参加をいただいております。内訳といたしましては、毎週土曜日に行っております「おはなしかい」、「わくわく紙芝居」は月に1回、それから「子どもの読書の日」、春・秋の読書週間に関する展示や講座、コンサート、リサイクルブックフェア等を開催をいたしております。

これらにつきましては、いずれも好評いただいております。多くの方に参加をいただいておりますが、評価といたしましては、冒頭に申し上げました学校との連携ということに取り組んでおまして、少しでも多くの子どもが図書館並びに本に触れることによりまして、読書に関する興味が増すこと、そして図書館事業においては幼児から大人までの方々が楽しんでいただける催しを行うことによりまして、図書館の活性化と振興に繋がっているというふうに理解をしております。

以上でございます。

**田中議員** それでは、④番目の「図書館を運営する人員の構成」をお示し下さい。その正規職員、再任用職員、臨時職員。それから、わかりましたら司書さんの数ですね、それも合わせて。

**教育子ども部長** 「図書館の人員構成」でございます。

まず、平成26年度の配置で申し上げますと、正規職員3名、再任用職員1名、臨時職員12名の、計16名体制でございます。そのうち、司書資格を持っておりますのが職員1名と再任用職員1名、臨時職員12名の、計14名が司書資格を持っております。

以上でございます。

**田中議員** それでは④番目の、仮に武雄市の図書館のように朝9時から夜9時まで年中無休にした場合、「本町図書館ではどのような課題があるか。その場合のコストはどれぐらい増えるか」、その点についてお答えください。

**教育子ども部長** 「武雄市と同じように開館した場合」ということでございます。

なかなか費用の算出は難しいんですが、コストといたしまして、年中無休とした場合、開館日数は今より70日間の増加となります。少なくとも1日当たり臨時職員2名で4時間、そして職員1名の時差出勤に伴う費用が必要となります。午後5時以降の体制を3名と仮定した場合、臨時職員2名と職員1名で年間約1,200万円、また臨時職員2名と再任用職員1名で対応した場合は、約900万円必要になるというふうに考えております。これ以外に光熱水費が若干上がってまいりますので、そういった費用も必要になってく

るということになります。

以上でございます。

**田中議員** その費用的なこともありがたい、今、お答えいただいたんですが、課題ですね、どんな課題があるのか。いろいろクリアしなくちゃならないハードルがあると思うんですが、それについてはいかがですか。

**教育子ども部長** 課題につきましては、今、申しあげましたコスト面での課題があると思います。特に職員体制という意味合いでは、先ほど申しあげましたように時差出勤をさせたり、臨時職員の雇用という部分がございます。それと、時間的には夜9時までふれあいセンター開いてますので、開館をするということについては、特にその施設上の問題はないというふうに考えております。主には、今申しあげました職員体制と、それに伴う経費というふうに考えております。

**田中議員** これは仮の話ですが、⑥番目の「本町の図書館を民間に委託し運営する方法」はないでしょうか。具体的には武雄市のようなケースがあるんですけど、そういうことを検討されたことはございますか。

**教育子ども部長** 「民間委託について」でございます。

近隣の自治体でも民間委託をされたり、指定管理をされているところがございますので、それを若干申し上げますと、現在、近隣では摂津市が指定管理者制度を平成23年4月から実施をされております。吹田市におきましては、一部の図書館におきまして窓口業務のみを民間に委託されているという状況がございます。それ以外は、近隣で言いますと、大半が直営でされているというところでございます。

民間に委託するということでの「これまでの検討」でございますけれども、島本町の「行財政改革プラン」の中では指定管理者制度の導入、民間委託というようなことも、一定、過去には検討した経過がございます。ただ、費用面でそれほど大きな差異は生じないということで、直営で現在まで進んできておるわけですけども、今後、時代の変化とともに様々な住民ニーズもある中で、民間の知恵とか手法というものにつきましては、取り入れていくことも必要だろうというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、今後、さらに調査・研究というのは進めていく必要があるというふうに認識をしております。

**田中議員** 冒頭にも申しましたけれど、本町の図書館が非常に蔵書数も多く、それから施設も立派だということで、近隣の市町村から訪問して利用したいというようなことがあった場合、例えば高槻市の、島本と接している五領地区、あるいは大山崎町の人たちが利用できるようなふうにするには、「どういうふうな課題」があるのか。その点について、お答えください。

**教育子ども部長** 図書館につきましては、どなたでも本を読んでもらうということは可能なんですけど、貸出に関しましては、現在、在住・在勤の方に限っておるとい

でございます。

それで、「他の自治体の方に貸出をする場合の課題」ということでございますが、やはり未返却の本が増加したり、返却が遅れた方に対する訪問などをして督促するというようなこと。あと、返却先ですね。島本町の図書が、例えば高槻市や大山崎町の図書館に返却をされたときの回収の方法等でございます。

それと、メリットと申しますか、島本町の近隣にお住まいの方に貸し出すことによって、大山崎町であったり五領地域の方々にとってはメリットがあるかもわかりませんが、島本町の住民にとってはどうなのかということになりますと、やはり図書館相互の相互利用というのが課題としてあると思います。島本町の住民の方も、大山崎町であったり高槻市の図書館を利用できるというような、そういう自治体間の取り決めと申しますか、そういったものが必要になってくるのではないかと申すように考えております。

**田中議員** 通告の⑧番目ですね。最近、コンビニに設置されていてコーヒーが100円で飲めるという、しかも非常に簡便なコーヒー自販機がコンビニに出現しておりますけども、そういうものを図書館に設置をして、適当なスペースを作って、コーヒーを飲みながら、そこで読書をする。そういうことが、すでに武雄市なんかはスターバックスが入って、非常にいい環境ではあるんですけども、そこまでいかななくても、そういうことができないか。そういうできる努力、努力する余地はないのか。そのあたりの考えをお聞かせください。

**教育子ども部長** 確かに武雄市、私も同行させていただきましたので、見せていただきました。図書館の中にスターバックスがあって、図書館の各所にも座るところがあって、コーヒーが飲める、そういう環境にあるというのは、これまでに見たことがない光景であったというふうに認識をしております。

現状で申しますと、本町の場合、仮に自販機を図書館の中に置いたといたしますと、フロアが現在、絨毯になっております。コーヒーをこぼされたときの対応でありましたり、清掃については課題があるというふうに思っております。そういった施設面での一定改修というのが、今後、必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、ただ、ふれあいセンターを一体的に考えますと、一度、図書館で本を借りていただきまして、1階部分に行っていただきますと、本を読みながらコーヒーも飲めるというスペースもございます。ただ、まだまだふれあいセンターの中は限られた場所では飲食はできないということになっておりますので、その辺の課題もありますけども、現状で、その図書館の中という部分については、まだまだ課題も多くありますので、慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**田中議員** 取りあえず一応は、通告の分については、ご回答いただきました。

それでまた初めに戻って、開館日、それから開館時間について、ちょっと改めて質問



したいと思うんですが、当町の図書館の開館時間は10時から5時までということなんです。今、他のところでは6時までやっているところも多いんですよ。それで、考え方としては、5時で閉まっちゃうと下校時間と重なる、あるいは下校時間よりか少し前に帰ってきて、やっと駆け込めるというふうなことです。小学生、中学生、あるいは高校の受験生あたりが利用するには、ちょっと不親切かなという感じがするんですが、取りあえず1時間延ばす、6時までにするというふうなことも、1回、お考えになってはどうかと思うんですけども、その辺りについてはどういうふうにお考えですか。

**教育子ども部長** 開館時間につきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、金曜日については午前10時から6時までということによってやっておりますので、それ以外の曜日について6時まで延ばすということについては、先ほど言いました人件費的な部分での手当ては必要になってくるかと思っておりますので、その辺、時間の延長については他の自治体の動向も見ながら、検討はしたいというふうにお考えしております。

今、金曜日がやはり時間が6時までということなんです。貸出数を25年度で見ると、6時まで金曜日開けているんですけども、他の曜日と比べて、それほど突出して多くなっているかといえばそうではなくて、ほぼ他の曜日と変わりはない。やはり集中しますのは、土日が非常に多いという状況もございますので、そういったことも含めて、時間については今後検討したいというふうにお考えしております。

**田中議員** 今、部長のほうから貸出数のことに焦点を当てられてお答えがありましたけども、私は思うのに、やっぱり図書館自身が今は貸出の機能、あるいは本を調べる機能というようなことに限定されているくらいが多いかと思うんですけども、武雄図書館の場合を見ますと、そこがくつろぎの場所になってるなという感じを持ちました。

武雄市長が書いた本の中に、こんな部分があるんですよ。9時までのことを前提にして書いているんですが、「家族で映画を見、外で食べた後、どこかへ行こうとしても、映画館やゲームセンターなどはお金がかかるし数も少ない。公園なども暗くて利用できないわけがない。その点、図書館ならお金もかからないし、お茶を飲んでも多寡が知れている。絵本から大人が読む本まで全部揃っていて、夜9時まで開いている。だったら使おうか、と考えるようになった」、そんなふうに武雄市長は言っているわけです。私も同感だと思います。

だから、図書館自身を図書の貸出という枠だけに縛られずに、もっと町民が集えるような楽しい場所、スペースにするということの配慮があってもいいかと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

**教育子ども部長** 図書館に限らず、ふれあいセンターそのものが、そういう役割を果たしているのかなというふうにお考えしております。その一部に図書館があるということで、それから行きますと、ふれあいセンターの開館時間と図書館の開館時間が同じではないという点については、おっしゃっているとおりであろうというふうにお考えしておりますけども、ただ、

私も武雄市、一緒に行かせていただきまして、スターボックスがあって、レンタルビデオが借りれて本も買える。近所には、確かショッピングセンター的なものもあったと思います。そういう立地条件のもとでのにぎわいの一つに、この図書館がなっているのかなというふうに思いましたので、ちょっと島本町とは、環境的には違うなという思いはございます。

ただ、先ほどからありますように開館時間、その点については、一定検討が必要ではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

**田中議員** 今のお答えですけれども、私は逆に、図書館の開館時間を長くすることによって町民のくつろぎの時間が増えた。それによって、町のにぎわいが図書館に生まれた、というふうな理解もできるんじゃないかと、私、思っております。

それから、先ほどの答弁の中で、年中無休で朝9時から夜9時までやって、約70時間を余分に開館するというのであれば、大雑把な計算だろうと思いますが、人件費として年間900万から1,200万。それに加えて光熱費とかあると思いますが、900万から1,200万、これは見方によってはそんな大した金額じゃないと思いますね。今年6月の議会で副議長が、職員の残業時間で約1億円かかっているというお話がありました。残業時間、いろいろ工夫すれば10%ぐらいカットできるのは、これは大したことではない。これぐらいの費用は捻出できる、十分に余地があると思いますし、またそういう努力をしていただきたいと思いますが、そういった点で、ぜひ前向きな姿勢で、やろうという姿勢がなかったら、これはできませんよ。その点について、いかがですか。

**岡本教育長** 議員ご指摘のお話は、理解できないわけでもないわけですが、全体的な財政状況を見れば、まだ学校に手当てをしていかなければならない、人材が必要な点多々ございますので、そこへ行くまでにはもう少し時間を要すると思いますし、部長が申しあげましたとおり、町のにぎわいということも理解できないわけではないですが、図書館本来が持つ機能とか、それから立地条件等々ありますので、今後、しばらく時間をかけて考えさせていただくということで、ご理解願いたいと思います。

**田中議員** こういう課題を一挙に解決しようというのは、やはり強力なリーダーシップがなければできないことですし、武雄市においても樋渡市長という強力なリーダーシップの方がいらして、いろんな課題、困難があったようですけれども、それを克服してやられた。そのことによって市が活性化し、いろんな波及効果を呼んだということは我々も理解することです。

ぜひ、今は耐震のことで頭いっぱい、耐震の補助の出るうちに全部できなかった、そんなところで非常な仕事を抱えて焦っておられるのかも知れませんが、すぐにといいことではありませんけれども、よく考えて、この話を俎上に乗せて、地域の人たちが有効に図書館を利用できるようにやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

**平井議長** 答弁漏れがあるので。

**教育子ども部長** 先ほどご質問の中で、図書館内の座席数のお尋ねがございました。図書館の中には、参考図書コーナーで13席と、一般で約30席、座れる座席があるということと、あとインターネットのできる席として2席ございます。それと、幼児コーナーの面積ですけれども、約20平米ございます。

以上でございます。

**田中議員** ありがとうございます。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前11時10分～午前11時13分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一応、施設見学については向こうにお願いしてた事項でもございますので、全体的な話の中で行かれたというふうなことでよろしいですね。

(「調査・研究のテーマではなかったの」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 暫時休憩いたします。

(午前11時14分～午前11時25分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの田中議員の一般質問の中で武雄市の図書館の件について、実際、視察してへんというふうなお話でございましたけども、テーマ、目的について、「ICTを活用した教育及び武雄市図書館の見学について」という項目で、委員長名で私にいただいておる内容からしましたら、先ほどの質問の内容については、特に問題ないというふうに判断をいたします。

以上で、田中議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

**村上議員**(質問者席へ) それでは、通告しております「水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却の動向」についてと、もう1点、「入札制度の現状と改善策」について、一般質問させていただきます。

まず、1点目「水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却の動向」について、お尋ねします。

本件は、これまでも他の議員を含めて一般質問をしてきました。再質問するに至ったのは、水無瀬駅前タクシー車庫跡地もすでに整地もされ、いつ売却されても良い状況になりました。そこで、以下、質問させていただきます。

まず、①点目。「今後のスケジュール」について、お伺いします。

**総合政策部長** それでは、村上議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の「水無瀬駅前タクシー車庫跡地の売却の動向」についての、①の「今

後のスケジュールについて」でございます。

阪急水無瀬駅前タクシー車庫跡地の売却につきましては、住民の皆さんの利便性の向上を図るため公共的機能の検討を行うとともに、民間活力の活用により、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを創出するため、売却条件などの事務を進めているところでございます。

なお、売却条件を決定した後、不動産運営委員会において町有地の処分について各部からのご意見を踏まえ、承認を得られれば募集要項を確定し、広報・ホームページ等で募集をさせていただくこととなります。従いまして、今後のスケジュールにつきましては、最終的な町としての結論を決定した後、できるだけ早急に売却できますよう、事務を進めているところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 今、回答いただきました中で、不動産運営委員会において町有地の処分について、各部の意見を踏まえて承認を得れば募集する、とのことですが、**「不動産運営委員会」**という組織について、どういったものか、お伺いします。

また、募集要項の内容も決められるとのことですが、今後、最終的な町としての結論は、いつ頃に予定されておられますか。お伺いします。

**総合政策部長** まず、1点目の不動産の運営委員会についてでございますが、これにつきましては、町長の求めに応じまして、財産の処分ですとか交換、そして貸与、そういった内容について、その利用計画も含めまして調査・審議をし、その結果を町長に報告する、そういう組織でございます。

それともう1点の、最終的な予定の時期ということでございますが、この結論については、町の基本方針としては当該地を売却し、駅前にふさわしい施設として活用していただきたいというふうに考えております。

なお、この不動産運営委員会の開催の時期につきましては、現時点では確定はいたしておりませんが、年明けには開催できますよう事務を進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**村上議員** それでは、2点目ですけども、**「売却の方法」**について、お尋ねしたいと思います。

**総合政策部長** それでは、②点目の**「売却の方法について」**でございます。

今後、できるだけ早急に公共的機能の導入について方向性を決定するとともに、これまでお示しをしておりましたコンペによります事業者の選定により、売却をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** 今の答弁の中で、コンペによる事業者選定により売却していく、とのことですが

が、これまで当該地の売却については、行政職員と、外部職員として学識経験者で組織する選定審査委員会を設置して、コンペ方式による入札を検討しているということでありましたけども、変更はないでしょうか。

過去、山崎・東大寺地区の旧町営住宅地の跡地の売却のうちに、コンペによる選定委員会を設置されたとのことですが、そのような方式と考えてよろしいでしょうか。

**総合政策部長** まず、売却の方法でございますが、これにつきましては、今ございましたとおり、コンペによります売却を予定しておりますので、変更はございません。

次に、山崎・東大寺地区の旧の町営住宅の跡地の売却ですね。この際にも、今ございましたとおり外部委員によります選定委員会を開催し、そこで審査をしていただいて、公平・公正な審査によって売却先を決定いたしておりますので、今回につきましても同様に、そういった外部委員の方の参画をお願いし、そして、その金額と計画性、これも前回の町営住宅の売却と同様でございますが、そういった両面から審査をしていただき、適切に事務を進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**村上議員** それでは、③点目の「売却条件」について、お伺いします。どのような条件を考えておられるか、お教えてください。

**総合政策部長** 続きまして、③点目の「売却の条件について」でございます。

今後も、少子高齢化の進展や厳しい財政状況が続く中、学校や庁舎、また道路や橋りょうなどのインフラを含めまして、多くの公共施設の維持・管理、また更新に多額の費用が必要となってまいります。本年6月に策定をいたしました島本町公共施設適正化基本方針におきましては、公共施設総量の圧縮を基本方針の一つとして掲げ、原則として新たな建物は建設しないことをお示ししたところでございます。

当該町有地への公共的機能の導入につきましては、これまで新たな行政サービスコーナーなどの設置など、様々な手法について検討してまいりましたが、現在、国において整備を進められておりますマイナンバー制度の導入に伴いまして、多くの自治体が住民票などのコンビニ交付の実施を予定していると、このようにお聞きをいたしております。

以上のようなことから、当初想定をしておりました行政サービスコーナーの設置をはじめ、他の手法による、より効率的なサービスのあり方について、改めて検討することに至ったところでございます。そのため「公共的機能」の具体的な検証や、売却の際の条件設定など、より慎重な分析が必要であると考えており、地域住民の皆様へのニーズも踏まえまして、引き続き事務を進めてまいりたいと考えております。

従いまして、売却にかかる最終的な結論を決定した後、売却条件につきましては、改めてお示しをさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 答弁の中で、「公共的機能の具体的な検証や、売却の際の条件設定等、より慎重な分析が必要」であると考えており、「地域住民の皆様のニーズも踏まえ、事務を進めていく」ということですが、具体的に、「地域住民のニーズ」について、お示し下さい。

また、いつ頃、条件設定をされますか。お尋ねをいたします。

**総合政策部長** 今現在、公共的な機能の検証について様々な検討をしておるところでございますが、そういった中で、地域住民の皆様のニーズということでございますが、これにつきましては、すでに地元自治会等から要望書等をいただいております。こういった中で、その内容を踏まえる必要があるもの、このように認識をいたしておりますが、その内容によりましては、受け入れられるもの、あるいは受け入れが困難なものもございますので、この点につきましては十分精査をして、一定の住み分けをする必要がある、このように考えておるところでございます。

それと、いつ頃というふうな時期についてでございますが、これにつきましても、先ほど不動産運営委員会の開催の時期にもよりますが、現時点では確定しておりませんが、年明け早々には確定をしてみたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 今の「地域住民のニーズ」ということで回答いただきましたんですけども、この件につきましては、もうすでに地域住民のほうから要望書も提出しておりますので、十分、その辺を踏まえて検討していただくことを要望しておきます。

それでは、第④点目の「売却時期」について、お伺いします。

**総合政策部長** それでは、④点目の「売却の時期について」でございます。

公共的機能の具体的な検証や売却の際の条件設定など、より慎重な分析が必要でありますことから、売却にかかります最終的な結論が決定した際には、売却時期につきまして、改めてお示しをさせていただきたいと考えております。

今後も、慎重に検討しながらも、できるだけ早急に売却できますよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 今の答弁の中で、「売却にかかる最終的な結論が決定した際には売却時期を示す」ということですが、本件については、川口町長が誕生してから、平成17年度の施政方針において駅前行政サービスを発表された。それ以後、平成23年度の施政方針においては、具体的に「タクシー車庫跡地の町有地の有効利用も視野に入れて」検討していく、と言われております。

それから、かなり時間も経過しております。現状の跡地の売却、いつ、売却されても良いというような状況、更地になっているわけです。それを住民の皆様は見ても、いつからどうなるのか、どういうものが建つのかというような話、具体的な問い合わせとか、

そういったことが多く聞こえてきております。

そういったことから、もっとスピーディーに、この問題については対応すべきではないかと考えますが、その辺、町長のほう、いかがでございますか。

**総合政策部長** 今、ご指摘いただきましたとおり、当該地についてはすでに更地の状態で、いつでも売却できるような状況になっております。

こういった中で、今後、スピード感を持って進めるべきとのご指摘でございますが、私のほうにも直接、住民の皆さん方から、特に高齢者の方からはお問い合わせをいただいておりますので、できるだけ速やかに事務を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** 行政側の回答の中で、「速やかに」という言葉がよく出てくるわけですが、どう理解したらよいか。もう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

**総合政策部長** 「できるだけ速やかに」というふうにご答弁申し上げましたが、一般的ではございますが、行政用語の使い分けといたしましては、「直ちに」「速やかに」「可及的速やかに」「遅滞なく」と、こういった使い分けをいたしております。

「直ちに」という場合は、いかなる理由があっても、すぐに実行しなければならない場合ですね。それと「速やかに」「可及的速やかに」という場合には、一定、合理的な理由がある場合は、一定の遅延は許容されるというふうな場合ですね。「遅滞なく」という場合は、さらにそれが緩やかな場合というふうに使分けをいたしております。

今回の事務につきましては、現在、その内容を精査しているところございまして、その詳細など、要綱ですね、そういったことがまとまった段階で、「速やかに」事務を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**村上議員** それでは、2点目に用意しております「入札制度の現状と改善」について、お尋ねします。

自治体における調達のための財源につきましては、税金によって賄われていることであることから、より良いもので、より安いものを調達していくということが、一般的に原則とされています。この原則からすれば、より安いものが良いということが言えますが、反面、自治体の調達については「より良いもの」を発注するということが必要であります。また、少しでも安いものを追求しすぎると、低価格による受注が進み、ダンピング受注に繋がることも懸念されます。ダンピング受注による受注は、一般的には、自治体側から見れば、行政サービスの質が低下するなどの支障が生じかねないことになります。

そのことを理解したうえで、本町において現在行われている入札制度は、予定価格及び最低制限価格について事前公表を実施していることから、最低制限価格による、くじ

引きによる落札が多く発生しております。適正な入札としての観点から、問題があるのではないかと考えています。また地元企業育成といった観点から、改善策等について、以下、質問をさせていただきます。

①点目、「企業育成・雇用創出」のため、どのような対策を取っているのか、伺います。

**総務部長** それでは、2点目の「入札制度の現状と改善策」につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「企業育成・雇用創出について」でございます。

平成25年度実績における本町の入札件数につきましては、入札件数135件——これは不調を除きます——でございます。その内訳につきましては、町内企業への発注件数を申し上げますと、工事では入札件数50件のうち町内業者は38件、それから委託では入札件数57件のうち町内業者は9件、物品購入では入札件数28件のうち3件となっております。

競争入札につきましては、「島本町競争入札参加者選定規程」におきまして、土木・建築・電気・管・水道一式工事にあつては、5億円以上はA等級、1億円以上5億円未満はB等級、1億円未満はC等級の業者の中から選定することとなっております。また舗装工事にあつては、1千万円以上はA等級またはB等級、1千万円未満はC等級の業者の中から選定することとなっております。

町内業者につきましては、現在、すべての業者がC等級となっており、業者の指名にあたりましては、当該工事についての地理的条件などを総合的に勘案し、まず町内業者の中から選定を行っている状況であり、雇用創出にも、一定寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

**村上議員** 昨日も外村議員のほうから同様の入札に関わる質問がありましたけども、その中で、C等級については、町内業者が全社C等級であるということでもあります。

それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、町内業者の数、それと、その中で資格要件として特定建設業の許可を得ている、取得している業者数、それと一般建設業の許可を取得している業者数。それと平均で結構ですが、町内業者の従業員、最も多い企業、最も少ない企業は何人ぐらいおられるか。その点について、ちょっとお伺いします。

**総務部長** 詳細な資料は、今現在、ちょっと持っておりませんので、後ほどご答弁させていただきますが、いわゆる工種によって業者数が変わってまいりまして、工種によって特定を持ってる、一般を持っている、というのも変わってまいります。

工種別に申し上げますと、まず土木では、町内業者が10社ございまして、そのうち特定建設業を持つておるのは5社でございます。一般は5社という形になります。それから建築でございますが、10社ございまして、特定を持つているのが1社でございます。



それから舗装工事は9社ございまして、特定を持っているのが5社、一般は4社という形になります。それから管工事業者ですが、4業者ございまして、すべて一般の建設業でございます。それから電気につきましては4社ございまして、すべて一般建設業の業者でございます。

それから、従業員数でございますが、これもちょっと工種ごとの数字しか持ってないんですが、最高で9人、最低で1人というふうな従業員数でございます。

以上でございます。

**村上議員** ありがとうございます。今の説明で、町内業者さんの状況といたしますか、そういうことは理解できました。

先ほど特定は5社、こういう話ですが、間違いないでしょうか。

**総務部長** 土木のことだと思うんですが、特定は5社でございます。建築は1社、それから舗装も5社でございます。あとの工種は一般のみでございます。

**村上議員** ありがとうございます。

説明の中で、「地理的条件などを総合的に勘案」し、まず町内業者の中から選定を行っている状況ということですが、具体的にどういった条件を指しているのか、お伺いします。

**総務部長** 地理的条件という部分は、工事施工場所と事業所の所在地の距離が近い業者から選定をしているということございまして、町内の工事でございますので、まずは町内業者のほうから選定をするという形にはなろうかと思えます。

以上です。

**村上議員** 要は、町内業者が対象であるということと、そのように理解いたしました。

それでは②点目の、「予定価格や最低制限価格の事前公表のメリット・デメリット」について、お伺いします。

**総務部長** 続きまして、②点目の「予定価格や最低制限価格の事前公表」についてのお尋ねでございます。

本町では、平成12年度から予定価格の事前公表を実施し、平成17年度からは、最低制限価格の事前公表についても実施しているところでございます。

事前公表のメリット・デメリットについてでございますが、まず、メリットといたしまして、価格の探知などによる不正行為の発生を未然に防止することができるということかと認識しております。デメリットといたしましては、入札者の見積り能力の低下を招くことが危惧されるというふうに考えております。

ご指摘のとおり、最近の入札状況を見ますと、工事入札においては、事前に公表しております最低制限価格と同額の応札が多く、結果的に抽選による落札が多い状況となっております。本町といたしましても、応札されます業者に対しましては見積内訳書の作成を求めていますので、工事価格を適正に見積もったうえで、応札されているものと

認識しております。

次に、予定価格や最低制限価格の公表についての他自治体の状況でございますが、平成21年12月末時点の府内市町村では、ほぼすべての自治体が事前公表となっております。しかしながら、平成25年9月時点の近隣自治体では、約3割が事後公表に移行してきている状況でございます。このような状況につきましては、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事態が生じるなどの懸念から、変更されているものと思われます。本町といたしましても、これらの状況を踏まえ課題整理を行い、今後のあり方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議員** ぜひ、検討していただきたいと思います。

それでは③点目、「今後のあり方」について慎重に検討していきたい、ということですが、具体的にどのような組織で検討し、改善策を考えていかれるのか。また、改善策の案が現時点であれば、ポイントだけお示しいただければと。また、結論をいつ頃に最終的に出して、実施時期はいつ頃か。検討委員会を立ち上げておられれば、当然、そういう方向に進んでいくのではないかと推察しますので、お答えできる範囲で、お願いしたいと思います。

**総務部長** 本町におきましては、町が発注する建設工事等の入札・契約制度の一層の適正な運用を図ることを目的に、庁内に、島本町建設工事入札・契約制度改善検討委員会を設置しているところでございます。これは要綱設置でございます。

本年11月14日に同委員会を開催し、「島本町競争入札参加者選定規程」の見直しや、公開しております予定価格及び最低制限価格の公表方法などについて意見交換し、課題整理を行ったところでございます。現在の予定では、あと2回ぐらい、そういう検討委員会を開きたいというふうには考えております。

今後につきましてはでございますが、各委員の意見集約を経て、課題を総合的に検討し、その結果を町長に報告する予定でございます。できましたら、年度内に一定の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議員** ぜひ、現在進行中であるということですので、先ほど来の水無瀬駅前のお話に戻りますけれども、関連やないですけれども、ぜひスピード感を持って対応していただいて、町民の町内業者さんがしっかりと仕事をしていただけるような入札制度を、ぜひ作りあげていただきたいことを要望しまして、終わります。

**平井議長** 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時59分～午後1時00分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

**清水議員**（質問者席へ） それでは通告に従い、質問を行います。

今後の日本は、少子高齢化、人口減少となる見込みです。当町においても、人口はここ数年微増と見込まれていますが、いずれは国と同様に人口減少となる見込みです。次代を担う子ども達への教育は重要な課題で、当町においては「生きる力を育む教育」を目標としています。

「生きる力を育む教育」の一端を担う施策について、1点、一般質問を行います。

1. 「放課後の子どもの居場所について」ということで、①現在、実施されている施策、放課後児童健全育成事業——通称学童保育室、放課後子ども教室推進事業、子どもの学びサポート事業——通称学習支援というものがありますが、まず、これらの事業の現在の状況について、伺います。

（午後1時01分 岡田議員出席）

**教育こども部長** それでは、清水議員の一般質問の「放課後の子どもの居場所」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「現在実施の施策の状況について」でございます。

現在、放課後の「子どもの居場所」に関する主な事業につきましては、小学校では学童保育事業、放課後子ども教室推進事業、子どもの学びサポート事業、いわゆる学習支援の3事業を実施しております。また、中学校では子どもの学びサポート事業を実施いたしております。

各事業の概要でございますが、「学童保育事業」につきましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後、適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図る事業として、四つの小学校内におきまして授業終了から午後5時30分と、それ以降の7時までの延長保育を実施しております。また、土曜日と学校の代休日には午前8時半から午後7時まで、長期休業期間の平日は午前8時から午後7時までの保育を実施しております。

さらに、本年度からは小学4年生以上の受け入れにつきまして、これまで「障害を持つ児童であって、かつ、ひとり親世帯である」ことを要件としていたものから、ひとり親世帯要件を廃止し、「障害を持つ児童」につきましては小学4年生以上の受け入れを行っており、本年度1名の受け入れを行っております。

また、本年9月には「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、児童1人当たりの居室面積の確保、指導員の資格基準の明確化など、適切な保育環境の維持向上を図ったところでございます。

次に、「放課後子ども教室推進事業について」でございます。

当該事業につきましては、放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域のボランティア等の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等の

活性化を図ることにより、地域社会全体で、子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティを形成するとの理念のもと、第二・第三・第四小学校におきまして実施しております。運営主体は地域におけるボランティアや団体等で、スポーツやものづくり、もちつき大会、校庭開放など、多様なプログラムを提供しておりますが、各学校におけるボランティアの方々の支援体制等により、開催曜日や開催回数、対象者などは異なっております。

なお、第一小学校につきましては、昨年度まで大阪府レクリエーション協会により、土曜日開催でニュースポーツなどを行っておりましたが、参加者が少ないなどの理由から、現在、当該事業は実施いたしておりません。そのため、子どもたちが校庭で自由に遊ぶことができる「校庭開放」のみを実施しておりますが、安全面を強化するため、現在、対応策を検討しているところでございます。

次に、「子どもの学びサポート事業（学習支援）について」でございます。

当該事業は、子どもの健やかな成長のため、学校が必要とする活動に地域の人材をボランティアとして派遣する組織であり、地域に作られた学校の「応援団」との位置付けである島本町学校支援「ゆめ本部」により運営しております。

学習支援につきましては、各学校により回数等異なりますが、概ね各小学校で小学2年生から4年生を対象に週1回から2回程度実施しており、中学校では全学年を対象に、第一中学校では土曜日や定期テスト前に、第二中学校では定期テスト前に実施しており、1回当たりの参加者は20人から30人程度でございます。

以上でございます。

**清水議員** それでは、各学校小・中6校の生徒数、児童数は何人ですか。

**教育こども部長** 本年5月1日現在の学校基本調査による生徒数を申し上げますと、第一小学校は369名、第二小学校は567名、第三小学校は420名、第四小学校は376名です。小学校に通う全児童といたしましては、1,732名となっております。また、中学校におきましては、第一中学校が374名、第二中学校は385名で、全体で759名となっております。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。それでは学童保育室に限って、今度、質問させていただきます。

学童保育の参加者数は幾らですか。

**教育こども部長** 学童保育室につきましては、12月1日現在でございますが、各小学校4室合計で263名の利用がございます。ただ、学童保育室につきましては、基本的には現在小学校3年生までということで、児童の数から言えば約30.5%の利用でございます。

以上でございます。

**清水議員** 学童保育室にかかる費用は、幾らですか。

**教育こども部長** 平成25年度の決算で申し上げますと、年間約7千万円の経費がかかっております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、学童保育を運営するうえで安全対策、また下校時の対策も含めて、伺います。

**教育こども部長** 学童保育室におきましては、保育時間中の安全対策ということで、一定、マニュアルを規定いたしまして、学童保育室のほうで運営をしております。特に緊急時の対応であったり保護者への連絡体制、また教育委員会への報告等、マニュアルの中にはそういったものが含まれております。また事故発生に備えまして、普通傷害保険に入っております、これは留守家庭児童団体傷害保険付き特約という保険に入っております、一定、学童保育室に通う児童が怪我をした場合、通院であったり入院、重いものでは死亡であったり後遺症障害まで補償される保険の内容となっております。

以上でございます。

**清水議員** 下校時はどういうことになっているか、お願いします。

**教育こども部長** 失礼しました。下校につきましては、原則、保護者の送迎としております。ただ、保護者が迎えに来れないというような場合もございます。一部、グループによる集団下校も認めております。

以上でございます。

**清水議員** 学童保育室の運営形態、改めてまた事業のスタッフについて伺います。

**教育こども部長** 本町の学童保育室の運営形態につきましては、町直営方式でございます。スタッフといたしましては、教員免許などを持つ非常勤嘱託員、臨時職員でございます。各室に室長、主任を配置をいたしております。12月現在でございますが、非常勤といたしまして20名、それから臨時職員12名ということで、合計32名を配置いたしております。

**清水議員** 今の答弁で、学童保育については町直営ということなのですが、大阪府内、他の運営形態を取られているのはどういうものがあるのでしょうか。

**教育こども部長** 府内自治体の状況で申し上げますと、14団体で社会福祉協議会、あるいはNPOといったところ、公設民営という形態でありましたり、民設民営方式を採用されているところもございます。これ以外につきましては、本町と同様、直営方式で実施をされております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、二つ目の事業として「放課後子ども教室」について、今の現況を伺います。放課後子ども教室に参加されている参加者の数は、幾らですか。

**教育こども部長** 平成25年度の実績で申し上げますと、年間で59回、開催をいたしまして、4校で、延べ2,949人の児童の参加がございました。

以上でございます。

**清水議員** それでは、放課後子ども教室に関する町の費用というのは、幾らかかっていますか。

すか。

**教育こども部長** 平成 25 年度の実績で申し上げますと、年間で約 90 万円の経費がかかっております。

**清水議員** それでは、事業開催時及び終了時の児童の安全対策はどのようになっているか、伺います。

**教育こども部長** 放課後子ども教室につきましては、各小学校区の放課後子ども教室マニュアルというのを規定しております。その中には、緊急時の対応、軽い擦り傷とかを含めまして、対応の仕方についてマニュアル化しております。また、支援を要する児童への対応についても、事前に保護者等からの状況もお聞きしたうえでの対応ができるよというということで、そういった内容を盛り込んだマニュアルを活用しております。

下校時につきましては、水曜日開催分につきましてはスタッフ、ボランティアが一定の場所まで集団で下校をさせております。できるだけ、集団でということの下校するようにはさせておりますが、土曜日につきましては、児童が個々に登下校しているという状況でございます。ただ、第二小学校につきましては、土曜日開催でも、低学年については親子参加というような形態を取っております。

放課後子ども教室終了後、学童保育室に登室する児童もおりますので、すべての子どもが、この放課後子ども教室が終わった後に自宅に帰るということではございません。今後、学童保育室との併用といたしますか、そういった利用についても検討していきたいというふうに、今、考えているところでございます。

以上です。

**清水議員** それでは、放課後子ども教室の運営形態というか、スタッフは、どういう方がおられるんですか。

**教育こども部長** 放課後子ども教室につきましては、第二小学校と第三小学校では、地域のボランティアの方々のご協力をいただいております。また、第四小学校につきましてはシルバー人材センターによる見守りということで、それぞれ学校によって運営の内容というのは異なっております。

そして第一小学校につきましては、冒頭、ご答弁申し上げましたように、現時点では校庭開放のみをやっておりますので、特に事業としては実施しておりませんが、第一小学校につきましても、他の学校と同じように多くのボランティアの方の協力も得ながら、放課後の子ども教室ができないかということにつきましては、来年度に向けて、今、検討を進めているところでございます。

**清水議員** それでは、第二・第三・第四小学校については、ボランティア等、安全を見守る方がおられるということなんですが、一小は現在、校庭開放のみで、「中止」というような言い方をされてたと思うんですけども、一小についても多種多様な遊びの提供や指導を行う必要があるのではないのでしょうか。それについて、お答えください。

**教育こども部長** 第一小学校につきましては、町内の四つの小学校の中では唯一、児童が自由に放課後、校庭を出入りできる。そして遊具を使ったり球技をしたり、自分がやりたい遊びを行うことができる、昔の校庭開放のやり方をしておりますが、これは放課後の子どもの過ごし方として理想的ではありますが、やはり、安全面に課題がございます。

第一小学校では、従来から実施している校庭開放に加えまして様々な遊びの教室、囲碁であったり、結構、最近将棋も第一小学校のほうではクラブができたり、やっておりますので、それ以外には読み聞かせなど、いろんなそういった遊びを開催できないかということで、今、検討しております。開催するにあたりましては、地域のボランティアの方のご協力も必要でしょうし、中にはPTAの方のご協力もいただけたらというふうに考えておりますが、子ども達には校庭開放、そして新しく企画する遊びの教室、また従来から行っております学習支援、この3点につきまして、それぞれ子ども達が希望するメニューを自分で選択をして参加してもらえるような、そういう体制が作れないかということで、現在、学校のほうとも協議をしつつ、ボランティアさんのほうにも働きかけをしている状況でございますので、今後、今、申し上げましたような方向に進めたらなというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、もう一つの事業、「学習支援」について、今の現況を伺います。

各学校での1回当たりの参加者数及び学習指導のスタッフの人数について、伺います。

**教育こども部長** 各学校ごとに対象学年、形態が異なっておりますけれども、小学校につきましては、概ね1回当たり20人から30名の参加がございます。中学校につきましては、少ないときは10名を切ることもございますし、テスト前などにつきましては、多いときは30名程度の参加があるという実態がございます。

それから、スタッフの方につきましても、各学校、5人から10人ぐらいで対応していただいております、ご自身の都合にもあわせつつ、支援を行っていただいているという状況でございます。

**清水議員** それでは、小学校四つ、中学校二つ、学習指導をされるスタッフの総数というのは何人ぐらいおられるんですか。

**教育こども部長** 一応、スタッフは登録をしていただくように毎年しておりますが、登録いただいても、ボランティアに参加できない方も中にはいらっしゃいますけれども、登録としては、約60名の方が登録をいただいております。

**清水議員** 学習支援の内容、それから対象学年と、それから参加の人数は、どこで決めているんですか。

**教育こども部長** 支援の内容でありましたり対象学年、人数につきましては、学校のほうの要請に応じまして、学習支援にかかるボランティア等を派遣するものでございます。

一義的には、学校が支援内容、対象学年や人数を決めております。ただし、事業展開の過程で適宜、学校とボランティアの方々との交流する場面を持っておりまして、様々なご意見をいただく中で、より良い支援内容を追求しているという状況でございます。

**清水議員** 学習支援の対象者は、先ほど2年から4年と言われてたのですが、あと、残りの1年生、5年生、6年生は、対象とはならないんですか。

**教育こども部長** この学習支援の事業につきましては、平成23年度から全町的に取り組んでおりますが、当初、中学生の学力、あるいは小学校3年生・4年生の学習に課題があるというような中で、小学生の授業時間と申しますか、時間割も勘案をいたしまして、現在、対象が2年生から4年生ということで小学校については定着をできております。

ただ、一方で保護者の方からは、対象学年を広げて欲しいというようなご意見もいただいております。本町が現在進めております小中一貫教育の推進の観点からも、教育委員会としては対象学年の拡充についてもメリットがあるというふうに思っておりますが、スタッフの数とか、様々な課題もございます。そういった中で、今後、学校のほうとも協議しながら、またボランティアをしていただいている方のご意見もいただきながら、学年の拡大という部分については、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

**清水議員** それではまた学習支援について、小学生ですよね。児童が支援を終えた後、下校時の安全対策についてはどうなっていますか。

**教育こども部長** 日によって参加する児童が違いますので、なかなか集団下校というのは難しい部分もございますが、同じ方向へ帰宅する児童を集めまして、できるだけ集団下校する体制を取っております。また、他の学年の下校時間と合わせる形で、下校への安全配慮を行っているところでございます。

また、先ほど放課後子ども教室でも申し上げましたが、学習支援に参加をして、その後、学童保育室のほうに登室する児童も中にはございます。安全対策とは別に、先ほど放課後子ども教室でも申し上げましたように、一定、保険のほうにも加入をいたしまして、万が一の場合には保険が対応できるような環境を整えております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、学習支援についての経費というか、費用は幾らかかっていますか。

**教育こども部長** 平成25年度で、年間約150万円かかっております。利用者負担については特にございませんので。

その費用の内訳といたしましては、一定、ボランティアという形で学習支援をしていただいているんですが、中には学生さんなんかもいらっしゃいますし、町外の方もいらっしゃいます。そういったことで、1回2時間程度の支援にはなりますけども、千円程度の謝礼をお支払いしているということで、年間150万円の費用がかかっているということでございます。



**清水議員** わかりました。現況についてはこれぐらいにしておいて、通告していました「今後の推進計画」について、各事業のことについて、お答え願います。

**教育こども部長** それでは、②点目の「今後の推進計画」ということで、ご答弁を申し上げます。

学童保育事業につきましては、「児童福祉法」の改正に伴い、対象学年が小学6年生にまで拡大され、来年度から施行される予定でございます。しかしながら、これは「6年生までが事業の対象範囲であること」が明確化されましたものの、あくまでも「対象範囲を示すものであり、必ずしも6年生まで受け入れなければならないというものではなく、市町村は利用ニーズを把握したうえで、提供体制の整備を行う必要がある」との見解が示されております。

現在、子ども・子育て会議でもご審議いただいております「子ども・子育て支援事業計画」でも、平成27年度から平成31年度までの5年の計画期間内において、少なくとも小学4年生までの拡充を目指していることと、あわせて現行制度上における小学3年生までの利用希望の増加傾向に対応するため、学校長との協議による余裕教室の確保やプレハブの設置など、保育スペースの拡充が大きな課題であると考えております。

本年度には、厚生労働省・文部科学省連名で「放課後子ども総合プラン」が発表されており、その中で、平成31年度末までの学童保育室の受け入れ枠の拡充とともに、放課後子ども教室との一体的な実施・連携についても目標化されております。これは、共働き家庭の「小1の壁」打破とともに、保育に欠ける・欠けないに関わらず、全ての就学児童と一緒に放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができることを目的としたものでございます。

本町にあっては、現在、学童保育室、放課後子ども教室、学習支援は、それぞれ個別の事業との位置付けでございますが、今後、一体的な運営も適宜取り入れるとともに、児童が自身の希望に基づき、自由に様々なメニューを選択できるような環境整備について、段階的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、学童保育について1点、再質問します。

新1年生の保育ニーズの高まりにより入室者が増加しているが、余裕教室などのスペースの確保について、見通しはあるのですか。

**教育こども部長** 学童保育室につきましては、大規模な集合住宅の建設などによりまして、児童の人口増や保育ニーズの高まり、受け入れ学年の拡大など、学童保育室にかかるスペースの確保は喫緊の課題となっております。

現在、学校長と翌年度以降の余裕教室の動向、また日中、教育課程の中で活用する教室について、放課後の学童保育室としての利用ができないかというような協議も進めております。しかしながら、現実といたしまして、学校現場におきましては、よりきめ細

かな授業事情のための特別教室でありましたり、発達段階に応じた支援学級運営などにつきましてスペースが必要であるということで、さらにスペースをそこから捻出するのは困難な状況にある、ということを知っております。

従いまして、今後、学童保育室の学年の拡大につきましても、現状の校舎の中での確保というのは非常に難しい現状になってきておりますので、場合によりましては、プレハブの設置なども検討しなければならないというふうに考えておりますし、現在、第四小学校ではプレハブを活用しております。第四小学校のプレハブについても、老朽化の中で建て替えの時期にも来ておりますので、そういったことも含めて考えていく必要があるということと、第三小学校につきましては、学童保育室、それから保育所、それから小学校の一体的な整備の基本構想も現在検討しておりますので、その中で、一定、スペースを確保していきたいというふうに考えております。他の第二小学校、第一小学校につきましても、現状では教室の確保が難しいという現状にありますので、その点については、先ほど申し上げました校舎外でのプレハブというのも一定考えなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** では、「学童保育と放課後子ども教室の一体化」ということを先ほど言われてましたが、具体的な展望はあるのですか。

**教育こども部長** まず、第一小学校での現在校庭開放ということで、特に第一小学校についてはシステム化されていない、という現状でございます。その中で、遊びの教室であったり学習支援につきましては、子ども達的意思で様々なメニューを選択してもらおうという、そういった仕組みを作っていきたいということを考えております。

このことについては、先ほどもご答弁申し上げていたとおりでありますが、それらの事業に関しましては、学童保育室との関係なども課題としてございますので、すぐに、一足飛びに進むものではありませんけれども、これまでは学童保育室利用の児童も、校庭開放や学習支援事業には参加はしておりますけれども、それぞれ事業主体の違いから、全く別事業という形で扱ってまいりました。今後は、地域のボランティアの方々でありましたり、学童保育指導員の企画段階からの連携というようなところら辺も、一歩、前に進めまして、保育に欠ける・欠けないに関わらず、放課後の子ども達の学び・遊びの場所として、一体的な運営ができないかということについては検討を進めていきたいというふうに考えております。

**清水議員** 現在の運営方式は公設公営の運営方式ですが、この3事業への多様なニーズに対応するため、また財政面やサービスの向上の点から、各種団体、NPO、民間への協力、つまり公設民営や民設民営の運営方式を視野に入れて、「放課後の子どもの居場所」を一本化して運営する考えはないのですか。

**教育こども部長** 先ほどもご答弁を申し上げましたが、本町は町の直営方式ということで、

学童保育室につきましては大阪府下の自治体の中でも公設民営、あるいは民設民営という方式を採用されているところもございます。その他、運営主体としていろいろな形があるわけではございますが、地域のボランティアや地域団体による運営なら、直営以上に様々なアイデア、あるいは柔軟な対応というの也能取るメリットもあると思います。また、民間事業者であれば民間のノウハウ等もあるというふうに考えておりますが、今後、「放課後の子どもの居場所づくり」に関しまして、その運営のあり方につきましては、一体的な運営ということも一定視野に入れつつ、様々な課題があると思っております。

そういった意味で、先ほど申し上げましたが、それぞれございます運営形態の中で、企画の段階から、それぞれの運営主体となっている関係者が集まりまして、いろいろな知恵を出して、一から作っていくという中で、最終的に一本にまとめたほうが良いというようなことになれば、それは将来的にまとめるということもあると思いますが、現時点につきましては、まだまだ手探りの状況ではございますので、関係者、あるいはボランティアの方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々のご意見もいただきながら、今後については十分検討していきたいというふうに考えております。

**清水議員** ぜひ、そのようにしていただければありがたいと思います。

すべての子どもが、日々、学び・遊びのできる放課後の居場所の実現が理想ではあると思いますが、今、諸課題、いろいろとあるとおっしゃっていましたので、少しでも、それを解決し、「魅力のある居場所作り」を充実していただくことを要望して、質問を終わります。

**平井議長** 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2、第7号報告 平成26年度島本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長（登壇）** それでは第7号報告について、ご説明申し上げます。

（第7号報告 朗読）

本件につきましては、平成26年11月21日付けで衆議院が解散となったことによりまして、同年12月14日に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。このため、同選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な予算を補正するものですが、緊急かつ不可欠な執行を必要とすることから、「地方自治法」第180条第1項及び「町長の専決事項の指定について」の規程に基づきまして、平成26年11月25日付けで町長の専決処分をしたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。1の3ページをお開きください。

（平成26年度島本町一般会計補正予算（第8号）朗読）

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

1の9ページでございます。歳入でございます。

第14款 国庫支出金、第3項 国庫委託金、第1目 総務費国庫委託金1,036万6千円の増額でございますが、これにつきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる執行経費に対する特定財源でございます。

続きまして、1の10ページからの歳出でございます。

第2款 総務費、第4項 選挙費、第3目 衆議院議員選挙費1,036万6千円の増額でございますが、12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる経費を、それぞれ予算計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

**外村議員** 今回の衆議院選挙、当初から低投票率が心配されてまして、結果的にそうなって、史上最悪というふうに聞いているんですけども、テレビニュースなんかで、町の商店街だとか、そういうところに期日前投票所を設けていたということがPRされてまして、私もいいアイデアだなと思ったんですけども、こういう場所を設けるために費用が新たに発生すれば、それは町単費でやらなきゃならないのか、国庫補助金で上積みされるのか。また、それが単なる自治体の思いつきでそれが可能なかの、一定の条件がないと許されないのか。その辺のことについて、わかったら教えてください。

**総務部長** 今回の選挙は、国の委託金で賄われております。最終的には期日前投票、その部分も当然、この特定財源を利用しております。最終的に、その特定財源は大阪府に国からまいりまして、その総枠の中で執行することになりますので、勝手に、むやみやたらに増やすとかという部分では、なかなか、その範囲内に収まらないということも生じてまいります。

投票率を上げる部分の取り組みについては、一定、広報や啓発、それぞれございますが、自治体の判断で、先ほど申し上げましたように拡大していくという部分では、一定、限度があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

**外村議員** いや、だから、お答えになってない。要するに、島本町が独自に島本センターの中に、一つ、期日前投票所を設けるということにした場合は、当然金がかかりますし、それは独自の裁量でできるものかと。できないならならできないと、回答ください。

もう一つ、今回、期日前投票に行かれた方は島本町ではどれだけやったか、人数わかったら、教えてください。

**総務部長** 先ほどの町の判断でというのは、最終的には総枠の中で可能であればいけるものとは思われますけども、その辺は、最終的に費用も勘案して検討する必要があるとい

うふうに考えております。

それから、今回の選挙における期日前投票の、これは不在者投票も含めると3,268名の方が期日前投票、不在者投票をされているということでございまして、前回の平成24年12月16日執行のときと比べまして、約130人ほど増という形になっております。

以上でございます。

**外村議員** わかりました。それなら、総枠の範囲内なら自由にできるというふうなことに、今、理解したんですけど、じゃ総枠というのは、先に1,036万6千円って決めて、交付金が指示されるんでしょうか。

**総務部長** 一定、府のほうにヒアリングのようなものがあるようなんですけども、最終的には交付決定という部分がございまして、その範囲内でやらないといけないということになっております。

以上でございます。

**平野議員** 選挙公報配布業務委託52万5千円について、お尋ねいたします。

急な選挙ということもあって、いろいろと選挙公報の印刷・作成というのも非常に時間がない中で、タイトな中で作成されたと思いますけれども、選挙公報自体は有権者にとって非常に重要な情報収集の手段であります。この業務委託ですけれども、どこに委託をされているのか。それから、いつ、どんな形で配布されているのかということをお訊きいたします。

**総務部長** ちょっと今、詳細の資料を持っておりませんので、後ほどお答えをさせていただきます……。

選挙公報につきましては、うちでは印刷はしておりません。それから配布につきましては、シルバー人材センターに委託しております。

以上でございます……（平野議員・自席から「どのように」と発言）……。どのような方法でというのは、全戸配布ということでございます。今回の選挙にあわせて、全戸配布をさせていただいたということでございます。

**平野議員** 「どんな配布で」ということの、詳細をお訊きしたかったんですけどね。シルバー人材センターの方に委託をして各戸、全戸配布をしていただいているということですね。

確か、比例政党のほうの選挙公報と小選挙区の選挙公報は、別々に入っていました。国民審査も入っていました。小選挙区のほうは少し早めに、4日か5日だったと思いますが、配布されていまして、比例政党のほうは12月の9日に配布されていまして、国民審査とともに。ですから、同時期に印刷物があがってるんだしたら、1日も早く配布したほうがよろしいんじゃないかというふうに思いましたし、特に先ほど、期日前の投票が3,268名ということで、前回、2年前よりも130名も増加しているということを考えたら、印刷物がもうできあがっているんでしたら、1日も早く配布する必要があった

んだと思います。ですから、小選挙区制のほうの選挙公報と同様に、同時ぐらいの配布ではできなかったのでしょうか、ということです。

**総務部長** 大阪府のほうから町に配布されてくる時期が、それぞれ異なっておったということでございます。

以上です。

**平野議員** ということは、大阪府から届いた日、もうすぐに配布できるような態勢になってる、届いた日は、それぞれ小選挙区と比例区のほうでは何日だったんですか。

**総務部長** 最終的には12日までに配らないといけないんですが、大阪府からの配布があった時点で速やかに配布させていただいているということでございます。その日につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

**河野議員** この際ですので、私のほうも質問させていただきます。

先ほど言われた高齢化社会、あるいはまた急な時期、寒冷の時期、暑い時期などにおいて、特に高齢者の方の投票行動が非常に制約を受けていたなというふうに私は感じております。例えば、投票所に開設についてお聞きしたことがあるんですが、高浜地域の方が第一中学校まで行かなければいけないというようなことがあって、増やそうと思えば、この特定財源の枠が頭打ちになるということですが、以前、期日前投票を大沢地区で前日、それまでの時期に半日間、2時間ですね、設けられたというような前例もありますので、そういった運用とかいうことは今回は、時期は間に合わなかったと思いますが、されたのかどうかということと、あと他の地域においての様々な要望があったと思いますが、もし原課で掴んでおられることがありましたら、お示してください。

それから、前後しますけども、例えば当日、ふれあいバスの運行を日曜日とか土曜日とか、そういうことにおいて移動を円滑にするということで投票行動、投票を促進させるということではできないのかということについて、お訊きいたします。すべて、お金に関わるとこかも知れませんが、お答えください。

それから私自身、選挙民、有権者として投票所に行かせていただきました。第一中学校が投票所なんですけれども、比例だったと思います。記名台、記名の台が金属の材質やったと思うんですけども、非常に、錆びていたのか、ちょっと確認できませんでした。ガタガタしてましてね、非常に字を書くのが困難というか、ガタガタとして、字がガタガタになるというような記名台が1ヵ所、私自身経験しました。私は元気なので、それでも書きますけども、高齢者の方とか、そういう方においては、あの台はなかったなど、そういうふうに思っておりますので、そういった点検はどうされているのか。やはりきちっとした凹凸のない台で記名をしないといけないと思いますので、その点についてはいかがですか、ということ、この際ですから訊いておきます。

あと、当日の開票速報のあり方ですね。これはちょっと伝え聞くところですけども、開票事務が9時から始まって、11時まで概ね30分ごとですかね、報告されたらしいんで

すが、11時ギリギリまでずっとゼロでいて、11時30分前後の小選挙区比例のときに、一気に数字が出た。こういうような開票速報というのは、あまり聞いたことがないように伝え聞いておりますが、その点は、何か開票事務において不備があったのか。

何も、職員の方の不手際を責めるというつもりはないんですが、そういう現象があったということですので、急なことで、本当に繁雑を極めたと思いますけれども、その点についての確認をさせていただきたいと思います。

ちょっと、たくさんになりますけど、よろしくお願いします。

(「議長、暫時休憩を」と呼ぶ者あり)

**総務部長** 先ほど平野議員からのご質問で、一つ、答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

選挙公報のことですが、まず、小選挙区の選挙公報につきましては12月5日に配布を開始させていただいております。それから比例代表と国民審査、これは一緒なんですけど、12月の8日の日に配布を開始させていただいております。

それから、河野議員のご質問で、まず、今回、特に投票行動を促すような仕組みというようなことですが、今回は短期間での作業になっておりましたので、特に前回と変わるようなものはやっておりません。

それから、ふれあいバスの運行につきましては通常どおりの運行をやっておりますが、その辺は、どういったものができるのか、今後、検討はしてまいりたいとは考えております。

それから、第一中学校の記載台のご質問ですが、記載台もそうなんですけど、交付機につきましても、一応、交付機については事前に業者のほうに点検を回しております。記載台につきましては、事務局のほうで、その老朽度とかそういうものは見ておりますが、ご指摘の点につきましては、できるだけ改善をしてまいりたいと思います。もともと予算の中にも備品購入費という部分をあげておりますので、そういったところで、買える部分は買っていきたいというふうに考えております。

それからあと、投票速報についてでございますが、最終まではずっとゼロであったという部分で、一定、その辺は、それぞれ小選挙区の候補者のある程度の開票が進む中で、ある一定、均一に開票が進められれば良かったんですが、今回はある程度固まった形で、特定の方が固まった形で集計が進んだ関係で、最終のときに得票数を報告させていただいたということですので、今後、この辺は、この経験を活かして改善していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** すいません、期日前投票の大沢の前例があるということを申し上げましたが、これはこれからずっと通例としてされるのか、ということですね。確認させていただきますし、投票所の場所、長年、同一の場所でやっておられると思うんですけども、そ

の辺の検討をされているのかということですね、お訊きしたいと思います。

**総務部長** 失礼しました。大沢の期日前投票につきましては、引き続き実施をしたいというふうに考えております。

それから、八つある投票所ですね。これにつきましては地域の人口分布も変わっておりますので、今後、最終的には投票率の向上を目指して、改善できるものは改善していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** まず初めに、このたびの投票入場券に関しまして、この裏面に、今回から宣誓書が印刷をされておりました。これに関しましては、ほんとにいち早く手を打っていただき、大変評価をするとともに感謝をいたしておるところでございますが、住民の方から、この件に関しまして、何かお声はありましたでしょうか。

それと、先ほど選挙公報配布に関しましてのご質問がございましたが、この配布に関しましては、比例区・選挙区、同時に入ったところもありましたけれども、私たちの地域はバラバラに、別々の日にちで入っておりました。こういう部分では統一したほうがいいのではないかと考えているんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それと、もう一度確認したいんですけれども、この選挙公報に関しましては、府から来たのがいつなのか。それと町内に配布を始められたのは、これは一斉に、各——町内というんですか、自治会なのか、学校区なのか。その範囲は、どういう絞り方で配付をされているのか、一斉にされているのか。その点について、もう一度お伺いいたします。

**総務部長** まず、期日前のときの宣誓書の件でございますが、特に意見とか苦情とか、そういうのは聞いておりません。

それから、選挙公報につきましては、先ほど他の議員にもご説明させていただきましたように、小選挙区は大阪府から12月5日、それから比例区・国民審査の分については12月8日のほうに参っております。即日、全戸配布という形で、地区によれば、同じ日に配られたところもあるというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

**川嶋議員** ありがとうございます。選挙区が5日、8日が比例区と。その日から配布を始められたということですがけれども、例えば今回は短期の選挙ということでありまして、それもあったことから準備とかがそういう流れになったのか、いつも大体公示に入らないと、この選挙公報、これに関しては入ってこないのか。それもちょっと確認させていただきたいのと、やっぱり期日前投票が3日から始まっておりますので、それに関しまして、確認をされて投票されるというのものもあるかと思うんですけれども。もう一つ言いますと、いろんな日にちがバラバラで、これも私たちの地域ですがけれども、選挙当日の4日前に、この公報が入れられたということもありましたので、ちょっと遅いかなと印象的に思いましたので、その点について、もう一度お願いいたします。



**総務部長** この別々に配られたというのが今回が初めてなのかどうかというのは、私もちよっと承知はしておりませんが、大阪府からは12月の12日を期限に配るように、というふうな指示を受けておるようでございます。

以上でございます。

**川嶋議員** その点についてはわかりましたけれども、何か統一を、やっぱりするべきではないかなと思っているんですけども。地域、地域でバラバラというのもどうか思っておりますけれども、その点について、シルバーさんが配布されていると先ほど伺いましたけれども、その点の徹底ですね。やはり選挙期間中というのは限られておりますし、そういう点で、ちょっと一斉に、ちゃんと町内に滞りなく入るような形を統一できるということは、その点については、町のほうからはしっかりと要請はできないものなんですか。

**総務部長** 選挙公報につきましては、大阪府から配布されてきて、それをお配りするという形になりますので、できるだけ早めに、一緒にとりう部分は、今後要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、シルバーのほうに委託をさせていただいているんですが、これにつきましてもできるだけ早めに配布できるように、今後、事務局といたしましても、ちょっと工夫とかをして、サポートして、できるだけ早く配布させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

**伊集院議員** 先ほどね、河野議員の発言の中で、年長者や高齢者の方々が制約を受けている選挙だということなんですけどね。ほんとに行政さん、それはそうなのですか。違うなら違うとはっきり言っていただかないと、「制約」という単語は、基本的に、ある条件をつけるなどして自由にさせないこと、また物事の成立に必要な条件や規定をつけること。行政は何か、年長者の方々に規定をつけたんですか。ちょっと、その点、はっきりと答弁してください。

**総務部長** 高齢者の方に制約をつけてるとかという、そういう事実は一切ございません。広く投票率を上げるということの取り組みでございますので、それから大沢のほうにも期日前投票所を設けたりという形で、一定、「広く」ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

**河野議員** 制約を受けられた方がおられると思っております。ただね、「制約」という言葉を連発しませんが、福祉ふれあいバスの件を私、申し上げたのは、本来は期日前投票は、日頃、月から金回ってますけども、日曜日の投票日そのものの福祉ふれあいバスの運行などは、ということでお尋ねしてますので、その点はいかがでしょうか、ということですね。

それが1点と、これは全国一律の基準だと思うので、如何ともし難い——町議会で、ということがあるんですが、要介護5の認定を受けておられる方と、あるいは別の障が

いの方を除けば、ご本人が投票所に足を運ばないといけないという環境下のもとでは、今の高齢化社会や要介護認定の範疇では、意思があっても投票所に行けなかったという人は、やっぱりいてたであろうというふうに想定するわけです。その点については、何かそういうものが、今、行政間の中で改善をするというような動きはあるのでしょうか。答弁を求めます。

**総務部長** 事務局といたしましては、最終的には有権者の方全員に投票をしていただくという形で、投票率そのものを全体で上げていくという形の努力を、今後、させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**村上議員** ちょっと1点、質問なんですけど、1の12の公営個人演説会場使用料2万8千円とあるんですが、これについて、ちょっとご説明願えますか。

**行政委員会事務局課長** 公営の施設ということで、具体的に申し上げますと、小学校でありますとか体育館とかがございます。その中でも、例えばふれあいセンターのケリヤホールは有料の施設ですが、選挙の場合に、選管事務局を通して申し込んだ場合には無料で使用できるというものがございます。そのための使用料を役場で負担するための支出として、2万8千円を計上させていただいております。

以上です。

**村上議員** これは何回分とか、そういう金額ですかね。1回が2万8千円とか、そういうものではなく。今回、現実に何回ぐらい使われていますか。

**行政委員会事務局課長** お一人につきまして、1回となっております。

すいません、今回の実績ですけども、ケリヤホールの1回という実績がございました。一応、施設によって金額変わってきますが、9千円を4回分と想定して、今回、計上いたしております。

以上でございます……、金額のほうは、今、手元に資料がございませんでして、実績とあわせて確認したうえで、またご答弁させていただきます。

以上でございます。失礼しました。

**村上議員** 今回、ケリヤホールだけが指定されたのか、ふれあいセンター内の、例えば第4学習室とか他の会議室を使用した場合は、そういったことに該当しないのでしょうか。

**行政委員会事務局課長** 町内に幾つか、施設ございます。各小学校の体育館など、幼稚園も指定を受けているところがあるんですが、ふれあいセンターにつきましては、ふれあいセンターの全体が指定を受けているわけではございませんでして、ケリヤホールのみが指定となっております。

以上でございます。

**伊集院議員** 先ほどの村上議員の質問に続きまして、例えば、ふれあいセンターではケリヤだけは指定になっている、それ以外は有料になってくるという部分なんですけど、その基準は何らかの基準があつてですかね。同じ公営のふれあいセンター内であっても、

有料のところと無料のところ、それは何らかの基準か規定があるのか。その要因だけ、お伺いしておきます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 17 分～午後 2 時 30 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**行政委員会事務局課長** 失礼しました。先ほどの、まずは個人演説会場使用料 2 万 8 千円の積算でございますが、過去の実績の最大値として 2 万 8 千円を計上しております。具体的には、ケリヤホールには日によって、時間帯によって異なってまいります。無料演説として認められている時間が最大 5 時間です。この 5 時間、かつケリヤホールが一番高い時間帯にあわせての実績が 2 万 8 千円となっておりますので、予算としましては 2 万 8 千円を計上いたしております。

今回の実績ですが、1 件、ケリヤホールの夜間の時間帯に申し込みがございまして、その実績が 1 万 3,200 円となっております。

あと、この個人演説会場の指定についてですけれども、「公職選挙法」第 161 条第 1 項に指定がございまして、3 号まであるんですが、まず、1 号につきましては学校及び公民館ということで、各小学校の体育館でありますとか中学校の体育館、幼稚園の遊戯室やプレイルームなどとなっております。その次に、公営演説会施設といたしまして、山崎公民館や広瀬公民館をはじめ各自治会などの集会所を幾つか指定をしております。その他に、161 条の第 2 号で定めておりますのが、地方公共団体の管理に属する公会堂ということで示されております。本町で、この本町が管理するに属する公会堂として指定したものが、ふれあいセンターのケリヤホールということになっております。

以上でございます。

**伊集院議員** 一定、わかりました。

それで、最初にちょっと、河野さんの発言の「制約」についてお訊きしたときに、部長のほうからも答弁がありました、ふれあいバスのお話が出ておりますけどね。ふれあいバスはあくまでも福祉の施策でありまして、日曜日に動かすか動かさないかは、この議案ではなく、違う場所で議論すべきだと。あくまでも「公職選挙法」に則ったら、バスに、投票を目的にバスを出すというのは違法になるんじゃないですか。その点、ご答弁、しっかりとお願いします。

**総務部長** 福祉ふれあいバスの件でございますが、議員がおっしゃいますように一定、問題があるかなというふうに思います。その点は、次回の選挙までに十分確認いたしまして、対応させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第7号報告については、報告を承ったものとしたします。

日程第3、第86号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総合政策部長**（登壇） それでは、第86号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

（第86号議案 朗読）

提案理由といたしましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

次の、1の2ページでございますが、議案資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和47年3月に、金沢大学教育学部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、昭和47年4月に箕面市立第二中学校教諭に、平成元年4月に箕面市教育委員会事務局萱野青少年会館指導係長として、平成10年4月には箕面市教育委員会事務局学校教育課長として勤務をされておられます。また、平成12年4月には箕面市立第二中学校校長、平成18年4月には箕面市立第三中学校校長、平成20年4月からは箕面市教育センター教育専門員を歴任され、平成23年6月末に退職をされておられます。

なお、平成23年7月からは本町の教育委員、そして教育長に就任をされ、現在に至っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**岡田議員** まず、お伺いいたしますが、任期満了は、この2月ということをおぼろげに存じ上げておりました。それで、議運の前の議案説明の段階では、まだ、この議案が私たちにわかっていない状況になっておまして、すなわち86号議案ということで、相当、これはいろんなものがあって、このような状況になったのかなということは推測いたしますが、今現在の岡本教育長に打診されましたのは、何月何日に打診されましたでしょうか。まず、これを伺います。

**総合政策部長** 現在の岡本教育長への打診でございますが、本年の11月28日に、町長から岡本教育長のほうに打診がございました。

以上でございます。

**岡田議員** 11月28日に打診をされまして、議運には間に合いましたが、あまりにも打診をされるのが、私は遅いんじゃないかと思っております。来年4月より新制度になりまして、法が変わりまして、今現在の教育長の任期は4年になっておりますが、新制度におきましては3年になると思うんですね、任期期間が。そういうことを考えますと、今、この12月議会で可決いたしましても、3月31日までの任期しかないと思うんですね、4

月から新制度に入ると思うんですよ。

そういう場合、町のほうはどのような現在の教育長との話し合いのもとで、どのような形で新制度に乗せていくという、そういう形を取られているのかどうか。しっかりと話し合いをされているのかどうか——ご本人とですよ、その辺をお聞かせいただけますか。

**総合政策部長** ただいま岡田議員のほうからございましたとおり、来年4月の1日から教育委員会制度が抜本的に改正をされます。そういった中で、旧制度でいくのか、あるいは新制度に移行するのかというふうな、そういうふうな検討が必要でございまして、そういった部分で時間を要していたということでございます。大きな改正のものとしたしましては、教育長と教育委員長的一本化、また教育長は議会の同意を得て首長が直接任命をする。また任期については、今、岡田議員のほうからございましたとおり、現行の4年から3年に移行される。こういった大きな改正の内容でございます。

そういった中で、現教育長の任期は4年ということで、来年の2月15日から、4年間の任期で任命をするというふうな形になりますが、新制度が4月1日から施行されますので、いわゆる経過措置を用いて旧制度のままで4年間いくのか、あるいは4月1日から新制度へ移行するのか。そういったことについて慎重に検討してきたという状況でございまして、今現在では新制度に移行すべきであるというふうに考えておりますが、現時点で確定したものではありませんが、今回、議案としてお願いしておりますのは、来年の2月14日から平成31年の2月14日ということに、4年間でございますので、そういった任期になります。

以上でございます。

**岡田議員** 今現在の岡本教育長は、ほんとに現場をよくご存じな、素晴らしい教育長さんなんですよ。ですから、私たちにおきまして、また学校のPTAのほうにおきまして、やはり今の教育長さんを継続して頑張っていたいただきたいという気持ちは、やはり皆さん、同じだと思うんですね。この辺のことを考えますと、新制度でいくのかどうかというのも検討中だというようなことは、あまりにも本人にとっては、やはり、これは失礼なことじゃないかと私は思っております。

議会に出される限りには、このままずっと継続的にやっていただくというようなことを、きちんと確認取っていただくか、またほんとに新制度で切り替えますが、その後もよろしく願いますとか、そこら辺の話し合いをきちんと私はされるのが当然ではないかと思えますし。それと、ほんとにこのまま継続してやっていただけるのであれば、11月28日に打診されるというのはね、あまりにも、これは無責任だと私は思いますよ。もう少し早めに、しっかりと話し合いし、打診して、やっていくということが大事だと思いますが、この辺のことはいかがでしょうか。

何か、やっぱり86号議案というような、こんなへんぴな形を取ってもらうというのは、

さぞかし内容的にいろんなことがあったんじゃないか。これはほんとに疑っても仕方がないと私は思っているんですけども、そこら辺をしっかりと責任を持って話し合いをしていただいて、気持ちよく、今の岡本教育長に継続していただける、このようなきちんとしたものをやっていたら、中途半端で議会に提出されるのは、私は失礼なことだと、そのように思いますので、担当者としていかがでしょうか。

**乾副町長** それでは、お答え申し上げます。

来年4月1日から教育委員会制度が大きく変わる、これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりです。教育長に打診をいたしました際には、来年4月1日から新しい制度でまいります、つきましては任期の関係もございまして、2月15日から向こう4年の任期でございまして、新しい制度に対応するためには、できるだけ空白期間を短くして、一度退任を願って新たに就任をしていただく、こういうこととお話をさせていただきまして了解をいただいた、こういうことをご理解をお願いいたします。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 86号議案に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

現在の岡本教育長におきましては、経験が豊富で、現場を良く知り尽くした、私は素晴らしい教育長だと思いますので、これからもずっと継続して続けていただけることを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** この教育委員会委員の任命につき同意を求める案件につきましてね、先ほどの他の議員からは、4月以降の新しい教育長ですね、つまり現行法の教育長と教育委員長を統合させて、新しい教育長を首長が任命できるということですけど、その新教育長として、この提案されている岡本教育委員を改めて再任するということころまで、今日の議案は求めておられないですし、そのことを前提として、この委員を同意するものではないということをはっきり申し上げて、岡本克己さんの教育委員としての再任に賛成いたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

佐藤議員 今回については4月から新しい教育委員会制度になるという、そういうことについて、12月で条例なり何なりが出てきて、町としての姿勢が決まって、今回、岡本教育長のこういう形が出てくるのかというのならば、すっきりするんですけども、それが出てきていない。新しい制度になるのかどうかもわからない現段階で、判断がつきかねるというのが正直なところで、保留とさせていただきたいと考えております。

(午後2時47分 河野議員・佐藤議員退席)

平井議長 他に討論ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第86号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第86号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

(午後2時48分 河野議員・佐藤議員出席)

日程第4、第72号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは第72号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第72号議案 朗読)

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任をお願いするものでございます。

任期につきましては、平成27年1月28日から平成31年1月27日まででございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5、第4号諮問から第6号諮問までの、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は、議事の都合上、一括説明一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**総合政策部長** (登壇) それでは第4号諮問につきまして、ご説明を申し上げます。

(第4号諮問 朗読)

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

議案書1の2ページに、諮問資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和42年3月に、広島大学教育学部を卒業されておられます。

次に、職歴でございますが、昭和42年4月に島本町立第二小学校に教諭として着任をされた後、平成元年4月には島本町教育委員会事務局において参事として、また平成2年4月には学校教育課長として勤務をされておられました。平成7年4月には島本町立第三小学校において校長に就任をされ、その後、平成16年3月末まで校長職を歴任された後、平成16年4月からは島本町立第一幼稚園において園長として勤務をされ、平成25年3月末に退職をされておられます。

また、本町における附属機関等の委員への就任状況でございますが、平成18年7月から人権擁護委員に就任いただいております。現在、3期目でございます。

なお、現委員の任期は平成27年6月末までではございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、本議会におきまして提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第5号諮問につきまして、ご説明を申し上げます。

(第5号諮問 朗読)

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

議案書2の2ページに、諮問資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和46年3月に、武庫川女子短期大学初等教育科を卒業さ



れておられます。

次に職歴でございますが、昭和46年4月に島本町立幼稚園に教諭として着任をされ、平成14年3月末に島本町立第二幼稚園を最後として退職されておられます。その後、平成15年6月には、本町の母子自立支援員に就任をされ、平成23年9月末に退職されるまで約8年4ヵ月の間、同支援員として、また平成16年12月から現在まで民生委員児童委員並びに主任児童委員として、ご活躍をいただいております。

また、本町における附属機関等の委員への就任状況でございますが、平成24年7月から人権擁護委員に就任をしていただいております、現在、1期目でございます。

なお、現委員の任期は平成27年6月末までではございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、本議会におきましてご提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第6号諮問につきまして、ご説明を申し上げます。

(第6号諮問 朗読)

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

議案書の3の2ページに、諮問資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和48年3月に、神戸大学教育学部を卒業されておられます。

次に、職歴でございますが、昭和48年4月に島本町立中学校に教諭として着任をされた後、平成8年4月には島本町立第一中学校教頭に、また平成11年4月には島本町教育委員会事務局において指導室長として、平成12年4月には次長として勤務されておられました。平成14年4月には吹田市立北山田小学校において校長に就任をされ、その後、平成23年3月末まで校長職を歴任された後、平成23年4月から現在まで、島本町立教育センターにおいて所長として勤務していただいております。

また、本町における附属機関等の委員への就任状況でございますが、平成24年7月から人権擁護委員に就任いただいております、現在、1期目でございます。

なお、現委員の任期は平成27年6月末までではございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、本議会におきましてご提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案3件に対する質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第4号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第5号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第6号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第6、第73号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長** (登壇) それでは第73号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第73号議案 朗読)

提案理由といたしまして、請負業者の確定に伴い、工事請負契約を締結したいためでございます。

続きまして、第73号議案資料をご覧ください。

「1 工事の概要」につきましては、名称は島本町住民ホール解体撤去工事でございます。

場所は島本町桜井二丁目地内、島本町住民ホールでございます。

内容は、施設解体撤去工事でございます。具体的には、建築解体、吹き付けアスベスト処理、電気設備解体、機械設備解体、外構工事その他共通仮設等でございます。

工期につきましては、議会の議決の日から平成27年11月27日まででございます。

続きまして、「2 契約の概要」でございます。なお、次ページに入札調書を添付させていただきます。

今回の業者選定にあたりましては、島本町競争入札参加者選定規程におきまして、1億円以上5億円未満の建築一式工事はB等級となっておりますので、この等級に従いまして、大阪府内で今回工事と同金額以上の工事实績があり、ISO14001を取得している12社を選定いたしました。

入札にあたりましては、12社に対し指名案内を行いました。4社から指名辞退がございました。このことから、10月27日に8社に対して指名通知を行いました。1社が入札辞退となったことから、7社の参加のもと、11月12日に入札を執行し、予定価格—税込みでございますが、1億2,668万4千円、最低制限価格—これも税込みでございます、1億768万1,400円のところで、5社が最低制限価格と同額での応札であったため、抽選により、株式会社シマが落札者となり、11月25日付けで同社と仮契約を締結したものでございます。

次に、内容について、図面でご説明をさせていただきます。折り込みの図面でございます。図面の右下に、議案番号を書かせていただいております。

まず、「議案参考資料1」と記載のあるものをご覧ください。

赤で囲んでおります部分が、工事作業範囲でございます。この周囲には、安全管理・防塵・防音等の目的で、高さ3メートルの成形鋼板の塀を設置し、さらにその上に1.8メートルの防音シートを設置いたします。合計で言いますと、高さ4.8メートルの仮囲いを予定しております。

今回、議会の契約同意をお願いする工事は住民ホールの解体撤去工事でございますが、役場の中庭につきましても工事作業範囲として使用する必要があり、工事期間中は中庭の使用はできない状況となります。

解体用重機やダンプなどの工事車両出入り口は、青色の矢印でお示しさせていただいておりますとおり、町道広瀬桜井幹線からの出入りとなります。この出入り口付近には、ガードマン1名を常駐させ、安全管理を図るものでございます。また、大型車両の通行時にはガードマンを増員するものでございます。さらに、町道広瀬桜井幹線は通学路となっておりますことから、学校のある日の午前7時半から8時半までの間は工事車両の通行を禁止することとしております。

次に、現在、中庭にありますごみ置き場は工事期間中使用できなくなるため、町道広瀬桜井幹線側の庁舎敷地内に仮設のごみ置き場を設置する予定でございます。

続きまして、「議案参考資料2」のほうでございます。

これは、工事期間中の来庁者の経路計画図でございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、赤色で囲っております部分が工事作業範囲となるため、役場中庭への出入りはできません。住民の皆様方の役場への出入りは、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線からのみとなります。茶色の矢印が、来庁者の歩行経路となります。緑色の矢印が、車での来庁者が役場前駐車場を利用していただく経路となります。紫色の矢印は、障害者等の駐車スペースへの経路となります。

なお、役場玄関に来庁者が集中することが想定されますので、整理員を1名、配置する予定でございます。

続きまして、次のページの「議案参考資料3」をご覧ください。

青色で囲っております部分が解体建物箇所、住民ホールとポンプ室棟、プレハブ倉庫、鋼製物置A・B・C、浄化槽でございます。このほか、中庭のアスファルト舗装、池側のコンクリート舗装、また住民ホール出入り口の階段・スロープ、隣接の樹木などを撤去いたします。

解体工事につきましては、騒音・振動・粉塵の抑制のため、圧搾型の解体機の使用や、散水を行いながらの作業を予定しておりますが、これらの工事に伴う影響を完全になくすことは困難であり、来庁者の皆様や議員の皆様にご迷惑がかかることとなりますが、安全第一を基本に工事を進めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、次のページの「議案参考資料4」でございます。

これは、左の図面が地階平面図、右が1階平面図でございます。右側の緑で囲っている部分が吹き付けアスベストの除去工事の範囲でございます。左の地階には、吹き付けアスベストはございません。1階の空調機械室、照明室、通路、廊下に吹き付けアスベストがございます。

続きまして、「議案参考資料5」でございます、次のページでございます。

これは、左が2階平面図、右が3階平面図でございます。こちらも、緑で囲まれている部分が吹き付けアスベストの除去工事範囲でございます。2階のサイドスポット室・空調機械室に、吹き付けアスベストがございます。3階には、吹き付けアスベストは存在いたしません。

吹き付けアスベストの除去方法につきましては、大阪府の立ち入り検査による指導に基づきまして、除去工事を実施いたします。除去を実施する部屋につきましては、負圧——いわゆる圧力を下げるというふうなことでございますが、負圧にして、入退室にはセキュリティームを設けて、アスベストが室外に拡散することを防止いたします。また、茨木労働基準監督署の指導に基づきまして、作業員は防護服や防護マスクを着用し、吸引等のないように十分配慮し、作業を実施する予定でございます。

次のページの「議案参考資料6」でございます。

これは、住民ホールの立面図でございまして、特に、ここでご説明させていただくものはございません。

続きまして、次のページの「議案参考資料7」でございます。

これは、解体後の跡地の整備平面図でございます。図面の中央部に⑪と書かれた白抜きの部分がございます。これはほとんどが住民ホール解体後の跡地となる部分で、最終的に整地し、盛り土のうえ砂利を敷くものでございます。

ごみ置き場よりも南側の⑫というところがございます。このドット部分は、のり面というふうな形に最終的にはなります。

それから、⑬の斜線部の役場中庭は、現状と同じくアスファルト舗装による復旧を行います。

⑭の網目部分は既存の地盤のままとしますが、民地及び道路用地の境界には高さ1.8メートルのフェンスを設置する予定でございます。

⑮の駐車区画部分は、現状と同じくラインを引き、車止めブロックを設置いたします。

⑯は、障害者用のシンボルマークを標記いたします。

⑰は蓋つき排水溝、⑱は蓋なし排水溝といたします。

それから、⑲の実線と斜線部分は、役場庁舎と池の間の通路でございまして、現状と同じくコンクリート舗装となります。その他、敷地の北側境界線付近に、雨水配水管と雨水排水枡を設置いたします。

続きまして、次のページの「議案参考資料8」をご覧ください。

これは、工程計画の案でございます。本件の契約議案をご可決いただきましたら、平成27年1月から2月末までに準備工事や仮設工事を実施し、2月中旬頃からアスベストの除去工事を始め、5月中頃には除去の検査を受ける予定でございます。また、5月末頃から内部解体工事を実施し、6月中旬には完了する予定でございます。

その後、地上躯体解体工事及び基礎・地中躯体解体工事を実施し、8月末頃から外構その他の解体工事を実施いたします。9月の中頃にはこれらを完了し、跡地の盛り土や整地を行い、10月から11月中旬頃にかけて舗装復旧等を含む外構整備工事を行います。また11月27日までに雑工事や後片付けを行い、その後、検査を実施する予定でございます。

以上が、工程計画の案でございますが、実際の施工にあたりましては、請負業者と詳細を含め協議調整して進めることとなりますので、工程に変化が生ずる場合もございます。ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本工事に関連する業務といたしまして、当該工事にかかる人員や担当者の配置に加え、労務管理やアスベストを含めました廃棄物の処理など環境管理に至るトータルな監理業務を行う施工監理業務につきましては、昨年度、住民ホール解体撤去に伴う実施設計業務を委託いたしました業者と、随意契約により契約する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第73号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後3時19分～午後3時40分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

**岡田議員** 住民ホールの解体除去工事に関しましては、アスベストとそして解体と、別々にすればいいじゃないかというような意見もお聞きいたしておりますがね。例えば、アスベストが大体1千万ぐらい工事費がかかっていると思うんですけども、これは一緒にやるのと別々にやるのとは、大体、一緒にやるほうが安価であるというようなことを担当のほうからはお聞きいたしておりますがね。別々にやるのと一緒に業者でやるのでは、どれぐらいの価格の差が出てきますか。

その点、ちょっと教えていただきたいということが1点と、入札をされるにあたりまして、当初12社を選定されて、4社が辞退されて、残り8社に案内書を送られて、1社が辞退されて、最終的には7社で入札ということをお聞きいたしておりますが、この最終的に1社、入札を辞退された会社に関しましては、例えば価格の問題とか、いろんな条件があるかとは思いますが、なぜ、最終的に1社、入札を辞退されたのか。もしも、お聞きされているのであれば教えていただけますか。

もう1点なのですが、来年の1月から工事が始まって、来年、地方統一選挙があると  
思うんですけどね。4月にあるんですが、今、この地図を見させていただきますと、エ  
レベーターに乗る箇所が、たぶんふさがれてしまうかと思うんですけどね。1階でエレ  
ベーターに乗るには、勤務時間中であれば開いてますが、大体6時過ぎたら、あそこエ  
レベーターが乗れないような状態になってまして、今回も8時前ぐらいに行ったら、全  
然、エレベーター機能してないんですよ、1階からは。そういうことを考えますと、  
工事期間中での地下からのエレベーターを利用される方に関しては、どのような対策を  
取られているのか。

この3点、まず、お聞かせいただけますでしょうか。

**都市創造部長** それでは岡田議員の質問につきまして、順次、お答え申し上げます。

まず、アスベスト除去工事と解体工事について、でございます。

費用比較ということでお尋ねでございますが、今回、そこまでの具体的な費用の比  
較までは行っておりません。ただし、基本的な考え方でいきますと、分離発注する場合  
と合算で発注する場合は、やはり合算で発注したほうが工事費は安くなるというところ  
がございます。また今回、仮設足場ということで非常に足場、仮設の足場が相当必要に  
なってくるというところで、工事の際に、その足場が解体工事とアスベストの除去工事  
で併用する箇所もあるということで、同時に工事するほうが、そういう費用が安くなっ  
てくるというところがございます。

それと、今回の入札執行にあたりましては1社が入札辞退ということになっておりま  
すが、特に入札辞退については理由は伺っておりません。

以上でございます。

**総務部長** 3点目のご質問の、エレベーターの件でございますが、中庭は基本的には工事  
ヤードになりますので、中庭からのエレベーターの利用はできません。従いまして、役  
場正面玄関からの健康福祉部のほうに向かったエレベーターの利用という形になりま  
す。選挙期間中は、その部分の出入り口は開けさせていただいて、ご不便がないよう  
に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。選挙期間中の件は、わかりました。

分離発注をするということは高くなるっていうようなことは当たり前のことだ、とい  
うような形でご答弁がありました。だからこそ私はね、具体的にどれぐらいの金額の  
差が出ますか、ということをお訊きいたしておりますので、お答えいただけますか。

**都市創造部長** 岡田議員、再度のご質問でございますが、今回の工事につきまして具体的  
に費用比較ということで、幾ら工事費が安くなるかという点については、算出をしてお  
りません。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。そこまで詳しくされてない、ということがわかりました。

進入の車なのですが、学校の通学の時間帯には止めるようにということですが、これに関しましてはね、きちんとこれ警察との約束で、そういうふうにはきちんとされるということでもよろしいんですか。普通の道路では、そういうことはなかなか難しいんですが、これはそんな簡単にお約束ができたんですか。

**都市創造部長** 今回の工事にあたって、車両の搬入ということにつきましては7時半から8時半までは進入禁止ということで予定をしておりますけども、一定、これはうちの仕様書の中で記載をさせていただいております。警察との協議については、これから具体的な部分ということで、行う必要があるかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

**戸田議員** 住民ホール解体撤去工事請負契約について、お尋ねいたします。

まず一つ目に、今回、アスベスト対策の工事は株式会社シマさんが行われるのか。そうではなくて、どこか下請けの専門業者に出されるのか、確認しておきたいと思います。

それから、平成26年6月1日に「大気汚染防止法」が改正され、大阪府は「生活環境の保全等に関する条例」も施行されています。これにより、何が大きく変わるようになったのか、この点、ご説明いただきたいと思います。

そのうえでお尋ねしますが、通常、解体撤去工事の受注者が事前調査というものを実施して——アスベスト対策に関しては、事前調査書面というのを作成し、発注者、すなわち島本町に説明するというのが、アスベスト対策の大きな流れになっていると認識しています。しかし、公共施設である住民ホールは、もう調査がすでに行われていますので、本件において事前調査書面は、誰が、いつ、作成するのか、明確にしておきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。事前調査書面の作成についての質問で、また、これを保存するのはどのようになっているのか、確認しておきたいと思います。

4点目になると思います。「大気汚染防止法」または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、作業を始める前にアスベスト濃度の測定計画というものを島本町が届けなければならない、そのように私は認識しているのですが、また労働安全衛生上の届出も必要で、これらは島本町に責任があると思います。しかし、実際には、この濃度の測定は受注業者がされると思います。そこでお尋ねしたいのは、測定記録の保存に関することです。測定記録の保存は、どこが主体として行うのでしょうか。受注者ですか、それとも島本町ですか。

以上、確認、1回目の質問です。

**都市整備課長** ただいま、1点目のアスベストの除去についての、どこが除去を行うのか、というご質問でございますが、現時点では、まだ施工計画等も決まっておきませんので、同意をいただきまして、本契約が終わりましたら、施工計画の中で、その段階で、そういった下請けの関係とか出てきますので、その際に協議を進めてまいりたい、このよう



に考えております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 引き続きまして、2点目以降、ご答弁させていただきます。

まず、平成26年6月に改正されました「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正の主な部分でございますが、まず、これまで届出等につきまして、発注を受けました業者のほうは各種届出業務を行ってございましたが、改正に伴いまして、施工主のほうは届出等を行うことになっております。今回の住民ホールの解体にあたりましては、本町が届出を行うものでございます。また、アスベスト除去工事に伴います住民への周知という意味で、一定のサイズの看板を、施工中であるという旨のものを掲載する必要がございます。主な改正内容につきましては、以上でございます。

続きまして、3点目の事前の調査等につきまして、誰が行うのか、という点でございますが、行う実施主体につきましては本町となっております。ただ、調査等につきましては、今回、契約を予定いたしております株式会社シマにおきまして調査を行います。また、本件に伴います書類の保存につきましては、本町におきまして3年間保存する、ということになっております。

続きまして、4点目の「大気汚染防止法」等に伴います作業を始める前の測定計画につきましては、本町におきまして各種届出等させていただいたうえで、実施する旨となっております。記録の保存につきましても、本町において行うこととなっております。

以上でございます。

**戸田議員** 届出について、ご説明いただきました。島本町が届出の主体となると。つまり、管理監督責任を持つ、管理監督を行うものとして、その主体性が明確にされたと思っております。

この届出に必要な添付書類というのは、事前調査書面の写しや、それから図面、近隣の状況、作業工程、下請けの請負人の責任者など、詳細にわたっております。これらは、基本的には受注される事業者が準備・作成されて、そして島本町の名のもとに届けられる、そういう認識で間違っていないか。確認しておきます。

2点目は、事前調査の手法に、設計図書というものが大変重要になってまいります。設計図書と目視によって行われる。その他は分析も行われるわけなんです。設計図書について、お尋ねします。

これについては、かねてより保管されていないと私は認識していたため、過去に委員会においても、そのように発言しております。執行部におかれましては、一定、そういう認識を持っておられる管理職がおられた。しかしながら、これは誤りで、事実誤認があって、総務課において適切に保管されており、そして解体撤去工事の今回のアスベスト飛散防止対策の重要な基礎資料として活用されていると理解していいですか。この点、確認しておきたいと思っております。ご答弁を求めます。

その上でお尋ねしますが、同設計図書の文書処理についてです。解体され、住民ホールがなくなった後、この設計図書は担当課における保管から、保存期限を定めた保存文書になると、文書処理取扱規程に基づいて、私はそのように認識しています。アスベストを含んだ建物であったということから、この住民ホールの設計図書については、「工事施工図書等で特に重要なもの」と、この規程にある永年保存の文書に値するのではないかと考えますが、町の見解を問います。

2問目の最後の質問になります。測定記録の保存に関しては3年であると、そして、これは島本町であると。その辺のところ、私は受注業者かなと思ったんですが、それはちょっと確認していただくとして、つまり、将来、もし何かアスベスト被害が起こった場合、万一の場合に事実関係を確認するために、この測定記録の保存と、そして住民ホールの図面が大変重要な基礎資料になると思います。そのことも含めて、工事施工図書で「特に重要なもの」として、永年保存しておくべきではないですかと、再度尋ねます。お願いいたします。

**総務・債権管理課長** 順次、ご答弁させていただきたいと思います。

各種届出についてでございますが、本町の、島本町名で申請を行いますので、本町において適切に保管等実施いたしまして、本町の責任のもとで工事のほう、行わせていただくものでございます。

続きまして、2点目の設計図書に関する状況でございますが、従前、設計図書がないということでご答弁させていただいておりましたが、今回、解体工事にあたりまして、再度調査いたしましたところ、図面のほうが出てまいりました。そのため、今回、解体にあたりましては設計図書等、解体に伴います実施設計等の対比等を行っておりますので、十分、活用のほうはさせていただいております。

続きまして、3点目の設計図書の保管でございますが、今回、解体工事等終わりますと、保存という形で、書庫のほうで一定の管理を行わせていただくものでございます。

なお、保存年限についてでございますが、文書取扱規程によりまして、永年から1年という規定がございます。この中で、今回、解体いたしますと、住民ホールそのものがなくなってしまうということが出てまいります。その中で、永年保存していくのか5年保存していくのかという部分につきましては、他自治体の状況等、また確認しながら、住民ホール本体がなくなっても永年で置いておくべきかどうかということにつきましては、確認していきたいというふうに考えております。

また、アスベスト被害についてでございますが、現時点で、今年度、住民ホール内のアスベストの調査、測定を再度行っております。その中では、「大気汚染防止法」に規定されております10中に10本以上の繊維というのは検出されておられませんので、現状、健康被害というのは出ないというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 住民ホールの設計図書はあったということで、結果的にですけれども、それがアスベスト対策の基礎資料として使われているということで、良かったなと思っています。これについての文書処理については、府との協議のもと、できる限りにおいて保存していかれるのがいいと思いますので、府との協議において適切な判断をしていただきたいと思います。

そして、測定記録については、府のホームページを見る限り、測定結果の記録保存に関しては3年間受注者、そして事前の届出、測定計画の届出に関しては条例に基づき島本町にあるというふうに私は認識していますので、このところは、ご答弁にもしかしたら誤りがあるかも知れない。整理をしてご答弁いただく、また実際に工事をされるときには府の指導に基づいて、この測定結果記録の取り扱いをよろしくお願ひしたいなと思っています。3点目の質問になりますので、お願いします、ということになります。

新たにお尋ねしたいのですが、遵守すべき内容に、敷地境界基準というのがあります。初めて聞く言葉ですが、このアスベスト飛散防止における「敷地境界」とはどのようなもので、どういった作業により守られるものなのか、ご説明ください。そしてまたお示しいただいた図面により、どこが敷地境界線となるのか、そのことをご教示いただきたい。

もう一つは、飛散防止措置に散水による手法が取られるのかどうか。もし、散水ということをした場合には、排水の処理が大変重要になります。適切に行われるかどうか。今回の工事手法の中において、散水設備を設置するような工法が取られますか。認識しておられる範囲内でよろしいので、ご答弁いただきたいと思います。

最後に、ふれあいバスの運行ルートについて、お尋ねいたします。バスを庁舎の正面に着けるとおっしゃっているには、私、なぜか、ちょっと不安があります。胸騒ぎがいたします。歩道がある、そして、そのことをきっちり高槻警察と協議されて、課題を精査されて、このような提案をしていただいているのか。あるいは、業務委託先のバスの運転手さんの見解をお尋ねになって、そのことを尊重してのことか。行政側で、もし線引きをしておられるようならば、いささか不安に思いますので、確認しておきたいと思います。

以上です。

**総務・債権管理課長** 3点、ご質問いただいたと思いますが、1点目と3点目につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「敷地境界」の定義でございますが、お手元の議案書のほうをご覧くださいまして、議案参考資料の1をご覧くださいませでしょうか。今回、「敷地境界」というものでございますが、こちらで赤色で囲んでおります工事作業の範囲が境界の部分となってまいります。工事にあたりまして、アスベスト等が飛散していないかという調査につきましては、今回、こちらの赤で囲っておりますフェンスの部分が境界ということになってまいります。

続きまして、3点目の福祉ふれあいバスを役場の正面玄関に着ける、停止するという件でございますが、事前に福祉ふれあいバスのほうを正面玄関のほうに移動させまして、車両が役場の敷地内に入るかという確認をさせてもらっております。歩道に停めるということになりますと、やはり車両になってまいりますので、歩行の妨げになるんですけども、現場で確認しましたところ、十分、役場の敷地内に入ることが確認できましたので、正面玄関に停止させていただくということで考えております。

なお、他の案として役場前の駐車場等もございますが、高齢者の方が乗られる機会が多いものがございますから、やはり歩道等、渡っていただくということで、距離も役場に来ていただく際にかなりあるということも配慮いたしまして、正面玄関への停車を現在考えているものでございます。

以上でございます。

**都市整備課長** 2点目のお尋ねでございます。

アスベストの除去の際でございますが、ご指摘のとおり、一応、湿潤化をさせまして除去をするといった予定をいたしております。その際の水の件でございますが、今の予定でございますが、仮のメーターを引き込みまして、そこの引き込んだ水から、そういったアスベストの除去の際に水を使用するということと、あと流れた水、ご指摘のとおり、きっちりとした処理が必要になりますので、薬剤等で安定化をさせまして、落ちたアスベストについてもきっちり処理するという方法で、現時点では考えております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 先ほどのご質問の中で、運転手のほうの確認についてでございますが、現場のほう、委託先の業者の運転手の確認のもと現場確認をいたしておりますので、一定、運転手のほうの了承といたしますか、確認も済んでいるというものでございます。健康福祉部のほうとも一定調整を行いまして、現在、今後の住民の方への周知等について調整をいたしております。

以上でございます……（戸田議員・自席から「警察との協議は」と発言）……。警察との協議でございますが、一定、歩道を渡りまして、役場内の敷地内での乗降になってまいりますので、特に協議等につきましては必要ないという認識でございます。

なお、歩道を渡りますので、その際には一旦停止のうえ、現場確認をし、歩道を渡るという形で乗降していただくということで考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** 先ほどの岡田議員の質問の中で、工事車両ですね、7時半から8時半まで進入禁止ということでありました。それに関しましては、まだ文書上というご答弁があったかと思っておりますけれども、それに関しましての確約、それはいつ頃取れるのかということと、あと下校時、下校時間帯にはどのように対処されるお考えであるのか、お聞かせください。

**都市整備課長** 工事車両のお尋ねでございます。7時半から8時半まで進入禁止ということで、確約といいますか、仕様書のほうで、発注段階でそちらのほうは縛っておりますので、その仕様書の内容を請負業者には守っていただくということで、きっちり対応していただくということで考えております。

それから、下校時でございますが、通学路になっておりまして、皆さん、バラバラに帰ってこられますので、その辺につきましては、配置する交通整理員で児童の安全を確保するというので、きっちり対応してまいりたいというふうに、このように考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** 工事車両の進入禁止については、仕様書のほうできっちりと守っていただけるようにということで理解をいたしました。徹底をしていただきたいと思っております。

また、下校時に関しましてですが、これはしっかりと、そういう約束事というのが交わせないということになりますので、学年によっては帰る時間がバラバラになっておりますので、ほんとにその点、しっかりと整理のほうをしていただきたいなど、しっかりと目配りしていただきたいなどと思っておりますので。

飛散に関しましては、先ほどからの質問もありますけれども、そのような工事の仕方ではないので、その点については安心はあるかとは思いますが、工事の車両面、そういう点について、しっかりと徹底していただきたく要望いたします。

以上です。

**都市整備課長** 下校時の件でございますが、交通整理員を常駐して、しっかり安全確保については対応してまいりたく考えてますので、その辺は安全を確保していくということで考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**外村議員** 三つほど、お訊きします。

一つは参考までに、この参考資料1の図面で、し尿処理中間処理施設を建設するというふうの方針を決められた時点での、場所はどの辺まで食い込むのか。アバウトでいいから、わかったら教えていただきたい……（「議案と違う」と呼ぶ者あり）……。

これはなぜ訊くかといいますと、最後、整地して盛り土して砂利まで敷くということが、私としては解体後すぐ、そこに着工できたら、その値段が少し省けるんじゃないかというような思いがありますので。まあ、今の時点では地元から反対も出ててとかいろいろありますから、ここにというのは全然決まってないというふうに思いますけども、役場の方針としてはそういうふう決めていたんですから、そういう考え方あったと思いますので、それをまず、お訊きしたいのが1点。

2番目が、参考資料7ですね。解体整備後、盛り土して砂利を敷いて整地するとなっておりますけども、その後、これはどういうふうにするのか。何か次の目的が決まるまでは

駐車場として使うのか。その辺がちょっと、どういう計画なのか、わかったら教えていただきたい。

もう1点は、本工事、アスベスト除去もありまして、実はこの間も私言いましたように、町内業者、ヒアリングしたら、町内業者の中でもアスベストの除去の免許は取得したと。しかし、なかなか、そのチャンスがないというふうな話がありましたので、今回の工事に下請けとして町内業者を使うというふうな形の指導というか、お願いができるのか。もちろん、アスベスト工事だけじゃなくて、他の工事もしろんな工事がありますので、そういうふうをお願いすることができるのか。できるならば、ぜひ、そういうふうなお願いしたいんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

**都市創造部長** それでは、外村議員のご質問の1点目、中間処理施設の件でございますが、まだ具体的な内容は決定してございませんので、場所等についてはお示しすることはできないということで、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

**総務部長** それでは、2点目の跡地の利用ということでございますが、現時点で決定しているわけではございませんが、ふれあいセンターの行事とかで、ふれあいセンターの駐車場が混み合う場合がございますので、ふれあいセンターの臨時駐車場の利用とか、あとは耐震化に伴いまして仮設という部分もあり得るかとは思っていますので、そういったことが想定されます。

以上でございます。

**都市整備課長** アスベスト除去にかかります下請けのお尋ねでございますが、先ほどもご答弁させていただきましてとおり、現段階で具体的な施工計画がなされておられませんので、今、明確なご答弁ができないので、ご理解賜りたく、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**平井議長** し尿の件は、ちょっと、工事請負契約なんで、質問重ねないようにお願いしたいと思います。

**外村議員** いや、でも、関係ありますやん。だから、どれぐらい重なるのか、いや、もうほとんど関係ないです、別のところですよというならそうですし……（「そこに認めてないのに」と呼ぶ者あり）……、なんでよ。認めてないよ、でも考えてたやろ……（「計画出てます」と呼ぶ者あり）……、計画出てた、間違いなく。だから、そのときの考え方や。それは決定とか何も言ってないですよ。どれぐらい重なったのかと訊いてるだけ、参考に訊いてるだけです。それがなぜ、いけないんですか……（「議案と関係ない」と呼ぶ者あり）……。

**平井議長** いけないというか、今回の議案は、あくまでも解体に伴う工事請負契約の締結なんで。

**外村議員** そんなこと言い出したら、議論なんか、ほとんどする必要あらへんじゃないですか。

(「会議規則第54条」他、議場内私語多し)

**平井議長** そこにね、先ほど答弁した内容以外のことは答弁しかねると思うんで、それは重ねないでいただきたいというお願いをさせていただいているんで、よろしくお願ひします。

**外村議員** いや、私としてはね、なぜ訊いたかという、やっぱり解体後、すぐにし尿が着工できたら、要するに工事費的に経費が節減できるんじゃないかという思いがあって、そういう質問をしてるわけですから。結構ですよ、わかりました、もういいですよ。

それで、下請けの件ですけどね、今は方針が出てない、今は決まってないから出せないんじゃないかと、お願いできる可能性があるのかないのかを訊いてます。

**都市創造部長** アスベスト除去に関しての下請けということで、町内業者も一定、資格のあるところもございます。ただ、それを下請けとして採用するにあたっては、基本的には元請けである、この株式会社シマのほうで決定されるということになるかと思ひますけど、町内にもそういう業者があるということは、ご紹介はさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

**外村議員** そんなこと、訊いてないですよ。だから、町の業者のために頼む意思があるかと訊いてるわけですよ……（「それは出されへん」と呼ぶ者あり）……。

**都市創造部長** こちらから頼むというか、紹介はさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

(外村議員・自席から「わかりました」と発言)

**河野議員** ちょっと前後するかも知れませんが、資料要求させていただきました。先ほど下請けとか、いろんな用語が飛んでいるんですけども、今回、工事請負契約の中で契約書及び仕様書が、資料を要求してはじめて示されるという形になっております。請負契約ということなので、本来、仕様書は工事議案参考資料としてつけていただきたかったなと思ひますが、その点の取り扱いの違いが何かあったのかと、これは確認です。

それから、そのうえでいただいた資料を見たんですけども、再委託についての項目というのが、ちょっと私これ、いつもと形式が違うので十分に把握できておりませんが、再委託という項目も明記をされているのでしょうか。答弁を求めます。

それから、あと用語の問題ですけども、この仕様書について質問しております。これは閲覧資料です。現場事務所及び管理事務所——と書いてあります、を設け、最終ページの⑱に書いてます。この現場事務所、管理事務所というのは、どちらを予定されているのか、答弁を求めます。だから、そういった場所を借り上げたり、そういうものも当

然工事費には入っていると思うんですが、場所について、お聞かせください。

それから、図面からですけども、雨水枡の新設というものが随所に示されていまして、ちょっと私、全くこのあたり専門外ですのでわからないんですが、なぜ新設をするのか、ということをお尋ねいたします。解体をするだけですので、その後のことは一切計画はなしと先ほど答弁もありましたし、一切、方向付けをするようなことは考えていないということですので、いずれにしても、なぜ雨水枡を増設、新設されているのかということをお訊きします。

それから、先ほど戸田議員の質問で、ちょっと答弁が気になったんですが、湿潤化、解体工事の最中に飛散するものを湿潤化して、飛散を防ぎながら薬剤で安定化を図るということをおっしゃいましたけど、安定化を図った水、それは鶴ヶ池のほうに向かって流れていくのか。その辺の排水と、処理の最終処分はどこになるのかということ、答弁を私も聞きたいなと思って聞いてたんですが、答弁を求めます。

まず、それをお願いします。

**都市創造部長** 今回、議案参考資料としまして仕様書の添付ということでのお尋ねでございますが、今回は添付をさせていただいておりません。

以上でございます……（河野議員・自席から「だから、何でかと訊いてます、そんな答弁ないですよ」と発言）……。

申しわけございません。仕様書の添付につきましては、これまでも添付してなかった経過もございますので、本工事についても添付をしてないというところでございます。ご理解賜りたく存じます。

**都市整備課長** 仕様書の⑱番の現場事務所等のお尋ねでございますが、現時点で、どこにするかといった場所については、まだ決定いたしておりません。

それから、湿潤化の件でございますが、基本的には「湿潤化」ですので、下には水が流れないというふうには認識しておりまして、流れた際には、そういった薬剤で安定化をして、固めて、専用のプラスチック袋に二重梱包して最終処理を行うということで考えております。

以上でございます……。失礼いたしました。雨水枡の件でございますが、基本的には解体工事を行いますので、そこも影響範囲に入ってくるといったことから、既設の側溝を残すのは困難であるということで、今回、新設を行うということで計画いたしております。

以上でございます。

**総務部長** 「再委託」ということでございますが、契約書の第6条のほうに、下請け等の取り扱いというのを明記をさせていただいております。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。雨水枡設置については側溝がなくなるということですね。では、



その側溝がなくなるのはなぜかと。その辺、やっぱり流れが、起承転結わかるように答弁いただければいいんですが。一問一答ではないのでね、3問しかありませんので、よろしく願いいたします。それはどういう意味をなすのか、ということですね。あわせてお答えください。

それから、工事監理業者を、この実施設計をされた建築事務所に委託をする、随契でやるということについては、前会の議会で議論をしていると思いますけれども、ちょっと気がかりなのは、そもそも、この実施設計の段階で延びた、工期が延びたのは、アスベストに関する様々な内容において瑕疵があったということを知っていますので、その点の一定実績というか、逆の意味での弱点というか、あったのでね。そういう業者が監理をされるということにおいて、何か町として気をつけられているとか、教訓として持っておられることがありましたら、お示しいただきたいと思います。

あともう1点は、細かい話ですけども、以前、この住民ホールがいよいよアスベストの関係で使用不可となったときに、ピアノの持ち出しについて私も何度か言わせていただいて、それは搬出されて別の場所で活用されるということは聞いておりますが、それ以外の機器については一切、使えるものについてはもうすべて活用するというので、そういった処理はすべて終わっている、ということで間違いはありませんか。答弁を求めます。

それから、先ほどちょっと部長と膠着しましたが、仕様書つけていなかった事例もあるということですが、つけたりつけなかったりということの取り扱いですね。過去の先例でつけたりつけなかったりなんだということではなく、やはり、ある程度一貫していただきたいと思いますし、私としては契約書も参考資料としてつけて欲しいということをお願いしておりますので、そのことから考えると、仕様書も資料として外されていたということに、ちょっと懸念をしたわけです。その点についてのやっぱり基準なり、議案提示のあり方というのはあると思うので、その点で何かおありでしたら、答弁を求めます。

**都市創造部長** 議案参考資料についてのお尋ねでございます。議案参考資料につきましては、本案件につきましても「第73号議案資料」ということで添付をさせていただいております、その中の3ということで、参考資料ということで別途、これは図面を主に付けさせていただいております。参考資料としましては、主に図面ということで認識をしております、仕様書につきましても、先ほどのご答弁でも一応、これまでもつけていないというふうにご答弁をさせていただいたと思います。つけたりつけなかったりということではなく、仕様書については、これまでも添付はしていないということで、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

**総務部長** 監理委託の件でございますが、今回、実施設計をいたしました業者に随意契約

でさせていただくという、その根拠といいますか、理由は、アスベストの処理方法の段階で、各関係機関に実施設計業者も携わっております。そういったことから、いわゆる熟知をしているということで、随意契約をさせていただくものでございます。

ただ、前回、見落としがございましたので、都市創造部のほうでも図面とのチェック、二重チェックをやりながら進めてまいったわけでございますので、町としても、いわゆるチェックを同様にしていまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 続きまして、図面上の雨水枡のご質問でございますが、議案参考資料の7をご覧くださいませでしょうか。こちら、数字のほうを入れておりますが、白色の部分が、現在、住民ホールがある部分になってまいります。この部分につきましては砂利敷といたしまして、資料の⑬というところとの境界の部分なんですけれども、二重の線が入っておりますが、こちらの部分が側溝を引かせていただくことになっております。公用車の駐車場、また現在の住民ホールの跡地から出てまいります雨水等につきまして、こちらの側溝で排水を行うことといたしております。

続きまして、住民ホール内にある各種備品等でございますが、昨年度の補正予算だったと思うんですけれども、ピアノにつきましては歴史文化資料館のほうに移設をいたしまして、現在、使用いたしております。また、その他の椅子であるとか机等、使えるものにつきましては、昨年度、各課に必要でないかということで照会をかけさせていただきました。必要な部署にそれぞれ移設をして、現在、活用させてもらっております。

ただ、機器類につきましては昭和48年の建設当時のものがたくさんございますので、もう40年以上経っている機械類ですので、なかなか使用することができないという状況でございますので、そういう機器類につきましては、今回の解体にあたりまして、あわせて廃棄するというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 住民ホール解体の工事について、質問いたします。

まず、今回の工事、指名をされて、指名競争入札で、株式会社シマという会社に抽選で契約の相手を決められた、業者を決められたということですけどね。この業者のいわゆる工事履歴の資料請求を、外村さんが「外村1」ということで請求されております。この履歴を見せてもらいました。

Bランクというところでは適合してますし、問題ないんですけど、アスベスト除去工事というのは、この中で1件ですね。平成23年に東京都千代田区で九段第二合同庁舎、平成22年度外3件、建築改修その他工事ということでアスベスト封じ込めをされているということですけど、他に、特にアスベスト工事をされたというふうな記述はありませんけれど、この工事履歴からして、アスベスト工事対応ができるというふうに判断されたということですね。ほかにはアスベスト工事はされてないのかどうか、把握されて

いますか、お聞かせください。

それと、見積もり金額のことが出ています。これも、確か外村さんの請求資料です。この内訳書の中に、当然、今回は通常の建物の解体工事ということではないので、アスベスト除去工事費というのがかなりの金額になっております、1,058万5,220円ということですけど。この工事費ですけれどね、アスベスト処分費用というのは1立米幾らということで、一定、大体妥当な金額というのが決まっているようです、積算の何か根拠になるようなものがあるようですけれど、町が設計金額としている1立米幾らというアスベスト処分費用と、それから、このアスベスト除去工事費に含まれているアスベスト処分費用というのは、大体同じぐらいなのかということを確認したいというふうに思っております。

それから、近隣住民への説明会が私は必要だというふうに思っております。特に、健康被害も及ぼすアスベストを含む解体工事ですのでね、その説明をするという予定はありますか。

それから、仕様書の中に、先ほど学童の通学路ということで安全確保をする必要があるということで、車両搬入を7時半から8時半まで禁止するというふうに書かれております。学校休業日は除くということで、最終ページの⑩番に書いているんですけどね。夏休み・冬休み・春休みという長期休業日のときも、学童の児童は学童に通われるわけですから、学校休業日の場合も、この7時半から8時半までは禁止する必要があるのではないかというふうに思っています。いかがですか。

それから、ちょっと前後して申しわけない。先ほどのアスベストの廃棄物のことですけど、処分のことですけど、廃棄物の処分について、同じ仕様書の2の特記事項の6のところに、「特別管理廃棄物の処分地へ運搬する際は、監督職員同行のうえ運搬車両が処理場へ至るまでの行動を追跡調査すること」ということですけど、この「監督職員」というのは、どなたのことを言うのでしょうか。

それから、14番目にPCB含有材、集積の上、発注者指定場所、「役場庁舎建物内に保管すること」と書いてありますが、PCB含有材があるのですか。確認をしたいと思えます。

仕様書に関わって、すいません、また前後します。最初の一般共通事項という1ページのところの6に、瑕疵期間があります。「工事竣工引き渡し後2年間は瑕疵期間とし、この間に生じた瑕疵事項については無償にて補修する」とあります。通常、何か建物を建設したとか工事をしたとかいう場合は、2年間は瑕疵期間となりますが、解体工事の場合の瑕疵期間というか、瑕疵というのは、どういうものを言うのでしょうか、どういう事例が当たるということでしょうか、お聞かせください。

それから、ホテルのことです。9月の議会、この解体工事の予算計上がされました。そのときに、私は住民ホールの裏手というか、浄化槽があるところですけど、その浄化

槽のあるところから奥まってね、池のところまで。その草地のところにはヒメボタルが生息しているというふうに言いましたので、その保全対策をどうするかということ、配慮をどうするかということをお尋ねしますと、都市創造部長は、そのときの答弁としては「業者が決まり次第、一定施工計画等を確定する中で、工事ヤード等も決まってくるかと思しますので、その時点で現地の確認等を行う必要はあるかというふうに考えています」、その前には、工事ヤード等で生息地に対し影響があるかどうか検証する、というようなことをおっしゃっておりますけれども、工事業者が決まったわけですけれども、どんな形で計画をし、どんな配慮をされるのか。検討された内容について、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

**総務・債権管理課長** 多岐にわたるご質問でございますので、答弁漏れ等あるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、1点目の株式会社シマにおきますアスベスト工事の実績でございますが、本町のほうで別途いただいている資料におきますと、10件程度、過去に実績があるということで聞いております。平成16年からですね。そのうち公共団体等におきましても、四條畷市、東京都の大田区等実施されておりますので、実績につきましては、十分、これまでもされているということで、安心してまかせられる業者ではないかというふうに考えております。

続きまして、地元への説明会等の実施でございますが、まず、今回、ご可決いただいた際には、1月1日号の広報に住民ホールの取り壊しに關します工事の実施、また来庁者の方への来庁方法等の変更につきまして、広報させていただく予定でございます。また近隣の自治会長、近隣住民、それから百山地区のお子様が通っておられますので第三小学校、それから近隣でございます小野薬品工業株式会社等につきまして、工事に関するお知らせ等を実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、住民ホール内のPCBに關するご質問でございますが、現在、住民ホールにおきましてはPCBを含有しております安定器があるということでございますので、こちらにつきましても適切に保管等、実施してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**都市整備課長** アスベストの費用の比較ということでのお尋ねでございますが、基本的には本町と同じような金額の内訳、直接工事費にはなっているというふうに認識いたしております。量につきましては、基本的に図面発注となっておりますので、量についても基本的に同じような量ということで認識いたしておりますが、実際、施工に入ってどういった状況になるのかというのは、施工の中でございますので、今の時点ではほぼ同規模量ということで認識いたしております。

以上でございます……、失礼しました。それから、監督職員でございますが、この監督職員につきましては、本町の職員が監督職員ということで実施するという事となっております。

それから、学校が休日の日を除くということで、そちらにつきましても学童の関係はございますので安全の確保はしなければなりません、基本的には保護者の方々が送迎されているということもございますので、仕様書の中では学校休業日は除くといった形ではございますが、現場に入って、そこら辺、状況を見ながら適切に対応してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** ヒメボタルの件についてのお尋ねでございます。今回、工事発注にあたりまして、議案参考資料ということで図面のほうを添付させていただいております。その中で、議案参考資料の2ページでございますが、ここで赤で着色させていただいている部分が工事作業範囲ということでございますので、これが一定の工事ヤードになるのかなというふうに思っております。

それで、今、議員ご指摘のございましたヒメボタルの生息している場所ということでございますけども、議員がご紹介いただきました住民ホールの跡地の池側のところということで、特に民地と隣接しているところの場所の生息については、実際、ちょっと把握ができておりません。ただ、認識しておりましたのは、住民ホールと私有地の間の里道がございます。里道の辺りには生息をしているということで、これは調査でも確認をさせていただいておったところでございます。そういう観点からしますと、ちょうど一番図面の下のところになりますが、とがったところといいますか、角の辺りにつきましては、一定、作業ヤードは下げることができるのではないかなというふうに認識しております。それはまた一定の調整が必要かなというふうに考えてございます。

それと、議案参考資料の7ページでございます。先ほども他の議員のご質問ございましたけども、池側というか民地側のところですね、雨水枡を新設する計画になっておりまして、ここは一定、土を掘るといって、議員ご指摘の場所でありましたが、生息地を侵してしまう形にはなってしまいます。そういう観点からも、すべての場所を安全に確保というのも、少し難しいのかなというふうに考えてございます。ただ、生息ということになりました段階で、一定表土を、ある程度場所を移してということでは生息が可能というふうには聞いておるんですけども、それもほんとに、移したから、実際にそこで生息ができるのかどうかという部分については、なかなか判断が難しいところがございます。

結果から申し上げますと、やはり今回の工事で一定、影響を受ける範囲があるということは、この図面から確認させていただくことができるというふうに思っております。

以上でございます。

**都市整備課長** 瑕疵担保についてのお尋ねでございますが、今回、解体工事が主な工事となっておりますけれども、側溝の設置とか、あと雨水枡の設置がございますので、そういった意味での瑕疵担保が必要になってくるということで認識いたしております。

以上でございます。

**平井議長** 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

他に質疑ありませんか。

できるだけ、簡潔にお願いします。

**平野議員** 近隣の説明会は——説明会と言うんですかね、これは広報には書くということでしたね。それから、お知らせいたしますと、自治会とか学校とかにはお知らせします、ということですね。「お知らせします」というのと説明会というのは違うような気がするんですけど、文書で何か配布して終わりということですか。それとも、きちんと説明会を開くということでしょうか。通常の工事でも、そういう事業者は「開発指導要綱」に基づいて説明をしたりしますから、公が、そのことはしないということはないと思いますが、そういった説明会を開いていただきたいということですが、そのことを要望しているんですけど、いかがですか。

それから、学童は学校休業日も登室というんですかね、学童保育室に行きますということでしたので、多少は何か、今、ご答弁では調整されるということですかね。特に学童保育室のほうと、少し協議もされたらというふうに思います。そのことは学童保育のほうと協議していただきたい、教育委員会とも協議していただきたいというふうに思っております。それは答弁要りません、そうしてください、ということです。

それと、監督職員というのは島本町の職員だということです。ということは、この仕様書に書かれているアスベストの廃棄物の処分地への運搬とかいうのは、一緒に行動して、追跡まで、最終の処理までちゃんとやっているかどうかということを確認することですね。そういうふうに職員さんが、どなたが、どこの担当の方が行かれるのか、そこまで聞かせていただきたいと思います。

それから、PCB含有材があるということでしたね。安定器という形であるということですが、以前、第三小学校でPCBを含有しているコンデンサーというんですかね、それがあって、ずっと放置されてきましたよね。半年以上放置されてきて、すぐに処理ができなかったということがありますが、これはすぐに処分をするというようなことを考えておられますか、そういう計画をされていますでしょうか。お尋ねします。

それから、履歴についてはわかりました。アスベストの工事をされる実績が十分あるということで、安心しております。

それで、アスベストの処分費用については同じぐらいとおっしゃってましたけど、同じぐらいというのは一体幾らなのか。1立米幾らで、設計金額幾らで、それから業者から出てきた見積書の中の処分費用は1立米幾らか、ということをお聞かせいただきたい

というふうに思っております。

ヒメボタルに関してですけれど、なかなか、それは生息地についても十分認識が町のほうではなかったかも知れませんが、町有地にヒメボタルがいるということは非常に貴重なことですから、できるだけ工事の際でも何らか配慮ができるのだったらと思って、私は質問しましたが、少なくとも、ここの調査、ヒメボタルの調査をしておられる方も住民の方でいらっしゃいますので、そういう方とも協議する機会を持って、何か方法はないかということ进行调整していただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。お願いします。

**総務部長** まず、近隣に対するお知らせでございますが、現在、説明会というのは予定はしておりません。先ほど申し上げました1月1日の広報、それと個別のお知らせ等を考えております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** PCBに関します処分についてでございます。先ほどご答弁申し上げましたとおり、住民ホール内の安定器にPCBを含有しております。撤去したものに付きましては、役場のほうの地下の電気室のほうで保管をする予定といたしております。

なお、総務・債権管理課におきまして、1名、特別管理産業廃棄物管理者責任者に関する講習会を修了した者がいますので、適切に保管をしていくということで考えております。

また、近畿地区においてなんですけれども、現在、PCB含有しているものにつきましては処分ができないということで、保管することになっておりますが、聞き及ぶところによりますと、平成27年度から33年度までの間で近畿地区におきまして、そういう処分できる態勢が取れるということで聞いております。具体的に本町がいつ実施してもらえるかというのは現在不明でございますが、その間に処分することができることにつきましては、できるだけ処分をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市整備課長** 追跡調査についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、監督職員によりまして最終処理まで確認する、ということで考えております。

それから、立米当たりの比較の件でございますか、直接工事費での確認はいたしておりますけども、立米当たりの比較としてはいたしておりません。

以上でございます。

**都市創造部長** ヒメボタルについての再度のお尋ねでございます。確かに生息地については、なかなか掴んでいないというのが現状でございます。今、ご意見にもありましたように、一定、地域の方でそういう情報を持っておられる方がおられるということをお聞きしましたので、一定、情報交換させていただく中で対応できればな、というふうには思っております。

以上でございます。

**平野議員** 説明会はしない、ということですがね。1年間にわたる解体工事なんですね、1年間に及ぶというんですか。当然、騒音もあるでしょうし、振動とかもあるかも知れません。また、アスベストを含む建材があるわけですから、そういうことを考えますと、通常の民間工事でも、建設工事でもあるわけですから、公がこのことをするわけですからね。やっぱり、きっちりと近隣説明会は実施すべきというふうに思います。そういうことをしなければ信頼がなくなるのではないかというふうに思いますけど、いかがですか。

それから、PCBに関しましては、わかりました。厳重な保管をお願いしたいというふうに思っております。

ヒメボタルについては、また、そういう調査活動をなさっている方との協議というか、話し合いを、お願いしたいと思います。

アスベストの処分費用のことですけれど、単価としては、1立米当たりの単価ということと比較をされていないということですが、でも先ほどの答弁ではね、同じぐらいだったというふうにおっしゃったと思うんですよ。ですから、当然、今回の業者さんが提示されてきた内訳書の中には、そういう細かいことまでも、1立米当たり処分費は幾らなのかということで金額を書かれてて、島本町が設計した金額が書かれてて、当然、これと同じぐらいだというようなご答弁なんだなと私は把握したんですけど、そうじゃないわけですね。わからない、ということですね。わからないで、設計しているんですか。設計金額を積み上げて、そういった積算して予定価格を出しているのですか。これはいろんな、島本町のいろんな工事発注の仕方とかいうことに関わることだと思うんですね。一式とかいうことで内訳書をもらって、何にも言わないというのと一緒ですから、その辺はしっかりとお答えください。

**総務部長** 説明会の再度のお尋ねでございます。説明会につきましては、先ほど申し上げましたように予定はしておりません。しかしながら、近隣自治会長、それから第三小学校、あと小野薬品工業さんのところには、ある一定、隣接しますので、お知らせとともにご説明はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市整備課長** アスベストの経済比較についてでございますが、先ほどのご答弁で同等と申しましたのは、直接工事費の内訳での確認は、把握はいたしております。ただ、個々のそういった単価ごとのやつについては、ちょっとご説明ができない分もございますので、直接工事費でのアスベストの除去工事にかかる工事費については同等である、ということでご答弁させていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。



平井議長 暫時休憩いたします。

(午後 4 時 53 分～午後 4 時 54 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

田中議員 短く、お願いします。住民ホール解体撤去工事工程計画表(案)、これは資料の 8 ですけども、これを見ますと、工事の終了が来年の 11 月末ということですよ。先ほどのご説明がありましたけども、住民ホールを撤去した後に砂利を敷くというお話ですが、この砂利を敷くというのは駐車場のことですかね、まず。

というのは、せっかく住民ホールを撤去して、跡地利用をしない手はないと思うんですよ。駐車場にするならアスファルトにする。それから、昨日の岡田議員がし尿処理の件で、高槻市のほうに行政とともに議会議員こぞってお願いに行くという、そういうお話もありました。来年の 11 月頃には、もう、その話は決着がついてると思うんですよ、うまく受けていただくか、それともやっぱりし尿処理場を住民ホール跡に造らなくちゃならないのか。そのときなら、もうすぐ住民ホールの跡地にし尿処理場を造ればいいことであって、この跡地利用については、もう少し先に延ばしていいかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

あと、もう一つ。先ほどの平野議員の質問の中で、やっぱり住民説明会をやるべきだというお話がありました。私の住む地元の若山台では、今年の春にアンフィニィ・ホームが UR の職員住宅の 18 棟・19 棟を購入して、それを解体したうえで、今、1 戸建ての建物を建てようとして工事を進めております。その際には町のほうの指導で、住民説明会をやっております。その際、総合政策から政策企画課長もお見えになってました。やはり、アンフィニィ・ホーム、立派だと思いましたが、第一住宅・第二住宅・第三住宅に全部、その説明会を告知して、平たく言えば半径 500m に納まる場所には説明会の案内を出して、実際に説明をしております。アスベストのことも含む説明会ではありましたが、それだけのことを民間業者がやっている。

その民間業者を指導した島本町が、実際になぜ、その近隣の説明会をやらないのか。その点については、私、疑問を感じるわけですけども、その辺りについての認識はいかなものでしょうか。

その 2 点について、お答えください。

総務部長 まず、第 1 点目の跡地の利用といいますか、跡地の最終的な形でございますが、現在のところは、盛り土をして砂利を敷くというふうになっております。想定としては、先ほど申し上げましたように臨時的な駐車場にも対応できるようにということで、他の恒久的な施設については、現在、決定しておりませんので、予定どおり砂利の敷設という形でやらせていただきたいというふうに考えております。

それから、住民説明会につきましては、一定、前向きに検討させていただきたいとい

うふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**田中議員** なかなか無難な答弁だと思うんですけども、やはり町というのは、町内の業者等の指導的な立場にあるわけですから、業者に対して説明会やりなさいと言っておいて、自分たちのことは周りにチラシだけ配って、やりませ、という話だけで済む。そういう姿勢はやはり業者が見たら、島本町って、なんていい加減な行政なんだという誤解を与えかねないと思うんですよ。

先ほど申しましたけど、若山台のアンフィニィ・ホームが購入して説明会をする、工事をやる。この会社は非常に誠実に町の指導に従ってやっておりましたんでね。そういう手本があるなら、あえて説明会やめやということではなくて、ひとつ、島本町として模範的な説明会をやったらいんじゃないかと思うんですよ。それぐらいの考えを持って、しっかり行政の指導力を発揮していただきたいと思います。俺たちはしっかりと行政を持っているという、議員としても誇りを持って、業者たちに姿勢を示してもらいたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

**総務部長** 先ほども申し上げましたように、近隣につきましては前向きに、実施に向けて検討はさせていただきたいというふうに考えております。確かに、先ほどもありましたように1年に及ぶ工期で、騒音という部分では一定、ご迷惑をおかけすることになりますので、今、ご指摘ございましたように、開催に向けて対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

**清水議員** 田中議員がちょっと質問してた件なんですけど、解体後の跡地⑩と、公用駐車場⑬というのはフラットになるんですかね。

ちょっと、その確認と、先ほどからも出てましたけど、雨水枡。これは造成後に設置して、表面水をたぶん池に直接流すと思うんですが、その確認がひとつ、解体工事中の排水については何か考えられているのかなど。コンクリート、圧搾機で割って、粉とかがいっぱい出るんですが、それが池に直接出るような形にはなっていないのか。その2点、お願いします。

**都市整備課長** 解体後の跡地の件でございますが、高さの関係でございますが、一応、駐車場になる部分と、碎石になる部分については同レベル、フラットになるということで計画いたしております。

それから、雨水枡の件でございますが、ご指摘のとおり、一応表面水、碎石になりました後の表面水を、そちらの雨水枡で取って排水するということの計画で設置するものでございます。

それから、工事中の排水でございますが、こちらにつきましてはご指摘の内容を、施工計画の中で、一応、その排水計画につきましても、どういったふうに排水していくのか。直接、池に流さないように、一番適切な処理の仕方を考えまして、慎重に進めてま

いりたい、このように考えております。

以上でございます。

**清水議員** 工事中の排水については、池には鯉とかもいますので、特に配慮していただきたいと思います。

それと、排水溝⑰の横に縁石と書いてあるんですけど、通常、縁石というのはポコッと出たやつなんで、⑬と⑪の間に仕切りというような形で縁石が入るんですかね。仮設の駐車場に⑪を使いたくても、そういう縁石が飛び出ていると使えないと思うんですが、その辺はどういう計画になっているんですかね。

**都市整備課長** ただいまのお尋ねでございますが、この縁石につきましては、飛び出ているものではなくて、土地と同じレベルの、石を埋め込んでいる状態のものということで計画をいたしております。

以上でございます。

**関 議員** 議案の説明においては、最大限安全に配慮する、ということでしたけども、にもかかわらず通学路において、下校時には特段の安全配慮はしないということでしたので、不安というか胸騒ぎを覚えるんですけども、実際にこの工事にかかって、最終的には瓦礫を搬出するには、ダンプカー等で換算したら何台ぐらい搬出させなあかんのですか。それと、それに付随して1日どれぐらい、実際には大型車両、ダンプ等が出入りするのでしょうか。それと、ダンプカーの時間待ち、待機場所はどこに設定して待機させているんですか。

それだけ、お願いします。

**都市整備課長** ただいまのお尋ねでございますが、台数でございますけども、一番メインとなりますホールの躯体部分の撤去、それから基礎等の撤去で、一番メインとなります工程ですが、そこで言いますと約700台程度、2ヵ月間ぐらいでございますが、約700台。1日に換算しますと大体10台強ぐらいの、1日搬出の往来があるということとなります。今のところは、そういった予定をしております。

それから待機でございますが、こちらにつきましても、やはり道路上に待機させるとか、そういったことは必ず避けなければなりませんので、これも施工計画の中で、しっかり整理をして、そういった搬出ダンプについては対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** ダンプカーの、特に待機に関しては警察等で厳しく指導あると思うんですけど、2台、3台、4台と、道路上に一列に並んで待機することによって、交通事故の懸念が考えられますので、できる限りは、島本町内では待機させないというような指導で、お願いできればと思います。よろしくお願いします。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、12月17日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日12月17日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時08分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

平野議員 売却した町有地に建設される遺伝子組み換え施設の環境保全について

田中議員 ふれあいセンターの図書館の開館日並びに開館時間の拡大を求む

村上議員 1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却の動向

2. 入札制度の現状と改善策

清水議員 放課後の子どもの居場所について

第7号報告 平成26年度島本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

第86号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第72号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第73号議案 工事請負契約の締結について

平成26年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 3 号

平成26年12月17日(水)

## 島本町議会 12月定例会議 会議録（第3号）

年 月 日 平成26年12月17日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番 平井 均	2番 関 重 勝	3番 外村 敏一
4番 田中 修	5番 村上 毅	6番 清水 貞治
7番 岡田 初恵	8番 川嶋 玲子	9番 戸田 靖子
10番 平野 かおる	11番 伊集院 春美	12番 野村 行良
13番 河野 恵子	14番 佐藤 和子	

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川口 裕	副町長 乾 知 範	教育長 岡本 克己
総合政策部 部 長 島田 政弘	総務部長 柴山 則文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長 由岐 英
健康福祉部 部 長 近藤 治彦	都市創造部 部 長 水木 正也	上下水道部 部 長 今中 良昌
消 防 長 木下 光平	教育こども部 部 長 北河 浩紀	会計管理者 妹藤 博美
総合政策部 次 長 岡本 泰三	教育こども部 次 長 川畑 幸也	総 務 部 総務・債権管理 課 長 杉木 利徳
健康福祉部 福祉推進 課 長 根本 康也	健康福祉部 保険年金 課 長 島村 博之	教育こども部 教育総務 課 長 多田 昌人
都市創造部 都市計画課 参 与 小西 勝		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田	暢	議	会	総	務	猪倉	悟	書	記	村田	健一
書	記	小東	課		長							
		義明										



### 議事日程第3号

平成26年12月17日（水）午前10時開議

- 日程第1 第73号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第2 第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について
- 日程第4 第76号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 第77号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第78号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第80号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第9号）
- 第81号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第83号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第84号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第85号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

### 追加議事日程

- 第4号意見書案 乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書

(午前10時00分 開議)

**平井議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第73号議案 工事請負契約の締結についてを議題とし、昨日の議事を継続いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第73号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

アスベストの封じ込め対策による本ホールの使用再開は、現時点での技術では不可能であるとされたことから、「ふれあいセンター条例」から住民ホールを削除するということは、すでに2013年度の条例改正において可決しており、私たちは、40年を超える住民の文化の拠点そのものについて今後どうするのかの議論を欠いたまま施設を廃止することには、先般の町立プール廃止同様、反対をいたしております。しかし、当該施設を残存させ、老朽化、廃屋化させることの危険性を鑑み、解体工事そのものには賛成をしてみました。

本議案そのものにも賛成をするものですが、数点、要望をさせていただきます。

第一は、施工計画策定について、アスベストの最終処分や工事排水の処理方法などの工事の詳細は、契約同意の議決後に、施工計画により定められるとの答弁がありましたので、出された疑問について、後日、施工計画の提示を求めるものです。また、計画策定にあたり、下校時及び学校休業日の対応については、通学路を有する学校や学童保育室など、教育委員会と再確認をされ、入念な安全対策をさらに行われることを強く求めます。

第二に、工事監理業務を委託されておられますが、過去の実施設計の瑕疵などの経緯により、職員の二重チェック体制をさらに厳密に行う旨との答弁がありました。他の所管の耐震化工事などの時期も重なり、まさに来年度1年間は、特に職員に負荷がかかるものと思われま。現時点では十分な職員配置とは言えず、早晩の手当てを町長に強く求めておきます。

最後に、住民説明会の開催についてです。すでに他の会派、議員の質疑に対し、総務部長により「前向きに検討する」という答弁が示されていますが、町長の判断で、必ず

実施されるよう求めます。

そもそも、この住民ホール解体後の跡地については、住民ホールに代わる文化・生涯学習の拠点を再建することなど望むべくもない状況下において、今年度の議員全員協議会で執行部からの報告のもと、し尿中間処理施設の候補地として自治会などへ説明に向かうことが、すでに確認をされています。一方で、住民全体へのし尿中間処理施設町内建設候補地であること、この跡地についての住民の議論、住民への説明は不十分、議論は不十分であり、近隣住民はもちろん全住民の合意形成はまだ道半ばです。

当然、本工事はし尿中間処理施設建設は想定せず、ふれあいセンターの臨時駐車場を想定した跡地処理に止め、この議会ではし尿中間処理施設候補地としての議論はタブーとされ、質疑はできないという状況を生み出しております。これが、本来、「開発指導要綱」で日常的に行政が民間業者に指導している工事説明会の開催を行政自らが回避しようとしている姿勢に繋がっているものと、私たちは思料いたしております。今回、工事説明会を実施しなければ「開発指導要綱」の権威も、実効性も、失われるおそれがあります。

だからこそ、この跡地活用について、し尿中間処理施設候補地として選定し、議員全員協議会に諮ったうえで近隣自治会に説明したというこれまでの経過を、広報やホームページのみに限らず、住民全体対象に説明、聴取した意見を踏まえうえて、私たち議会、執行部が議論をするということも方向付けることが大切だと考えます。住民ホール跡地活用問題について別に議論の場をしっかりと保障することが、本議案に示された工事について、的を絞った、純然たる解体工事の説明会として開催できる条件が整うものと考えております。

以上要望し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第73号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

住民ホールの解体撤去工事につき、大阪市浪速区の株式会社シマと1億768万1,400円の請負金額で工事請負契約を締結するものです。契約保証金は1,080万円、平成27年11月27日までの工期で行われるものです。

役場庁舎に隣接していること、小学校の通学路になっていること、ふれあいセンターへのアクセス道路になっていることから、公衆災害防止について、一層の配慮を行う必要があります。

およそ1年にわたって住民の暮らしに影響を与えるものですから、ぜひ住民説明会を開いていただきたいと求めました。これについては、実現に向けて検討するとのことご答弁をいただいております。事故のない工事のためにも必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

アスベスト飛散防止対策については、2014年6月1日の「大気汚染防止法」の改正、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の施行により、発注者である島本町が届出義務者となり、責任の所在がより明確にされました。アスベストの飛散防止措置は受注事業者が行うこととなりますが、措置の内容は契約条件に大きく左右されます。作業基準や敷地境界基準の遵守に妨げとならない工期・施工方法で、契約を締結しなければなりません。担当職員におかれましてはアスベスト対策に対する認識を深め、滞りなく業務を行っていただきますようお願いします。

飛散防止のための散水につき排水の処理が適切に行われるよう、また、当該地が鶴ヶ池に隣接していることから、工事中の排水については格段の配慮が必要となっております。周辺にはヒメボタルも生息しており、貴重な生息地であることから、考えられる最大限の対策を求めておきます。

長らく島本町の文化施策に重要な役割を果たしてきた住民ホールの解体撤去工事において、工事従事者並びに住民の生命と健康に被害を及ぼすことがないように、責任を持って業務にあたってくださいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第73号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論します。

もう仮契約も終わって、この撤去解体工事について反対する理由はございませんが、昨日も言いましたように、少なくとも、この解体終わった後の土地は、6月5日の全員協議会で町が説明した、し尿処理の跡地として第1候補としてあげられていたところで、昨日も訊きましたけども、敷地としては、この中の約900平米を使って、その中に450平米の建築物を建てるということまで出されているわけですから、私、昨日も言いましたように、町の仕事として、この工事はこの工事、あの工事はあの工事、別々じゃなくて、やっぱり連続というか関連性があるわけですから、当然、業務の効率だとか財政の効率使用という観点から、来年の11月に整地が終わるのであれば、少なくともそれまでに、このし尿処理の候補地、再度考え直すならそれでもいいし、他の自治体をお願いするという道も結構ですけども、万が一にも、ここに最終的になるとすれば、やっぱり、そういう無駄なことがないようにというお願いしておりますので、ぜひ来年の11月、上半期ぐらいまでには、し尿処理につきまして、明確にどこにするんだという町内合意を取っていただくように重ねてお願いします。

そしてもう一つは、昨日もちょっと言いましたけども、今回の工事はBランクの業者がやっているわけですから、町内業者はCランクですから入れない。だから、常々町内業者の育成とおっしゃっている以上、この工事の下請けに町内業者が入れるような、ぜひ、ご努力と配慮を、合法的な範囲内でやっていただくことをお願いしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第73号議案 工事請負契約の締結についてに対し、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

住民ホール廃止においては、平成22年6月に上程され継続審議となり、9月議会で否決、そして昨年の25年6月議会で可決され、平成26年度当初予算で解体撤去費用が可決し、今回、解体撤去工事請負に伴い契約を締結されるものであります。

経緯からも、本当に時間がかかってきた中、予算可決後から契約締結案件までも時間を要した理由としては、コンサルの瑕疵で一部のアスベストを見落としていたことなどは、議員全員協議会において伺いました。吹き付けアスベスト等、技術・資格などを要する工事により、今回、指名競争入札とされ、指名においては島本町指名業者審査委員会を開催され、事務局案で異議は出ず、入札不調が増えつつあることに、今回、B等級の12社を指名され、4社指名辞退に1社入札辞退の実質7社で入札し、うち5社が最低金額の提示に、くじ引きにより株式会社シマが落札され、契約を締結されようとしています。

島本町競争入札参加者選出規程や島本町請負工事入札規程に、島本町公共工事等の入札及び契約の適正化の促進に関する規則等、現在の規程に則りされたので、この案件自体に不備があるわけではなく、致し方ないと存じますが、消費税の見直しがあっても見直し論議がなく、また舗装工事だけ別枠になっていることや事前公表の見直しも含め、昨日の同議員の一般質問でも詰めましたように、今後の入札制度、規程などの見直しを強く要望します。

そして、通学路にあたる道路の隣接や、トラック運搬の繁忙期は2ヵ月で約700台、平均1日10台ぐらいを——あくまでも想定ですが、トラックの行き来に想定されております。安全対策の注視を怠ることのないよう申し添え、撤去跡地はふれあいセンターの臨時駐車場もしくは耐震工事の仮設場所の一つとして検討されていることを一定評価し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第73号議案 工事請負契約の締結についてに対し、討論をいたします。

この議案は、島本町住民ホール解体撤去工事に関するものであります。議案に対する議員の質疑が、昨日、長時間にわたって行われました。

その中で指摘のありました、1. アスベスト飛散に対する対策、2. 近隣住民に対する住民ホール解体撤去工事に関する説明会、3. 第三小学校児童の登下校時の安全対策等を、あらかじめ十二分に準備したうえ実施していただくことを要望します。撤去工事に際しましては、事故のないよう配慮願います。

以上の点を要望し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第2、第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**健康福祉部長** (登壇) それでは第74号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第74号議案 朗読)

提案理由につきましては、府制度の対象者基準の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきまして、第74号議案参考資料の「島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

第2条第1項第2号で、特定疾患にかかる対象者基準を規定しておりますが、現在の規定では、国の難病医療費助成の対象疾患56疾患を対象といたしております。平成27年1月1日から、国の難病医療助成の対象疾患が110疾患に拡大されますが、大阪府の老人医療費助成制度では対象者を拡大前の疾患患者に当面据え置くことから、条例の規定を平成26年4月1日現在の対象疾患のうち、国の難病医療の「公費負担医療の対象となる疾患を有する者」と改めるものでございます。

なお、本条例は平成27年1月1日から施行し、改正後の規定は1月1日以降に年長者医療証の交付を受ける方について適用いたします。

以上で、島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**佐藤議員** 一応、ヒアリングはさせていただいたんですけど、改めて、国が110疾患にされる、大阪府は56疾患のまま止め置かれるという、国が110疾患にして大阪府が56疾患にするという、その違いですね。何がどう違うのか、何が国では増えて、大阪府では何が増えないのか。その差を教えていただきたいと思います。それと、当事者にとってはどうということになるのか。

**健康福祉部長** まず、今回、年長者医療費の助成の一部改正ということで、大阪府におかれましては、これは都道府県の医療費の助成の制度ということで、「日4」という形で資料請求をいただきました。この中で、「都道府県の方針がわかるもの」という資料請求がございまして、近畿ブロック2府4県の老人医療費助成制度においては、難病者を対象要件に加えている府県は大阪府のみという形で、今回、国のほうでは難病者の疾患が現行の56疾患から110疾患に拡大されますので、国のほうで行っております難病の医療費の助成制度につきましては110疾患が対象にはなるんですけども、大阪府で行っております医療費、都道府県でやっている医療費につきましては、大阪府が56疾患に据え置くという形になっております。

また、資料請求で「日3」でもいただいております府の通知もあるんですけども、大阪府においては、国が福祉医療費の助成制度の抜本的な見直しをするまでの間は現行にします、という形で言うております。これにつきましても、都道府県で、大阪府は手厚く医療費助成制度を現行やっておりますが、その他の府県ではそこまでやってないところが数多くありますので、府としても、国がそういう負担をするまでは、現行の56疾患は対象にするけども110疾患は対象にしないという形の府の考え方ということで、今回、本町も条例を府の考え方に基づきまして、56疾患を対象とするという形で改正をさせていただくというものでございます。

以上です。

**河野議員** そうなりましたら、島本町の条例上、年長者医療費、今まで適用されていた難病と言われる対象者の方にとっては、この条例改正後、後に控える条例もありますので、ここだけで限定して判断しづらいところもあるんですが、医療費助成としての後退ということは一切ないということなのでしょうか。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 現行の56疾患の方につきましては、一部、3疾患が医療助成の対象外となります、これは1月1日からですけども。その内訳につきましては、スモンという疾患、それから劇症肝炎、それから重症急性膵炎という、この3疾患につきましては一定、医療で改善されるということになりましたので、1月1日以降は、この3疾患の方につきましては対象外という形になります。

以上でございます。

**河野議員** すいません、一つずつ確認しないと、ほんとに難しいです。今の3疾患については、では、他の法律・条例で同等に担保されるものがもうあるのか、ということですね。それか、あるいは別の救済策が担保されているのか。その辺はちょっと、きっちりとお答えいただきたいと思います。

**健康福祉部長** 先ほど申しました3疾患につきましては、難病という部分につきましては、もう対象外という形になります。

以上でございます。

**河野議員** ということは、この3疾患の方においては、医療費の助成制度を受けられないことによる窓口負担、あるいは別の関係でも、とにかく負担増となるというふうに、今の答弁では認識をいたしました。間違いはありませんか。

**健康福祉部長** 3疾患につきましては難病からは外れますけれども、障害でも、重複してなっておられる方につきましては、障害の関係の医療費の助成という部分では残るといふ形になります。

以上でございます。

(河野議員・自席から「2問目で答えて欲しかった」と発言)

**佐藤議員** 今のお話だと、要するに、今まで受けておられたと同じ状態で、今後も変わらずなく助成なり何なりの方法が受けられるということでしょうか。それとも、この3疾患の方は新たな負担が生じる、ということなんでしょうか。

**健康福祉部長** ちょっと、先ほどのご説明が悪かったかもわかりませんが、この3疾患の方につきましては、今まで難病という形で指定されておられましたので、難病に関わるいろんな助成であったりとか、国の医療費の助成とかの対象にはなっておりましたけれども、今回、難病から外れるということで、それを受けておられた助成につきましては、もう対象にはならないという形でございます。

以上です。

**佐藤議員** ということは、やはり現状よりも悪くなる、負担増があるということですね。そう理解しても良い、ということですか。

(「1人でもそういう方が出てくることを、はっきり答えて」と呼ぶ者あり)

**健康福祉部長** 医療費につきましては、一定の負担がかかるという部分があるかもわかりません。ただ、今までは難病という形で、難病につきましては、なかなか治らない、原因もはっきりしないという部分での医療費の助成をしておったんですけども、今回はそういうことが改善されたということで、その対象外になるという形になっております。

以上です。

**外村議員** 何か、よくわかりにくいんですけども、もう1回、確認します。

56疾患から110疾患になるけども、大阪府は56疾患に据え置くから変わらない、というふうに理解しているんですけど、それでよろしいんでしょうかというのが1点と、私が資料請求した「外3」で、現行は今78人が対象者だということで、44万5千円ぐらい、月、助成してますというふうに理解しているんですけども、この78人という方の疾患、何疾患ぐらいの方が78人なんでしょうか。

それが1点と、特に変動はないというふうに、今、おっしゃっているわけですけども、現実には3疾患は、スモンと劇症肝炎と、もう一個、何か聞き漏らしましたけれども、外れるとなれば、今、対象者がいないから変動はないというふうに理解するのがいいのか、例えば劇症肝炎なんていうのはいつでも起こり得る病気だと思ってますから、変動はな



いというのは、回答としてはおかしいのではないかと思うんですが、いかがですか。

**健康福祉部長** まず、1点目の56疾患から110疾患に拡大ということで、これにつきましては、難病の疾患がそれだけ拡大されるということで、国のほうで法律を改正されております。今回の年長者の医療費の助成につきましては、あくまで都道府県の制度でございますので、大阪府は手厚くやっておりますけれども、資料請求にありましたように近畿2府4県では、その制度がないところがすべてでございまして、大阪府におきましては難病が110に拡大されますけれども、本来、国がもっと手厚くすべきであろうと、そういうことを踏まえて、府では現行の56疾患しか医療費の助成には対象にしませんよ、というのが今回の趣旨でございます。

それから、78人の疾患の内訳でございますけれども、この難病の受給につきましては、府の保健所のほうで申請手続き等をされておりますので、受給者証をもって、本町で、この助成の対象という形にさせていただいておりますので、78人の方の個々の具体的な疾病内容までは、ちょっと本町では把握はしておりません。

それから、3点目の「特に変動はない」ということで、今回、56疾患からの変動はありませんので、そういう意味で「特に」という意味合いがちょっと、あれだったんですけども、大きく変動はないものだということで、今現時点では認識しておりますので、このような形で資料を作らせていただきました。

以上でございます。

**外村議員** わかりました。ただ、78人が大阪府から支給されているものだから、我々、完治してないという回答は、ちょっと解せない。78人というのがちゃんとわかっているわけですから、当然、どんな疾患で78人いらっしゃるかは掴むべきだと思うんですが、いかがですか。

**健康福祉部長** 78人の方の詳細につきましては、調べたらあるんですけども、今、ちょっと手元にはございませんので、そういう形でご答弁させていただきました。ご理解賜りますよう、お願いいたします。

(外村議員・自席から「調べて回答ください」と発言)

**戸田議員** 国の新たな難病の医療費助成制度を受けて、島本町の「年長者医療費助成に関する条例」を変える、府の制度によるものだと。国のほうでは、公平・安定的な医療費助成の仕組みを構築するため、対象となる疾病を現行の56から、来年、27年の夏には300に拡大される。

そうしますとね、公平・安定的な医療費助成の仕組みということなんですけれども、この「平成26年4月1日現在の」という文言がある限り、従来の56疾病から3疾患を引いたものが対象になるというふうに認識しているのですが、一種の既得権になり、新たに難病と指定される人には、この年長者医療費の助成が受けられない、対象にならないということになると思うんですね。

そこでお尋ねしたいんですけども、この大阪府の制度は、やがて他の県がそうであるようになっていく、300疾患に対象が拡充されても現行のままである。そして、やがてはなくなっていく、そういうふうを考えていいのでしょうか。確認します。

**健康福祉部長** 今回、56疾患から110疾患に拡大されますけども、大阪府におかれましては56疾患のままということで、議員がおっしゃっていただきましたように、夏頃には国のほうで300疾患に拡大されるということで、これは先ほどもちょっとご説明等させていただいておりますけども、この医療費の助成制度につきましては都道府県の制度でございますので、大阪府のほうで今後、今おっしゃった300疾患も対象にしないのか、あるいは今後廃止していくのかというのは、ちょっと本町ではわかりかねますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

**戸田議員** 府の方針に関しては、今現在わからないし、把握もできかねるというご答弁だったと思います。

では、仮に、現在拡充された110の方たちに、同じように、この島本町年長者医療費の助成をするとなった場合、対象はどれぐらいになるとお考えですか。

**健康福祉部長** 難病の方につきましては、先ほど申し上げました大阪府の保健所のほうで手続き等しておりますので、本町のほうで詳細な数値というのは、ちょっと把握はしておりません。ただ、国のほうでは今回110、それから300疾患まで拡大すれば、現行の約倍ぐらいの患者の方がおられるだろうというふうに、国のほうでは考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 国の予想というか考えでは、対象人数が倍になっていくだろうと。では、医療費に関しては、どうでしょうか。難病ということで、様々な疾患を抱えていらっしゃる。それぞれに医療費、非常に高額であったり、あるいはそうでなかったりすると思うんですけども、医療費に関しては、どういうふうな動きが推測されますか。

**健康福祉部長** 対象者が倍になると予測ということで、それが単純に医療費も倍になるかどうかというのは、その難病のそれぞれの疾患で医療費もかなりあると思いますので、その辺はなかなか、どれぐらいというのは、見込むのはちょっと難しいのかなというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

**岡田議員** 今回の法改正によりまして、今まで、この難病に関する医療費、それが軽症者に関しては全面的に受けられておられて、今度、新しい制度になっては軽症者に関しては受けられなくなるということらしいんですけども、また重症者に関しても、全く今までは負担がゼロだったんですが、今回は所得制限ですか、があるというようなことで法改正がなっているかと思うんですけどね。これに関しては、島本町として、どれぐらいの医療費に関しての違いというんですが、負担がどれぐらい変わってくるのか、わかりますか。

**福祉推進課長** 従前の制度では、軽症者については特定疾患医療の登録者証、受給者証じやなくて登録者証を交付されているという制度でございました。今後の1月以降の新難病医療の国の制度におきましては、登録者証というのとはなくなりまして、受給者証のみになる。一定、軽症の方については、難病の方であっても難病医療の対象にはなっていないということにはなるんですけども、現在、実際に軽症で登録者証を受給しておられる方、持っておられる方自体が少ない、ほとんどいないという状況でございますので、大きな変動というものはないものと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** もう1点だけ、すみません。

今回の難病の制度が変わったのに関しましてはね、子ども、小児の難病も含まれているかと思うんですけども、島本町で、この対象になる子どもさんって、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**福祉推進課長** この条例とは直接の関係はございませんけれども、国の制度で小児慢性特定疾患の治療研究事業という、小児の慢性疾患に対する公費助成の制度がございます。そちらのほうは難病とはまた若干、考え方が違うんですけども、小児がんでありますとか血友病とかの、そういった重病、慢性疾患等も対象にしておりまして、現在、500程度の疾患を対象としております。こちらについても難病とあわせて見直し、拡大をするという形で1月以降予定されておりました、現在、700程度まで、疾患が拡大されるという形で聞いております。

現在の小児特定慢性疾患につきましては、こちら大阪府の保健所のほうで手続きされるものですので、本町が直接的に把握しているものではない、対象者を把握しているわけではございませんけれども、一定、保健所への聞き取りの中で、30から40程度ということで対象児童がいらっしゃるということで、お聞きしております。

以上です。

**健康福祉部長** 先ほど、外村議員からご質問いただきました本町の78人の難病の方の疾患の部分ですけども、本町で対象となっておられる方の疾患につきましては、22疾患ございます。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。日本共産党を代表いたしまして、反対の討論をいたします。

国が定める難病指定の数が変わることによる改正ということですが、従来の指定が300まで増えるというふうにお聞きをしています。府が56疾患から増やされないの、町もそのままという今回の条例改正ですが、病気に苦しんでこられ、今の質疑の中で明らかになりましたが、まして現状よりも一部負担増が生じる患者さんがあるという。こういう状態の中で、他の府県では行われていないとは言え大阪府では現にある制度、これを府がより実効のある制度に充実をさせること、そして国がより医療費の助成を充実させる。このことが必要であると議会の中で意思表示をすることを求め、国と府に強く町からも働きかけてもらうことも要請をいたしまして、反対といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

非常に苦渋な選択であります。まず、国の消費税5%から8%、10%議論の中で、年長者の年金・医療・介護に使われてきた消費税を、全世代メ리트へと消費税アップにしましたのは、保育所保育士を増やす、また地域子育て支援拠点の充実、そして難病で苦しんでいる方々、慢性疾患を抱えて治療が長期間にわたる子ども達の難病対象疾患の拡大に充てる財源元として、国民の皆様とお約束しての消費税でありました。

このことから、現在の56疾患から、平成27年1月1日から110疾患、夏頃には約300疾患へと段階を経て拡大予定であるのですが、今回のこの条例改正におきましては、平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要領に規定する疾患のうちと、現在の56疾患のままで、国の難病としての公費負担という形となっております。

冒頭にも述べたように、消費税の5%は年長者の方々、また3%・5%分は、他の世代の方々への財源元となっております。この点において一定理解していますが、しかしながら、近畿ブロック2府4県の老人医療費助成制度、難病を対象要件に加えている府県は大阪府のみということでもありますので、これはやはり大阪府独自の還元施策であるのではないかということを経験しますと、大阪府の一定の財源元を要望していく姿勢を要望し、またさらなるこれからの改正へと繋げていけることに、大阪府とも協議を進めていただき、年長者の方々の難病の施策打つからには、一定の責任を取っていただくという対応をしていただくように要望いたしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第74号議案 年長者医療費の助成に関わる、一部を改正する条例について、賛成の討論をいたします。

今回の条例改正の理由としては、一つは本年5月23日に「難病の患者に対する医療等

に関する法律（難病医療法）」が成立し、医療費助成が56疾患から300疾患に大幅に拡充されるということになっております。その意味では、難病対策の充実に大きな改革が40数年ぶりに実現したと言われております。難病指定を待っておられた患者の方々もいらっしゃるということです。

しかしながら、先ほどの部長からの説明もありましたように、現行の56疾患の中で三つ、スモン、それから劇症肝炎、重症急性膵炎は難病指定から外れたということで、それまで医療助成なども受けられた方々が受けられないということで、自己負担も増えるというような問題点もありますし、まだまだ難病として指定されない病気もあるということからして、完全な拡充とは言えないという状況であります。

そういう中で、大阪府が難病者を対象要件として加えている、老人医療助成制度の中に加えているという大阪府の制度そのものですが、本来であれば110疾患、もしくは夏に向けては300疾患が、本来はその医療助成の対象になるべきところだと、私は原則的にはそう思っております。しかしながら、そこまでの——予測するところですが、財源等もなかなか確保できないという状況もあるのかと推測をいたしますが、56疾患——三つは外れますけれど——それについては据え置いて維持していくということですので、その点はいろいろ不満もありますけれども、認めたいというふうに思っております。

以上です。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 多 数 起 立 ）

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**健康福祉部長**（登壇） 第75号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第75号議案 朗読）

提案理由につきましては、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきまして、第75号議案参考資料の「島本町難病者福祉金支給条

例の一部を改正する条例新旧対照表」に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴いまして、平成27年1月1日から国の難病医療助成制度が見直され、対象疾患の拡大等が行われることに対応し、本条例につきましても、対象者基準や金額等の変更を行うものでございます。

まず、第1条でございます。

国の制度改正に伴い、難病にかかる用語が変更されますので、「特定疾患罹病者」の表記を「指定難病の患者」に改めるものでございます。

次に、第2条でございます。

こちら、国の難病医療助成の受給者証の名称が変更されることから、名称を「特定医療費（指定難病）受給者証」に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、こちら用語の変更として「特定疾患」の表記を「指定難病」に改めるものでございます。

次に、第4条につきましては、福祉金の支給額を現行の月額1,500円から、月額750円に改めるものでございます。

大阪府内では、現在、難病者に対する同様の福祉金あるいは見舞金等の制度を単独で実施している自治体は本町を含め7自治体しかなく、厳しい財政状況の中、単独制度を運用するうえで、今回の対象疾患拡大による需給対象者の増加に対応するため、支給単価の見直しをさせていただくものでございます。

なお、新たな支給単価につきましては、同様の町単独制度であります障害者福祉金の支給単価との整合を図り、20歳以上の重度障害者の支給月額750円と同額にさせていただくものでございます。

次に、第6条につきましては、今回の改正にあわせまして、受給権の消滅規定に「第2条の規定に該当しなくなったとき。」の項目を追加し、対象要件となる国の難病医療助成の受給者証の交付を受けられなくなった対象者について、いったん受給権を消滅させ、受給対象者の明確化を図るものでございます。

なお、本条例は平成27年1月1日から施行し、改正後の規定は平成27年4月分の難病患者福祉金から適用をいたします。

以上で、島本町難病患者福祉金支給条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** こちらは会派としても、いろいろ資料を請求させていただきました。難病患者福祉金というものを持っている自治体もそう多くはないということは、十分に承知しております。また、すいません、他の会派の要求された資料をもとに質問させていただきますが、「人5」で「福祉金の過去5年間の対象人数と支給金総額」が示されております。これは平成で言えば25年度まで、5年間を示されているんですが、今の部長のご説明を

受けたうえで、今、わかっているだけで結構ですので、27年度以降対象者の見込み・支給額などはどのように積算されておられますか、ということが1点。

それから、一方では、これは国の法律改定の施行に伴うということで提案理由を示されていますけども、島本町としても第5次行革として難病者福祉金を減額していくということは示されて、実施されています。そのことについては、今回の条例一部改正には一切関わりがないのか。もともと、町の第5次行革の計画どおりの進捗とあわせて、法律改正と兼ねて、今回、改定をされるということなのか。その辺ちょっと、詳しい説明を求めます。

**健康福祉部長** まず、1点目の助成費の27年度以降の部分の積算、それから対象者ということでございますけども、外村議員の資料請求でありました「外4」の中で、今、ご質問いただきました部分につきまして記載をさせていただいております。

先ほどの条例改正でもありましたように、国のほうでは難病者の方、300疾患まで拡大すれば、約、現行の2倍になるという予測でございますので、それにあわせて500人程度、それから現行の金額が——半額にさせていただく予定にしておりますので、人数は倍になりますけども、年間予算につきましては現行と変わらないという見込みをさせていただいております。

それから、行革との関連でございますけども、第5次の本町の「行財政改革プラン」の中におきまして、いろいろ種々検討をさせていただいております。難病者福祉金につきましては、そのときの見直し方針といたしましては、対象者でありますとか実施方法については、今後、他の施策の状況、また他市町村の状況を勘案して見直しを検討するという形で、その当時、検討はしておりました。今回、こういう形で、法改正で難病の拡大という形になりますので、現行の福祉金につきましては、本町の部分につきましては対象が拡大になられた方につきましても支給をさせていただく。その代わり、先ほど提案説明ありました、ほか、障害者の福祉金も町単独でやっておりますけども、そのほうは行革で2回、減額をさせていただいて、現行750円ということでございますので、それとの整合を図りまして、今回、750円に減額をさせていただきたいという形で考えております。

以上でございます。

**河野議員** 説明の中身については、よくわかりました。理解するという意味ではありませんが、そもそも、やはり島本町としても、この第5次行革として見直し・検討を続けている中で、対象者が広がることにあわせて半額にされ、財政全体の支出としては同額相当を維持するということについては、一方では、それはそれで大変な努力を島本町はするということが求められてくるということになります。それは理解をしております。

ただし、一方では第5次行革のとおり検討・見直し、見直すということは減額ということを示されていたわけですから、そういったこととあわせて実施されるということに

ついてはね、やはり、もうちょっと踏みとどまることはできなかったのかというふうに思っております。

だから、財政だけで見ると現状維持ということになりますが、今まで受けてこられた方から見ると減額ということには間違いありませんので、今まで、23年度ですね、平成で言えば。減額されたときの難病者、特定疾患研究治療の対象の方の声も、私たちも聞いております。本当に、この福祉金が支えであったという方の声も聞いてます。それは島本町の良さとして、この議場でも紹介をさせていただいたこともあります。一見、難病とわかりにくい方、サラリーマン、現場で激務をこなしながら無理を重ねられて、ある日突然、非常に厳しい状況に陥って仕事も続けられなくなるような状況があるとか、上司から、次、倒れたときは辞めてもらうよと言われながら、この福祉金を支えに、高い検査代なども対応できるということでは、非常に支えにされてきたというような実態を島本町では聞いておりますので、そこは、450万が900万になるのはどうなのかということになるんですが、やはり踏ん張っていただいて、それでもって大阪府や国にも物を言うという姿勢を示していただきたいと思ったんですが、その点の検討についてはどうされたのか……（「そんなことばかり言うんだから」と呼ぶ者あり、他議場内私語多し）……。町長に、お尋ねいたします。

**川口町長** 今回、減額することについては、担当部とも当然、打ち合わせしてます。打ち合わせをした結果は、先ほど、部長のほうから答弁した内容と一緒にございます。

以上でございます。

**外村議員** この制度、大阪府下では7自治体しかやってないということで、非常に素晴らしいことだと思うんですが、この7自治体というのはどこどこなのか、教えていただきたいのと、7自治体も、この1,500円から750円にするのか。その金額の具合ですね、うちとは違うのか、それはわかったら教えていただきたいのと、1月1日からですから、1,500円が半分になるということで、その告知、もうすでにされているのか。されているとしたら、半分になるけど対象者が倍になるんだから、それはご理解ください、というようなことを懇切丁寧に説明をした告知をされているのか。その辺、まだならどうされるのか。その2点を、教えて下さい。

**健康福祉部長** 難病者の方に関する福祉金、府内でやっているのは本町を含めて7自治体でございますけども、本町以外につきましては、摂津市、それから吹田市、枚方市、大阪狭山市、岸和田市、富田林市でございます。

そして、その中で、他の自治体も検討はされているようなことは聞いておりますけども、詳細につきましては、現時点では減額どれぐらいするとか、増額するとか、一定の対象要件を見直すとかいうことにつきましては、詳細につきましては、まだ現在、把握はできておりません。

それから、2点目の部分でございますけども、今回、条例提案をさせていただきますし



で、ご可決いただきましたら、既存の対象者の方には当然通知はさせていただきますし、広報しまもと、それからホームページで周知をさせていただきます。難病につきましては、先ほどの議案でもありましたように保健所のほうで申請をされますので、保健所のほうに本町の、先ほどの部分と今回の部分のパンフレットを作りまして、新たに申請された方にはパンフレットを保健所のほうで渡していただいております。そちらのほうにも、内容を変更したものを保健所のほうに設置をしていただきまして、新たな難病の新規の方につきましては、そのパンフレットをお渡しいただき周知していただいて、対象の方は、本町でいろんな手続きをしていただくという形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**平野議員** 第75号議案 難病者福祉金支給条例の一部改正について、質問いたします。

福祉金を、月額1,500円を750円に引き下げるといことで、理由については先ほど部長から説明があったわけですが、そもそものこの福祉金の目的ということですね。目的については、社会保障の理念に基づき特定疾患罹病者に対し難病福祉金を支給する、そのことによって「福祉の増進を図ることを目的」として、昭和50年4月1日に施行したというふうに書かれているわけですが、そういった目的、理念、そういったものに基づけば、この福祉金の支給の引き下げ、今回の引き下げは、この目的とか理念に沿ったら、後退するということになりかねませんか。考え方をお訊きします。

それから、現在、受給されている当事者への説明と意見聴取はされたのかどうか、お聞かせください。

それから3点目ですが、今回、国の法律、「難病医療法」ですけれど、このことによって確かに難病指定が拡大され、医療費助成も56疾患から300疾患に拡充されたということについては、先ほどの条例の中で申し上げたとおりですけれど、これで公費負担が3割から2割になるとか、自己負担の上限額が決められるとかいうことで、結果的に医療費の負担が増えるという方もおられるのではないですか。その点の詳しい説明を聞かせていただきたいというふうに思っております。

前回の23年の見直しのときには、これは他の障害者福祉金とか遺児福祉金の削減もありましたが、総合して個人給付というものをできるだけなくして、新たなサービスに対応していくというようなことをおっしゃっていたわけですが、今回の福祉金削減というのが同様のお考えであるならば、その難病者の方々の新たなニーズや新たなサービスというのはどのようなものでしょうか。そのことをきちんと考えておられますか、お聞かせください。

**健康福祉部長** まず、1点目の今回の難病者福祉金の支給の内容でございますけども、議員からご説明ありまして、昭和50年の4月1日から、この福祉金という形で難病者の方に対して支給をさせていただきます。本町でも行財政改革をする中で、平

成14年の4月1日からは、同じく障害者の福祉金という部分と難病者の福祉金という部分、それぞれあるんですけども、障害者につきましては、もう14年4月から半額に減額をされておりまして、難病者は3千円を維持しておりました。これにつきましては、難病者の方につきましては、当時、福祉施策が少なかったという部分がございますので、そういう意味も込めて現状を維持していたということでございます。

目的とかは変わりませんが、先ほど申しました、難病者の方は、これまでなかなか福祉サービスを利用する部分がなかったのがありましたけども、平成25年の4月から「障害者総合支援法」が施行されまして、難病者の方も一定のサービスが拡充して利用できるようになったという部分もございます。

3点目の内容にも関連しますが、今回、国のほうで難病者の医療費の助成制度についても改正をされております。議員がおっしゃっていただきましたように、現行は患者負担割合3割ですけども、それが2割になります。自己負担の上限額につきましては、階層が6階層ありまして、現行と変わらない方もおられますけども、所得の一定ある方については上限額が少し拡大をされるという部分の改正もあったりとか、あと入院時の食費が2分の1の自己負担であったものが全額自己負担になったりとか、医療費の負担割合は減ってるけども自己負担額が増えていたり、新たに自己負担分が出てきたりという部分で、国のほうでは大きな改正をされております。

こういう部分で、難病者の方につきましては国の医療費助成もありまして、新たな法改正でサービスも利用できるようになっておられるという部分と、先ほどの提案説明でも申し上げました、本町の単独でやっております障害者の福祉金につきましては、もう750円という形でさせていただいておりますので、今回、難病者の方の対象も増えるということで、難病者のほうも750円にさせていただきたいということでございます。

あと、当事者の方のご意見とかいう部分につきましては、説明会等もしておりませんので、そういう形ではやっておりません。

4点、ご質問いただきましたけども、1点目と3点目につきましては、そういう形で、総括的にご答弁をさせていただきました。

以上でございます。

**平野議員** ちょっと、最後のところが私、よくわからなかった、答弁の中身が少しわからなかったんですけど、難病者の方は多岐にわたるわけですけどね、疾患については多岐にわたるわけですから、障がい者のほうの福祉サービスを利用できる方もいれば利用できない方もいる。福祉サービスを利用してサービスを受けることが、その方にとって良い場合もあるし、それではやっぱり対応できない場合も、難病というのはあるかと思えます。そうしましたらね、難病者の方々にとってはどんなニーズがあるのかということと、どの程度把握しておられるかということをお訊きしたいと思えます。

難病患者の療養生活とかいうことについて、そういったことや、その家族がどういっ

たことを抱えているかとか、相談に応じるとか情報提供するか、そういった療養生活へのサポートとか、もしくは先ほどの福祉のサービスなどについて、どのような形で有機的な連携を図るための仕組みを作っているのかとか。また、難病の方って見た目ではわからない場合もありますよね。そういうときに、就労したくてもできない方々に対する就労支援とか、そういったことについて、やはり体制ができていいのかどうかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

直接に当事者には説明をしていない。説明はしていないということですから、お声は聞かれてないということですけど、私はこういうときこそね、皆さんの声を聞かなければならないというふうに思っております。その声を聞いて、提案していただかないと、結局、現状もわからないままに、単に障害者福祉金のほうが750円になったからという、それだけの理由で整合性を図るために750円にするというのは、あまりにも安易だなというふうに思っております。現状をまず把握するというのが何より大事だし、声を聞くということが大事だというふうに思っております。

決して、障害者福祉金の月額750円が良いわけではありませんし、当時、23年度の議会審議の際には、かなりの議論がありました。数時間にわたって――議事録も読みましたけど、本当に町議会議員の皆さんからのご意見があったと思います。だから、すんなりと750円になったわけではないんですね。そこはやっぱりしっかりと、行政としても認識していただかないといけないと思います。

確かに財源の確保、本当に難しいことでありますけれども、府内7団体の中に島本町が入っているということは、そういった厳しい状況に置かれている立場の方をサポートする体制があるということで、島本町はほんとに、そういう優しい政策をしているんですよということで、やはり、そこは一つアピールになるわけですからね、現状維持とか現行を維持するというのも大事なことはないかなというふうに思っております。

こういうことは、もう町長の政策に関わるわけですからね、財源確保ということが大変だということもわかりますけれども、一方で、この町がどうあるべきかということに関わることですから……（「簡単に」と呼ぶ者あり）……、ぜひ、現行維持をお願いしたいというふうに思っておりますけど、町長のご意見を、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

**川口町長** 今、府内で7自治体しかない、というふうなお話いたしました。その部分で、島本町は進んでいるというふうなご意見でございますけど、遅れている部分もございます。福祉全般を考えた場合には、今回、提案させていただいている条例の一部改正が必要である、そのように思っております。

以上でございます。

**福祉推進課長** 難病患者への支援サービス等についての部分について、でございます。

難病者への支援につきましては、一定考えられるものとしては、想定されるものとしては、やはり国の難病医療助成に代表される医療費の部分、医療費の公費負担、その部分については従前から、今回、拡大もされますけども、国のほうで全国一律でやっているという状況がございます。また、福祉サービスについては従前、この難病については医療の支援のみという状態でございまして、福祉施策につきましては平成24年度までは、ずっと福祉施策としてあるのは難病者独自のホームヘルプサービス、あるいは難病者独自の、対象種目も少ないんですけど日常生活用具の給付制度、その部分しかなかったという状況がございました。

それらにつきましては、平成25年度から「障害者総合支援法」が施行されまして、難病者であっても対象疾病による障害があつて、一定、介護を要するとか、そういうサービスが必要な方については障害者手帳を持たなくても、認定等を受けて障害者と同等の障害福祉サービスを受給できる、受けられるという状況になっております。具体的に言いますと、例えばホームヘルプサービスもそうですけども、ガイドヘルプサービスでありますとか、あるいは福祉用具の給付制度でも、従来の限定された難病者の日常生活用具よりも補装具、日常生活用具といった車いす、電動車いすといった高額用具を含む装具といった、様々な福祉用具が支給対象となってくるものでございます。

障害者につきましても難病者につきましても、当然、制度を使う方、使われない方、サービスを使われる方、使われない方、もちろんございます。障害者についても、千何百人という方が手帳を持っておられますけども、実際に「総合支援法」のサービスを使っている方は、受給者証を持っている方で200人弱という形になっております。様々な状況がございまして、サービスを利用されない方もございます。ただ、いずれサービスも使われるという場合もございまして、一定、行政としては福祉サービスが必要になった方、介護が必要になった方に対して、どう手当てしていくかというサポートが大事なのかなと考えております。

また一方、様々な相談支援という部分につきましても、当然、「障害者総合支援法」に基づく各種相談支援がございまして、考え方としては、障害者と難病者というのは、同等の「障害者」という形で支援を行いますので、役場を中心とする様々な生活その他サービス利用等に対する相談支援というのは、従前からやっておりますけれども、平成25年度の「障害者総合支援法」以降も相談支援を行っていくという体制になっております。また、従前から医療の利用も含めた難病者への相談支援、サポートという点に関しましては、茨木保健所のほうで、かなり保健師さんが手厚くサポートしておる状況でございます。

以上でございます。

**平井議長** できるだけ簡潔に、お願いします。

**平野議員** 今、町長は、進んでいる点もあるし遅れている点もあるということ。そうしま

したら、このことで進んでいる点、遅れている点を、本来ならばですよ、2倍になるとおっしゃいましたね、対象者が2倍になるということで450万円支給をする、半額にして450万円支給とすると。現行のままやったら900万円かかるわけですよ。だけど、いろいろ財政的にも厳しいというか、遅れたところもあるから、遅れたところにも回していくという考えかなと思うんですけど、その450万円、現行どおりだったらプラス450万円には、どういった遅れたところに、それは使うということにされているのですか。ご答弁がありましたので、参考までにお聞かせいただきたいと思っております。

それから、やっぱり当事者の声なんですけどね。私も友人知人に、やはり難病者の方がいます……（「簡潔に」と呼ぶ者あり）……。今回の法改正で自己負担が増える、医療費負担が増えるということで、やはりこの福祉金、月額1,500円の福祉金は非常に助かるのだというふうに聞いております。なかなか仕事も十分にできない中で、この福祉金の支給というのは私たちの支援になるということをお聞きしておりますので、そういった声をしっかりと聞く。直接、当事者の声も聞かないでこういうことをするという、その姿勢が私にはどうも理解できないわけですが、そういうふうには言っておられます。しっかりと、その声は聞いていただかないと。その手続きをしないでこういう提案されるということについては、やはり問題があるというふうに思っております。

それから、この7自治体のことなんですけどね。私たちの請求の「人6」の請求文書で、7自治体、対象要件とか支給額なども示しておられます。それはそれぞれ金額も、年額だったり月額だったりして違うわけですから、それはそれで自治体のやり方というか、予算とかにあわせて、こういうことは決まっているというふうに思っております。ですから、別にこれは750円にするということではなくて、例えばそれが月額、ほんとに厳しいんだったら1,000円にするということだってあり得るわけですから……。

**平井議長** 簡潔に質疑を、思いはいいけど。

**平野議員** 単純に、何か障がい者の福祉金を整合させるためだけというような言い方をされるとね、何かほんとに十分に検討されたのかなというふうに思っております。それぞれの月額・年額だって、自治体によって違うわけですから、この辺についてはね、金額については、やはりもっと精査がいるんじゃないかなというふうに思います。改めて、お聞かせください。いかがですか。

それから、前回の23年度のときに、私、読み返してみましたが、高山議員が、財政が大変だから削減するというようなことは、やはり今の日本国憲法の25条、国はすべての生活部分において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び推進に努めなくてはならないということで、財政が大変だから切ってもいい、そういった考えでは駄目だというふうにおっしゃっているんですね。私、この発言は本当に心に受けとめていました。改めて、このことを申し上げたいというふうに思います。また、見解を聞きたいと思っております、それについての。

**川口町長** 450万という話でございますけど、まだ27年度の予算査定はしておりません。具体的にどうするのか、まだ査定もしておりませんので、原課のほうで調整している段階でございます。

ただ言えるのは、ますますこれから福祉の需要が増えてくる、福祉に対する予算を手厚くしていかなければいけないと思っておりますので、そのためには様々な行政改革が必要である、そういうことでございます。

**健康福祉部長** 金額の設定の考え方でございますけども、先ほどもちょっとご答弁をさせていただきましても、この資料請求の部分で申し上げますと、本町を含めて7団体。よその自治体におきましては所得制限を設けておられて、非課税世帯ということで、本町に生活上も大変な方に対して福祉金を支給するということもありますし、本町のように、そういう特定疾患の方に対して全体に支給するという部分もございます。

根本的には、他の自治体もいろんな改革等もされる中で、先ほど来申し上げております障害者の福祉法が改正されまして、「障害者総合支援法」という形で、新たに難病の方に対しても、先ほど課長が詳細に申し上げましたような、いろんなサービスが利用できるということで、従前はサービス利用できない部分をこういう福祉金で支給してたという部分が、現行ではそういうサービス利用のほうに、他の自治体も移行していつているのではないかとというのが基本的に考え方にあるのと、あと行革での位置づけですね。先ほど、他の議員からもご質問ありましたように、第5次の行革の中で一定、今後の状況を見据えて検討をしていくという考え方もございましたし、それから、根本的には本町の障害者の方の単独の福祉金、これにつきましては2回、減額をさせていただいておりますので、20歳以上の方につきましては、現行、最高額で月額750円という形になっておりますので、その辺も総合的に勘案して、今回、同額の750円という形に設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

**河野議員** もう何度か質疑、重ねられておられますし、今の質疑にも大いに私も同感なんですけど、会派として要求させてもらった資料の中で、この第75号議案については、「個人・団体の要望等のわかるもの」ということを請求しましたが、「資料なし」というふうに示されたことですね。それが先ほどの質疑でも明らかになっております。福祉事務所を持っておりますし、コンパクトシティということではね、正直、職員の方ほど対象者、当事者の声は日々目の当たりにされ、質も量も含めてね、十分にわかっておられると私は思っているんですよ。それは議員以上に、それは当然のことだと思いますが、だからこそ、この条例改正について、先ほど言われた難病者福祉については前進もあったと。前進・後退も含めて総括として、当事者の合意、納得は得られているのかということ。これを訊きたかったわけですが、それはちょっと疎かにされたんじゃないかということ。これはちょっと島本町の、福祉金を持っている、制度を持っている島本としては、この

場においてはちょっと不手際になったのではないかと思います、その点は、一般論を言うんじゃないくて、島本町の当事者としての声は聞かれたのか、ですね。

あとは、今回のこの条例についての資料要求させてもらいましたが、年に一度程度は、こういった難病者の団体や患者の団体の方との懇談というのはされてきているのかというのを、再度、確認のために質問させていただきます。

「税と社会保障の一体改革」と言われものね、地方自治、地方財政との関係は、よくよく精査して議論しなければいけませんし、私たちも闇雲にすべてを反対するというものではありませんが、住民にとって、それは島本町民にとってどういう影響を与えるのかということ、この議場でしっかりと答えていただかないと困る。それが今、わからない状態であり、あくまで減額の部分があるということがはっきりしたわけです。それに対しての合意が得られているという説明もなかったということでは、やはり、この「税と社会保障の一体改革」の一環であり、その流れを受けて条例提案をされた中身としては十分ではないということですし、後退の面が著しく見られると言わざるを得ません。ですので、当事者との懇談、日常的な懇談と、本条例についての意見聴取はどうだったのかということ、再度、お尋ねいたします。

**福祉推進課長** 難病患者の方との日常的な懇談についてでございます。難病患者の方も、実際、今も障害者手帳取られている方もいらっしゃいますし、介護保険の要介護認定を受けている方もいらっしゃいます。そういった中でも、実際に難病の方でホームヘルプサービスでありますとか、サービスを使われている方というのはいらっしゃいます。そうした中で、制度利用の中で、窓口でやりとりしたり、実際に認定の支給決定のための聞き取りをさせていただいたりという形での聞き取りをさせていただくことは多々ございます。その中で、一定、生活の状況でありますとか、医療の状況、様々な状況をお聞きしております。その中では医療費についてとか、あるいは具体的にはやっぱりサービス利用のこと、生活の状況、ニーズ等についても聞き取りをしております。ただ、福祉金について、よりさらに経済的支援をという形でのお声というのについては、窓口等の聞き取りでは、今のところ把握はいたしておりません。

ただ、団体についてでございますけれども、難病患者の当事者団体というのは本町内にはございませんで、定期的な聞き取り、懇談等は行っておらないところでございます。

以上です。

(午前11時24分 田中議員退席)

**戸田議員** まず1点、確認したいのは、今回の件、住民福祉審議会での審議を経ていきますか、ということが1点目です。

そしてもう一つは、前回、平成23年に福祉金の引き下げを大きく行った際、福祉保健課長が答えてられます。個人給付というものによって町の財政が投入されていたものを見直すことで、「これから来るべき法改正、また町独自の新たなサービスの構築に備え

るためのものがございます」と。それについては、先ほどご答弁があったように、平成25年の障害者に関わる支援法の改正等、国の部分に関しましてはご説明が詳しくありました。しかしながら、ここで問いたいのは、新たなサービスを構築されるための原資として、この個人給付を見直した分を、きっちりとして充てていきたいとおっしゃった。その分、島本町としてサービスをどのように充実されましたか、と問いたいと思います。

もう1点は、その際、難病の方、ふれあいバスの利用に関して、随分と拡充の件、今後見直していこうというのがされていきました。難病の方は、福祉ふれあいバスを利用することができる、そういう仕組みができていますか。

以上です。

**平井議長** 答弁、できるだけ簡潔に。

(午前11時26分 田中議員出席)

**福祉推進課長** まず、1点目の住民福祉審議会への審議でございますが、住民福祉審議会には、特に諮問案件等としてはかけておりません。

2点目の、個人給付の見直しにかかる施策の充実等でございますけれども、この間、「総合支援法」の導入もありましたし、国のサービスについては一定、きちっと対応して、予算もつけて拡充してまいったのかなど。町単独の制度についてでございますけれども、こちらについては、まだ検討途上の部分が多いのかなという部分で、まずは「総合支援法」、国制度への対応というのを中心に行っておりますので、まだ町単独の部分での施策というのでは、まだ検討途上の部分が多いのかなと考えております。

以上です。

**健康福祉部長** 3点目の福祉ふれあいバスでございますけれども、乗車できる対象の方につきましては、町内にお住まいで自力乗降できる方が基本にありまして、65歳以上の方、それから障害のある方、妊婦の方ということでございますので、難病の方も乗車はしていただくことは可能でございます。ただ難病の状況によって、いろんな部分で困難な方もいらっしゃるかもわかりませんが、基本的には乗車はいただけるものと認識をしております。

以上です。

**戸田議員** 私、住民福祉審議会にお尋ねになる必要があったと思います。社会的に、より困難な状況にある方、今、難病という状況で必死に生きています方、外からはわからないけれども、一生懸命生きていらっしゃる方に痛みを強いる提案であったと思っています。こういった個人給付に限って見直しが進められていることには、やはり非常に残念だなと思っているわけです。住民福祉審議会にお尋ねになってないというのは、大変遺憾に思います。

また、お尋ねしますが、町として検討の過程にあるものがあると。それは、具体的にはどのようなものですか。ご説明ください。



そして、福祉ふれあいバスです。難病の方というのは、本当に外から見たら全くわからないというようなことがあるし、見た感じには健常者と全く変わらない。しかし、移動に対して、自ら自己負担をしいることなく福祉ふれあいバスが利用できるという、「障害」という括りじゃなくても利用できるという仕組みがどうできているのか。難病であるということを示して、福祉ふれあいバスを常に利用できる。そういうことは、どういうふうにしたらできるのですか。私がもし、そのような状況になればどうしたらいいですかと問うたら、どう答えてくださいますか。

**福祉推進課長** 検討途上にある施策ということでございますけれども、まだ、もちろん形にはなっていないものでございますけれども、課題として認識しておりますのは、例えば移送サービス、チケット制の導入等も課題となっておりますし、また「総合支援法」のサービスメニューが一定出揃った中で、その中でさらに補助的に、町単独等で補足的に制度を作ってサポートしていかなければいけない部分というのもあるかと思っております。その部分については、まだ課題整理等が終わっておりませんので、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**健康福祉部長** 福祉ふれあいバスでございます。議員がご質問ございましたように、先ほど私、申し上げました障害のある方ということで、基本的には障害者手帳お持ちの方及び介護者ということですので、難病の方で障害者手帳お持ちの方もいらっしゃいますし、そうではない方もおられます。議員がおっしゃっているように、難病を持っておられますけれども、外見上、健常者の方と何ら変わりなくという部分がありますので、その辺がどういうふうに分けられるのかというのは、ちょっと難しい問題なんですけれども、その辺は今後、この乗車対象も含めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

**戸田議員** 平成23年の福祉金切り下げの際に、ふれあいバスの拡充を検討されたように、今回も福祉ふれあいバスの利用対象者の拡充、それから、より使いやすい方法については、課題として検討いただきたいなと思っています。

今、課題整理をされている、そういうことをきっちり住民福祉審議会でお示しになって、そして進めていくということ。なぜならば、1,500円になった、750円になった、次はもうなくなっていくのではないかと。そのときに、何か見放されたような、そういう気持ちに当事者の方はなっていくかと思っています。財政の問題があるのはわかります。しかし、そこからすべて始めると、本当に苦しい立場の方が置き去りにされていく、希望を失っていく。そういうことを私はとても懸念しています。希望があれば、何とか頑張れるということもありますので、この福祉金のお金は金額に関わらず、とても大事なものだと思っています。この点について、見解をお示し下さい。

以上です。

(「反対なら反対でええ」「今の発言はちょっと」他、議場内私語多し)

**健康福祉部長** 福祉施策につきましては、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、法改正によりまして難病の方につきましてもサービスの充実が図られたところがございます。その他、福祉につきましては様々な、いろんな改正等がありますので、その辺は本町のハンドブックというので詳細にまとめて、対象の方には、わかりやすい制度等につきましてご案内はさせていただいておるんですけども、今回、いろんな改正がある中で、もっときめ細やかに、対象の方にわかりやすいような形で情報提供もしていかなければならないというふうに思ってますし、これまでもしてるんですけども、より一層、そういう形で周知、それからご案内をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時33分～午前11時40分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党町会議員団を代表して、第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正についての反対討論を行います。

難病者に支給する福祉金を、支給対象者が増えることで半額にするというものですが、島本町では、行革によっても支給額を減らしてきています。このお金を検査の費用に充てるようにしている、という方もいらっしゃいました。難病を抱えて生活している方たちは、体調が悪かったら移動にもタクシーを使わざるを得なかったり、治療や検査に時間を取られ仕事が十分できなかったりと、生活に困難を抱えておられる方も多くおられます。

今回、この福祉金を頼りにしている方たちの声も聞かず減額をしていくことは、福祉金制度を守ってきた島本町として、非常に残念なことであると考えます。

以上、反対といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正についてに対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

前の「年長者医療費の助成に関する条例」の一部改正でも述べましたように、財源元の部分の消費税のアップの部分ですね。やっぱり、この点の部分の財源がまずありますが、難病者対象疾患の拡大に充てることをもとにしました。こういった財源が、現在、

景気において低迷している部分で先送りになっている部分もございます。その財源元を、やはり反対される方々も多々多いという中であります。こういった中も、その声も事実であろうと思いますので、一定、島本町も考えていかなければならない。

しかしながら、国の難病医療助成制度の見直しに、本町も対象者基準を改められます。また金額の変更におきましては、やはり現金支給というバラマキ的な政策よりも、対象者にあった対応サービスへと転換されている。実際に平成24年度からは、25年度の改正の「障害者自立支援法」の改正で、難病者も障害者と同様にサービス費での還元とされています。

こういった中、福祉金・見舞金などでの支給は、府内自治体中、転換されていない福祉金・見舞金支給型は本町を入れても7自治体であり、北摂では摂津市と吹田市と本町のみ、また府内全体の町村では本町のみということになっております。現行の56疾患で受給者250人ですが、110疾患では倍を見込んでおられます。しかし、この見込みも定かではないこともありますし、300疾患にした際にも、受給者数の想定は段階を経なければ見込めないのではないかと考えております。

こういった中、消費税の反対もありますので、やはり財源元をしっかりと持ち、また本町単独でやっていく中には、やはり現行の状況、過去5年間の数字も出していただいております。600万、700万、400万、こういった中で倍になっていくということは、その分の財源確保をしていかなければならない。こういった中の、やはりサービスを求めるには、その分、消費税反対される方々のご理解も必要不可欠であろうと思いますので、今回の現金支給、苦渋の選択ではありますが、対象者疾患にあったサービス費での還元と転換していくことに対しまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 第75号議案 難病者福祉金支給条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして反対の討論をいたします。

この条例改正は、国の「難病の患者に対する医療に関する法律」が成立し、医療費助成が56疾患から300疾患に拡充されるということに基づいて改正されるというふうに認識しております。ただ、その「難病医療法」の成立過程で、対象疾患が、先ほども議論がありましたスモンなどが外されたということについては、まだまだ、そういった疾患を持っている方々にとっては医療助成が必要なものであったというふうにも思っております。特にスモンにつきましては薬害でありますので、国の救済措置が、最後までしなければならぬ問題だというふうに見解を持っているところです。

島本町独自の福祉金支給制度ということで、昭和50年度からこの制度は始まっておりますが、今回、月額1,500円を750円に削減されるということにつきましては、まだまだ難病者の方々の苦しい生活実態、また医療費負担が増えている状況なども考えますと、この福祉金というものについて非常に助かる、という声も聞いております。また、自己

負担の上限額も増えるという、上限額が変わるということについて負担が増えるということもありますので、この福祉金の減額というのは、それなりの影響があるというふうには私は思っております。

難病者の方々は、やはり障がい者の皆さんとはまた違ったニーズを私はお持ちだと思っておりますので、もちろん、福祉サービスが使えるということについては評価する点もありますが、その福祉サービスで救えない部分というか、対応できないことも多々あるというふうには思っております。そういう中で、いろいろな検討もなされているところですが、福祉金支給の切り下げがサービス対応十分できているかということについては、見通しはあまりなかったのではないかなというふうには思っているところであります。

何より、当事者からの意見を聴取しなかったということ。これは非常に残念なことです。こういった姿勢で福祉の切り下げが行われるということは、あってはならないというふうには思っております。社会保障ということ、また憲法の生存権などにも照らしますと、この制度そのものが島本町としては輝く制度でもありますので、それは現行どおりに維持していただきたいというふうにも思っているところであります。少なくとも、「第5次行革プラン」はパブリックコメントをされました。しかし、今回は住民福祉審議会にも諮問しないで、当事者の声も聞かないで提案されたということについては、非常に問題だというふうには思っております。

以上を申し上げまして、この条例改正については反対いたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について、自民無所属の会を代表して討論を行います。

「難病の患者に対する医療費に関する法律」の施行に伴い改正されるもので、国の難病医療費助成制度が見直され、対象患者の拡大等が行われることに対応して、本条例においても対象者基準、金額の変更等の一部を改正されるものです。

受給資格者が倍になることを見据えて、今回、福祉金の月額1,500円から750円に変更されるものです。受給対象者が増えることから、現状の財政状況での助成費用で対応するためには障害者福祉金と同額にされることについて、一定理解し、賛成の討論とします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について、反対の討論します。

いろいろ質疑でも出てましたけども、やはり、この実態、第5次行財政改革でいろんな福祉金をカットしてきた最中で、今回、単純に国の医療補助制度が見直されて対象者が倍になったから半分にするというのは、何か機械的にされたように思えてならない。ほんとに450万円が900万円になるとしても、島本町という財政にとって450万上がった

ら、途端におかしくなるというふうに思えません、その額が。

だから、もう少し慎重な議論もして欲しかったし、福祉金としてもらう月750円というのは、これはもう福祉金じゃなくて見舞金、名前もほんとにありがたみを感じなくなるんじゃないかと思って、私、非常に危惧しております。特に3千円から1,500円に下がった。またこうして750円と。ほんとに、これが1,500円というのは一つの節目だと思っておりますので、他の自治体がどうであろうと、島本町としての誇るこういう福祉金は最低限守るべき額は、やっぱり1,500円であろうと思いますので、これを安易にされたということは残念で、今後、こういうことがあることも機械的にされるのを非常に危惧しておりますので、その考え方、姿勢について、非常に警鐘、警告をしておきたい。

他からも出てましたけども、住民福祉審議会でも全然声を聞いておられない。ほんとにこれは、なぜ聞かなかったのかという理由も聞いてませんが、そんな基本的な手続きさえ踏まれてないというのは、私は残念でございます。

従って、450万円、特に今回、同じ12月議会で職員の給料を上げるだとかいう話が、期末手当をアップするだとかいう話が出てる最中で、一方ではこういう、ほんとに小さな福祉金までカットしなきゃならんというふうに、私はどうしてもそう思えない。そういうことを総合的に判断すると、どうしても賛成するわけにいきません。

以上です。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 75号議案に関しまして、公明党を代表して討論を行います。

自治体単独で7自治体を実施されているとお聞きいたしておりますが、その中に島本町が入っているということは、現在まで、ほんとに手厚くされてきたものであると思っております。難病者の法改正によりまして、対象者疾患の拡大等が行われるということに対しましての今回の条例ではないかと思っておりますので、やむなく、私たちは賛成をさせていただきます。

以上です。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

平井議長 起立多数であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第76号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇） それでは第76号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第76号議案 朗読）

提案理由といたしましては、「健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、出産育児一時金の支給額を引き上げる改正（第6条関係）でございます。

それでは改正条文につきまして、具体的にご説明申し上げます。第76号議案参考資料をご覧ください。

第6条でございます。出産育児一時金の支給額を、現行の39万円から40万4千円に引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年1月1日でございます。

なお、条例改正後の第6条第1項の規定は、平成27年1月1日以後に出産した被保険者にかかる出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 56 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、第 77 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第 85 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算(第 2 号)までの 9 件を一括議題といたします。

なお、本案 9 件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**総合政策部長(登壇)** それでは第 77 号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

(第 77 号議案 朗読)

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するものでございます。

今般の条例改正につきましては、第 1 条及び第 2 条の 2 条立てとなっております。

まず、第 1 条につきましては、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用するものでございます。また第 2 条につきましては、平成 27 年 4 月 1 日を施行日とするものでございます。

それでは、第 77 号議案資料に基づき、ご説明を申し上げます。1 の 4 ページの次のページでございます。

2 の「議案の概要」の、第 1 条の改正内容でございます。

平成 26 年度の期末手当につきましては、支給月数を改正するものでございます。12 月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の 2.0 月から 2.15 月へと 0.15 月を加え、年間支給月数を 3.85 月から 4.0 月へ改正するものでございます。

続きまして、第 2 条の改正内容でございます。

平成 27 年 4 月以降の期末手当につきまして、支給月数を改正するものでございます。平成 26 年度支給分につきましては、すでに 6 月期を支給しておりますことから、12 月期において 0.15 月分を加えておりましたが、平成 27 年度以降につきましては、その増加分の 0.15 月分を 6 月と 12 月とで按分し、それぞれ 0.075 月分ずつを加えるものとする改正でございます。具体的には、6 月期につきましては現行の 1.85 月から 1.925 月へと 0.075 月を加え、12 月期につきましては現行の 2.0 月から 2.075 月へと、0.075 月を

加えるものでございます。

これらの改正によります0.15月分の増加による影響額といたしましては、年間約81万円でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第78号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

(第78号議案 朗読)

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するものでございます。

今般の条例改正につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。

まず、第1条につきましては公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものでございます。また第2条につきましては、平成27年4月1日を施行日とするものでございます。

それでは、第78号議案資料に基づき、ご説明を申し上げます。2の4ページの次のページの、「2 議案の概要」でございます。

まず、第1条の改正内容でございますが、これにつきましては平成26年度の期末手当につきまして、支給月数を改正するものでございます。12月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の2.0月から2.15月へと0.15月を加え、年間支給月数を3.85月から4.0月へ改正するものでございます。

続きまして、第2条の改正内容でございます。これにつきましては、平成27年4月以降の期末手当につきまして支給月数を改正するものでございます。平成26年度支給分につきましては、すでに6月期を支給しておりましたことから、12月期において0.15月を加えておりましたが、平成27年度以降につきましては、その増加分の0.15月分を6月と12月とで按分をし、それぞれ0.075月分ずつを加えるものとする改正でございます。具体的には、6月期につきましては現行の1.85月から1.925月へと0.075月を加え、12月期につきましては現行の2.0月から2.075月へと0.075月を加えるものでございます。

なお、これらの改正によります0.15月分の増加による影響額といたしましては、年間約38万4千円でございます。

以上、簡単ではございますが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第79号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第79号議案 朗読)

提案理由といたしましては、平成26年人事院勧告の改正内容等に準じて、改正するも



のでございます。

今般の条例改正につきましては、第1条から第4条までの4条立てとなっております。第1条及び第2条につきましては、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正でございます。第3条につきましては、平成18年9月議会においてご可決を賜りました「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正の附則を改正するものでございます。また、第4条につきましては、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正でございます。

それでは、第79号議案資料に基づき、ご説明を申し上げます。3の20ページの次のページでございます。

「2 議案の概要」の、第1条の改正内容でございます。

まず、(1)給料表についてでございます。給料表につきましては、若年層に重点を置いて、平均0.36%の引き上げの改定を行うものでございます。

次に、(2)期末手当及び勤勉手当についてでございます。平成26年度の期末勤勉手当につきまして、一般職員、再任用職員及び特定任期付き職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

まず、一般職員につきましては、12月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の0.675月から0.825月へと0.150月を加え、年間支給月数を3.950月から4.100月へ改正するものでございます。

続きまして、次のページの再任用職員でございますが、12月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の0.325月から0.375月へと、0.050月を加え、年間支給月数を2.100月から2.150月へ改正するものでございます。

次に、特定任期付き職員でございますが、12月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の2.000月から2.200月へと、0.200月を加え、年間支給月数を3.900月から4.100月へ改正するものでございます。

続きまして、次のページの(3)通勤手当についてでございます。バイクや自動車などの交通用具を使用して通勤する者の通勤手当について、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で増額する改正を行うものでございます。

この第1条につきましては、施行期日は公布の日として規定しておりますが、職員の給料及び通勤手当の改正につきましては、平成26年4月1日から遡及して適用し、期末勤勉手当の改正につきましては、同年12月1日から適用することと規定をいたしております。

続きまして、第2条の改正内容についてでございます。

まず、(1)給料についてでございます。給料表につきまして、人事院勧告に準じ、平均1.81%の引き下げの改定を行うものでございます。

次に、(2)地域手当についてでございますが、これにつきましては、地域手当の支給割

合を3%から6%に改正するものでございます。

なお、国においては段階的に引き上げることとされておりますが、本町といたしましては、これまで近隣自治体と比較して低率に抑えられてきたことも踏まえまして、平成27年4月1日時点におきまして、6%に引き上げるものでございます。

続きまして、次のページの(3)期末手当及び勤勉手当でございます。平成26年度支給分につきましては、すでに6月期を支給しておりましたことから、12月期において支給月数の増加を行っておりましたが、平成27年度以降につきましては、その増加分を6月と12月とで按分をし、一般職員、再任用職員及び特定任期付き職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

まず、一般職員についてでございます。6月期の勤勉手当につきましては、現行の0.675月から0.750月へと0.075月を加え、12月期の勤勉手当につきましても、現行の0.675月から0.750月へと0.075月を加えるものでございます。

次に、再任用職員についてでございます。6月期の勤勉手当につきましては、現行の0.325月から0.350月へと0.025月を加え、12月期の勤勉手当につきましても、現行の0.325月から0.350月へと0.025月を加えるものでございます。

次に、特定任期付き職員についてでございます。6月期の期末手当につきましては、現行の1.900月から2.050月へと0.150月を加え、12月期の期末手当につきましては、現行の2.000月から2.050月へと0.050月を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

続きまして、次のページの第3条の改正内容についてでございます。

経過措置額、これは現給保障額でございますが、本町の給料表につきましては、国の給与構造改革に準じて改正を行い、平成19年4月1日から、これまでの1号給を4分割にする新たな給料表を導入いたしております。導入の際、平成19年4月1日の給料表切り替え後の給料月額が切り替え日前日に受けていた給料月額に達しないときは、経過措置として切り替え日前後の給料月額の差額についても給料として支給する、いわゆる現給保障を行うものでございます。

今回、その現給保障額について、切り替え日後の給料月額とは、今後の給料表の改正に関わらず、今回の改正を行う前の給料表の給料月額として位置づけることとする改正でございます。

続きまして、第4条の改正内容でございます。

これにつきましては、第1条の条例改正に伴う、項ずれによります規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、第3条及び第4条ともに公布の日から施行するものでございます。

以上の給与改定の実施によりまして、正職員全体では、平成26年度において約1,759

万円の増額を見込んでおります。今回の改正におきまして、今、申しあげました正職員全体の増額分1,759万円を、平成26年12月1日現在の正職員数241人で除した場合、1人当たりの平均年間給与は約7万3千円の増額となるものでございます。

最後に、職員団体との交渉状況でございますが、本町の二つの職員団体とは、労使合意を基本として交渉を重ねてまいりました。その結果、現下の社会経済情勢並びに本町の厳しい財政状況等に深いご理解をいただき、本年の11月28日付けで一方の組合と、また12月1日付けでもう一方の組合と合意に至り、いずれの職員団体とも12月1日付けで協定書の締結に至っております。

以上、簡単ではございますが、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**総務部長（登壇）** それでは第80号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第80号議案 朗読）

次に4の7ページ、「第2表 債務負担行為補正」でございます。

今回の債務負担行為の補正につきましては、11件の追加設定でございます。

それでは、1点目の「人事給与システム改修業務委託」の追加設定について、ご説明申し上げます。大阪府市町村職員共済組合の共済組合費の算出方法が、平成27年度より現行の手当率制から標準報酬制に移行することから、人事給与システムの改修にかかる契約を本年度中に締結する必要があるため、追加設定させていただくものでございます。

続きまして、4点目の「大阪府議会議員選挙電子複写機賃貸借」の追加設定についてでございます。平成27年4月初旬に予定されております大阪府議会議員選挙の実施にあたりまして、平成27年3月から同年4月にかけて、選挙管理委員会事務局で使用するコピー機を設置するものでございます。

次に、4の8ページの一番最後のところでございます。11点目でございます。「第一中学校耐震補強等工事仮設校舎設置事業」の追加設定でございます。町立第一中学校につきましては、平成27年度から減築・耐震補強工事を予定しておりますが、学校運営にあたりまして仮設校舎の設置が必要となります。業務内容につきましては、仮設校舎の実施設計、建築確認申請、建設、解体撤去までの一連の業務を行うものですが、できるだけ早期に実施できるよう、年度内に入札及び契約手続きをさせていただきたく、追加設定をお願いするものでございます。

なお、ただいまご説明させていただきました事業以外の事業につきましては、平成27年度当初から実施するもののうち本年度中に業者選定を必要とするものについて、年度内に入札及び契約手続きをさせていただき、追加設定させていただくものでございます。

続きまして、4の9ページの「第3表 地方債補正」でございます。

まず、「防災対策事業債」の追加でございます。大阪府防災行政無線再整備事業の実

施にあたりまして、大阪府との協定に基づきまして、原則として事業費の2分の1を市町村が負担することとなっております。今回の負担金の財源といたしまして、町債を発行させていただくものでございます。

なお、本町債につきましては、後年度に発生する元利償還金のうち、50%が普通交付税で措置されることとなっております。

続きまして、下段の「臨時財政対策債」の変更につきましては、本年度の発行可能額が確定いたしましたことから、補正させていただくものでございます。

なお、これにつきましても、後年度に発生する元利償還金の全額につきまして、普通交付税で措置されることとなっております。

続きまして、「退職手当債」についてでございます。これにつきましては本年度の収支状況などを勘案し、発行を取りやめるものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、普通交付税の交付額の決定、平成27年3月に予定されている民間保育所（仮称）高浜学園の開設に伴う保育関係経費の増額、社会保障・税番号制度にかかるシステム改修関係経費などについて、補正させていただくものでございます。また人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定などによる補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

4の13ページの「歳入」でございます。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金254万4千円の増額につきましては、金額の確定によるものでございます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税535万1千円の減額につきましても、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

続きまして、第12款 分担金及び負担金でございます。第1項 負担金、第1目 民生費負担金193万3千円の増額については、平成27年3月に民間保育園の（仮称）高浜学園が新規開設されることに伴いまして、本年度の1ヵ月分の保育所保育料を増額させていただくものでございます。

第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金819万8千円の増額のうち、第1節 社会福祉費負担金200万1千円の増額につきましても、金額の確定によるものでございます。第2節 障害者福祉費負担金344万3千円の増額につきましては、歳出の障害者福祉費のうち、自立訓練扶助が利用者の増によりまして増額となるため、負担金を補正させていただくものでございます。第3節 児童福祉費負担金275万4千円の増額につきましては、（仮称）高浜学園開設に伴いまして、本年度分の1ヵ月間の負担金を補正させていただくものでございます。

4の14ページでございます。第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金451万4

千円の増額につきましては、社会保障・税番号制度にかかるシステム改修及び負担金にかかる特定財源でございます。第4目 土木費国庫補助金113万4千円の減額についてでございます。人権文化センターの耐震診断の結果、Is値が0.81と基準値を上回ることとなりました。このため、すでに予算化しておりました耐震補強工事実施設計業務が不要となり、これにかかる補助金を減額するものでございます。第5目 教育費国庫補助金116万9千円の増額につきましては、歳出における幼稚園就園奨励費補助の増額に伴うものでございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金2,199万9千円の増額のうち、第1節 社会福祉費負担金1,890万1千円の増額につきましては、それぞれ金額の確定によるものでございます。第2節 障害者福祉費負担金172万1千円の増額につきましても、国庫支出金と同様、自立訓練扶助が利用者の増により増額となるため、負担金を補正させていただくものでございます。第3節 児童福祉費負担金137万7千円の増額につきましても、(仮称)高浜学園開設に伴いまして、本年度分の1ヵ月間の負担金を補正させていただくものでございます。

第2項 府補助金、第4目 農林水産業費府補助金274万7千円の増額につきましては、歳出におきます農地基本台帳電子システム化業務委託料の増額に伴いまして、特定財源である本補助金を補正させていただくものでございます。

続きまして、4の15ページでございます。第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金1億8,983万円の増額につきましては、歳入と歳出の財源調整として補正させていただくものでございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入108万8千円の増額のうち、大阪府市町村職員互助会返還金につきましては、同互助会の破産整理に伴う清算返還金でございます。埋蔵文化財発掘調査負担金につきましては、埋蔵文化財緊急発掘調査委託業務の増額に伴いまして、補正させていただくものでございます。第5目 過年度収入760万9千円の増額につきましては、前年度の大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金についての精算金でございます。

第20款 町債、第1項 町債、第1目 総務債2,870万円の増額につきましては、地方債補正でご説明させていただきましたとおり、大阪府防災行政無線再整備負担金の財源として発行させていただくものでございます。第3目 臨時財政対策債4,728万7千円の減額につきましては、本年度の発行可能額の確定によるものでございます。第4目退職手当債5,710万円の減額につきましては、本年度の収支状況等を勘案し、現計予算額の全額を減額させていただくものでございます。

続きまして、4の16ページからの「歳出」でございます。

人件費の補正につきましては、各費目にまたがっておりますので、最後に一括して、ご説明申し上げます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費991万9千円の増額のうち、第7節 賃金20万1千円の増額につきましては、11月で総務部の職員1名が退職したため、臨時職員を1名雇用するものでございます。4の17ページでございます。第3目 防災計画費3,197万1千円の増額につきましては、大阪府防災行政無線の再整備事業が実施されるにあたりまして、原則として事業費の2分の1を市町村が負担することとなっておりますことから、その負担金を補正させていただくものでございます。第4目 電算処理費98万1千円の増額につきましては、社会保障・税番号制度の運用上、情報連携を行うにあたり、地方公共団体情報システム機構が整備及び運用を行う中間サーバ・プラットフォームの整備にかかる負担金を補正させていただくものでございます。第5目 財務会計費48万7千円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。第11目 人権文化センター費5万4千円の増額のうち、人権文化センター耐震補強工事実施設計業務344万6千円の減額につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、耐震診断の結果、耐震補強工事が不要となったため、実施設計にあたる費用を全額減額させていただくものでございます。また人権文化センター改修工事350万円の増額につきましては、同センター2階ベランダ部分の手すりが老朽化しており、安全性の観点から、手すり全体を改修するものでございます。

第2項 徴税费、第1目 税務総務費281万1千円の増額のうち——次のページの4の18ページでございます。第23節 償還金、利子及び割引料200万円の増額でございますが、還付金の現計予算に不足が生じる見込みであるため、増額させていただくものでございます。第2目 賦課徴収費529万2千円の増額につきましては、町税の賦課徴収システムについて社会保障・税番号制度に対応するための作業が必要となるため、所要の予算を増額させていただくものでございます。

4の19ページでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障害者福祉費688万6千円の増額につきましては、自立訓練扶助について、利用者の増加に伴いまして補正させていただくものでございます。第5目 国民健康保険費4,017万9千円の増額のうち、国民健康保険事業特別会計繰出し1,166万1千円の増額につきましては、事務費繰出及び国民健康保険財政安定化支援分の確定による繰出の増額でございます。国民健康保険基盤安定繰出し2,851万8千円の増額につきましては、金額の確定によるものでございます。第6目 後期高齢者医療費171万3千円の減額のうち、後期高齢者医療特別会計繰出し116万円の減額につきましては、事務費繰出の減額でございます。後期高齢者医療基盤安定繰出し55万3千円の減額につきましては、金額の確定によるものでございます。4の19ページから4の20ページにかけてでございます。第7目 介護保険費787万6千円の増額につきましては、事務費繰出の増額でございます。

第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費1,064万4千円の増額につきましては、平成27年3月に（仮称）高浜学園が開設されることによりまして、本年度1ヵ月分の補助金

及び扶助費を増額させていただくものでございます。4の21ページでございます。第3目 児童福祉施設費1,262万4千円の増額につきましては、障害児保育担当保育士の増員や、再任用職員の退職などにより臨時職員を増員したことにより、現計予算に不足が生じるため賃金を増額させていただくものでございます。

4の23ページから4の24ページでございます。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費294万5千円の増額のうち、第13節 委託料274万7千円の増額につきましては、農地台帳電子化にかかるシステム改修業務について台帳整備にかかる項目が確定したことにより、増額させていただくものでございます。

次に、4の24ページの第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費353万1千円の減額のうち、第7節 賃金20万1千円の増額につきましては、10月で都市創造部の職員1名が退職したため、臨時職員1名を雇用するものでございます。

4の24ページから4の25ページにかけてでございます。第2項 道路橋りょう費 第2目 道路新設改良費3,348万円の増額についてでございます。別途、議案参考資料を添付させていただいておりますので、図面もあわせてご覧ください。

議案参考資料図面のNo.1でございますが、これにつきましては、町道桜井50号線の用地のうち、未買収用地の取得等にかかる資料でございます。次に議案参考資料No.2でございますが、これにつきましては、町道広瀬幹線のうち狭隘部分の幅員拡幅のための用地取得にかかる資料でございます。

予算書に戻っていただきまして、4の24ページの第13節 委託料227万9千円の増額のうち、町道桜井50号線測量・分筆等業務につきましては、用地の測量・分筆・登記業務でございます。4の25ページの町道広瀬幹線用地鑑定・分筆等業務につきましては、用地の測量・鑑定・分筆・登記業務でございます。第14節 使用料及び賃借料の賃借料397万5千円の増額につきましては、町道桜井50号線の用地について、所有権移転までの土地の賃借料を補正させていただくものでございます。第15節 工事請負費25万円の増額につきましては、農地利用を妨げないための進入路及び取水口を設置するものでございます。第17節 公有財産購入費2,697万6千円の増額につきましては、それぞれの土地購入費を補正させていただくものでございます。

4の26ページでございます。第8款 消防費、第1項 消防費、第2目 常備消防費60万7千円の増額のうち、第11節 需用費101万円の増額につきましては、施設及び設備並びに公用車の修繕費用が当初見込みより増となっておりますことから、増額させていただくものでございます。

4の27ページでございます。第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費283万3千円の増額のうち、第13節 委託料458万円の増額につきましては、下水道切替工事の完了に伴いまして、不用となる第四小学校の浄化槽の汚水・汚泥引き抜き及び消毒作業を年度内に前倒しして実施するものでございます。第15節 工事請負費176万7

千円の減額につきましては、第四小学校公共下水道切替え工事の金額の確定によるものでございます。

第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費343万8千円の増額のうち、4の28ページでございしますが、第19節 負担金、補助及び交付金の補助金314万2千円の増額につきましては、幼稚園就園奨励費補助の対象者となる園児数が、当初見込みを上回ったことなどによるものでございます。

第5項 社会教育費、第3目 文化財保護費27万4千円の増額についてでございます。町指定文化財展示・記録資料作成につきましては、金額の確定によるものでございます。次に、埋蔵文化財緊急発掘調査委託業務につきましては、西浦門前遺跡発掘調査により当初の見込みを上回ったことから、増額させていただくものでございます。

4の29ページでございます。第11款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金210万円の増額につきましては、確定による増でございます。第2目 利子1,919万8千円の減額につきましても、本年度の確定による減でございます。

続きまして、4の30ページからの人件費の補正についてご説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告によるもののほか、本年10月採用の職員の給与決定、職員の退職などを踏まえ、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**健康福祉部長（登壇）** 続きまして、第81号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第81号議案 朗読）

次に5の5ページ、「第2表 債務負担行為」でございます。

レセプト点検業務が4月1日開始のため、本年度中に新たな委託業者の選定を行い、円滑な委託業務がなされるよう実施するものでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、歳入におきましては、医療費の増加に伴います国庫支出金の増額、特定健康診査等負担金の確定に伴います国庫支出金及び府支出金の増額、保険基盤安定・財政安定化支援事業の確定、人件費の増加に伴います一般会計繰入金金の増額。また歳出では、医療費の増加に伴います保険給付費の増額、財政調整基金への積立でございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、5の9ページの「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金896万円の増額につきましては、一般被保険者の療養給付費の増加に伴うものでございます。第3目 特定健康診査等負担金18万7千円の増額につきましては、特定健康診査等負担金の交付額の確定に伴うものでございます。



第6項 府支出金、第1項 府負担金、第2目 特定健康診査等負担金18万7千円の増額につきましても、国庫負担金と同様に、特定健康診査等負担金の交付額確定に伴うものでございます。

第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金4,017万9千円の増につきましても、保険基盤安定の確定に伴い、保険基盤安定繰入金が2,851万8千円の増、平成26年度人事院勧告による人件費の改定に伴い職員給与費等繰入金が23万4千円の増、交付税算入されております財政安定化支援事業繰入金が1,142万7千円の増となりましたことから、合計で4,017万9千円の増額補正となるものでございます。

次に、5の10ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の増につきましても、先ほど歳入でもご説明申し上げましたとおり、平成26年度人事院勧告による給与改定に伴い、23万4千円を増額するものでございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費2,800万円の増につきましても、6ヵ月分の医療費実績等から本年度の医療費を推計いたしましたところ、当初見込み以上に増加しておりますことから、増額をお願いするものでございます。

第10款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 財政調整基金積立金2,127万9千円につきましても、本算定後に確定した基盤安定交付金を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第81号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第82号議案につきましても、ご説明申し上げます。

（第82号議案 朗読）

今回の補正予算の内容といたしましては、人件費の補正と、保険基盤安定負担金に関する補正でございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

6の7ページの、「歳入」でございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金の116万円の減額につきましても、人件費の減によるものでございます。第2目 保険基盤安定繰入金の55万3千円の減額につきましても、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

次に、6の8ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の116万円の減額につきましても、人事院勧告による給与改定及び課内担当職員の入れ替えによる人件費の減でございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、

第1目 後期高齢者医療広域連合納付金の55万3千円の減額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴い減額となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第82号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第83号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第83号議案 朗読）

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、「介護保険法」改正に伴うシステム改修費の増及び給与改定等による人件費の補正でございます。

それでは事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、7の7ページの「歳入」でございます。

第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 職員給与費等繰入金156万8千円の増額につきましては、人件費の増額に伴うものでございます。第4目 その他一般会計繰入金630万8千円の増額につきましては、介護保険システム改修委託料の増額に伴うものでございます。

次に7の8ページ、「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費787万6千円の増額につきましては、人事院勧告による給与改定のほか、課内担当職員の入れ替えによる人件費及び「介護保険法」改正に伴う介護保険システムの改修委託料の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、第83号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

**上下水道部長（登壇）** それでは第84号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第84号議案 朗読）

8の5ページ、「第2表 債務負担行為補正」でございます。

山崎ポンプ場管理業務につきましては、期間は平成26年度から平成29年度まで、限度額は4,690万円でございます。平成27年4月1日からの業務執行に備え、年度内に入札及び契約手続きを行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、これまでは3年ごとに入札を執行し、後の2年間は、その契約者と毎年度随意契約を締結しておりましたが、今回からは契約期間を3年としております。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与の改定による人件費の補正、消費税及び地方消費税の納付額の確定などによる補正及び債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、8の9ページから8の10ページまでの事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

8の9ページ、「歳入」でございます。

第5款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金588万8千円の増額につきましては、収支の調整を図るためでございます。

第6款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 下水道寄附金、第1節 下水道寄附金11万1千円の増額につきましては、下水道事業認可区域外の市街化調整区域の農業地におきまして、農家住宅の建築に伴い汚水を接続されるため、受益者負担金相当額を寄付いただくものでございます。

なお、当該地の道路には本町の公共下水道管が埋設されておらず、高槻市公共下水道管が埋設されているため、高槻市の了解のうえ、高槻市公共下水道管へ暫定接続するものでございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入、第1目 雑入、第1節 雑入5千円の増額につきましては、大阪府市町村職員互助会の破産整理に伴う精算返還金でございます。

なお、流域下水道分2千円の返還につきましては、平成20年3月31日に解散しました旧安威川淀川右岸流域下水道組合によるものでございます。

8の10ページ、「歳出」でございます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費、第27節 公課費712万6千円の増額につきましては、平成25年度の仮受消費税と仮払消費税などにより、本年度の納付額が確定したものでございます。

第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費、第22節 補償、補填及び賠償金150万円の減額につきましては、汚水管敷設工事に支障となります水道管の移設等に要する費用を精査したことによるものでございます。

各費目にまたがっております第2節 給料及び第3節 職員手当等の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるもので、8の11ページから8の14ページまでに給与費明細書を載せております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第85号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第85号議案 朗読）

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与の改定による補正、漏水調査の実施に伴う緊急給配水管修繕費の補正など及び債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

それでは詳細につきましては、9の8ページから9の10ページまでの平成26年度島本町水道事業会計補正予算計画説明書に基づき、ご説明申し上げます。

9の8ページ、「収益的収入」でございます。

第1款 水道事業収益、第1項 営業外収益、第6目 雑収益5万1千円の増額につきましては、大阪府市町村職員互助会の破産整理に伴う精算返還金でございます。

次の、「収益的支出」でございます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用の各費目にまたがっております給料、手当及び法定福利費の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるもので、9の11ページから9の13ページまでに給与費明細書を載せております。また、賞与引当金繰入額の増額につきましては、平成27年6月に支給します期末勤勉手当のうち、本年度中に発生する費用につきましては、賞与引当金に計上するものでございます。

第2目 配水及び給水費、(節)修繕費220万円の増額につきましては、給配水管の漏水調査を実施したところ、22カ所の漏水箇所が見つかり、そのうち5カ所は職員が対応するなどしましたが、17カ所は修繕工事を発注することとなったため、一部予備費を充当して修繕を行っております。そのため、当初予算に不足が生じておりますので、本年度末までに必要な緊急給配水管修繕費につきましては、過年度の実績を踏まえ補正するものでございます。

9の10ページ、「資本的収入」でございます。

第1款 資本的収入、第2項 工事負担金、第1目 工事負担金150万円の減額につきましては、公共下水道污水管敷設工事に支障となります水道管の移設等に要する費用を精査したことによるものでございます。

次の「資本的支出」でございます。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 事務費の給与、手当及び法定福利費の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。第2目 施設整備事業費、(節)委託料180万円の増額につきましては、平成27年度から污水管敷設工事に支障となります水道管の移設工事を年度当初から円滑に行うため、公共下水道関連給配水管移設実施設計業務を追加するもので、発注済みの委託業務を勘案し、補正するものでございます。

9の14ページ、「債務負担行為に関する調書」でございます。

1点目の「計装設備保守点検業務」、2点目の「大藪浄水場運転管理等業務」及び3点目の「上下水道部庁舎清掃業務」につきましては、平成27年4月1日からの業務執行に備え、年度内に入札及び契約手続きを行うため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、これまでは3年ごとに入札を執行し、後の2年間は、その契約者と毎年度随意契約を締結しておりましたが、いずれも期間を平成26年度から平成29年度までとしており、今回からは契約期間を3年としております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町水道事業補正予算（第2号）の説明

を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後2時16分～午後2時30分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案9件に対する質疑を行います。先ほどの議運でも確認しておりますように、質疑については簡潔にさせていただきますように、ご協力をお願いいたします。

それでは、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** ちょっと、たくさんの議案の一括議題ですので、質問する側は相当前後すると思いますが、よろしくお願いいたします。

まずは、議員の期末手当と特別職の期末手当、あと一般職の給与、概ね、この三つについての質問なんですが、一般職においては人事院勧告の中身に沿ったということですが、それ以外の特別職と、あと議員に関しましては、「一般職との均衡を考慮し改正する」ということになっております。ほんとにこれ、初歩的なことで恐縮ですが、今回の増額にあたるものについての財源というものはどういったものになるのか。それぞれの議員、特別職、一般職に関して、簡潔にお答え願えればと思っております。

それから、そうは言いましても、先ほども福祉金などの審議がありました。「財政が厳しい」ということですので、私たちとしましては、今、労使で協議をされ、協定書締結まで至られて提案される。こういった一般職の給与に関して、そういった提案ができたというのは、近年、あまりなかったことだと思っておりますので、そこは当事者能力を発揮されて、双方ともに歩み寄って、全面的な改正、要望がすべて通ったとは思っていないけれども、一定前進されたというふうに思っておりますので、この一般職の分については、一定理解をするものです。

ですが、あとの二つの特別職についてはね、財政が厳しいという昨今、一方では住民に対しては計画どおり、国の示したとおり、減額にするものは減額にするという、1人に対してそういうふうな措置を先般決めたところでもありますので、やはり、この辺りでは「一般職との均衡」というふうに、今までどおりのやり方ですね。従前、減らす分については私たちも賛成をずっとしてきております。増やす分については、やはりよくよく考えなければいけなかったのではないかと考えているのですが、その点、正直、議員のほうも議論する暇が余りありませんでした。

原課におかれまして、特に特別職、町長も含める三役については、この増額について、その点、どのようにお考えなのか。答弁を求めます。私自身というか、私たち党派としては、この議員の期末手当についてはやはり慎重に対処するべきではなかったのかと思っておりますが、それであれば提案修正せよということになるかも知れませんが、一定、その点、町長を含めた特別職のお考えを、ちょっとお示しいただきたいと思っております。それ

をまた参考にしたいと思います。答弁を求めます。

あとは一般会計補正予算ですが、債務負担行為ですね。自動車運行管理業務委託福祉ふれあいバス、昨日、すいません、専決処分の分で私自身ちょっと先走って、投票に関わるふれあいバスの日曜の運行ということを行いましたけども、本来の思いとしましては、ここで言う従前の日常的な福祉ふれあいバスの土日の運行、これがやっぱり実施されることを願っております。投票、選挙については、その一部でしかありません。

そういう意味で、この金額はもう限度額が示されていますので、単純に土日を増やすと労働者の労働強化や、あるいはそういった問題、安全面に問題が生じるということになります。近いうちに、この福祉ふれあいバスの土日の運行ということはお考えにはなられませんか。答弁を求めます。

それから、バスについては、随分以前にバスを丸ごと買い上げるようなことから、今は賃貸借ですね、レンタカーというか、そういった車両も含めた借上げをされていると思っておりますけれども、そうであれば、この契約行為の変更の時点で、バスの車両そのものをもっと低床型のバスを借り上げる、そういうことはお考えではありませんか。それを私たちは求めたいと思っておりますが、低床型であれば、手押し車とか、福祉用具を借りたり買ったりされている方が、自分の足で一定乗車・降車ができる可能性が広がる。もちろん、バスの乗務員の方の手を煩わせることもないだろうという意味では、以前から言っている移送サービスの要支援の方への拡充をしなくても、ふれあいバスで、相当、そこは対応できるのではないかと期待を持っております。低床型のバスの導入ということは検討されているのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

もちろん、その前のページにあります公用車運行、車両管理等業務のこのマイクロバスですね。低床型の車、高くつくとは聞いておりますけれども、このマイクロバスも含めてそういったものにすれば、もちろん高齢者・障がい者にやさしいバスは、一般の方にもやさしい。一般の方で障害者手帳を持ってなくても、一時的に病気で歩行が困難になった方も支障なく利用できるということに鑑みれば、このマイクロバスも低床型というものを導入できないのかと思っております。それによって、随分いろいろな方の利便性が図れるのではないかと考えています。契約更新の時期にあたりまして、検討すべき課題ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

あとは資料要求をさせていただきましたが、ちょっと、こちらの願い、思っていたものはなかなかかなわなかったと思います。保育所の件です、高浜学園。一般質問でもされてきました。いよいよ3月1日開設にあたっては、この議会での議論が最後になると思いますので、やはり保育所への送迎車両ですね。車両の動線と、送迎車両のいったん停車する駐車場の配置がどのようになっているのかというのをね、上から見た動線のわかるようなものがあればということで、ヒアリングの際などには要望したつもりなんです。それはちょっと。これは高浜学園さんがお出しになるべきものかも知れませんが、

で、ちょっと用意が間に合わないという段階だったと思いますが、原課におかれてはどのように把握されているのか。

具体的に申し上げますと、例えばグランリバーですね。正面にある、江川二丁目にある大型のマンションなんかの利用者の方などのすごい希望、期待が大きく寄せられている保育所だと思いますが、例えば、正面の駐車場から出られて、そのまま保育所の送迎をして、その後、そのまま出勤されるということになれば、縦横無尽に車が走るということをお自身は想像するんですが、その点の送迎車両。あとは、今まで従前の抜け道として利用されている車両の動線がどのような形になるのか。現在、把握されている、あるいは協議されている内容がありましたら、お示し下さい。ちょっと資料を求めたんですが、出てないので、質問させていただきました。

以上です。

**総合政策部長** まず、今回の人事院勧告に伴うお尋ねでございますが、今回の人事院勧告によりまして、一般職、特別職、また議会議員の皆様方の今回見直し、改定があったわけでございますが、これに伴いますいわゆる財源ですね、これについては本町の一般財源からの支出となるものでございます。

また、今回の人事院勧告の改定につきましては、労働組合二つございますが、精力的に交渉させていただきまして、そして組合のほうのご理解が得られたということで、二つの組合と妥結に至ったということでございます。

それとあと、特別職と議会議員の皆様方に関する今回の人勧に準じた取り扱いについての考え方でございますが、これは先ほどご説明申し上げましたが、一般職の人事院勧告に基づいて、これまでも同様に引き上げがあれば引き上げる、引き下げがあれば引き下げるといった形で、その人事勧告に準じた取り扱いをしておりましたので、今回も同様にそういうふうな形でご提案させていただいております。また、特別職・議員の給与等につきまして、基本的には特別職・議員に課せられた重大な職務職責にふさわしい対価が支給されるべきであるといったことも当然ございますので、そういったことも踏まえて、今回、ご提案をさせていただいたということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**健康福祉部長** 3点目の福祉ふれあいバスの土日の運行についての考え、というご質問でございますけれども、福祉ふれあいバスにつきましては、公共施設に対象者の方が行かれることを支援することを目的にしておりますので、現在、土日の運行という形では、ちょっと考えておりません。

それから、4点目のバスのリースの件ですね。今回、債務負担をお願いしておりますのは運行の委託をお願いしておりますので、議員がご質問いただいたように、車両につきましてはリース契約を別途結んでおります。現在のバスにつきましても、自力で乗降できる方を対象とはさせていただいておりますけれども、より負担を軽減するために、乗

降時に一段ステップが出るような形のバスにはさせていただいております。ただ、現行のバスにつきましては、もう8年が経過しておりますので、数年後には更新が必要というふうに担当部では考えておりますので、先ほどありましたご意見も含めまして、更新時には様々な内容について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**総務部長** 町のマイクロバスの件でございますが、予算書の4の7のほうに書いております公用車運行及び車両管理等業務委託というのは、これは運行と車検などの費用だけでございます。町のマイクロバスは町が購入をしておりますして、ご指摘の点につきましては、次回、買い換え時には検討はさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** (仮称)高浜学園の送迎の件に関してでございます。

昨日も川嶋議員のほうから一般質問もいただきまして、ご答弁申し上げましたけれども、法人のほうの対応といたしましては、一定、駐車場の確保、あるいはガードマン、交通整理員の配置ということを考えておられます。現在、どういった形で送迎されてきた方が駐車場に入られて、どういうふうにして出ていくかということら辺までの動線、図面に落としたような形のものではできあがってはおりませんけれども、特に近隣のグラウンドの方の車両というのがどうなるのかということになるんですが、保育所を利用されておられる方については、極力、まず送迎をされてから通勤をしていただくというようお願いはしていかないといけないというふうに思っておりますので、近隣の方については、極力、車での送迎はご遠慮いただくということもお願いをしていく必要があるというふうに思っております。

3月開設ということでございますが、当初から一気に200人が入るというわけではございませんので、その辺の交通安全の確保については、当初、入られる方が40人になるのか50人になるのか、まだ確定はしておりませんけれども、その辺の状況も見ながら、送迎の件については十分法人のほうと検討をしていきたいということと、昨日の一般質問でもご答弁申し上げましたが、高浜幹線そのものの規制のあり方も含めて、今後、都市創造部のほうとも協議はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 福祉ふれあいバスの件はわかりましたけれども、ふれあいセンターを利用する障がい者・高齢者ということになると、土日も様々な事業はされていると思いますので、それはまた視野に入れて検討を求めていきたいと思いますが、お願いいたします。

あとは、今、答弁をいただきました高浜学園の――運営費の関係はちょっと外して私は質問しておりますけれども、この民間保育園運営補助なども、他の会派からも要求が出ております。これは従前の補助要綱に従って支出されているということで間違いはありませんか。だから、山崎保育園と同等であるということで間違いはないのか、答弁を求



めます。

あと、先ほどの特別職と議員は重責を担っているということで、三役、14人の町会議員のことを言っていたということについてはね、ありがたくもまた重く受けとめるものですが、とは言え、先ほど難病者福祉金の450万、これを例えば維持することすら非常に厳しいというふうな話があった中でね、私たちの特別職の80万と町長三役の約40万を削っても120万にしかなりませんので、とても補てんできるような状態ではありませんけれども、そもそも、もともと私たちは第5次行革のときにも5%カットというようなことも言っております。この4月から増税もしてますし、来年1月からは千品目の物価の値上げというのも聞いてますので、そういうときにどうなのかと、住民の今の暮らしと照らし合わせてどうなのかと。どんどんどんどん、切り下げていくとね、私たちのまわりでお金を切り下げると、それは経済の循環にも悪影響を及ぼすということは私たちも言ってきたことですから、安易に安かろう・悪かろうということは良くないと思っておりますが、先ほどの条例提案との整合を考えたときにね、慎重であるべきではないかと思っております。再度の答弁を求めます。

そういったことを言ったのは、前段で、この三つの期末手当や給与の議案を説明された過日の全員協議会での議論もあったということ踏まえて、私は申し上げます。そこでの議論についてはお聞きになっておられますか、ということですね。

それが1点と、一般職の給与についても資料をいただきました。地域手当がようやく改善の運びになったわけですが、それ以外に、実は経過措置の後、待遇としては改悪をされる職員さんが出てくるということも資料によって明らかになっております。日本共産党第8番の資料ですが、現給保障期間後に給与減額となる対象者がどれだけいるのか、ということですね。この経過措置を定められたことは一定評価をするものなんですけど、残念ながら、この現給保障期間後に給与が減額になる職員さんが25人おられるということですね。

そういったことが経過措置後に控えているということも、私たちはよく知っているものですから、だからこそ今回、そういったことを鑑みたときに、特別職は増額のみということになりますので、「均衡を考慮」したとは言えない、とも言えると思います。今後の経過措置のことも考えれば、均衡を失しているということも言わざるを得ません。そういったことも含めていかがでしょうか。答弁を求めます。

あと、上下水道について質疑をさせていただきます。大藪浄水場の運転管理の3年間ですね、債務負担行為。これについては私たち党派としては、全面民間委託ですね、24時間、それを意味するものだと認識しておりますけど、間違いはありませんか。答弁を求めます。

それから、昨年度、いろいろと水道管の亀裂などによってのアクシデントがあった際に、やはり幾ら、夜間・休日になると、大藪浄水場の委託業者のできる範囲というのは

相当限られていて、その点では委託業者にも相当負荷がかかります。それを考えると、やはり正規職員がこういった運転管理に携わっておくということは、しっかり担保すべきと思います。この3年間の中で、場長というのは、あくまで正規職員として配置をするということは前提となっているのか。答弁を求めます。

あと、公共下水道のほうです。特に寄附金の問題ですね……、問題ではないですけど、寄附金ですね。以前にも、こういった例はあったんですけども、隣接する高槻市の公共下水道の管に接続するという事で、接続をするということだと理解しておりますけども、であれば、こういった形で新規に市街化調整区域なり市街化地域の農家住宅ですね、今回。こういったものを設置するときだけ、こういう高槻市との接続をお考えになるのか。既存の住宅で公共下水道に接続ができていないというところを、隣接の高槻市の管に接続するという事は検討はされていないのか。答弁を求めます。

**総合政策部長** まず、1点目の過日の議員全員協議会での、議員の皆様方の今回の期末手当の改定でございますが、これにつきましては、いろいろと言いますか、様々な議論があったということはお聞きはいたしております。

それと、もう1点の今回の現給保障の問題で、現給保障後に25人の職員が対象外となるというふうなことでございます。これにつきましては、当然、今、ご指摘いただきましたご意見も一定理解をいたすものでございますが、今回の人事院勧告の内容に基づいて、今回、改定をさせていただきたいということでご提案をさせていただいております。また、今後も毎年、この人事院勧告の内容が大きく増減と言いますか、変化をすることも考えられますし、今回の現給保障の制度がまた来年度、いろんな形で見直しがされる、そういうことも考えられますので、今回については、その人事院勧告に沿った内容でご提案をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**教育子ども部長** (仮称)高浜学園の町単独の運営補助についてでございますが、山崎保育園と同様に、運営費の35%を補助として算定をいたしております。

以上でございます。

**上下水道部長** それでは、大藪浄水場の運転管理についてでございます。

今回、3年間の委託期間を契約するわけでございますけども、これは全面委託につきましては平成20年度から行っているものでございまして、現状、その委託の方法については、当面、この形で進めてまいりたいとは考えております。

昨年度の漏水調査の際に、大藪浄水場には連絡が入って、その委託先の社員が対応にあたったということでございますが、これについては、この業務の中でもそういうことについては行っていただくことになっておりますし、その辺は一部反省するところもございましたけども、それは委託先にも十分にお伝えして、今後も引き続き、そういう漏水事故があった場合は対応いただけるようにということをお願いしているところでござ

います。

それと、場長の件でございますけども、現在、場長につきましては工務課長が兼務という形で行っております。専任の場長がおるに越したことはございませんけども、現在、職員を1名と、あと再任用職員として大藪浄水場に基本的に常駐しておりますので、その連絡体制等で十分に対応しているというところでございます。

それと、公共下水道事業の寄附金でございます。

今回、農家住宅ということで、1軒の方が新たに家を新築されるということで、公共下水道が接続できるのであれば何とかお願いできないかというお願いがございましたので、本町としまして、高槻市の公共下水道管が前面道路にございますので、以前に実施した経緯もございましたので、再度お願いに上がりますと、何とか了解いただける運びになったから、今回、こういう形で提案させていただいたものでございます。

確かに、既存の住宅につきましても、現在、ドリームマンションまではもう公共下水道に接続されておまして、その先ということになると、相当先になってまいります。当然、こういう形で高槻市の公共下水道に繋ぐということになりますと、必要な費用が発生してまいります。高槻市の公共下水道の建設負担金ということで一定額、高槻市が負担を求めていますし、暫定接続でございますので、これはまた改めて本町の公共下水道管が前の道路に埋設されたときには布設替えをする必要がございますので、それらの費用もいただくことになってます。

そういうことで考えますと、現状、既設住宅のほうが直近ですぐにはないんですけども、公共下水道管につきましては平成27年度から整備を、ドリームマンションから予定をしておりますので、ちょっと、しばらくお待ち願って、本町の正規の下水道管に接続することをいただければというように考えております。

以上でございます。

**河野議員** 答弁もらったんですが、期末手当の件ですね。私たち議員のところ、今の労働組合の一つである自治労島本町職組合ニュースというのを、この間、1487号、第1488号といただいております。まだ、これは妥結する前の議論の段階のものですが、先ほどの減額される職員が25人もいてるということですね。そういうこともありますし、十分な納得というか、全面的に改定されるというふうなことにはなっていないということを、私たちは重く受け止めないといけないと思っています。

ただ、その中に、今年の労働条件改善に関する要求案というものもニュースの中に示されていましたが、この条例には直接関係ありませんが、そういった条例に値する人事院勧告に関わる部分については、地域手当一步前進、一部の職員は経過措置後に改悪、待遇が悪くなるということはわかっていますが、それ以外の、この条例以外のところで、一定妥結に至るまでに議論があったと思われまので、何らかの、それ以外の点で執行部側として議論としてまとめられたり、今後の方向性を示されたような内容があるので

あれば、お示し下さい。また労働組合の側から示されたような、組合が二つありますので、特に非常勤・臨時職員さんの待遇改善などは常に出てくる要望だと思います。その点について、お示し下さい。

それから、浄水場の件ですけれども、経験者の方がおられるとは言え、フルではないという実態もありますし、場長は兼務であるという中で、24時間を民間に委託するということについては、やはり、しっかりと再検討はしていただきたいと思います。これから老朽化などによって、ああいった事故が、年々増えているとは言い難いですが、結構頻発しておりますし、なぜか時間外、夜間、土日ということが多いため、しっかり対応していただきたいと思います。それは要望に止めます。

以上です。

**総合政策部長** まず、今回の期末手当に関する人事院勧告に関するお尋ねでございますが、今回、二つの組合と精力的に交渉させていただきました。妥結に至るまでの議論といたしましては、様々な議論もございました。人員の要求もございまして、それぞれ厳しい職場環境の中で職場の環境改善、こういったことも当然、その協議の中でお話をさせていただいたわけでございますが、まず、地域手当についてでございますが、もともと地域手当の前身としては調整手当ということで一律10%が加算されておったわけでございますが、それがその後、地域手当ということで、地域の実情にあった率に人事院が指定をして改定をしたというような経緯がございます。

これについても町村ということで、今現在本町では3%というふうになっておりますが、隣の高槻市では12%、本町と高槻市との生活圏といえますか、生活実態は同一な状況にある中で、片や3%、片や12%という大きな開きがございます。そういったことも含めて、今回、6%というふうな勧告でございましたが、今後も引き続いて、そもそも10%の調整手当ということでございますので、それに近づけるように、また国及び大阪府に対しても働きかけていきたいというふうなことのお話もさせていただいておりますし、例えば近隣の高槻市さんでは今回12%から15%、長岡京市では16%に引き上げるというふうな内容となっておりますので、地域差が必ずしも適切に反映されているとは、なかなか言い切れない部分あるのかなというふうには考えておりますし、そういったことの改善については、今後も引き続いて国・府に対してもご要望を申し上げていきたいというふうな考えておるところでございます。

それとあと、非常勤職員の皆さん方の待遇改善についてでございますが、これにつきましては、これまでも2年に一度、府内の自治体の実態調査というのをさせていただいております。そのつど本町につきましても賃金、またそういうふうな労働条件についても改善をいたしておりますが、今回、また近隣の実態調査を実施いたしますので、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたいということで、非常に多くの臨時職員の皆さん方に頑張っていただいておりますので、そういうことも十分踏まえる必要があるとい

うふうに認識しておりますので、今後、適切に対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** まず、第79号議案ですか、一般職の給与に関する条例の一部改正について、質問します。勤勉手当についてです。

0.15ヵ月の支給増が示されていますが、期末手当ではなく勤勉手当によって調整されています。この背景にはどのような意図があるのですか、と尋ねたいです。そして、そもそも勤勉手当とはどのようなものですか。定義をご説明下さい。判断基準として「勤勉」であるかどうか、これはどのようにして判断され、支給率にどのように反映されるものなのでしょうか、というのが質問です、1点目です。

それから、一般会計の補正のほうで財政調整基金繰入金「歳入歳出の財源の調整のため」というご説明で、1億9千万弱あがっています。桜井・広瀬の土地購入に要する金額が含まれていると認識していますが、全く金額が足りません。他に、主な要因があるのですか、とお尋ねしたいと思います。

それから、4の17ページの人権文化センターの耐震補強工事実施設計業務です。額にして、およそ340万円の減額補正がされています。耐震補強をする必要がなかったということで大変良かったなと思っているんですけど、ほぼ同額で改修工事をあげておられます。ベランダの手すり改修とのご説明でした。これは納得できかねています。なぜか。一つは、このような考え方、つまり耐震化しなくてもいいから、その340万に相当するもので改修をしてしまう。こういう考え方では、いつまでも行財政改革は進みません。ベランダの手すり改修、どのように老朽化しているのか。緊急性を要する理由をお示し下さい。そして、そもそもベランダは人が頻繁に立ち入りして、現在使われているような場所なのですか。お答えいただきたいと思います。

それから、第一中学校の耐震化工事に関わる仮設校舎設置についてです。今回、事前に詳しくご説明いただいておりますので、3億6,700万円という数字にも関わらず、必要なものであると理解できているのですが、配置図を拝見する限りでは、スポーツ、クラブ活動、それから運動会、スポーツ祭というのでしょうか、こういったものの開催に、かなり厳しい状況にあると思います。これは、どのように対応していただけるのか、確認しておきたいと思います。

さらに、学校の運営、それから授業にも大きく影響があると思います。移動に伴う雑務がたくさん増えます。従って、臨時的な人員の雇用をお願いしたいと考えていますが、この点、いかがですか。また、人員の補強に関しては、すでに現場から要望があり、検討されているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

それから、4の19ページ、自律訓練についてです。「利用者増」との簡単な説明がありました。690万円の補正増額は決して小さな数字ではありません。当初予算の見込

み違いがあったからなのか、あるいはそれとは別に特別な事情、背景があったのか。原因を把握しておられますでしょうか。ご答弁を求めます。

4の27ページ、四小のものだと思うのですが、浄化槽の汚水・汚泥処分について、関連してお尋ねします。合併浄化槽は今後使われなくなると思うのですが、どのように処分されるのでしょうか。し尿処理量、汚泥が大幅に減っているのですが、その処理料の影響額はどれぐらいか、把握しておられれば、お示し下さい。

最後に8の9ページ、下水道かな。公共下水道寄附金として高浜の市街化調整区域内での農家住宅建築に関わるものが計上されています。こういった市街化調整区域内、下水道整備が行われていないところに農家住宅というものが建つにあたり、公共下水道を高槻にお願いするということが可能になれば、今後、こういった農家住宅というものが頻繁に建っていくのではないかと懸念していますけれども、高槻市とはどういうふうな協議をされたのか。そして、もし島本町内で市街化調整区域内に農家住宅を建てたい、従って下水道の接続をお願いしたいというようなことになれば、これが先例となって認められて建っていくという、そういうことがあるのではないですか、とお尋ねします。

以上です。

**総合政策部長** まず、1点目のお尋ねの、今回、一般職の勤勉手当の改定に至る背景ということでございますが、今回の人事院によります勧告によりますと、民間の特別給、いわゆるボーナスでございますが、これの支給割合が4.12月でありましたことから、年間の給与の月数を0.15月引き上げて、年間で4.10月とする内容でございます。

なお、公務員の特別給につきましては、勤務期間に応じて支給されます期末手当と、人事評価によります勤務成績、これに応じて支給される勤勉手当、この二つに分かれるわけでございますが、民間におけるいわゆる勤務成績を反映した部分について勤勉手当ということになるわけでございますが、こういうことを民間ではされておりますので、それに準じた形で、今回、その勤勉手当のほうで引き上げ分を加算する、このように人事院のほうでも勧告されておりますし、そういった形で本町も改定をお願いするものでございます。

それともう1点、人権文化センターに関するお尋ねでございますが、今回、人権文化センターの耐震診断をいたしました結果、Is値が0.81ということで、0.75を上回っておるということで耐震の必要性がないということから減額をさせていただくわけでございますが、それに、今回、ベランダの手すりの改修というふうなことでお願いをしております。これは緊急性がない、というふうなご指摘でございますが、かなりベランダの根っこの部分が腐食して、今、テープで補完しているような、そんな状況でございます。子どもが万が一手すりに手をかけて、事故が発生するというふうな可能性も非常に多く見られるというふうなこともございますので、これは非常に緊急性が高いというふうな判断をさせていただきましたので、今回、耐震の分については減額をさせていただきます

したが、建物の安全管理というふうなことで、非常に緊急性を要するというので提案をさせていただきました。

またあわせて、トイレも人権文化センター、隣保館施設というふうなことで、トイレもバリアフリーにしたいというふうな、そういうふうなことも考えておりましたが、財源の調整、国のほうの国庫補助の関係等も含めて、それについては今後、順次改修をしていきたいというふうを考えておりますし、今回のベランダについては緊急を要する、こういう判断のもとで予算のほうを計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

**総務部長** 予算書の4の15ページの財政調整基金繰入金のことでございますが、財政調整基金の繰入というのは、歳入歳出、これを除いて結果的には財源不足に陥っているというだけでございまして、議員ご指摘の町道桜井50号線という部分だけではなくて、もっとマクロ的な差引で算出をされます。ですから、具体的に言いますと、同じページの4の15ページなんかで言いますと、町債の部分で臨時財政対策債、退職手当債という、合わせて大体1億ぐらい歳入が減っておるというのも、大きな原因でございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 第一中学校の耐震化に関わるご質問でございます。

仮設校舎を建設するというので、相当、学校の運営には支障が出てまいります。特に体育祭でありましたり授業、クラブ活動等に影響が出てまいります。体育祭で言いますと、1年目は仮設校舎も小さいものをまず造るということですので、体育祭の開催時期を、これまで秋にやっておりましたけども春にするとか、そういう検討も、学校のほうではいただいております。

ただ、2年目につきましては難しい状況がございますので、その点については、現状では緑地公園を使ったり、あるいは第二中学校と合同で体育祭をするとか、そういったことも一定、考えられるのではないかなというふうに思っております。ただ、これはまだ学校長のほうと協議をしていただきながら、できるだけ支障が出ないように対応をしていきたいというふうに思っております。

また、学校運営に関しまして臨時の職員を雇用すべきではないかということでございますが、この雇用につきましては、特に今、学校のほうから要望は聞いておりません。今後、どのような影響が出るのかという点については、特に仮設校舎の協議を学校で進めている中で、できるだけ仮設校舎は特別教室の設置を予定しておりますので、特に中学生ですので、そんなに大きな手を取られる事態もないのかなというふうに思っておりますので、現状の人数の中で対応していただけるのではないかとこのように考えております。

それから、第四小学校の汚泥の引き抜きについてでございます。

今年度、下水のほうに接続が完了いたしまして、本来ですと、来年度予算で汚水の処

理をしようというふうに考えておりましたが、やはり置いておきますと、衛生面でも課題があるということで、今回、予算計上をさせていただきました。

今後、どのようにするのかということですが、溜まっております汚水を汲み取りまして、それは衛生化学処理場のほうに運びまして処理をするという予定をしております。数量につきましては、150 tを予定しております。抜き取りました後、消毒をしまして、本来ですと、すべて取り壊せばいいんですが、今後、ちょっと学童保育室のプレハブの新設等についても検討を進めておりますので、そういった第四小学校の整備にも絡んできますので、当分の間、消毒をして、当然、児童は入れないように上には鉄板で蓋がされておりますので、安全面は問題はないというふうに考えておりますので、消毒をした後、蓋をして当分置いておくということで、今、予定をいたしております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 自律訓練の予算の関係でございます。

当然、予算につきましては前年度、あるいは前々年度の実績を踏まえまして、予算は計上させていただいております。今年度につきましても、25年度、あるいは24年度の実績を踏まえて当初予算を計上させていただいたんですけども、それまでの2カ年の実績以上にご利用される障害者の方が増えておりまして、これはなんでかといいますと、それまでは府内の他の市町村の訓練所のほうに行っていたとおったんですけども、町内で生活訓練をやる事業所が新たにできましたので、今年度の利用されている方の半分以上は町内の生活訓練の事業所をご利用されているというのが、当初見込んでおったより、利用される方が多くなった原因ではないかと思っております。

今年度の実績も踏まえまして、27年度につきましては、その内容を精査して予算を計上してまいりたい、このように考えております。

以上です。

**上下水道部長** まず、農家住宅でございますけども、これは「都市計画法」の第29条第1項第2号の農家住宅の取り扱い基準に基づいて建築されるものでございます。この農家住宅につきまして、今回、高槻市の公共下水道管に暫定接続させていただくわけでございますけども、今回の経緯、高槻市との協議の経緯につきましては、平成18年度にも、このちょうど淀川よりのほうで住宅開発10戸ございまして、その際に、高槻市のほうに暫定接続をお願いした際に了解いただいたということがございましたので、今回も同様の形で、高槻市に協議を行っております。協議につきましては、本年の9月30日に協議を開始させていただいて、回答を10月16日にいただいております。一応、同意はいただいている状態でございます。

それと、今回みたいに農家住宅を建築される際に公共下水道へ接続することで、どんどんどんどん、そういう農家住宅が増えてくるのではないかとございまして、あくまで公共下水道のことで農家住宅が建築されることとは、これはまた別の問題でござ



ざいます。これまでも区域外流入ということで、6カ所、住宅戸数でいいますと32戸、2施設が、現在、区域外流入で流入しております。今回、農家住宅は初めてのケースではございますけども、他の施設でも前面道路に公共下水道管が埋設されておりまして、市街化調整区域であっても公共下水道へ接続することを希望される方につきましては、当然、その公共下水道の汚水枡の整備につきましては個人負担になってまいりますけども、一定、認められた形ではさせていただいておりますので、あくまで農家住宅に限ったことではございません。

以上でございます。

**戸田議員** 公共下水道の寄附金に関しては、過去にも流域外の接続は実績がある、そして農家住宅に限らず、そういう実績があるということでした。丁寧なご答弁いただきましたので、理解はいたしました。

そして四小の浄化槽に関しても、学童のプレハブのことを考慮に入れておられるということで、浄化槽は閉じずに消毒して残して置かれるということ、理解しました。

自律訓練に関しても、原因を把握しておられる。そして当初予算のときには町内に生活訓練の事業所がなかった、できるとは予想できなかったのであろうと考えまして、この補正額の理由というのは理解しました。

一中の減築に関しましては、ご答弁いただきましたように仮設校舎は2年に分けてされる、スポーツ祭も一定可能であるし、今後は緑地公園や二中との合同も考えておられると。教育の現場で考えていかれるのだなと思っておりますが、様々な理由で必ず雑務が増えると思っておりますので、現場との連携を取って、もし可能ならば、人員の増員を、臨時職員の雇用を私は求めたいと思っております。

一つ、配置図で気になることがあります。考慮していただきたいなと思うことなんですけれども、仮設を二つ分けて建てられたりした場合、間に空き地ができたり、それから民家との間が死角になったり、これは生徒にとって様々な、例えばタバコをすったり、例えば生徒を引っ張り込んだりというような、そういう死角になる可能性が十分にあるので、そこのところは注意をしていただきたいなと思っております。これは発言するに止め置きます……（「敷地外じゃないんだから」と呼ぶ者あり）……。

一般職の職員の勤勉手当に関わることです。平成28年4月から人事評価制度というのが導入されると認識しています。評価を給与に反映させるというようなことが、さらに進んでいく。すると、この勤勉手当の割合が増えるということは、頑張りに応じて評価反映の幅を増やすことを意味するのでしょうか。そのあたりのことが考慮されて、勤勉手当で調整されるというふうなことになっているのか、確認したいと思っております。

財政調整基金繰入金に関しましては、マクロなものである、大きな要因は退職手当債なども関わっているということで、理解しました。本年度だけのことではないなというのはわかりました。

ただ、人権文化センターのベランダなんですけど、おそらく危ない状況になっているというのはわかるのですけれども、耐震のマイナス補正額と、今回のベランダの改修額がほぼ一緒ということで、非常に安易な予算配分と言わざるを得ないという印象を持っています。保育所、幼稚園の施設も非常に老朽化しています。そういったことをトータルに考えて、耐震化と老朽化の問題を進める。公共施設の再配置のプランも、今、議論されているわけなんですけど、こうして耐震化工事しなくて良かったから、じゃ人権文化センターのベランダを修理しましょうと。そういう予算配分をしては、いつまでも行革は進まない。

先ほど、第 75 号議案で難病者の福祉金の支給についても、対象者が倍増する、従って半額にするということで 750 円の支給……。

**平井議長** 簡潔に質疑してください。

**戸田議員** 750 円にするという提案を、島本町議会は可決しているわけです。

従って、これと同じような感覚で人権文化センターの耐震化は要らない、だからこそベランダを改修する。これはあまりにも安易な予算配分と思うのですけれども、ご見解をお願いいたします。

**総合政策部長** まず、今回、一般職の職員の勤勉手当の改定でございますが、これについては今後も人事評価制度を、今、管理職は導入いたしておりますが、今後も一般職についても、そのような形で組合と交渉しているところでございます。また、国のほうからは平成 28 年 4 月から人事評価制度を導入するということが義務づけられておりますので、そういった形で、その勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合が変わってくるということになるかというふうに考えております。

それと、人権文化センターのベランダの改修の件でございますが、これは確かに予算的には類似しているような状況でございますが、これはたまたまそういうふうな結果になったわけございまして、現に、手すりそのものがもうグラグラになって、テープで留めておけるような状況で、子どもがそこで手を触れて事故がありますと、町としても重大な責任になってきますので、まず施設の改修部分は改修する、これは早急に対応していかなければならないというふうに考えておりますので、今回、ベランダの改修をお願いすることございまして、その点については、現施設を見ていただければ一目瞭然にご理解いただけるというふうに思いますので、その点については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**戸田議員** 危なくなったベランダの改修が必要ないと申し上げているわけではないんですね。考え方として、予算配分としてお尋ねしているわけなんですけど、では、仮に人権文化センターの耐震化工事が必要であったとしても、今回、この補正予算でベランダの手すりの改修は予算計上を提案されましたか。

**総合政策部長** 施設の現状がそういうふうな状況でございますので、当然、耐震が必要であったとしても、ベランダの改修も今回、ご提案をさせていただく、そういう予定でございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 多岐にわたりますので、ちょっと、漏れたらすいませんが。

まず1点目、農地基本台帳電子システム化業務委託、また台帳整理にかかる項目が確定したというふうに冒頭にあつたと思いますが、この確定というのは、現状の台帳よりも追加された分、もし、ありましたら、その点のご紹介、お教えてください。

それと、先ほどありました四小の汚泥と消毒ですね。これは前倒しでされるということは一定評価させていただいております。これは前倒しした中で、ランニングコストがどれぐらい、前倒しした分において削減できるのかというものがお示しできれば、その点もお伺いします。

それと、障害者自立支援給付費の負担金の中で、自律訓練扶助の利用者が増えているようではありますが、自律訓練の扶助が増えているということは、そういう努力をいただいているということなので、利用者数の増、どれぐらいで、どういった内容の部分が増えているのか。その点の詳細をお訊きしたいと思います。

それと議員や特別職のほう、人事院勧告に則って改正される部分なんですけど、ちょっと、ご答弁できるかどうかわからないんですけど、もし年間14名の分で81万ほどですかね、影響額があります、特別職で38万。119万円ほどと勘案すると、議員や特別職、町内で飲食や買い物、景気を回復していかなければなりませんので、町内で活用したとすると、税収でどれぐらい返ってくるかとか。ちょっと難しいでしょうけどもね、使い方によってはあれですけども。例えば印刷物でも、町外が安いから町外で頼んでいるけど、よっしゃ、この分増えたんだったら町内を使おうとか、そういった努力も必要不可欠やと思うんですけども、その辺が出るようでしたら、またご紹介いただきたいと思えます。

また、第一中学校の耐震補強工事の仮設校舎ですね。やはり金額が3億2千万ほどですか、法的整備と一次設備、この点を外した中でも3億2千万ほどの見積もりがあがっている。やはり金額が大きいなと思うんですけども、例えば3億2千万、駅前で100万円の土地を買おうとすると、坪で言うと300坪ぐらいですかね。一定の土地を買えるほどの値段が仮設校舎で出ていくんだなという部分がありますが、この内訳、バクッとでもいいので、もしおわかりでしたら、その点のご紹介をお願いします。

**都市創造部長** それでは、伊集院議員のご質問のうち、議案書の4の24ページの農地基本台帳電子システム化業務について、ご答弁申し上げます。

今回、農地台帳の整備という中で、「農地法」の改正に伴いまして、市町村の農業委員会が保有しております農地の台帳を一筆ごとに整備をして公開することが必要になっ

たということから、システム化をして管理するという目的から、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 今回の議員の皆様と特別職の、いわゆる引き上げ改定にかかる部分でございますが、これを仮に、例えば町内で他の用途に活用した場合の経済効果というふうなお尋ねだったと思いますが、これについては、当然、何らかの形で町に税として還元されるというふうな結果にはなると思いますが、ちょっと金額で幾らということをお示しできるのは、少し、今、明確にお答えできる状況ではございませんので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**教育こども部長** 第四小学校の汚泥処分に関してでございます。

すでに今年度、もう下水のほうに接続が終わってますので、処分を今年度やるか来年度予算でやるかという、ちょっと期間の問題だけでして、ランニングコスト的には特に変わりはない、特に発生しないということでご理解いただきたい……（伊集院議員・自席から「前倒しした理由」と発言）……、前倒しした理由といたしますのは、先ほどご答弁申し上げましたように、衛生上、放っておくと、やはり虫とか、そういう害虫もわいてきますので、そういったところ辺から、今年度中に接続が終わったので処理したほうが良いということで、今回やらせていただいたということでございます。

それから、第一中学校の仮設校舎の件につきましては、ご指摘のように金額が非常に大きくなっております。学校のほうとも協議を進めつつ、まだ最終形は固まってはおりませんが、引き続き協議をしております。主な費用の内訳といたしましては、仮設校舎の建設で3億2千万、それから法的な、例えば「消防法」に触れる消火器でありましたりスプリンクラーですね、そういった設備も必要になってくるということで、そういったもので1千万円。それからあと電気設備というのが、仮設校舎でありましても相当の電力が必要になってまいりますので、そういった設備の整備ということで1千万円ということで、それに消費税を入れまして3億6,720万円、今回、債務負担行為として計上させていただいております。

今後、仮設校舎の広さも含めまして、さらに協議を重ねてまいりまして、できるだけ経費が縮小できるということと、あと学校のほうの運営にできるだけ支障が出ない範囲内での縮小ということを、協議をしながら努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**健康福祉部長** 自律訓練のご利用されている方の詳細でございますけれども、平成24年度におきましては生活訓練で3名の方、機能訓練で2名の方、ご利用いただいております。25年度につきましては生活訓練のみでございますけれども、6名の方。26年度、本年度につきましては、機能訓練の方が1名、生活訓練の方につきましては9名の方がご利用い

ただいております。前の議員のご質問でも、町内の施設をご利用の方が多くなっており、ということで、26年度の生活訓練9名のうち、6名の方は町内の事業所で訓練をされておられる状況でございます。

以上です。

**佐藤議員** 1点、社会保障・税番号制度、この制度のために国から補助金に来て、当町でシステムの対応業務をなさるということになっています。この制度の内容について、改めてお示しをお願いします。

**総合政策部長** 今回、今、お尋ねのございました番号制度でございますが、これにつきましては国のほうで、今、順次進められておまして、自治体においても今年度予算措置も一定させていただいているところでございます。これにつきましては、いわゆる国民総背番号制といいますか、国民の皆さん方にその番号をそれぞれ付与し、そして社会保障と、いわゆる番号制度によります安心・安全の確保といったことで導入がされるということで、今、事務を本町においても進めておるところでございます。

なお、システムの改修ですとか、いろんな繁雑な事務がございます。それも今、それぞれの担当課で事務を進めておるところでございますが、特に個人情報の問題ですとか、様々な課題がそれぞれの自治体において課せられておりますので、そういったことも含めて事務に遺漏のないように、今、それぞれ原課のほうで調整していただいて、また随時、そういった調整会議も全庁的にやっておりますし、それぞれの事務の進捗状況、こういったことも計画的に進めていながら、事務に遺漏のないように進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

なお、この番号制度の利用につきましては、平成28年1月から、その番号が付与される、そしてそれを利用される、そういった予定で事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

**佐藤議員** 国民総背番号制という、いわゆるマイナンバー制度というやつだというふうに理解をしました。

今、おっしゃったように、住民のプライバシーの問題というのが非常に大きな問題として出てくると思います。町で扱われるときには、その点について、それなりの配慮をなさっていると、今のご答弁でもお聞きをしました。そやけれど、これを民間と公とが、その番号を共有して利用していく制度というふうに理解をしておりますが、そういう点での実際の制度の流れというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

**総合政策部長** まず、この番号制度において最も危惧される内容といたしましては、個人情報本人や行政の知らない間に他人に見られてしまうのではないかとというふうな、そういった懸念がございますが、これにつきましては、マイナンバー制度ではシステム上で情報の照会ですとか提供、これの履歴が把握できることとなっております、行政において個人情報の適正な管理ができる、このように認識をいたしております。

また、情報提供等の開示があった場合の開示システム、いわゆるマイポータルと言われているシステムでございますが、そういった機能もございまして、各個人でマイナンバーも含む自分の個人番号がどのようにやりとりされた、そういった記録を確認できる、そういうふうな機能もございまして、そういったことで、個人情報の適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

これについては、いろいろ税の課税、また国民健康保険、社会保険料の算定、そういったことで一定の名寄せをして、そして行政としての事務の効率化を図るというふうな目的でございますが、やはり、その情報管理ということが最も危惧されるところでございますので、この点については、いわゆる個人情報保護の審議会、条例改正も含めて、そこでしっかり議論をしていただいて、そのうえで適切に制度の導入を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** まず冒頭に、今回のJR島本駅の裏の土地ですね、第80号議案の参考資料のNo.1なんですけれども、ほんとに長い間、小西参与がご苦労されてたということは私たちもよく存じ上げておりますので、本当にご苦労様ございました。これは本当に、未買収の区域を今回買い取ることができたということは喜んでおります。

それとあわせまして、質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどから出ておりました人権文化センターの改修工事ですが、これは誤解を生むような形で、今回、同時進行で出てきたと思うんですけども、これは緊急性があるというようなご答弁がありました。この「緊急性」があるほど、今まで点検されていなかったのでしょうか。私はほんとに、こんな、子どもが触ったら危ないぐらい緊急性があるものを、今までよくまあ放ってたと思うことに、すごく疑問を感じておりますが、この辺は点検はされてなかったのでしょうか。その点、1点、まず、お伺いさせていただきます。

もう一つは、広瀬のほうで土地を買われるということをお聞きいたしております。これはたぶん広瀬二丁目のところの図面ではないかと思っておりますが、この土地を買うことによって、今現在の幅員がどれぐらいあって、土地を買われるにあたって幅員がどれぐらいになるのか。その点を、お答えいただきたいと思っております。

もう1点ですが、今回、第四小学校の汚泥の抜き取り等をされるということでございますが、第二中学、あるいは第二幼稚園ですね、あの辺も大変トイレの件で悩んでおりますが、この辺の下水工事というんですか、これは下水管が入っていないというものもあると思っておりますが、いつぐらい、予定をされていらっしゃるのでしょうか。

**総合政策部長** まず、1点目の人権文化センターの改修についてでございます。

これにつきましては、今、ご指摘いただきましたとおり緊急性があるものでございますが、私も人権文化センターに何度も足を運んでおりますが、今まで1階の事務室、そ

れと2階の集会室の利用が非常に多くございまして、集会室のほうも何度も現場には行っておるわけですが、私自身が現場で、集会室の中にはおるんですが、ベランダに出るとのこと自身が、私、あまりなかったものですから、今回、施設の点検をしている中で、そういった指摘があって、ほんとに危険な状態であったということ、改めて認識をいたしておりまして、その点については、もし事故があった場合のことを想定しますと、非常に責任が重大なものであるというふうにも認識をしておりまして、その点については反省をしておるところでございますが、現場を見て見ますと、付け根の部分が腐食しておって、全くベランダ（の手すり）としての機能が果たされてないというふうな状況もございました。放置していたというようなこと、結果的にはそういったことになってますが、そういったことを発見をいたしましたので、今回、緊急で予算のほうを計上させていただくということになったわけでございます。

今後も施設の点検については十分、人権文化センター以外の各公共施設についても安全点検、それを確認しましてから、その他の施設についても安全点検をするということ、各部署のほうにもお願いをしたところでございます。

以上でございます。

**都市創造部長** それでは町道広瀬幹線の用地取得の件について、ご答弁申し上げます。

議案参考資料といたしまして、第80号議案参考資料No.2ということで、位置図を添付させていただいております。現況の道路の幅員等は、これを見ていただくと、非常に今回買収する辺り、狭隘な部分がございます。その部分が、現状で3.7メートル程度でございます。今回、買収することによって5メートル程度の道路に拡幅をしたいということで考えておるものでございます。

以上でございます。

**上下水道部長** 第二中学校・第二幼稚園の下水道がいつ頃になるのか、というご質問でございます。

現在、高浜地区及び桜井地区の市街化区域内の整備を進めているところでございまして、これが一応予定では平成31年度までが予定期間となっております。先ほど申し上げました第二中学校・第二幼稚園の区域につきましては、現在、市街化調整区域でございまして、この市街化調整区域の整備につきましては、この平成31年度以降に順次整備していくことになってくるとは思いますけれども、まだ、どこから始める、整備をしていくかということについては、まだ決定したものではありませんので、今後、計画する中で時期をお示しできるものというふうにご考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。第二幼稚園・第二中学の件ですね、下水道。ほんとにトイレ、大変な状況になっておりますので、ぜひ早急に、予算の関係もありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

幅員の件はわかりました。3.7が5メートルになるということで、相当広くなるから、車の通りは良くなるんじゃないかなと思っております。これもわかりました。

それで、この人権文化センターの「緊急」なんですけどもね。ここには町の職員が勤務してるんですよ、されてるんですよ。町の職員、何されているんですか、これ。総合政策部長が見られてわかった。じゃ、今まで毎日毎日、町の職員来られてて、何されてましたんですかね。全く報告がなかったんですか。このベランダのお掃除は、どなたがされているんですかね。ちょっと、その辺が、ほんとに何をやってるんですかね、町の職員は。このベランダがそんな緊急性を要するぐらい壊れて、錆びてますよね。壊れてるのを、その緊急になるぐらいまで黙っているということ自体が、私はおかしいんじゃないかと思うんですけども、報告なかったですかね。お聞かせください。

**総合政策部長** 人権文化センターの改修の件でございますが、まことに申しわけございません。町の職員は当然、勤務をいたしておりまして、清掃等も毎日、日々やっておるわけでございますが、そういった状況の中で、一定職員の側も、今回、ベランダだけではなく、やはり隣保館という性格上、トイレについてもバリアフリーで行けるようなトイレの改修、そして例えばエレベーターが付けられればエレベーターを付けたいというふうな、そういう要望もあって、現場を見たわけでございます。

その中で、以前から手すりが非常に厳しい状況であるというふうな認識は、当然、職員持っておりましたが、財政上の整合性というふうなことで、なかなか予算計上に至らなかったというのが実態でございます。そういった中で、やはり施設に瑕疵があって事故があったということになりますと、町の責任としても非常に重いものがございまして、今回、改めて緊急性というふうなことで、大変遅くなって申しわけないというふうに考えておりますが、今回の補正で何とか改修をして、部分的にまだ大丈夫なところもあるんですが、やはり、すべてのベランダに通じている部分でございますので、部分的な改修ではなしに、一気に、集会室にありますベランダ全部をこの際改修をするということで、提案をさせていただいたものでございます。

今後とも、こういった施設の安全管理については十分定期的に点検をしまいたいというふうに考えておりますので、その点、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます……。点検は、全くしてなかったということではございません。清掃等もしておりますし、そういった状況であるというふうな認識は当然持っておりましたが、財政的な問題、財源の問題も含めて、ちょっと今回、私のほうにご報告があって、それでもって提案をさせていただいたということでございますので……（「わかっていたはずじゃないか」と呼ぶ者あり）……。その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。一応は、職員の方はそれをご存じであって報告もされてたということだ、そのように私は今、お聞きいたしました。それでしたら、職員の方からお



聞きされているのであれば、もっと早く直してあげるのが当然だったのではないかと、そのように思っております。ちょっと遅いんじゃないでしょうかね、「緊急を要する」まで置いてあったということは、やっぱり遅いと思いますので、その辺でしっかりと、職員のほうからご報告がありましたら、スムーズに補修工事をしてあげることが大切じゃないかなというふうに思いますし、私はむしろ人権文化センターは、トイレのほうに相当傷んでいますので、できたら私はトイレのほうから先にさせていただいたほうが良かったんじゃないかなと。来年の予算を組むというような話もございますので、私はできたらトイレのほうに先だったんじゃないかなというふうには思っておりました。

手すりのことが今回の補正予算で出てますが、これはちょっと、自分の中では意外だったかなというふうに思っております。なぜならば、やっぱり人権文化センターを私たちが町の事業で、カラオケ教室としてね、人権文化センターで使わせていただいておりますので、人権文化センターには行かせていただいていたという経過もございますので――過去の話ですが、そこで練習してたということもございますので、よく存じ上げておりますが、何か、そういうふうな緊急性があるということは全く存じ上げておりませんでしたので、ちょっと意外だなというふうに思いまして、質問させていただきました。

ご答弁は、結構です。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 55 分～午後 4 時 10 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

他に質疑ありませんか。

**外村議員** まず、79号議案に関してですけれども、人事院勧告に基づいてということですから、人事院勧告というのはどんなやということで、ちょっと勉強しましたら、この2014年については近畿2府4県では55市町村は調査はしてないということが書いてまして、その55市町村は調査してない。しかも、その55の中で23市町村は、本来50人以上の企業を調査対象とするとなっていて、23市町村には50人以上の企業が一つもないという調査があるということでした。それで、島本町というのは人事委員会もないですから、具体的に島本町というのは調査対象に入っているのかが1点と、島本町には50人以上の企業が何社かあると思うんですけども、ヒアリングされてるのか、何か、そういうところから聞かれているのか。島本町における民間企業の給与水準がある程度理解できる資料というのはお持ちなんでしょうか、というのが1点。

もう1点は、いろいろ説明いただいたんですけども、事前に。非常に資料もたくさん作っていただきまして。けど、なかなか頭悪うてわかりにくかったものですから、端的に、今回、26年4月1日に遡って0.36%引き上げる。それが原資としては約1,759万3千円ぐらいになるというふうに聞きました。来年の4月1日から平均2%下げる、ただ

し3年間の現給保障をするというふうに聞きました。では、来年4月以降は——3年間は現給保障されるんでしょうけど、その後は、単純に言うたら0.36引き上げて2%引き下げた後、下がるというふうに私、理解するんですけど、大まかな、マクロ的にどういうふうになるのか、このように上げて来年下げるとするのは、人事院勧告でありなかつたように思いますので、その辺の仕組みというのかカラクリというんですか、わかりやすく、ちょっと説明いただきたい。

あと80号議案、町道広瀬桜井幹線の、先ほど出ました土地をかうと。非常に、いわゆるデッドスペースみたいな土地で、売り物にならないというふうに一般的に思われる土地なんですけども、今回、買った。その単価が、坪に直すと39万6千円となるんですけど、これは非常に高い。一般の四角い土地とか、家が建つ土地ならわかるけど、こういう土地をこの値段で買ったことが、ちょっと奇異に感じられまして、具体的にどんな交渉があつて、その金額になつたのか、教えていただきたい。一方では、桜井50号線につきましては17万8千円で買っていらつしゃると。これもちょっと、あまりにも大きさが違いがあるんで、これはどういうふうに違うのか、ご説明いただきたい。

もう1点は、道路の賃借料で、駅舎のときのあそこを過去に賃借料が払えてなかつたところを今回払うというふうになっているんですけど、前に払つたときの値段とどう違うのかというのを、今回、何か払える状態になつたから払つたんだと思うんですけども、その辺のいきさつを、しかも、過去に払つたものの金額と今の値段は一緒なのか。ちょっと、そのいきさつを教えていただきたい。

以上です。

**総合政策部長** まず、1点目の今回の人事院勧告の状況でございますが、これにつきましては、対象の事業所としましては、企業の規模が50人以上の全国の民間事業所で、約5万5千社から無作為抽出によって約1万2,400社を抽出されて、その結果を踏まえて今回の勧告がなされたということでございます。従いまして、本町がその企業の中に入つておつたのかどうかというのは、ちょっとまだ、これについては確認はできておりませんが、そういった企業の、春期の今回の給与改定を踏まえての人事院勧告であるということでございます。

それと、今回、26年4月に遡って引き上げる、そしてまた来年の4月からは引き下げるというふうな、非常に、上げて下げてというふうなご指摘でございますが、これについては非常にわかりにくいという部分については、全く、そういうご意見もお聞きしますし、これにつきましては、本町とは直接関係ございませんが、例えば広域医療手当ですとか単身赴任手当、それと国の本省の業務調整手当というのがございまして、これらは本町には関係ございませんが、そういった手当についても今回見直しといたしますか、改定がなされております。そういった部分で一定の財源が必要になってくるというようなことから、26年4月から遡及して引き上げはされるものの、来年度以降、そういった

手当関係が国のほうでは必要になってまいりますので、そういった全般的な給与配分を勘案して、来年度の4月から2%の引き下げということで、今回の勧告になったということでございます。

以上でございます。

**都市計画課参与** それでは、広瀬幹線と、それから桜井50号線のご質問でございます。

まず、広瀬幹線の単価でございますが、これは路線価をもとにはじき出しておりまして、議員が少し高いというふうにお考えかも知れませんが、これは宅地としては整形な宅地でございますので、町が買う部分は、その一部を買うということになりますので、宅地の価格からすれば、決して高くない。どちらかという、まだ安いほうではないかなというふうな考えを持っております。

それと、桜井50号線の単価が随分違うということでございますが、桜井50号線につきましては、これは田んぼでございます。これは買取価格については、以前から地権者の方とお話して、当時の価格で買わせていただくという話がございますので、田んぼと宅地の違い、また鑑定した時期の違いというのがある、かなり大きな差が出ているというふうにお考えいただきたいと思っております。

それから、借地料につきましても、以前に借りてるところもございました。借りて、すでに田んぼにして返しているわけでございますが、その借地料と、今回、お願いしてお支払いしようとしている借地の単価は同じでございます。

以上です。

**外村議員** 総合政策部長の回答がちょっと、全然、不満なんですけど。要するにね、島本町には、じゃ50人以上の企業が何社あるんですか、という質問で、少なくとも、これは人事院勧告というのは、その地区の企業水準、民間水準がどうであるかを見るために調査しているわけですから、島本町は人事委員会がないにしても、島本町の50人以上の企業が何社あるのか、何社あって、どれくらいの水準にあるかというのを掴んでおられますかという質問ですから、それをお答えください。掴んでないなら掴んでないで、結構です。

それと、2点目に訊いた、今年は上がる、けど来年は2%下げるんだから、しかし3年間は現給保障するのだから大丈夫としても、3年経ったときどうなるのか。島本町の職員の給料が少し下がるのか、大きなマクロ的に言ってどうなるのか、いや、大丈夫なんですというのか。その辺のこと、教えていただきたい。

**総合政策部長** 失礼いたしました。まず、1点目の本町内における50人以上の企業ということでございますが、ちょっと今、確認をいたしておりますので、後ほどご答弁申し上げます。

それと賃金水準につきましても、本町は大企業が多く存在しておりますので、町村で申し上げますと、賃金水準については高いほうであるというふうには考えておりますが、

その統計、いろんな統計調査がございますが、この人事院の今回の勧告に基づく賃金格差、民間との格差について、ちょっと本町が幾らでというふうな、そういうデータは持ち合わせておりませんので、その点については、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、人事院勧告制度につきましては、いわゆる労働基本権制約の代償措置というふうなことで、国の人事院の勧告によって、いわゆる民間準拠によって、官民の給与の水準の均衡を図るというふうな目的で毎年勧告がなされておりますので、その勧告を尊重して、それに準拠するような形で毎年改定をお願いしている、そういった状況でございます。

それとあと、現給保障の問題でございますが、これは一応、来年の4月から給与の平均2%の引き下げが行われますが、これについての現給保障ということで、本来、ベースアップがなされるべきところではございますが、それを据え置いて、今現在の現給をもって3年間保障するというふうな措置でございますが、これについては、そのような形で、今回、ご提案をさせていただいているということでございます。

それと、3年後につきましては、現給保障が当然切れますので、平均2%の減額された給与というふうな形で支給をされるということになります。

以上でございます……。本町の企業の状況でございますが、ちょっと従業員数ごとの区分は確認はできませんが、事業所数といたしましては……。大変失礼いたしました。本年の3月31日現在でございますが、本町内の50人以上の企業については16社でございます。

なお、今回の人事院勧告につきましては政令市・中核市については、それぞれ人事委員会という制度がございますので、そこで独自に調査をされますが、それ以外の町村につきましては、本町も含めてそういった組織がございませんので、その場合は人事院勧告に基づいて、それに準拠して給与改定を毎年お願いしている、そういった状況でございます。

以上でございます。

**外村議員** ありがとうございます。先ほども言っていた、3年後、現給保障がなくなれば2%下がります、という回答でしたけども、その2%下がるという元のベースはどこから算出した2%なのか。例えば、今回でしたら0.36上がるために7万3千円、1人上がるというふうにお聞きしましたけども、この7万3千円に相当する金額というのは、3年後は何万円下がるんでしょうか、1人当たり。

**総合政策部次長** 外村議員の再度のお尋ねでございます。

3年後、給与がどうなるのかということでございますが、それは当然、昇格等によって給料のアップ、そもそもが異なります。また2%の給料の削減の位置づけが、今回、27年4月から位置づけされる。本来であれば、1月1日の昇給でございますので、28年1月1日で昇給すべきです。例えば28年4月に、今まで30万もらっておられた方が、

27年4月の給料の格付けで28万になった。28年の1月1日に昇給のときに、28万の位置づけされたものが1万上がって29万になっても、30万円しか支給されない。本来なら30万に1万足して31万支給されるべきところが、アップしないというような解釈のもとで給料の昇格が進んでいくということでございますので、そもそも3年過ぎた段階で、職員全員がその時点で2%の給料が下がるという制度ではございませんので、ご理解賜りたいと思います……（外村議員・自席から「その説明でわかった」と発言）……。

以上でございます。

**関 議員** 期末勤勉手当のことで、お訊きします。

一般職については平成19年以降、7年ぶりの引き上げということの説明を受けているんですけども、これまでの手当の支給の推移については、どのようなものだったんでしょうか。同じく特別職・議員職についても、推移について、ご説明ください。

それと、地域手当については、高槻市が15%に上がることに伴って、同じ生活圏である本町が3%から6%に上がることは十分に理解できるんですけども、そもそも地域手当というものは5万人以上の市町に対して設定されるものだというふうに理解しているんですけども、本町のような3万人の規模で6%に設定するという根拠、理由というのは、どのようなものからなんでしょうか。

**総合政策部長** まず、これまでの期末勤勉手当の推移でございますが、これは平成10年からのデータで申し上げますと、平成10年当時は期末勤勉手当を合わせて5.25でございました。その後、順次引き下げが行われまして、平成18年度では4.4に引き下げられております。そして、この際に特別職・議員・一般職の、今回、セットでの提案でございますが、その当時は特別職と議員の提案がなされていなかったということで、期末手当合わせて4.4、一般職については4.45ということで引き上げがなされております。その後、ずっと推移をいたしまして、今現在、特別職・議員と一般職では0.1月、一般職のほうが多いというふうな状況で今日まで推移をしております。今回は議員と特別職、それと一般職あわせて0.15の引き上げということで、ご提案をさせていただいております。

それとあと、地域手当の考え方でございますが、これにつきましては今回6%というふうな勧告でございます。基本的には人口5万人以下の町村については支給対象外というふうなことでございますが、これは本町の場合は、大阪市を中心に通勤者の数等も勘案して国のほうで地域手当が設定されるというふうなことでございまして、本町の場合については現在は3%というふうなことで設定をされております。全く、その地域手当がゼロというふうな地域もございまして、今回の勧告では、そういった大阪市を中心とした通勤者率の率も勘案して、今回、6%というふうな形での勧告となったものでございます。

以上でございます。

田中議員 3点ほど、質問します。

第79号議案の参考資料で新旧対照表、26年の4月1日の分がありますね。これには非常に詳細な給与の明細が載ってるんですが、今まで聞きましたところでは、1級が主事、2級も主事、3級が主査、4級が係長、5級が課長、6級が次長、7級が部長、これに該当するというふうに聞いておるんですけども、この表、例えば1級の1号から93号給までありますけれども、実際に使われているのはどこからどこまでのレンジなんですか。それに同様に、2級、3級、4級、5級、6級、7級、それぞれについて、お答えください。

それから、これはよく話題になりますが、次の27年の4月1日からの新旧対照表で、4級の15号給の給与は1ヵ月28万6,900円、つまり、係長さんですね。課長の5級で1号給が28万5千円。これは課長になっても、係長で年功序列的なところがまだ残っていると思うんですけども、4級で15号給以降であれば、課長になりたての人よりか、よっぽど給料いいわけですよ。例えば、この間の話が1人当たり40時間ぐらい残業してるといふことで、時間給2,200円もろうてはるとして1ヵ月8万8千円。となると、係長で40時間残業すると2,200円の試算で37万4,900円もらうところを、課長さんは同じように残業しても、残業代がつかないということであれば28万5千円しかもらえない。そういう現実が実際にあるわけですね、これは仮定の話ですけども。こういう逆転現象について、どういうふうに考えておられるか。

この27年4月の改正においても、この逆転現象は解消されてない。つまり、早いこと管理職になって、安い給料で大きな責任を負うよりも、係長職、4級職でしっかり残業してやるほうがよっぽど楽だという風潮が庁内で芽生えないか。そのあたり、私、心配しているわけですね。

それから3番目、日本共産党の資料要求にありました現給保障期間後に給与減額となる人の人数が25名ありますね。この25人の、いわゆる級数と号給を、すべて明らかにして下さい。

以上です。

**総合政策部次長** それでは、田中議員の79号議案、給与条例に関するお尋ねでございます。

まず、給料表で用いている級ごとの幅ということでございますが、1級につきましては17号から36号、2級につきましては5号から20号、3級以降については、3級の1号からすべてを適用して使っております。

また、27年4月の新給料表で4の15の給料が28万6,900円、5の1の給料が28万5千円で、課長に上がったら下がるんかということでございますが、この点につきましては、給与規則のほうに昇格時号給対応表というものがございまして、例えば4の15の係長が昇格をいたしましたら、5の7、29万8,300円に位置づけられることとなっております。

そして、もう1点のお尋ねで、時間外勤務手当が入れば、役職の給料が逆転する場合がありますんじゃないかということですが、当然、それは存在しております。その点につきましては、今回、25年度末に人事給与のプロジェクトチームというのを立ち上げてまして、これは何かと申しますと、今後の国の方向性である、頑張った者が報われていくような給与制度・昇格制度というものを、やはり考えていく必要があるんじゃないかということがございます。

島本町の場合は、年功序列制度を他団体よりも早く打破しておりまして、若手の管理職がどんどん出てきております。ただ給与制度については、やはり国に準拠しているところが大きくございますので、その点が年功序列制度が残っておるということで、その点の処遇と昇格の乖離がございまして、その点について今後考えていこうということで、そのチームが立ち上がっておるわけございまして、今後といたしましては、やはり頑張って管理職に上がる、管理職に上がれば責任を負う代わりに、当然、処遇も与えられる。そして仕事にやりがいを感じて、職員が前を向いて頑張っていけるような組織構築をしていくべきだというふうに考えておるところでございます。

以上でございます……（田中議員・自席から「3点目」と発言）……。失礼いたしました。

25人の、現給保障が3年間終わった後での減額措置が行われるものでございますが、25人のうち9人管理職でございまして、7級、部長職が2人、次長職が1人、課長職が6人、そして3級の主査職が16人でございます。

以上でございます。

**田中議員** 先ほどの質問に対して一番最初の回答が、私の言った質疑と違った返答がありました。その点、改めてください。

実際に使われている給料表ではなくて、それに該当しているものを私は求めたんですけども、使っている給料表をお答えいただいて、実際に該当する人の給料の部分、それが答えられておられませんでしたので、その点については、しっかりとお答えください。これ1回、質問いたして、回数、計算しないでくださいね、カウントなしね。議長、わかっています……（「そんなことは」「それはそうや」と呼ぶ者あり）……。間違っただけで回答してるんだから、そうでしょうが。

（「言ったと思う」「適用している範囲を」他、議場内私語多し）

**平井議長** 暫時休憩いたします。

（午後4時38分～午後4時38分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**平野議員** まず、一般職の給与に関する事、それから特別職の給料に関する事ですね、それと議員の期末手当に関する事、お尋ねいたします。

そもそも、この人事院勧告に基づいて一般職の給与等が改定されるということは理解できますし、二つの組合と妥結されたということで、その内容については、それなりに評価もしているところです。特に、26年度に関しては給与引き上げと期末手当の引き上げについては評価しているところですが、特別職と議員の期末手当のアップについては、ちょっと異論があります。

それで、改めてお尋ねいたしますが、特別職の期末手当の引き上げ分の38万円——ちょっと細かい数字がわかりませんでした、38万円。それから議員のほうは88万1千円でしたか、だったと思います。それから一般職のほうの給与の引き上げ、期末勤勉手当の引き上げということで、結局、この26年度に関しては総額は幾らになりますか、総額について、お聞かせください。

それと、特別職と議員についてね、期末手当の0.15月分のアップですけど、職員のほうは勤勉手当ということで引き上げされていますよね。勤勉手当は、働いている期間というよりは、その間の、どの程度勤勉に勤務しているとかいうようなことを評価して、加えて支給されているものですから、職員の勤勉手当を、特に議員のほうに充てるということは、何か理由とか根拠がないような気がするんですけど、その点はいかがでしょう。

それから、特別職報酬等審議会のほうに今回はかけられておりません。それは所掌事項ではないということだからだと、条例にはその所掌事項にはなっていない。つまり、議員の報酬と特別職の給料のみが審議会の諮問の対象だからということだと思うんですけど、こういった期末手当についても、私は、本来は審議会に諮るべきではなかったかというふうに思っております。やっぱり市民、住民の意見を聞くという必要性はあったのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして次に、一般会計補正予算の分です。4の17、それから4の18で、いわゆる共通番号制度について予算があがっておりますので、その点についてお尋ねします。

まず、電算処理費中間サーバ・プラットフォーム利用負担金98万1千円があがっておりますけれども、この中間サーバとは何かということ、中間サーバ・プラットフォームを利用するというのはどういうことかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

もう一つ、4の18の社会保障・税番号制度システム構築529万2千円、これは地方税システムのほうの改修ということですが、これにつきましてはね、国庫支出金、国の財源が3分の2、それから3分の1が交付税措置ということになっております。この間、国の制度でありながら地方負担が多いということで、各自治体のほうからは国に対して、このマイナンバー制度システム整備費の補助金について、やはり地方負担が大きいということで財政措置を講じるようという要求をされております。資料もいただいて、大阪府町村長会から7月7日に総務大臣宛てに出されたということがありますが、こ



ういった実態ですね。こういう国の制度でありながら、自治体に経費負担が生じているということについて、具体的に、本来であれば、これだけの財政措置があるはずだった、しかし、実態としてはそれほどなかったということですね、具体的な数字とかをあげていただきたいなというふうに思っているんですけど、見込みとどれくらい違ったのかということですね。この地方税システムもそうですし、すでに本年度の改修予算で住基システムのほうの改修をされておりますので、それについても、実際の契約金額と、本来ならば国のほうで措置されるお金がどうだったのかということをお聞かせください。

それから、4の20の民間保育園運営補助金、(仮称)高浜学園に関わってですけど、いよいよ新しい保育園ができるということで、3月1日開所というふうに聞き及んでおります。積算としては60人という規模で積算されていますが、今の待機児童と、それから、その待機されている方々の中で、何人の方が高浜学園のほうに入園を希望されているのか、把握されていますでしょうか。

それから、玄関での子どもさんの引き渡しということについては、もう何度も何度も議論になっておりますし、しかしながら、その点は改善はされようとはしておりませんね。これについて今年の秋、9月の大綱質疑でも質問したところですけど、これは法人のほうの意向は頑として変わらないようですけど、その点はどうですか。やはり、未だにそのことは変わらないということで、玄関で子どもさんを引き渡すということで方針を貫いておられるということでしょうか。お聞かせください。

それから4の25、町道桜井50号線の用地買収費2,397万6千円、あがっております。JR新駅の設置という、島本町にとっては大型プロジェクトだったわけですけど、そこで大きな課題として、この用地買収できなかった部分があるということですね、今回、用地買収費用の予算化された。それまで担当者の皆さんの努力もあったかというふうに思いますけれど、この予算については、まだこれから当然、用地取得の交渉に入られるというふうに私は思っておりますけど、それで間違いないんですね。何か先ほど、もう買収されたような発言が議員の方からありましたけれども、いったん、ここで予算化して、それから地権者が確定したので、その地権者の皆さんに用地取得の交渉をしていくということだというふうに思いますけど、それでよろしいんですね。用地取得の地権者は、これはお一人ですか、それとも複数ですか、お聞かせください。

**総務部長** まず、マイナンバー制のことです。

1点目の中間サーバ・プラットフォームの概要でございますが、中間サーバ・プラットフォームは、一応、マイナンバーのネットワークのところでございますが、日本を東西に分けて2カ所、設置される予定です。それは一定、システムダウンを来したときのバックアップ機能もございます。地方公共団体が共同でそれを使って、マイナンバー制度を大きなネットワークに繋がる、その真ん中にあります。

特徴といたしましては、個人番号とか基本情報——基本情報といいますのは、氏名・

住所・生年月日・性別というのは、そこでは持ちません。ですから、セキュリティ上の部分では、一定確保されておるわけですが、実際に中間サーバーのところでは符号を持つという形で、その符号だけでは何ら特定、特定と言ったらおかしいですけど、個人を特定できないというふうなシステムになっております。

それから、4の18ページでございます。賦課徴収費のところにあがっております529万2千円という部分でございますが、国のほうからは、一定3分の2の補助がなされるわけですが、国の想定事業費は26年度で税システムの今回の改修に関わる費用はマックス530万というふうになっておりますので、補助基本額としては、ほぼイコールの金額になっております。ただ、先ほど申し上げましたように補助率は3分の2だということでございますので、3分の1については交付税でというふうなことを聞いております。

以上でございます。

**総合政策部長** 今回の人事院勧告に伴います影響額についてでございます。

まず、特別職につきましては38万3千円、議員の皆様につきましては81万1千円、一般職につきましては1,759万円。総額で申し上げますと、1,878万4千円ということになります。

それと、今回、議員の皆様方の改定についてでございますが、これは勤勉手当ではなしに期末手当のほうで改定をさせていただきたいということで、ご提案をさせていただいております。

それとあと、今回の特別職・議員の給与改定について、特別職報酬等審議会で議論すべきではないかというふうなことでございますが、この報酬審議会につきましては、議員の皆様さん方の報酬の額及び町長及び副町長の給料の額についての調査・審議ということでございますので、いわゆる諸手当について、これまで審議をするというふうな、そういうものではございません。

それと、今回の社会保障・税番号制度に関する費用負担の問題でございますが、これにつきましては地方の負担が大きいというふうなことで、町村長会を通じて国のほうにも要望をいたしております。ただ、多くの自治体の皆様さん方とお話はしておりますが、かなり持ち出しが大きいというふうなことは聞いておりますが、本町において具体的に幾らというふうなところまで、今現在、精査できておりませんので明確にはご答弁申し上げられませんが、本来、国のほうでは10分の10というふうなことでのお話でございますが、持ち出し分については一定の持ち出しがあるというふうには認識しておりますので、引き続いて、この点については要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** それでは、(仮称)高浜学園についてのご質問でございますが、まず、待機者といたしまして、国基準にございます就労あるいは育児休業明けに加えて、今後、就労を予定されている方も含めて、待機となっておられる方が83名いらっしゃいます。

まして、その 83 名の方に 3 月 1 日の高浜学園の開所に向けての意向というのをお聞きをいたしました。そのうち 39 名の方が希望されているというのが現状でございます。

それともう 1 点、引き渡しの問題でございますが、これにつきましては、これまでもご質問をいただいているというふうに理解をしておりますけれども、一つには園の方針として、子どもの自立心を養うでありますとか、インフルエンザ等の感染症予防、そういったこと。あるいは送迎時の混雑、今日も幾つかご質問いただきましたけれども、送迎時に車で来られる方もいらっしゃると思いますので、その辺の混雑を避けるということも一定あるということと、現在、高槻市のほうでも保育所を運営されておりますけれども、そういう形でやられているということで、必ずしも園に伝えなければならないことを拒否して「すぐ帰ってください」ということではなくて、状況に応じて、保護者の方が園のほうに伝えなければならないような事情がある場合には対応する、ということも言われてますので、その辺は適宜、対応していく態勢を取っていただくということでお聞きをしております。

以上でございます。

**都市計画課参与** それでは、桜井 50 号線のご質問でございます。

まず、逆からお答えさせていただきますが、地権者は複数でございます。ご質問にありましたように、現在、予算をあげている最中ですので、当然、買収はできておりません。これから、まだお話し合いはしなあかんと思いますが、ただ買収単価、それから借地価格、借地期間については、合意ができております。

あと、何が問題かと言いますと、複数の地権者の方で、どの土地をどなたがお持ちになるかというのを決めていただければ、これで買収ができるというところまで、今、来ております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 社会保障・税番号制度対応に伴います住民基本台帳システムの改修業務でございますけれども、業務の委託料につきましては 1,922 万 4 千円でございます。うち、国のほうの補助の内示額につきましては 570 万円でございます。

以上です。

**平野議員** 町道桜井 50 号線についてですけど、もうすでに金額、土地の買収価格ということについては合意を得られているということですので、あとは、どなたがどの土地をお持ちかということですかね、確定、それさえあればできるということで、長い期間にわたって、このことは交渉がうまくいかなかったわけですから、やはり予算をあげられる状況になってまで努力されましたので、本当に、あとは真摯な、誠実な対応しかないかなというふうに思っております。それについては、また十分な、誠実な対応をお願いしますというだけです。よろしくお願ひします。

ただ、もう 1 点ですけどね。その価格についてですけど、1 平米 5 万 4 千円という、

この価格ですけど、これはもうすでに土地買収をしておられる方々の買収価格と同じだというふうに考えていいんですね。すでに新駅が開通する以前に買収をされた方の土地価格と一緒にというふうに確認してよろしいんですね。お願いします……（「一緒にだ」と呼ぶ者あり）……。いや、それは鑑定価格を公表されていませんでしたので、確認のしようが私たちはなかったから、改めて、この議場でお聞きしたいということで、お願いします。

それから、保育所の高浜学園のことです。83名中39名の方が意向を持っておられるということですけど、もちろん、第二・第四とか山崎保育園を望んでおられる方もいらっしゃるということだというふうに思いますけどね。高浜学園の保育方針だとかいうことについては、ある一定、情報が町内では、いろいろ聞き及んでおられるのではないかなと思いますけれど、この子どもさんの玄関の受け渡ししかできないということについてね、やはり非常に私はマイナスだと思うんですね。

ちょっと高槻市の保育所の状況を調べて見ましたけれど、保育所だけですね、認定こども園とかを除いて43カ所。43カ所の中で、玄関での引き渡しをしているところというのは、博乃会の日吉台、それから南平台だけですね。あと3カ所は両方、つまり保育室で引き渡ししている場合と、玄関で引き渡ししている場合というのがあって、だから玄関だけで引き渡しをしているというのは、もう日吉台と南平台、博乃会の運営の保育園だけなんですね。そのことを考えましても、43カ所の中で、もう博乃会の運営する保育園だけがそういった方針を取っておられるということ。確かに法人の独自性かも知れませんが、子どもの保育、子どもを集団保育する中で、玄関で親御さんと、今日の様子はどうだったかということ。例えば、おうちでは昨日の夜はどうだったかと、朝の朝食はどうだったかとか、そういうことを担任じゃないですけど、やっぱり複数の保育士がそのことを聞いて、帰りには、1日どうでしたかという話を直接聞くというのが当然であって、何か玄関で引き渡す、担当の人だけが子どもさんを引き渡したり受け取ったりするというのは……（「簡潔にしてよ」と呼ぶ者あり）……。私は保育園のあり方、保育のあり方として、どうかなというふうに思いますのでね。その点、ちょっと改めて部長の見解を聞きたいですし、やっぱり、そこをきっちり伝えて欲しい。そうじゃないと、入所は増えませんよ。そのことを申し上げたい。

**平井議長** 簡潔に質疑を。

**平野議員** 質疑しました。

それから、マイナンバーの制度についてですけど、中間サーバーがどういう役目をするかということをご説明いただいたところなんですけどね。この共通番号制度というのは、三つの大きな仕組みというのがあって、一つは個人・団体に個人番号を付けるということ。それから、本人確認のためのカードの交付ですよ、番号を付けて。もう1点が、情報提供ネットワークシステムというの新設ということで、そこで情報を連

携していくということだと思うんですけど、その際に、この中間サーバ・プラットフォームを使って、島本町でしたら島本町の住民のいろいろな情報をコピーしたもの、複製したものを、そこに送る。符号でとおっしゃいましたね、送るということになるわけですから、そうすると、多くの住民の情報がそこに一括管理されるということになります…（「質問して」と呼ぶ者あり）……。そのように一括管理されるということが、やはり大量漏洩に繋がったりとか、例えば治安とか公安、そういう形で閲覧とかを可能にしたりすることがあるわけですから、集中化・共同化を利用するかどうかということについてもね、自治体によって判断できるのではないですか。

**平井議長** 質疑を簡潔にしてもらわんと、そういう意見はいいから。

**平野議員** そういう負担金を払うということは、それは利用しなければできないという仕組みになっていますか。お聞かせください。よろしくをお願いします。

**総務部長** 中間サーバーのことでございますが、ネットワークの中で、それぞれの役割というのはございます。LGWANもかんでますし、それから各自治体のシステムを当然連携する形になりますけども、この中間サーバーはどちらかといえばシステムの中では、ある程度、いわゆる暗号化をしてネットワークに入るというふうな、そういう役割もシステム上は持っているというふうに考えております。

ですから、そういうものに参加しないという部分では、マイナンバー制度には加わらないというふうな形になりますので、国の法律でマイナンバー制度というふう形で推進されておりますので、町としては参加をするという形になります。

以上でございます。

**都市計画課参与** 桜井50号線の買収単価についてでございますが、田についてはすべて、この5万4千円という同じ単価で買収させていただいております。

以上です。

**教育こども部長** 高浜学園の玄関での引き渡しという点につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、臨機応変に、すべての方を玄関でということではなくて、職員に伝えたい保護者の方は、当然、そういう機会も設けられるということでございますので、一概にすべて玄関で受け取って、物のように対応するということではないというふうに思っておりますので。私も始まりましたら、また、その辺の実情というのは十分見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平野議員** 玄関での引き渡しについて、やっぱり保護者の方からですよ、新しい保育園なり認定こども園なり幼稚園を希望されるときに、明らかにこのことが一つのダメージになっているんですね、高浜学園の、選ばないということの。だから、そのことを真摯に受けとめていただかないといけません。ぜひとも、やはり開所してからではなくって、開所する前に、もう一度きっちりとお話をさせていただきたいと、強くそれは要望してお

きます。

それから、J R西側と桜井 50 号線の買収価格のことですけど、今、小西参与のほうで田というふうにおっしゃいました。田に関しては5万4千円。ということは、田ではないところ——どういう名目になりますか——は幾らだったのですか。お聞かせいただきたいと思います。また違うということですか。お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、中間サーバーのプラットフォームのことですけど、この利用するというこの前提で負担金を払われるということですが、私は先ほど佐藤議員のほうにもお答えになってましたけど、個人情報保護などについてはちゃんとやっていくみたいなことを言っておられますけど、この情報提供ネットワークシステムとか中間サーバーとかいうところに大量に、集中的に、全国民の情報がそこに集まる形になるわけですからね。そのことそのものが大きな個人情報保護を侵害する可能性があるというふうに私は思います。バラバラに、個別に管理するから大丈夫ですよ、みたいなことを言っておられたんですね。ところが、そうではないじゃないですか。実際、ここに複製、住民情報の複製を保管・管理するわけですから、集中化・共同化をしていくということについては、やっぱり問題があるというふうに思っております。

それからもう1点ですけれど、地方税システムの改修ですけれどね、改修というか。これも、これからこのマイナンバー制度を使われるわけですが、「地方税法」第 22 条に規定する守秘義務というのがあります。そういったことに、この地方税関連情報について、この情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を、例えば社会保障分野の事務について提供するというこのことについては、何ら問題、抵触はしないということですか。今でしたら、例えば児童手当とか公営住宅の家賃とかで所得証明書をわざわざもらって窓口に出しているということ、これが省けるというふうにおっしゃいますけど、そういったことが守秘義務には抵触しないとおっしゃるのですか。それをお聞かせください。

**総務部長** ちょっと答弁が、後のほうの2点目のほうから答弁をさせていただきたいと思うんですが、マイナンバー制でございますが、「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」の別表に、それぞれ定められておりますので、「地方税法」に関する事項についても、そちらのほうに定められておりますので、こちらで適用があるものというふうに認識をしております。

それから、中間サーバーの件でございますが、9月に予算を提出をさせていただきました補正予算（第4号）でございますね。そちらのほうで、法改正等対応例規整備支援業務という形で、最終的には町の「個人情報保護条例」、その辺の部分が一定、特定個人情報という形で整備されるという形でございますので、その辺は条例、国の法律、そういった部分で個人情報、それらの担保がなされるものと考えております。

以上でございます。

**都市計画課参与** 桜井 50 号線の買収についてでございますが、一部 3 ㎡だけ、宅地として買収させていただいた部分、ございます。

以上です。

**伊集院議員** お疲れのところ、申しわけない。1 答目の答弁で、ちょっと納得いってない部分の再質、させていただきます。

農地基本台帳電子システムですね。先ほどご答弁では一筆ごとに公表という部分いただいたんですが、要はね、当初予算を出されて、一筆ごとに公表していくというシステム改善はわかるんですけど、今回のこの補正の分、追加された分での、項目の何らかの追加があると思うんですね。この点のご答弁をいただきたいんですけども、その点のご答弁が 1 点と、先ほどご答弁にあったように一筆ごとに公表という部分であります、この公表の仕方がインターネット上でされる、また窓口でされる。もちろん、個人情報問題で非公開になるという部分が、確か、しっかりと整備されていなければならないと思うんですけども、その点ですね。例えば、非公開の事例をあげていただいて、きちっとそういう整備ができていますのか。追加の部分もお訊きします。

それともう 1 点、ちょっと訊き方が悪かったのか、四小の下水道切り替えで浄化槽汚泥・汚水、訊き方が上手じゃなかったんですけど、要は下水道前倒しましたので、前倒した部分が、もし前倒ししてなければ、その間にかかる費用というのがあったはずなんですね。前倒ししたので、その分の削減費用がどれぐらいだったのか、ということをお示しいただきたかったのか、その点の確認をさせていただきます。

それともう 1 点、地域手当のほうのお話が出ておりますがね。地域手当、基本的に国のほうでは、人事院勧告でも段階的に今後上げていくという姿勢を出されておりますので、単身赴任手当と地域手当の見直しですね。引き上げされていくということでよいのかという確認を 1 点と、先ほど来、地域手当の支給が人口、数字が出ておりましたけど、賃金指数、現行は 95.0 以上の賃金指数となっておりますけども、今回改正されたら 93.0 以上の地域を支給地域とするという部分でありますので、その点、間違いなく本町も入っているだろうと思っておりますので、確認させていただきます。

**都市創造部長** 伊集院議員の再質問で 1 点目、ちょっと説明不足というか答弁漏れがあつて、大変申しわけございませんでした。

議案書 4 の 24 の農地基本台帳電子化業務ということで、274 万 7 千円の増額補正をお願いしております。この増額に至った根拠でございますが、当初予算におきましては、システム管理をする内容といたしまして、農地の登記簿面積、実面積や所有者の住所・氏名などということで、88 点の項目について予算を計上させていただいておったところでございますが、最終的には所有者の農地に関する意向や、共有地の共有者の氏名・住所などということで追加になる項目がございまして、最終的に 146 点について管理する

必要が生じたということで、58点について増加したということで、それに伴います増額ということで、274万7千円計上させていただいておるところでございます。

それと、今般、システム管理にあたりましては、先ほど議員のご質問ありましたように、インターネット上で公表する項目、それから窓口で公表する項目、また非公開の項目と、いろいろございます。それで、非公開ということにつきましては、先ほど申し上げました共有地の共有者の氏名とか住所、それから賃借ということであれば賃借料等が非公開になる項目となつてございます。非公開となる項目としましては23点ということで、今、整理されておるところでございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 第四小学校の下水道切り替えに関してでございます。

これまで浄化槽でやっておりましたので、年間でいいますと、浄化槽の維持管理費でありますとか汚水・汚泥の搬出、あるいは定期点検というような費用が年間で約160万かかっておりました。これは夏休み中に切り替えが完了いたしましたので、半年分約80万円については要らなくなったということになります。一方、下水道使用料というのが発生してまいりますので、それが約、月10万程度必要になってくるということでございます。それを6ヵ月しましても60万、維持管理が半年で80万ということですので、20万ぐらいは下水道に繋いだことによって安くなったのかな、ということがございます。

ただ、環境面でいいますと、やはり下水道に繋ぐということが一番良いということで思っておりますので、そういった面では第四小学校終了いたしましたので、下水道の切り替えができてホッとしているという状況でございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 地域手当についてでございますが、これにつきましては段階的に引き上げるということで、今回の勧告の内容にはそのようになっております。来年の4月、平成27年4月には今現行の3%から4%、そして平成30年4月に6%ということで、段階的に引き上げるというふうな、そういった状況になっておりますが、本町におきましては、これまで低位に置かれていた、そういった現状等もございまして、高槻市との均衡と申しますか、同じ生活圏の中で物価指数、同一労働、そういった中で高槻市との格差が非常に大きいというふうなこともございまして、本町につきましては平成27年4月から6%に引き上げをお願いするものでございます。

それとあと、地域手当の支給の基準でございますが、これは賃金指数が93.0——これは過去10年間の平均でございますが——以上の地域で、人口5万人以上の市を指定するということとされております。そして7級地につきましては、支給割合が3%でございますが、10ヵ年平均の賃金指数については93.0以上から97.5未満、6級地につきましては6%でございますが、97.5以上から101.0未満というふうな、それぞれ級地区分によって支給割合が指定されておりますが、大阪府内の町村につきましては、特に、いわ



ゆる賃金指数というのが示されておられません。従いまして、中核的な市であります大阪市への通勤者率、これをもとに、今回、地域手当の指定があったということでございまして、本町につきましては現行の3%から6%というふうな形での勧告となったということでございます。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後5時16分～午後5時25分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第77号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第77号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日本共産党町議会議員団を代表し反対の討論を行います。

この4月には消費税の増税、実質賃金は17ヵ月連続減少。就業者人口が増えたとはいえ、非正規雇用が圧倒的であり、先般、政府においては消費税10%増税が見送られたほどの景気の冷え込みといわれる昨今です。さらに、先ほどは島本町において難病者福祉金制度、今まで対応されていた対象者においては半額になるという改悪が示されたところであります。

この議案に対して、質疑の中で一定、私たちの見解は示しております。現時点で、特別職の——議員も含めて、期末手当の増額には賛成しかねるという判断をさせていただきました。従前から、労使合意なき職員の給与・手当・人員等の削減に対しては、私たち会派は消費への影響、冷え込みなど経済の悪循環・悪影響を明らかにしながら、反対の姿勢を示し、同時に発生する特別職や議員の期末手当等の減額等には概ね賛成をしてきた経緯があります。常に島本町の職員、そして住民福祉との均衡を鑑み判断をしてきたつもりです。

今回、後の討論に関わることですが、一般職におかれては人事院勧告改正内容に準じて条例改正が提案され、この点では労使合意に至り、協定書の締結をされて提案されたことは評価しております。また、現給保障という経過措置を講ずるなども含めて賛意を表するものです。

しかし、今回、私たち会派の請求資料でも明らかなように——日No.8ですが、現給保障期間後に給与減額となる職員がおられることなども明らかになっております。これら

を鑑みれば、職員との均衡において期末手当の増額のみという議員報酬の条例改正には賛成しかねます。

よって、反対の討論といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**関 議員** 第 77 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

議員期末手当の支給月数について、一般職との均衡を考慮し、今般の一般職の改正内容と同様に現行からの 0.15 月分を増加させるものであり、年間支給月数を 4.0 月へと改正するものです。しかしながら、年間支給月数については、本町の厳しい財政状況等も総合的に勘案し、一般職と比較して、独自に 0.1 月分のカットを行っており、このことは今回の改正後も継続することとなっております。また、府内町村や近隣自治体においても、大多数の自治体が同様の改正を行うものです。

私たち議員は、選挙で選ばれた住民の代表であり、住民の声をまちづくりに反映させるように努めることが、その責務です。そのためにも多くの住民の声に耳を傾け、理事者側から提案される政策に対して、より住民のためになるような提言を行っていかねければなりません。

島本町議会の議員構成を見ますと、全国 2 位の女性比率に見られるように、女性の視点での意見も政策に反映できる構成となっております、これは大変望ましいものです。しかしながら、本町議会議員の平均年齢は 58.8 歳であり、世代間の割合を見ますと、20 歳代、30 歳代の若い世代を代表した議員が 1 人もいないのが現状です。これには、現職の議員としては非常に言いづらいことですが、あえて申すと、歳費である議員報酬の額が大きく影響しているものと考えます。

私が所属します大阪維新の会では、大阪府など高い議員報酬については身を切る改革を提言し、議員報酬の削減を実行しているところですが、本町議員の報酬月額額は 33 万円で、手取り約 26 万円です。通常であれば、決して低い額ではないと思いますが、しかし、政務活動費がなく、議員活動にかかる費用を自腹で捻出していることや、4 年ごとに選挙があることなどを踏まえますと、現実問題として、子育て世代などの若い住民の方が島本町のことを思い、島本町議会議員という職を専業として志したときに、現実的には配偶者に収入があるか、年金収入があるか、あるいは他の仕事による収入があるかなど、何らかの別の収入の確保が見込めなければ、子育てをする生活そのものが困難であり、立候補を断念せざるを得ないのが現状であると考えます。

そして、現在の本町の議員の方々におかれましても、一定の子育てを終え、なおかつ配偶者の収入、年金収入、他の業務の収入がある方が大半を占めているものと推察しますし、それがあからこそ一定の生活が保て、議員として活動ができていたものと考えます。

しかし、これからの島本町議会としては、若い世代の志のある方を迎え入れる環境を整えることが、本町議会の発展に繋がり、ひいては町の繁栄に繋がるものと考えられます。今後、人口は減少し、自治体間競争はますます厳しさを増します。そのような中で、島本町を居住地として選択いただくためにも、子育て世代をはじめとした様々な世代の方々に議会に参画いただき、各世代の代表として意見を述べてもらうことは大変重要なことであり、そのためにも議員職に専念できる環境づくりは必要不可欠であると思います。

これらの視点からの議員歳費のあり方、適正化について、今後、検討していくべきであるとは考えますが、今回の条例改正については妥当であると判断し、賛成の討論いたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

一般職の職員の給与については人事院勧告に基づいて改定されるものですが、今回の議員期末手当 0.15 月分の引き上げについては、提案理由として「一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するもの」ということであります。

しかしながら、先ほど、難病者福祉金の削減をいたしました。住民の皆さんにとっては非常に影響のあるものです。冷たい、私は町政だなというふうに感じております。そのことに対して批判するならば、やはり自らの議員報酬、期末手当というものについては認められないというふうに思っております。総額で 81 万 1,612 円の議会費の増額になります。認められるものではないと思います。

そもそも、このことにつきましては、11 月の 25 日の全協において諮られておりますね、「議員期末手当についても同様に 0.15 月分上げる条例案を執行部から提出いただく方向で良いか、確認いただけたらと思います」と局長が説明して、議長がお諮りされました。それについていろいろと議論をしたわけですけど、私は議会としては提案すべきでないというふうに申しましたが、最終的には提案という形になったものです。提案そのものを認めるべきではなかったというふうに思います。それは当然、議会がそういった意向を示した場合は、町長としても、執行部として提案せざるを得なかったのではないかとこのように思いますが、私はやはりこういった議員に関わる報酬または期末手当に関しましても、特別職等の報酬審議会でも議論して、住民の意見を聞くという必要性があったというふうに思っております。

以上を申しまして、この提案に対しては反対といたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第 77 号議案に関しまして、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

人事院は、7 年ぶりに給与の引き上げ勧告をしました。経済の好循環に向けた取り組

みだと思います。これはすなわち、国の流れだと思っております。まだまだ、この好循環は全国津々浦々に、この効果を浸透させていっているものではありませんが、先日も経済界、また労働界の各代表との会議も開き、経済界では賃金の引き上げに向けた最大の努力をされると言われておりましたし、政労使会議におきましても、この賃金の値上げに関して合意文書を交わしたとお聞きいたしております。

すなわち、このアベノミクスの効果が少なからず上向きになりつつある、このことを私たちはしっかりと認めることから、今回の議案に関しては賛成といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 77 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の討論します。

まず、先ほども出ましたけど、提案理由の「一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮」して改正するという提案理由につきまして、私は納得がいきません。一般職と均衡を保つ必要があるのかどうかというのは、議員には当てはまらないと私は考えておりますからです。

そして、何よりも期末手当というのは、やっぱり会社に例えれば、世の中の一般の方が期末手当、いわゆるボーナスというふうに捉えるならば、業績手当というのが一般的な考え方で、やはり町民目線で見たら、そういうふうに見られる。確かに、自治体において業績評価するというのは難しい。いわゆる利益がなんぼでというのができないから、非常に難しいんですけども、しかし、そういう見方をする必要が有ると思っております。

そういう意味では、9月議会の一般会計歳入歳出決算においては不認定となった。これはやっぱり一つの、業績評価が駄目だったということでもあります。また、ここ3年、島本町の財政力指数は連続して低下していますし、いわゆる業績という意味では、決して安定的なものではない。そして、常日頃から皆さん、幹部の方は財政が厳しいからと常々おっしゃっています。

そして、先ほども難病者の福祉金もカットした。これはカットというのは、実質的に拡大したからイコールとしても、私は450万ぐらいの金が出せないわけがないというふうに思っております。そういう中でカットしたということも踏まえて、もっと言えば昨年暮れの町営鶴ヶ池住宅の跡地を売却するときにおきましても、非常に不手際があつて、固定資産税300万某かを取り損なつた。こんなことも、これはまさに業績として非常に大きなダメージを与えています。

いずれにしても、議員というのは会社に例えれば私は監査役だというふうな認識をしておりますので、こんなものを値上げするというふうなことは、私はそんな資格はないと思っております。

今回、他の市町村、近隣、北摂市町の例も資料としていただきましたけども、本来、この案を上程するかしないかということで全協でも議論がありました。しかし、結果的

には町長側の提案ということで上程されまして、今回の議論になったわけですけど、能勢町では上程すらしないで否決、いわゆる、しなかった。田尻町では上程して議論した結果、否決されたというようなところもございます。すべてが否決したわけじゃないですけど、そういう意味じゃ、私は島本町としては、少なくとも私は島本町の議員としては、今回、辞退すべきだと思っておりますので、反対します。

以上です。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 77 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対し、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

前に 2 名の方の賛成討論がありましたが、全く同様の内容でありますので、この点は省略させていただき、その思いから、やはり、この島本町の地方議員においても「地方分権改革推進法」、その中で通年議会も実施いたしました。期末手当というのは、在職期間に応じて支給される部分であります。やはり、しっかりとアベノミクスではありませんが、景気を回していくというのが、この島本町にとっても大きなものであり、景気を止めるわけにはいかないと思っております。

もし、反対されて必要でなければ、ぜひとも供託をしていただき、議員を辞められるときにご寄付いただくという姿勢の方もありましたし、過去に。議員・特別職が率先して景気を町内で回していく、本町のにぎわいを取りもどしていく。また町内の所得を上げていく、こういった弱者へのサービスの還元ができるように財源を生んでいくという視点において、賛成とさせていただきます。

**平井議長** 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第 77 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、自民無所属の会を代表して討論します。

今回の条例改正については、人事院勧告の改正内容に準じて改正されるもので、一般職職員の給与改定に伴うものです。平成 26 年度の春期賃上げ改定において、ベースアップをした事業所の割合が増加する等の、賃上げをする動きが見られました。こうした動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となったことから、若年層を重点に置きながら、俸給表の水準の引き上げの勧告が行われました。また、地域間・世代間の給与配分の適正化を図るという観点から、高齢者の給与の抑制や地域手当の見直しが行われました。

そういったことから本町においても見直しが行われ、行政と議員との関係から、また一般職との均衡という点において改正が行われるものと判断し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 77 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

平井議長 起立多数であります。

よって、第 77 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 78 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

戸田議員 第 78 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論をいたします。

人事院勧告に基づき一般職の職員の給与改定に伴い、「均衡を考慮」して改正することですが、多くの課題を抱えた島本町は、特別職の職員の給与を増額するほどに財政は回復していないと判断しています。町長、副町長並びに教育長、3名の期末手当を年間 0.15 ヶ月増額すると、年間の影響額は 38 万 3,777 円とのこと。住民に直接関わる施策を優先するという姿勢が求められるところです。

今回の定例会において、前の議案で、難病の患者の皆さんに対する福祉金の支給額を 1,500 円から 750 円に減額すると、私たちはそういう結論を出しました。町長、副町長、教育長の給与を増額する社会情勢ではないということは明らかです。質疑において、福祉に関わる支出がますます増えていく、行財政改革が必要という町長のご答弁もあった中、このような議案が提出されているわけです。

やむを得ず福祉を削るというには、財政的な危機感があまりにもありません、覚悟がありません。期末手当・勤勉手当、いわゆるボーナスについて、景気回復を背景に民間ボーナスの最近の支給実績を勘案して引き上げるといいますが、給与支給額が増額されているのは、ごくごく一部の民間企業、大手企業に正規社員として努めている人たちであって、市民の生活はますます厳しい状況にあります。

加えて、先ほど他の議員が指摘されましたように、町営鶴ヶ池住宅の跡地売却の手続きに関わる適正ではない手続き、JR 島本駅西土地地区画整理事業の進捗状況、全国的に見て極めて遅れている教育・保育施設の耐震・老朽化対策、さらに高槻市との広域行政に関わる成果、これらを鑑みますと、政策的な成果はなかなか感じられず、これを見ても、やはり特別職の給与の引き上げは適当ではないと判断しています。

特別職の給与の引き上げは行わない、という判断は極めて妥当であると考えていますので、人びとの新しい歩みは本議案には断固として反対いたします。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 賛成の方の発言がないようでございますので、引き続き本案に反対の方の発言を求めます。

**外村議員** 第 78 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の討論します。

反対理由は、先ほど 77 号議案で申し上げましたとおりでございます。期末手当、いわゆるボーナス、今回、町長及び副町長に対する期末手当のアップという提案でございますが、島本町の業績は決していいものではございません。先ほど述べたように、幾つかの指摘がありました。そういった理由で、会社で言えば社長、副社長にあたる町長、副町長の期末手当を上げる理由は全く見当たりません。

以上です、反対の理由は。

**平井議長** 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 78 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日本共産党を代表し討論を行います。先ほど申し上げた第 77 号議案と同様の趣旨において、反対をさせていただきます。

**平井議長** 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 78 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

**平井議長** 起立多数であります。

よって、第 78 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 79 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 79 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

民間ボーナスの最近の支給実績を勘案し、0.15ヵ月引き上げるものです。勤務実績に応じて個人ごとに差がつく勤勉手当にすべてを配分することになります。また、他にも交通用具を使用する職員にかかる通勤手当について引き上げる、ということがなされています。

給与制度の総合的見直しが同時に勧告されていることにより、給与水準を平均で2%引き下げるということも同時に提案されています。給与水準を引き下げることに伴い、地域手当の支給の割合を見直すとなっております。これにより、島本町は3%が6%という地域手当となります。段階的に見直すとされている地域手当を、平成27年4月1日から引き上げるという判断されたことは、これまでの議論を踏まえて妥当と判断しています。

また同時に、質疑では申し上げませんでした。管理監督につく管理職が、平日に深夜に及ぶ長時間勤務を行っている実態があることから、災害への対処などの臨時的・緊急的な必要により平日の深夜に勤務した場合、管理職員特別勤務手当として、勤務1回につき6千円を超えない範囲内の額を支給するというようなことにもなっております。様々な住民サービスが多様化し、職員の皆さんの仕事は本当に厳しく、多忙になっています。超過勤務も大変増えております。

そのような中、これまで7年余り、給与が全く上がるということがなかったような状況で、厳しい社会情勢ではありますが、一般職員の皆さんの給与に関しては反対する理由がないということで、人びとの新しい歩みは賛成させていただきます。

以上です。

**平井議長** 反対の方の発言がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日本共産党議員団を代表し賛成の討論を行います。

先ほどの賛成討論で、条例改正の趣旨については述べられましたので繰り返しません。それに加えて、今回、賛成する基準となるものは労使合意に至って協定書の締結に至られたということで、二つの組合に対し、4回の交渉を重ねられたということにおいて、その努力を認めるものであります。

一方で、先ほど質疑でも申し上げましたとおり、現給保障後、経過措置の後に悪影響を及ぼされる職員の今後の手当てや、あるいはそれにつく非常勤職員、臨時職員の改善も待たないところについては繰り返しますが、あわせて要望させていただきます。

また、地域手当のことについても、今後6%ということが示されておりますが、自治労島本町職組合ニュース10月10日号(第1487号)にも示されたとおり、島本町としても、また地方市町村、政令市、様々な地域間の格差が広がるということについては大き



な課題を残しております。このニュースにも紹介をされております。10月21日、地方6団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）が示された平成27年度予算概算要求等についての発表の中で、給与の総合的見直しについて国が示している地域手当の基準は、隣接市町村で大きな格差が生じ、通勤実態など地域の実情にそぐわず、人材確保の観点からの懸念を指摘し、また地方においては公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない、と指摘をしています。

こういったことも踏まえまして、今後、十分にまた職員団体、また住民の生活水準などを鑑みられて、全体として経済が向上するということを目指しての改善を強く求めまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論いたします。

ご承知のように、今年4月より消費税が5%から8%に引き上げられました。日々の暮らしが厳しくなる中、せめて人事院勧告に準ずる一般職の給与の引き上げは認めるべきものと考えます。

よって、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第79号議案に関しまして、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

討論の内容におきましては、77号議案と同じでございます。今回、二つの組合と締結された、この努力をしっかりと評価したいと思えます。

今後は、労働条件の改善に関する要求、皆さんのこの要求にしっかりと耳を傾けていただきたいことを強く要望し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の討論します。

一般職の方々につきましては、人事院勧告を否定してまで反対する理由は全くございません。妥当なものと思っています。特に、先ほどほかからも出てきましたが、二つの組合とはすでに合意されているということと、地域手当が島本町は3%で、非常に都市部でありながら低いということを前から不満があったということ組合から聞いてましたし、そのことについて、今回6%になった。6%でも、まだ不満な点はあるんでしょうけども、ただ、他の地域、一応人事院勧告では3年間かけて順次上げていこうという指導になっているそうですが、本町は一気に来年から3%上げて6%にするということは、非常に組合員の方々にやる気を起こさせる一つの施策じゃないかと思って、評価

しております。

以上をもって、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 79 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対しまして、自由民主党クラブを代表いたし討論を行います。

各々、各賛成討論がありましたので、一定、その同様内容であります。省略させていただき、今後、日本全体でも公務員の数が減ってきている状況であります。しっかりと島本町職員の皆様にも、また頑張ってくださいますようにご期待を添えまして、賛成とさせていただきます。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 79 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 79 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 80 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算 (第 9 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**平野議員** 第 80 号議案 一般会計補正予算 (第 9 号) に対して、反対の討論をいたします。

1 点目は、先ほどの特別職及び議員の期末手当の引き上げに関する条例について反対するという表明をいたしております。それに関わる予算が含まれているということで、反対をいたします。

2 点目は、共通番号制度に関わるシステム改修や中間プラットフォームの利用負担金などが入っております。これに関しましては、まだまだ個人情報の保護に関する整備などできていないとは思いませんし、住民の皆さんへの説明や、住民からの意見聴取などもできてはいないと思っております。また費用負担についても、地方財政にとっては負担の大きい制度であるということで、費用がかかっているうえに、あまりメリットもないというような制度であるということをお願いしまして、この 2 点で、反対をしたいというふうに思っております。

**平井議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「賛成なのか」他、議場内私語多し)

**佐藤議員** 第 80 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算に対して、日本共産党町会議員団を代表いたしまして賛成の討論をいたします。

今回の補正予算の中で評価できない点の一つは、マイナンバー制にかかる予算です。国の施策であり、町としては何ともできないとはいえ、住民のプライバシーを守る、そういうところではない民間との情報のやりとりを前提とした、この制度です。また、この制度が実施をされる、向かう中で、他の自治体ではコンビニで住民票を出せるようになるなどという話も出る。一方では個人情報の保護と言いながらの、このマイナンバー制度、とても容認できるものではありません。

もう 1 点は、議員と特別職の期末手当。適当な基準がないため公務員の人事院勧告に準じているということに対しては致し方ないとは言え、今回の増額は、当町が学校の耐震化など多額の費用がかかる事業を多数抱えた時期であり、また難病対策の問題での福祉金削減をしたこの議会、こういう時期であることから、職員と同じように増額するという、こういう必要は全くないと思われます。

これらの問題はありますが、職員の人勧完全実施のための予算や、(仮称)高浜学園の運営費用、また第一中学校の耐震補強工事の仮設校舎の設置予算など、ぜひとも必要な予算もありますので、この補正予算に対しては賛成といたします。

**平井議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第 80 号議案 平成 26 年度一般会計補正予算(第 9 号)について、公明党を代表し討論を行います。

補正額は、1 億 5,317 万 1 千円の増額であります。

主に人権文化センター改修工事において、かなりの老朽化による緊急工事とのことでありましたが、これまでの日々の点検状況はどのようになっていたのか、疑問に残るところであり、日々、人が集われるセンターとして、安全管理への意識も再度確認をしていただきたいと思っていますし、またトイレの老朽化もかなり進んでいることから、今後、早急に改善をしていただけるよう要望いたします。

高浜学園については、送迎時、一般質問でもさせていただきましたが、高浜幹線、高浜学園の施設付近等、安全の確保はしっかりと図っていただけるよう、強く要望いたします。環境は、年々変化をしております。高浜学園の建設に伴い、高浜幹線の状況は今後大きく変化するものと考えます。その点、よろしく願いいたします。

町道桜井 50 号線の用地取得費・借り上げ費等に関しては、J R 島本駅関連事業として実施をされ、すでに桜井 50 号線は供用開始をし、全線の通行が可能となっておりますが、一部の区間が買収協議時に相続の関係で持ち分等が確定されていなかったため、買収等

ができなかったという経緯でありましたが、このたび、これらの事柄の解決の目処が立ち、補正予算にあげられたところであります。担当されたすべての方々には、これまでのご努力に対し、深く敬意を表するものであります。

債務負担行為補正の中の第一中学校耐震補強等工事仮設校舎設置事業については、現在、学校現場や大阪府などの関係機関との調整を進めておられるところでありますが、工期が長期ということもあり、子ども達への影響が最小限に止まるよう、ご努力願いたいことを要望し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第80号議案 一般会計補正予算に対する賛成の討論をいたします。

先ほど、77・78号議案で反対した議員及び特別職の期末手当アップが入っているわけですが、この80号議案には他の項目がたくさんあります。だから、これは反対するわけにはいきませんので賛成しますが、一つだけ、お願いします。

マイナンバー制につきましては、いよいよ、こういう予算も計上されて具体的に行われるとすれば、少なくとも、どういうことが今後起こっていくのかということ、ぜひ広報にさせていただくようにお願いします。

それをお願いしまして、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第80号議案 平成26年度一般会計補正予算（第9号）に対しまして、討論を行います。

第9号補正は、1億5,945万9千円を歳入歳出それぞれ追加し、総額106億2,053万9千円とされます。その中の案件におきまして、やはり農地基本台帳システム、補正予算を組まれた追加分、この点の詳細の管理ができていけるということ、一定評価させていただきます。それと、中学校の耐震化においては、仮設校舎において大変大きな額という部分でありますが、やはり補助金の関係等、そういった選択であろうかと存じます。ただ、この点において再度の議論、町長部局の考え方、こういった部分での率先したご努力をお願いしたかったところでありますが、この27年度補助金の部分ということで、一定、致し方ないと考えております。

他に項目も出ておりましたが、他の賛成討論にも入っておりましたので省略をさせていただきます、賛成させていただく討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 80 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

平井議長 起立多数であります。

よって、第 80 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 81 号議案 平成 26 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 81 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第 81 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 82 号議案 平成 26 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 82 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第 82 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 83 号議案 平成 26 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 83 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 83 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 84 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 84 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 84 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 85 号議案 平成 26 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 2 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 85 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

平井議長 起立全員であります。

よって、第 85 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 6 時 11 分～午後 6 時 12 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、お手元に配付いたしましたとおり、田中議員外 10 名から、乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書案が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、第 4 号意見書案 乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤議員(登壇) それでは第 4 号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

(第 4 号意見書案 朗読)

以上、よろしくご可決いただきますようお願いいたします。

平井議長 お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

第 4 号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第4号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成26年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次回は、来年2月27日午前10時から会議を開きます。

今年もあと残り2週間でございますけども、大変寒い時期でございますので、皆さん、理事者の皆さんも含めまして、お体をご自愛いただいて、いい新年を迎えられますようお願いをいたします。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後6時19分 散会)



本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第73号議案 工事請負契約の締結について
- 第74号議案 島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第75号議案 島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について
- 第76号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第77号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第78号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第79号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第80号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第9号）
- 第81号議案 平成26年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 平成26年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第83号議案 平成26年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第84号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第85号議案 平成26年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第4号意見書案 乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月17日

島本町議会議長

署名議員（5番）

署名議員（13番）

平成26年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果	
一 般 質 問	1. 島本町消防の広域化について 2. 広報しまもとの掲載記事について	12月15日 関 議 員	
	「学校施設等」の耐震化について	〃 野 村 議 員	
	1. 税と社会保障の一体改悪—介護保険改悪ストップ・町の年長者移送サービス復活を 2. 水無瀬駅前・住民ホール解体跡地活用は、住民参加の議論を	〃 河 野 議 員	
	1. 入札執行業務の改善、改革について 2. 清掃工場の包括運営に関する検討状況について	〃 外 村 議 員	
	島本町の観光への取り組みについて	〃 佐 藤 議 員	
	1. し尿中間処理施設の広域化を 2. 水無瀬駅前広場駐車場	〃 岡 田 議 員	
	1. 高浜幹線の交通安全対策について 2. 学校施設の整備・活用について	〃 川 嶋 議 員	
	1. にぎわい創造への挑戦！ ～農と文化とブランド戦略～ 2. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う（その2）	〃 戸 田 議 員	
	売却した町有地に建設される遺伝子組み換え施設の環境保全について	12月16日 平 野 議 員	
	ふれあいセンターの図書館の開館日並びに開館時間の拡大を求む	〃 田 中 議 員	
	1. 水無瀬駅前タクシー車庫跡地売却の動向 2. 入札制度の現状と改善策	〃 村 上 議 員	
	放課後の子どもの居場所について	〃 清 水 議 員	
	第 7 号 報 告	平成26年度島本町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について	〃 報 告 を 承 る
	第 8 6 号 議 案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 2 号 議 案	大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意	
第 4 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任	

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1 2 月 1 6 日 適 任
第 6 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	” 適 任
第 7 3 号 議 案	工事請負契約の締結について	1 2 月 1 7 日 原 案 可 決
第 7 4 号 議 案	島本町年長者医療費の助成に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 7 5 号 議 案	島本町難病者福祉金支給条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 7 6 号 議 案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 7 7 号 議 案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 7 8 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 7 9 号 議 案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	” 原 案 可 決
第 8 0 号 議 案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 9 号）	” 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	平成 2 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 8 2 号 議 案	平成 2 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	平成 2 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 8 4 号 議 案	平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	” 原 案 可 決
第 8 5 号 議 案	平成 2 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 4 号 意 見 書 案	乳幼児医療費助成制度の補助拡充を求める意見書	” 原 案 可 決